



平成24年 第5回定例会

会 議 録

(平成24年9月7日～10月3日)

枕 崎 市 議 会

平成 24 年
枕崎市議会第 5 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 27日間（9月7日～10月3日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分	時 間	内 容
9月 7日 (金)	本会議	前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程(日程第4号－第22号) 7 提案理由の説明、質疑 8 予算及び決算特別委員会の設置及び委員の選任 9 議案委員会付託 10 議案上程(日程第23号) 11 提案理由の説明 12 質疑、討論、表決 13 報告(日程第24号－第26号) 14 散 会
		前 11:26	1 議会運営委員会
9月 8日 (土)	休 会		
9月 9日 (日)	休 会		
9月10日 (月)	本会議	前 9:29	1 再 開 2 一般質問(5名) 3 散 会
9月11日 (火)	本会議	前 9:29	1 再 開 2 一般質問(2名) 3 散 会
9月12日 (水)	休 会	前 9:26	1 総務文教委員会
		後 1:09	1 産業厚生委員会
9月13日 (木)	休 会	前 9:28	1 予算及び決算特別委員会(補正)
9月14日 (金)	休 会	前 9:27	1 予算及び決算特別委員会(決算)
9月15日 (土)	休 会		

9月16日(日)	休 会			
9月17日(月)	休 会			
9月18日(火)	休 会	委員会	前 9:29	1 予算及び決算特別委員会(決算)
9月19日(水)	休 会	委員会	前 9:26	1 予算及び決算特別委員会(決算)
9月20日(木)	休 会			
9月21日(金)	休 会			
9月22日(土)	休 会			
9月23日(日)	休 会			
9月24日(月)	休 会	委員会	前 9:19	1 議会運営委員会
9月25日(火)	休 会			
9月26日(水)	本会議		前 9:30	1 再 開 2 議案上程(日程第1号-第4号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第5号、第6号) 6 委員長報告 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第7号-第12号) 9 委員長報告 10 質疑、討論、表決 11 議案上程(日程第13号) 12 提案理由説明 13 質疑、討論、表決 14 議案上程(日程第14号) 15 提案理由説明 16 質疑、討論、表決 17 議案上程(日程第15号、第16号) 18 提案理由説明 19 質疑、討論、表決 20 緊急質問 21 散 会

9月27日(木)	休 会			
9月28日(金)	休 会			
9月29日(土)	休 会			
9月30日(日)	休 会			
10月 1日(月)	休 会	委員会	前 9:19	1 議会運営委員会
10月 2日(火)	休 会			
10月 3日(水)	本会議		前 9:28	1 再 開 2 諸般の報告 3 議案上程(日程第2号-第8号) 4 委員長報告 5 質疑、討論、表決 6 議案上程(日程第9号) 7 提案理由説明 8 質疑、討論、表決 9 継続審査申し出について 10 閉 会

本 会 議 第 1 日

(平成24年9月7日)

平成24年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第1号）

平成24年9月7日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	79	平成24年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）	予算及 び決算 特別委
5	80	平成24年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
6	81	平成24年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
7	82	平成24年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
8	83	平成24年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	〃
9	84	平成24年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）	〃
10	85	枕崎市空き家等の適正管理に関する条例の制定について	総文
11	86	枕崎市暴力団排除条例の制定について	〃
12	87	枕崎市防災会議条例及び枕崎市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について	〃
13	認1	平成23年度枕崎市一般会計歳入歳出決算	予算及 び決算 特別委
14	認2	平成23年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	〃
15	認3	平成23年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	〃
16	認4	平成23年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算	〃
17	認5	平成23年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	〃

18	認6	平成23年度枕崎市立病院事業決算	予算及び決算特別委
19	認7	平成23年度枕崎市水道事業決算	〃
20	請2	米軍輸送機オスプレイ配備の撤回を求める意見書の提出を求める請願	総文
21	陳3	「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の早期制定を求める意見書の提出を求める陳情	産厚
22	陳4	立神岩にしめ縄をかける陳情	〃
23	88	固定資産評価審査委員会委員の選任について	
24	報3	専決処分の報告について	
25	報4	健全化判断比率について	
26	報5	資金不足比率について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員
5 番 清 水 和 弘 議員
7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員
13番 中 原 重 信 議員

2 番 立 石 幸 徳 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 茅 野 勲 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10番 畠 野 宏 之 議員
12番 沖 園 強 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

15番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長
山 口 美津哉 書記
宮 崎 元 気 書記

俵積田 光 昭 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
永 留 秀 一 総務課長
南 田 敏 朗 水産商工課長
本 田 親 行 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
白 澤 芳 輝 健康課長
迫 野 豪 水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者兼事務長
福 元 新 財政課参事兼財産管理係長
天 達 章 吾 市民生活課参事
山 口 英 夫 教育長
上 園 信 一 生涯学習課長
久 保 等 保健体育課長
橋之口 寛 監査委員事務局長
竈 原 均 会計管理者兼会計課長
東中川 徹 総務課行政係長
石 場 博 和 総務課行政係主任

地頭所 恵 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
岩 廣 和 憲 市民生活課長
佐 藤 祐 司 福祉課長
真 茅 学 農政課長
山 口 英 雄 税務課長
俵積田 寿 博 下水道課長
瀬戸口 修 農委事務局長兼農振係長
下 山 忠 志 水産商工課参事
神 山 芳 文 市立病院事務次長
日 高 孝 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
田野尻 武 志 監査委員
児 玉 義 孝 選管事務局長
豊 留 誠 教育委員会総務課庶務係長
山 口 太 総務課行政係主査

午前9時30分 開会

○**依積田義信議長** 平成24年第5回定例会が本日招集されましたが、出席議員15人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから、議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本定例会の会議録署名議員として、7番禰占通男議員、10番畠野宏之議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から10月3日までの27日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第3号諸般の報告をいたします。

監査委員から、6月、7月及び8月執行の例月現金出納検査結果報告書を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、平成24年第4回定例会以後の議長会報告については、お手元に配付のとおりであります。

以上で、報告を終わります。

次に、日程第4号から第22号までの19件を一括議題といたします。

市長提出にかかわる案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算6件、条例3件、人事案件1件、決算7件及び報告事項3件の計20件であります。このうち、人事案件及び報告事項を除く16件について、説明を申し上げます。

まず、議案第79号平成24年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億1,650万円を追加し、予算総額を100億3,260万円にしようとするものです。

地方債の補正は、南薩地区消防組合負担金、補助災害復旧事業に係る追加及び臨時財政対策債の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、財政調整基金及び減債基金の積み立て、枕崎駅舎建設及び駅周辺の施設整備に関する事業補助、国民健康保険特別会計繰出金、地域密着型施設整備事業補助、南薩地区消防組合負担金、補助災害復旧費などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してございますので、省略させていただきます。

だきます。

次に、議案第80号平成24年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ249万7,000円を減額し、予算総額を42億1,495万7,000円にしようとするものです。

補正の内容は、賦課徴収費、後期高齢者支援金並びに医療費適正化特別対策事業及び保健事業費の増額と前期高齢者納付金及び繰上充用金の減額であります。

以上の財源として、繰入金及び諸収入の増並びに国庫支出金、前期高齢者交付金、県支出金、共同事業交付金及び繰越金の減で措置いたしました。

次に、議案第81号平成24年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ247万8,000円を追加し、予算総額を2億9,773万2,000円にしようとするものです。

補正の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金及び一般会計繰出金の増額であります。

以上の財源として、諸収入及び繰越金の増で措置いたしました。

次に、議案第82号平成24年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,388万6,000円を追加し、予算総額を21億4,969万7,000円にしようとするものです。

補正の内容は、介護給付費準備基金積立金、介護給付費負担金等返納金及び一般会計繰出金の増額などであります。

以上の財源として、繰越金、県支出金、国庫支出金及び繰入金の増で措置いたしました。

次に、議案第83号平成24年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,813万5,000円を減額し、予算総額を7億8,743万円にしようとするものです。

地方債の補正は、事業債及び資本費平準化債の変更に伴うものです。

補正の主な内容は、消費税確定申告に伴う公課費及び国庫補助内示額変更に伴う管路施設工事の増額、人事異動等に伴う人件費等並びに終末処理場改築更新事業及び長寿命化計画策定事業等の減額などです。

以上の財源として、繰越金の増、事業債及び国庫支出金の減で措置いたしました。

次に、議案第84号平成24年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的支出において、常勤医師雇用に係る委託料等の増額並びに人事異動等による給与費及び病棟建替事業完了による減価償却費の減額等に伴い、医業費用を1,170万7,000円追加し、平成23年度許可債借入額確定による企業債利息の減額に伴い、医業外費用を76万2,000円減額しようとするものです。

次に、議案第85号枕崎市空き家等の適正管理に関する条例の制定について申し上げます。

これは、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、空き家等が管理不全な状態となることを防止し、もって市民の生活環境の保全及び安全・安心なまちづくりを推進するため、条例を制定しようとするものです。

次の、議案第86号枕崎市暴力団排除条例の制定につきましては、本市からの暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保を図る

ことを目的として、条例を制定しようとするものです。

次の、議案第87号枕崎市防災会議条例及び枕崎市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定につきましては、災害対策基本法の一部改正に伴い、防災会議の所掌事務の改正等、所要の条文整備をしようとするものです。

なお、認定事項第1号平成23年度枕崎市一般会計歳入歳出決算、認定事項第2号平成23年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第3号平成23年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定事項第4号平成23年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第5号平成23年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、認定事項第6号平成23年度枕崎市立病院事業決算、認定事項第7号平成23年度枕崎市水道事業決算についても、それぞれ認定をお願いしてあります。

これらのうち、認定事項第7号平成23年度枕崎市水道事業決算については、剰余金処分計算書案もあわせて提出してございます。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○依積田義信議長 ただいまの提案理由に対し、質疑はありませんか。

○2番立石幸徳議員 私は、ただいま提案された議案の中で、補正予算の関係で幾つか、質疑をしたいと思います。今月13日に、予算特別委員会も開会するような予定になっているわけなんですけれども、本会議においてですね、特に市民に対して、明らかにしておかなければならない、こういった点について、質疑をさせていただきます。

まず、地方交付税の関係で7,878万1,000円が減額補正になっております。これは、本年度、平成24年度の普通交付税の確定に伴うものであるかと思うんですけれども、一体どのような理由で、これほどの大きな減額になったのかですね。財政需要額あるいは財政収入額の面で、どういった算定がなされているのか、明らかにしていただきたいと思います。

そして現在、この地方交付税の関係で、国の赤字国債の発行に必要な公債発行特例法案、国会で成立をしておりますので、9月から国の予算執行を抑制すると。そういったことで、地方自治体に配る地方交付税の支払いを延期、あるいはその、配分日の先送りをするという報道がなされているんですが、枕崎市に関してはですね、こういったことが、どのような影響があると予想されているのか、市民に説明をしていただきたいと思います。

一般会計のほうでは、民生費の県補助金、県の9月補正の予算も報道されておりますが、本市に関しては地域密着型施設整備交付金、これが8,000万円計上されております。小規模特養ホームの整備事業ということなんです、この全体事業費はですね、幾らになるのか。それと、この小規模特養ホームの内容について、本会議で明らかにしていただきたいと思います。

それから、民生費のほうではもう1点、新規事業と思われるんですが、この民生費に関しては、次々と新しい事業が出てくるようであります。今回は、障害者虐待防止対策支援事業といったものが計上されております。この事業の趣旨と事業内容を説明いただきたいと思います。

それから、諸収入の歳入の関係で、農林水産業関係雑入、経営体育成交付金返還金307万5,000円。交付したものがまた返還されるというような雑入になっておりますので、これはどういった事情でですね、返還金が発生しているのか。交付されたものが返還をされたというその事情、経過も含めまして、説明をいただきたいと思います。

それから国保関係の補正（2号）、今回の国保会計の補正（2号）ではですね、かなり従前と違った形の予算編成に当たって、担当課のほうの非常に御苦労の見られる予算になっているかと思えます。一つは、去る5月28日にこの国保補正（第1号）で繰上充用をいたしましたので、そのときの担当課長の説明、今後いろんな改善点を挙げて、その改善策を対応するという、補正（1号）で説明された、いろんなことが今度の補正（2号）に反映されていると思います。

特にその、今まで財源不足を特別調整交付金という非常にこう、見にくい勘定科目で計上していたものを今回、明確に歳入欠陥補填収入というかたちで、1億8,351万6,000円を補正して出しております。この点については、私は非常に評価できるものと、個人的には考えておりますが、この歳入欠陥補填収入も含めまして、本市の国保会計9月補正時点で、累積で財源不足額は幾らになるというふうに理解すればいいのか、この点も説明いただきます。

それから、共同事業の交付金がですね、補正（2号）で、交付金の補正がなされているわけですね。交付金の確定は、毎年2月当初、確定してくるんですけども、この年度途中でなぜ、この共同事業の交付金が補正に至ったのか。この点の説明をいただきたいと思います。

とりあえず、以上、お尋ねをいたします。

○本田親行財政課長 地方交付税7,878万1,000円の減につきましては、7月24日に、平成24年度分の普通交付税が決定されたことに伴う補正でございます。

平成24年7月24日に決定されました平成24年度の普通交付税の額については、33億7,121万9,000円で、23年度の当初算定に比べて、8.5%のマイナスとなったところでございます。

平成24年度の当初予算における普通交付税が予算を下回ったことにつきましては、当初予算における普通交付税の予算計上に当たって、国から示された普通交付税の額の推計に基づいて、推計を行ったところですが、推計の方法につきましては、平成23年度の当初算定時の個別算定経費から地方財政計画における特別枠及び公債費、事業費補正を除いて、0.0%の伸びと示されたところでございますが、実際の算定に当たりましては、大きく下回って決定されたことによるものでございます。

もう1点の、交付税の特例公債法案の成立のおくれによる予算執行に伴う地方交付税の配分の関係でございますけれども、本日閣議決定される予定でございますが、市町村分については、4日交付予定の交付税が、10日に配分される方向で最終調整が行われるものということでございますので、現在では、資金の不足の状況にもございませぬので、大きな影響はないものと考えているところでございます。

○佐藤祐司福祉課長 地域密着型施設整備事業について申し上げます。

まず、内容なんですけれども、この第5期介護保険事業計画では、特別養護老人ホームの待機者が100名を超えているという現状を踏まえまして、介護老人福祉施設と介護老人保健施設をそれぞれ20床増床するという計画を織り込んで作成したところでございます。今回のこの内容につきましては、立神にございますピースフル立神の北側にユニット型として20床を増床するものでございます。全体事業費としましては、2億5,000万円程度を見込んであるということでございます。

それと、もう1点の障害者虐待防止対策支援事業につきましては、障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、いわゆる障害者虐待防止法ですが、これが昨年の6月に成立いたしまして、10月の、今年度の10月の1日に施行されることとなっております。

この法律の目的としましては、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって、障害者に対する虐待を防止することは極めて重要であること等にかんがみ、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利、利益の擁護に資するためとなっております。

この法律の施行に当たりまして、今回の補正予算の内容なんですけど、まず、普及啓発に係るパンフレットの整備、それと虐待の事例が生じた場合の障害者の一時保護費、そして、その後のカウンセリング費用を措置しようとするものでございます。

○真茅学農政課長 経営体育成事業の国庫返納金の関係でございますけれども、これにつきましては、平成22年度、経営体育成交付金によって、農畜産物加工施設を整備したわけでございますけれども、その補助事業の事業継続が困難になったということでございまして、取得した財産

を売却するということになりまして、その売却分の補助率を28.571%いただいておりますので、その部分の307万4,239円を返還するものであります。

○白澤芳輝健康課長 まず、最初に歳入欠陥補填収入の累積での財源不足額、総体で国保会計現時点での、歳入不足額幾らかということでございますけれども、今回の補正をお願いしてございます歳入欠陥補填収入の合計額につきましては、3億2,991万6,000円となっているところでございますけれども、これに平成25年度から県にお返ししないといけない2億5,000万円と、さらに現時点で、国庫支出金、いわゆる療養給付費負担金の平成23年度分の精算返納分がまだ確定はしておりませんが、約2,800万円程度あるということがわかっておりますので、その合計をいたしますと、現在での財源不足額は約6億0,800万円になるものと考えているところでございます。

2点目の共同事業交付金の補正、年度途中で、なぜ補正をしないといけないのかということでございますけれども、これにつきましては5月28日の議会でも、歳入に対する見込みが甘いのではないかという御指摘を受けているところでございます。

また、そういうことで歳入全般にわたりまして見直しを行いまして、国保会計全体の財源不足、幾らになるかということをも市民の皆様にも明らかにしないといけないということで、この額につきましては、共同事業交付金につきましては国保連合会から昨年11月に、平成24年度の見通しというものを案ということでいただいておりますので、国保連合会が出しました、その共同事業交付金の算出に基づきまして、今回補正をお願いしているところでございます。

○2番立石幸徳議員 一般会計のほうでは今後ですね、予算委員会等で、例えば資料等をもとにまた、いろいろ掘り下げてお尋ねする機会もあろうかと思っておりますので、一応保留しておきますが、この国保会計で1点ですね、共同事業の拠出金あるいは交付金、この部分がここ数年、この事業そのものが平成18年の10月からスタートしておりますので、ここ数年、この共同事業の関係のいろんな見通し、かつて、そういったものが本市の国保会計にいろいろと大幅な見込みの狂い、そういったものが発生しているというのが、今までのこの国保の予算審議でもあったわけですね。

で、前回、この24年度国保の補正（1号）のときですね、国保連合会からの確定通知書が、本市に通知されたその、資料要求をいたしまして、拠出金並びにその交付金の確定通知書を24年2月1日現在の資料を出さしてもらいましたが、ここで、市長、副市長が、決裁印を押されていないんですね。私どもに出された資料。で、これほどの4億5,000～6,000万円の交付金、あるいはその拠出金の決裁は、市長、副市長は、やられていないんですか。

○白澤芳輝健康課長 交付申請時点では、交付申請は今の事務決裁上、甲決裁、額によりましてその決裁が定められているというふうに思いますが、確定通知その部分については、課長決裁までだったというふうに記憶いたしております。

○依積田義信議長 ほかにありませんか。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の予算及び決算関係議案につきましては、先例により、各常任委員会から6名ずつ選出された委員12名で構成する予算及び決算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで、予算及び決算特別委員選出のため、10分間休憩いたします。

午前10時0分 休憩

午前10時8分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算及び決算特別委員会の委員の選任については、立石幸徳議員、今門求議員、沢口光広議員、吉松幸夫議員、吉嶺周作議員、牧信利議員、豊留榮子議員、清水和弘議員、茅野勲議員、禰占通男議員、城森史明議員、中原重信議員を指名いたします。

ただいま上程中の案件のうち、予算及び決算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、日程第23号を議題といたします。

市長に、提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ただいま上程されました議案第88号固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員白澤英幸氏は、平成24年10月23日をもって任期が満了となりますが、その後任として牧野政義氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○依積田義信議長 ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用して、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑は会議規則第53条のただし書きを適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

討論なしと認めます。

これから、採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第23号固定資産評価審査委員会委員の選任について、投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○依積田義信議長 ただいまの表決権を有する議員は、14人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に「賛成」と、反対の方は「反対」と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○依積田義信議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○依積田義信議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○**依積田義信議長** 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○**依積田義信議長** これから、開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、開票立会人に、2番立石幸徳議員、3番豊留榮子議員、4番今門求議員を指名いたします。

立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○**依積田義信議長** 投票の結果を報告いたします。

投票総数14票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成13票、反対1票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第88号は同意することに決定いたしました。

次に、日程第24号から第26号までの3件について、市長に報告を求めます。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 報告事項3件について、報告いたします。

まず、報告事項第3号専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した損害賠償の額の決定及び和解について、同条第2項の規定に基づき、これを報告するものです。

次の、報告事項第4号健全化判断比率について及び報告事項第5号資金不足比率につきましては、平成23年度における健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、それぞれ監査委員の意見を付して報告するものです。

○**依積田義信議長** ただいまの報告については、御承知おき願います。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時20分 散会

本 会 議 第 2 日

(平成24年9月10日)

平成24年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第2号）

平成24年9月10日 午前9時29分開議

日程 番号	件	名
1	一 般 質 問	豊 留 榮 子 議員 (16ページ～25ページ)
		立 石 幸 徳 議員 (25ページ～34ページ)
		清 水 和 弘 議員 (34ページ～43ページ)
		禰 占 通 男 議員 (43ページ～53ページ)
		城 森 史 明 議員 (53ページ～62ページ)

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員
5 番 清 水 和 弘 議員
7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員
13番 中 原 重 信 議員

2 番 立 石 幸 徳 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 茅 野 勲 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10番 畠 野 宏 之 議員
12番 沖 園 強 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

15番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長
山 口 美津哉 書記
宮 崎 元 気 書記

俵積田 光 昭 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
永 留 秀 一 総務課長
南 田 敏 朗 水産商工課長
本 田 親 行 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
白 澤 芳 輝 健康課長
迫 野 豪 水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者兼事務長
福 元 新 財政課参事兼財産管理係長
天 達 章 吾 市民生活課参事
山 口 英 夫 教育長
上 園 信 一 生涯学習課長
久 保 等 保健体育課長
橋之口 寛 監査委員事務局長
竈 原 均 会計管理者兼会計課長
東中川 徹 総務課行政係長

地頭所 恵 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
岩 廣 和 憲 市民生活課長
佐 藤 祐 司 福祉課長
真 茅 学 農政課長
山 口 英 雄 税務課長
俵積田 寿 博 下水道課長
瀬戸口 修 農委事務局長兼農振係長
下 山 忠 志 水産商工課参事
神 山 芳 文 市立病院事務次長
日 高 孝 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
田野尻 武 志 監査委員
児 玉 義 孝 選管事務局長
豊 留 誠 教育委員会総務課庶務係長

午前9時29分 開議

○**依積田義信議長** 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御承知おき願います。

これから一般質問を行います。

質問は、1番豊留榮子議員、2番立石幸徳議員、3番清水和弘議員、4番禰占通男議員、5番城森史明議員、6番沢口光広議員、7番吉松幸夫議員の順に行います。

豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○**3番豊留榮子議員** 皆さん、おはようございます。

この9月議会には、日本共産党議員団そろって一般質問に立てるかと思っておりましたが、議員団長であります牧信利議員は欠席ということになりました。8月下旬に鹿大を退院され、自宅で奥様に支えられ、病気の治療に専念される傍ら、新聞や議案書に目を通して、要点を書きとめては私にファックスで送ってくれます。牧議員の熱意も一緒に、私は日本共産党議員団の一員として、住民の福祉と暮らしを守って質問してまいります。

まず、低空飛行、オスプレイの沖縄配備中止についてです。日米両政府は、国民の強い反対を無視して、米海兵隊の輸送機MV22オスプレイを沖縄の普天間基地に配備する計画を進めています。オスプレイは開発段階から、何度も墜落事故を繰り返している欠陥機です。そして6日には、アメリカ南部でオスプレイが緊急着陸をしています。機体に支障が起きたのではないかと言われておりますが、原因はまだ不明で、調査中とのことですが、着陸した地点は、市街地にある教会の裏の空き地。地元紙は同機の胴体が裏庭の木をかすり、自宅が揺れたとの住民の証言を紹介しています。このように、いつ墜落するかわからない欠陥機です。既にハワイの二つの空港では、住民の反対で飛行訓練を中止しています。

このような中で、米海兵隊の輸送機MV22オスプレイを沖縄の普天間基地に配備する計画について、まず、市長の見解をお尋ねいたします。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 沖縄県の米軍普天間基地に配備する計画である米軍新型輸送機オスプレイについては、日本政府として、今月中旬に機体の安全性についての見解を発表するとのこととあります。

日本の防衛上の安全保障に係る問題でありますので、国の動きを見守りたいと考えております。

○**3番豊留榮子議員** このオスプレイの事故についてですけれども、これは本当にアメリカの最終調査報告によりますと、米軍が既に、ことし4月のモロッコでの、これは2人死亡して2人が重傷という事故でした。MV22墜落事故について、人為ミスが原因とする調査報告をまとめています。そして、ことし6月にはフロリダ州で、これは5人が重傷を負った事故です。発生した空軍の垂直離着陸輸送機V、これはVじゃなかった、CV22オスプレイの墜落事故について、操縦士らが機体の位置を誤認し、先行機の後方乱気流に巻き込まれたことによる、これも人為ミスとして、日本側に示しました。

そしてアメリカ側は、機体の問題ではないとして、同機の安全性は確保されているとの認識をこれは表明しました。CV22は、この普天間基地に配備の予定されている海兵隊のMV22オスプレイとほぼ同型だということです。このようにいずれも、事故原因はパイロットによる人為ミスと決めつけていますが、見過ごせないのはオスプレイについて、極めて操縦が難しく、ちょっとしたミスでも大事故を起こす可能性を認めたということです。

このように、構造上に危険なオスプレイを米軍の普天間基地に配備しようとしているんです。基地周辺には、学校や住宅が密集して、ここは世界一危険な場所だとされています。米軍も日本政府も、事故報告書を地元の説明するだけで、10月には沖縄配備の方針を全く変えようとしていません。

これは8月の世論調査ですが、時事通信は58%が配備に反対、そして共同通信では70%が配備に反対と答えています。それは、圧倒的な国民の声になりつつあります。それを証明するのが、昨日開かれました沖縄県民大会、これは全国から参加者が10万1,000人を超えたといえます。そして会場でのカンパ780万円。日米両政府に対して、オスプレイ配備計画を直ちに撤回すること。普天間基地の閉鎖撤去を強く要求する決議を10万人の拍手で採択したということです。

これはもう、沖縄と本土の連帯した力で、オスプレイ配備の方針を撤退させていくべきだと考えますが、市長御自身のお考えをもう一度、確認させてください。

○神園征市長 先ほど答弁いたしましたように、私個人としては、これは日本の安全保障にかかわる問題でありますので、国の動きを見守りたいと考えております。

○3番豊留榮子議員 これは既に、全国知事会では反対の意見を出しているかと思うんですけども、これはもう10月には、沖縄に配備しようということですよ。もうすぐ目の前に迫っているんです。これはぜひあの、枕崎としても、今、本議会にも福永和好さんより、意見書を上げてほしいという請願も出ております。これから審議することですけども、ぜひ市長、地元から、枕崎は関係ないとおっしゃるかもしれませんが、このオスプレイが飛ぶルートをいろいろ決めてはいますが、絶対、関係なくはないと思います。ぜひ、態度をはっきりさせて、意見を上げていただきたいと強く要望しておきます。

次の質問に入ります。

次は、自然エネルギーの開発について。昨年の3・11福島原発事故以来、原発再稼働反対、原発に頼らない再可能エネルギーの急速な取り組みが今、全国で広がっております。

本市は平成14年に、枕崎市地域新エネルギービジョン策定等調査という報告書を作成しておりますけれども、今、10年が経過して、その取り組みの状況がどのようになっているのか、まずお尋ねいたします。

○神園信二企画調整課長 平成13年度に本市が行いました枕崎市地域新エネルギービジョン策定等調査は、いわゆる京都議定書に基づく温室効果ガスの排出抑制を目指した国の方針に沿って策定されたものでございまして、原子力発電等の代替としての新エネルギーの開発を意図しているものではないことを、まず初めに御理解をいただきたいと思っております。

枕崎市地域新エネルギービジョンにつきましては、今後の行動計画としまして、推進プロジェクト、パイロットプロジェクト、民間プロジェクトの3分野に17の事業の実施がうたわれております。当初、市の助成制度により、促進する予定であった民間住宅への太陽光発電、それと太陽熱利用システムの導入につきましては、国・県の充実した助成制度等が確立されたこと、さらには、本市の厳しい財政事情等から本市独自の助成制度は行っておりません。

また、ほかのプロジェクトの状況につきましても、一部NPO団体から金山小学校に寄贈設置されました教材型太陽光発電施設の設置があったほかは、事業実施に至っていないのが現状でございます。

○3番豊留榮子議員 今この、自然エネルギーの取り組みですけども、これをする上でも、この新エネルギービジョンの再検討が今、必要になっているんじゃないかと思うんですけども、その点はどうでしょうか。

○神園信二企画調整課長 再検討の必要があるのではないかという御質問でございます。

確かに、平成13年度に策定しました新エネルギービジョンには掲載がなかったメガソーラー事業の展開を今後検討したいということで、金曜日の全員協議会で発表させていただいております。

このため、適当な時期をとらえた、この新エネルギービジョンの再検討というものは必要であろうというふうに考えておりますが、福島原発事故以降、国の原子力政策を初めとする総合的なエネルギー政策の方向性が見えない現状で、地域がどのような内容のビジョンを持つべきかと

いうところにつきましては、十分な考察と研究、それと加えまして、国のエネルギー政策の方向性の見きわめが必要であろうというふうに考えているところでございます。

○3番豊留榮子議員 先日の全員協議会での市長の報告によりますと、枕崎空港を廃止して、跡地を大規模な太陽光発電事業者に貸し付けるということを検討しているということでしたが、空港の廃止をよくぞ決断されたと思います。これはぜひ、事業者と契約を結ぶときには、もちろん地域経済の活性化のために、土木でありますとか、建設・電気関係など、地元の企業も参加できるように、最初でこの約束をしていただきたいと思いますということです。

一つあの、昨日の赤旗新聞なんですけど、たまたまこのメガソーラー建設を視察という大きな記事が載ってまして、これは岡山県の笠岡というところなんです。もう、御存じかと思うんですけども、これは日本共産党の国会議員団が視察に行ったことが載っている記事なんです。ちょっと読ませていただきます。笠岡湾の干拓地の道路に沿って、1.8キロにわたり、設置されたばかりのソーラーパネルが並んでいました。9月下旬か10月上旬には完成予定で、年間185万キロワット、一般家庭の500世帯分あるんだそうです。発電して、中国電力に販売されます。

メガソーラーは笠岡市が誘致をし、ウエストホールディングス、これは広島にある会社ですが、5億5,000万円をかけて建設をしています。一行を案内した同市干拓調整課の城戸さん、城戸課長によると、市が貸し出す3万7,800平方メートルの土地代は年間24万円、ほかに地元還元で4,000万円相当が、例えば、電気自動車など市の要望に沿って、無償で提供されることになっていると。完成後の雇用の創出では、点検保安要員が1人。同市にメガソーラー建設の希望する企業が殺到しているといいます。このような記事がたまたま載ってましたんで、紹介しておきます。

これぜひ、メガソーラー設置が地元役に役立つものになるようにするためにも、この本市でも当局と議会がですね、一体となって、緊急の調査団をつくって、ここに派遣、視察に行くという、そういう提案をしたいんですけども、これぜひ、御検討いただきたいと思いますと思うんですけど、市長はこのことは御存じでしたか。

○神園征市長 笠岡市につきましてはですね、私、議員時代に、農道空港の視察に行ったことがあります。全く飛行機が飛んでいるような様子はありませんでしたけれどもね。

そのメガソーラーの件については、今、初めて聞きましたけれども、それから、メガソーラーを企業といろいろ協議をする中でですね、もう既に協議は、各社と協議を何回も繰り返したりしておりますが、そのときに私は必ず、地元貢献を考えてくださいよと。工事等は、できる限り枕崎の企業、会社を使ってくださいと。しかも、どっか1社に偏るんじゃなくて、満遍なく発注できるような形にしてくださいといったようなことも、企業にはお願いをしてあります。その他、地域貢献策について、いろいろお願いもしてあります。そのつもりで取り組みたいと思っております。

○3番豊留榮子議員 これはぜひ、力を入れて進めていってほしいと思います。

もう一つ、これは小さな水力でも可能な小水力発電、これを取り入れる考えはないでしょうか。これあの、安い費用でできるということなんですけれども、どうでしょうか。

○神園信二企画調整課長 小水力発電に取り組むお考えはないかというお尋ねでございますが、発電事業を考えますときに、安定した発電量の確保ということが一つ。それと、発電しました電力を需要先へどうやって送電をするのかというふうな、その送電手段の確保が重要になってまいります。

このような状況を踏まえまして、本市において、小水力発電の実施可能性を考えたときに、どのような可能性があるのか。また、可能性が高いのかどうかということは、今後研究を行いたいというふうに考えているところでございます。

○3番豊留榮子議員 これは牧議員の提案なんですけれども、中原地区にあります畑かんの用水

路ですね、これを放出するときに、電力をこう、できないんだろうかというお考えなんです。

これはどうでしょうか。

○**神園信二企画調整課長** ただいまの御提案ですが、放水するときに発電をすると。その時間が今お聞きしたところでは、限られるようですから、そのときだけ発電をしたとしても、これはなかなか電力会社さんとしては、買い取りはしていただけないだろうと、今の制度にはのっからないだろうと。

そうしますと、そこで発電したものを自家消費ということで、発電施設を設けて、送電線をどなたが負担されるのか。発電の供給を受けた方が、それだけのコストを負担できるのかということ等々、さまざまな問題がかかってまいりますので、先ほど申しましたとおり、可能性が高いのかどうかというところで、研究は行いたいというふうに考えているところです。

○**3番豊留榮子議員** ぜひ、いろいろな角度から、検討して行ってほしいと思います。

次に、住宅のリフォーム助成制度についてお尋ねいたします。これは、地域経済の活性化へ波及効果が大きいと大変期待された住宅リフォーム助成制度が4月から実施されましたけれど、その利用状況と今後の取り組みについて、まず、お尋ねしてまいります。

最初に、相談や問い合わせの件数、そして事前審査の件数、これがどのくらいになったのか、お尋ねいたします。

○**依積田清文建設課長** 住宅リフォーム助成制度の相談件数及び問い合わせにつきまして、8月末現在において99件となっています。その中で申請され、審査した件数は74件です。

○**3番豊留榮子議員** 実際に受け付けた件数が74件と言われました。これ個人の利用者と企業が申請された分とあるかと思うんですけれども、その区分はどうでしょうか。

○**依積田清文建設課長** 個人と企業の区別を株式会社や有限会社などの法人事業者とそれ以外の個人事業者とに分けますと、法人事業者が18社で43件、個人事業者が11社で31件となります。

○**3番豊留榮子議員** すると、今回の事業費の総額と補助の金額ですけれども、これはどのようになりましたか。

○**依積田清文建設課長** 8月末現在で受け付けた74件の事業費の総額は、9,974万5,043円になります。これに対する補助金については、784万2,000円となります。不足する額につきましては、今回補正をお願いしてあるところでございます。

○**3番豊留榮子議員** それと、この後、今後の取り組みですけれども、これはどのようになっていますか。

○**依積田清文建設課長** この助成制度は、2カ年で1,300万円の補助を計画しておりますが、今後につきましては、今年度の申請状況や市内の経済状況及び市の財政状況を考慮し、さらに、今年度の事業実施者へのアンケート等を参考にしながら、検討してまいりたいと思っております。

○**3番豊留榮子議員** そのアンケートに寄せられた声などをちょっと紹介していただけたらと思うんですけれども。

○**依積田清文建設課長** このアンケートにつきましては、どういう方法でこの助成制度を知ったのかとか、あと、このリフォームによって、検討した項目とか、その工事についての実施の理由ですかね、そういうことをちょっと聞いておりますが、この情報を得た方法といたしましては、市役所のお知らせ版が多うございました。42件中、29件がそういう手段だったということでした。それから、建設業者からの営業と申しますか、それにつきまして情報を得たというのが12件ございました。

それとリフォームの検討時期と申しますか、その実施理由についても伺っておりますが、リフォームを以前より計画しており、補助金の交付なしでも実施していたという方が、42件中、17件ございました。

それから、このリフォーム助成事業により、この工事を早めた、計画より実施を早めた、この

助成制度にあわせて行ったという方が、42件中、17件ございました。

それから、この助成制度があったために、工事を行ったという方が42件中、6名ございました。それから、1件はこの助成事業があったために工事の量をふやしたという方が1件、それからもう1件は、たまたま中古住宅を購入したために、この工事を行ったという方が1件ございました。以上です。

○3番豊留榮子議員 ありがとうございます。

私も聞くところによりますと、申し込み用紙もとても、そんなに難しくはなく、簡単にできたので、とても利用しやすくなったと。ちっちゃな工事でしたけれども、何かすごくうれしかったという声を聞いております。ぜひ今後とも、頑張っていただきたいと思うところです。

続いて、生活保護制度の改正についてお尋ねしていきます。

今、税と社会保障の一体改革の関連法案の一つとして、社会保障制度の改革推進法が施行されました。医療・介護・年金・生活保護などの大改悪の方針を盛り込んだ法律になっております。

今、日本の貧困率は2011年の政府発表によるところ、16%に達しているといえます。例えば、これは4人家族で月18万6,000円未満で暮らす人の率です。人数によって金額が異なるようですが、しかし、年々、拡大悪化するばかりの貧困が、社会の隅々まで広く深く進行しているということです。そうして、報道されたケースのほとんどは生活保護に結びつけられることなく、生活水準以下の生活を強いられ、体が衰弱し、餓死に至っているものと思われれます。

ですから、日本の生活保護受給率がふえたといっても、人口比わずか1.6%です。諸外国を見てみますと、ドイツで9.7%、イギリス9.3%、フランス5.7%に比べて、著しく低いことがわかります。生活保護水準未満の収入しかない人のうちで、生活保護を利用している人の割合は2割程度だということですから、膨大な人が生活保護から漏れているのではないかと考えられます。

ところが、その辺の防止策が実施されるでもなく、社会保障費が財政負担になっているとして、不正受給対策のみが声高に今叫ばれています。生活困窮者にとって、社会福祉制度がますます使いつらいものとされています。今回の生活保護バッシングもその一つと言えます。

今、芸能人の母親が生活保護を利用していたことから、マスコミが連日のように取り上げて、生活保護全般へのバッシングとなりました。これは法の改正となりましたけれども、この制度がどのように変わっていくのか、お尋ねいたします。

○佐藤祐司福祉課長 この件に関しまして、国・県から市に対しまして、改正の内容に関する通知など、現在のところないところなんですけど、新聞報道等によりますと、厚生労働省は7月の国家戦略会議で、生活保護制度の見直しなどを定めた生活支援戦略の中間案を報告しております。

その中では、生活保護費の増加を防ぐため、扶養能力のある親族から、保護費の返還を求める仕組みづくりや不正受給への罰則強化を盛り込んでおります。秋ごろをめどに最終案をまとめて、来年の通常国会に関連法案を提出する方針だということでございます。

○3番豊留榮子議員 この不正受給者ということで、連日なんか、皆さん、テレビを見るのも嫌だった。どこをつけても、そのことばかり報道されてという時期がいつきあったんですけども、本市においてこのような事例があるのか、またどのように対応しておられるのか、お尋ねいたします。

○佐藤祐司福祉課長 不正受給の質問につきましては、6月議会でもございまして、答弁いたしたところでございます。返還を求めた件数でございますけど、23年度で4件、金額にして113万3,421円でございます。これにつきましては、稼働収入の無申告、過少申告による費用返還の手続をとったものでございます。これらの対応につきましては、ケースワーカーが3人おりますけれども、被保護者に対しまして、聞き取り等の方法で対応しております。

また、収入につきましては、本人からの申告のほか、就職先に問い合わせをするなどして対応しているところでございます。

○3番豊留榮子議員 じゃあまだ、この制度の変更で現在、生活保護を利用されている方への影響というのは、まだ具体的には上がってこないというところでしょうか。

○佐藤祐司福祉課長 先ほど申しましたとおり、まだ中間案が報告されたところまでございまして、秋ごろをめどに最終案がまとまります。

その後、来年の通常国会に法案を提出するということですので、この件に関しまして、どうこうという状態では現在ございません。

○3番豊留榮子議員 この生活保護は、憲法25条で規定された生存権を保障する制度です。

これを締めつけ政策をやめて、ケースワーカーをふやし、生活保護利用者への援助こそ、すべきかと思えますけれども、今、聞きましたら、ケースワーカーが3人ということですが、これはどうでしょうか。

○佐藤祐司福祉課長 6月議会の一般質問の答弁でも申し上げましたが、生活保護制度につきましては国の制度でございまして、日本全国、生活保護法にのっとって実施いたしているところでございます。

ケースワーカーの数につきましては、社会福祉法第16条によりまして、市の設置する福祉事務所にありましては80世帯に1人というのが定数となっております。本市の23年度の年平均の被保護者世帯数は205世帯となっております。現状のケースワーカー3人というのは、定数どおりということになっております。

○3番豊留榮子議員 これは憲法25条に基づいて、必要な市民には差別することなく、保護の決定をすべきと考えますが、これはいかがでしょうか。

○佐藤祐司福祉課長 もちろん、今、質問者の言われるとおりだと思っております。生活保護法には基本原理、そして基本原則というのが載っておりますので、その法にのっとって進めていくのが基本だと思っております。

○3番豊留榮子議員 国民生活の土台をなす生活保護制度、国がしっかりと責任を持って保障すべきと考えますが、市長の見解をお尋ねしておきます。

○神園征市長 生活保護制度に限らず、社会保障制度は国民生活の安定や国民の健康の確保を目的としておりますので、国が責任を持って、制度構築をすべきものと考えますが、しかしながら、今後も少子高齢化の進展に伴う大幅増が、見込まれておまして、社会保障制度の持続可能性に大きな不安が生じているところであります。

こうした中、世代間の公平性を保ち、制度の持続可能性、安定性を確保するために、セーフティネットとして求められる水準に配慮しつつ、給付の伸びを抑えることは必要ではないかと考えております。

○3番豊留榮子議員 ぜひ、市長は市民のほうを向いて、政治を行っていただきたいと思うところです。

次に、通学路の安全についてお尋ねしていきます。これはかねがね、質問しているところですが、県道打木谷白沢津線、中原集落付近の通学路に速度制限を授けてほしいということなんですが、これが7月のスクールゾーン委員会で提案されているということでしたが、市はどのような提案をされたのか、まずお尋ねいたします。

○永留秀一総務課長 御質問の道路については、別府地区のスクールゾーン委員会が7月10日に開催されましたので、当該箇所の速度規制について委員会に投げかけて、出席者の御意見を伺ったところです。

別府地区スクールゾーン委員会は、別府保育園、別府小、別府中のPTAを初め、学校関係者や警察・行政関係者で構成し、保育園、小・中学校の子供たちの交通安全を確保するために、通学路の点検を行い、危険箇所改善の要望を関係機関に行っております。

当該箇所については、今までスクールゾーン委員会での通学路の安全点検でも問題になったこ

とはなく、速度制限の要望が出されたことがないということは、6月議会でも御説明をしたところですが、当日の会議には、私のほうで当該箇所が危険であり、速度制限を行ってほしいとの声があるとの説明を行って、御意見を伺ったところでもあります。

当日の出席者30名ぐらいいらっしゃったんですけれども、当該箇所が危険であるとの声を聞いたり、あるいは危険であると感じている人は1人もいらっしゃらなかったところでもあります。出席者からは、カーブになっているので、ふだんからスピードを出さない場所であり、速度制限がないということを初めて知ったという声もあったところでもあります。

当該箇所については、歩道が車道より1段高く整備されているので、速度制限についての必要性はないという警察の考えでありまして、私どももそのように考えておりますが、スクールゾーン委員会で、今後、危険箇所として、速度規制の要望がありましたら、警察とも再度協議したいというふうに考えているところでもあります。

○3番豊留榮子議員 多分、この出席者の中には、この通路に当たる地元の方はいらっしゃらなかったんだと思うんですね。地元の方が常日ごろ見えていて、危険だよというふうにおっしゃるわけですから。これは下のほうから、別府小学校のほうからずっと上がってくる分には、あれなんですけど、県道のほうから曲がって、この道路に入る場合、急にスピードを出しますよ。とても危険だと感じるということなんですね。

これ、再三取り上げてきましたけれども、委員会に、スクールゾーン委員会でもそのようなことだったということなんですけど、私、腑に落ちないのは、なぜここだけが制限速度がないのか。

県道枕崎知覧線のあの県道にしても、すべて50キロ速度制限がついていますね。あそここそ、広い歩道も中原から大隣に関しては、中原の一部がまだでき上がっていませんが、広い歩道もついていますし、最初から制限速度をつける場所と、通学道路であるのにこの部分だけついていない。この打木谷白沢津線は、ずっと白沢の国道まで制限速度がついているんですよ。なぜなのか。事故が起きないと制限速度をつけないのか。人が死なないと規制をしないのか。今、方向としては制限速度をとっていこうという方向なんですか。その辺をちょっとお尋ねしておきます。

○永留秀一総務課長 警察署のお話では、当該箇所は歩道が1段高くなっているもので、広域農道までは速度制限がありますけれども、広域農道から中原三文字のほうに向かって、茅野方面に行く打木谷線、それについては、もう速度制限を設けていないということでもあります。

それから、南のほうは白沢の国道226までの交差点まで、速度制限があるんですが、あそこについては逆に、速度制限が必要なのかという声も寄せられているというようなことも言っておりました。

それから、別府中学校から山崎へ向かう市道なんですけれども、これも別府中学校から、山崎方面については速度制限を設けてはいないと。

このように総合的に考えて、速度制限の規制は行っているという説明でありました。

○3番豊留榮子議員 この間、全国で子供が交通事故に遭うというむちゃくちゃな事故がたくさん続きましたよね。これは歩道が1段高かろうが、乗り込んで来ているような事故もありました。

この辺のところをよく、今後、考えていただきたい。引き続き、検討していただきたいと思うところです。

では次に、子供の熱中症対策についてお尋ねしていきます。本当に暑い夏でありましたが、9月になってもまだ暑さは続いています。7月に熱中症で搬送された人は全国で2万1,000人を超えるなど、この月としては、過去最多となったようです。

8月も昨年を上回ったと言いますが、そもそもこの熱中症ですが、環境省の熱中症マニュアルによりますと、高温の環境で体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温の上昇を抑える調整機能が破綻して起こるめまい、立ちくらみ、ひどくなると意識がなくなるけいれんなどの症状があり、死に至ることもあります。

この死亡を見てみますと、乳幼児は車内、青少年が運動時、成人は労働時が多いとされ、高齢者の場合は、労働、運動時に加え、日常生活で死亡に至ることが多いようです。このような中で、学校では子供たちの熱中症を防ぐために、通学時や学校内でどのような対策をとられているのでしょうか。お尋ねいたします。

○久保等保健体育課長 児童・生徒の熱中症対策については、管理職研修会等において指導しているところであります。特に、夏季休業前、出校日等を利用して、屋外の暑さを避けること、小まめに水分や塩分を補給させること、小まめに休憩させること等について指導してきました。

また、9月になっても暑さは続いているため、運動会、体育大会に向けての練習に注意するよう指導してまいりたいと考えております。

各学校における通学時や学校での熱中症対策については、帽子の着用の徹底や、水筒を持参させ、体育の授業の前後や、途中に水分補給をさせたり、教室の風通しをよくし、扇風機を有効に活用したりしています。また、保健だよりなど学校独自の児童・生徒、保護者向けの資料を作成、配布し、熱中症に対する啓発を行っているところであります。

○3番豊留榮子議員 これは学校内において、その熱中症の症状が出た子供さんはいなかったのでしょうか。

○久保等保健体育課長 現在のところ、教育委員会のほうに熱中症の疑いということの連絡は入ってきておりません。

○3番豊留榮子議員 この通学時なんですけれども、子供さんたちへのこの着帽ですけれど、これはどのようになっているのか、お尋ねします。

○久保等保健体育課長 全小学校におきまして、通学時には帽子を着用するように指導しているところでございます。

○3番豊留榮子議員 なかなかあの、みんなが着帽しているかなと、そうでもないような気もするんですが、これはお孫さんがいる方々が、とても心配されているんですね。学校へ行くときに、帽子をかぶって行かなくて。これはぜひ、夏の帽子というのは、小学校・中学校あるのでしょうか。

○久保等保健体育課長 各学校におきまして帽子を指定して、通学時に着用するようにしておりますが、中学校の場合、屋外での活動等に利用しているところでございます。

○3番豊留榮子議員 ぜひあの、徹底して熱中症で倒れる子供がいないように、運動会を楽しませていただきたいと思えます。

最後に、子供の医療費の無料化についてお尋ねいたします。子供の医療費無料化は子育ての大きな支えとなっています。本市においては、平成22年の7月から、小学校3年生まで無料となっています。全国的に見ますと、中学校卒業まで無料という自治体が今、半数を占めています。

本市においても、中学校卒業まで無料にする考えはないか、お尋ねいたします。

○佐藤祐司福祉課長 先ほど、市長が申しましたとおり、社会保障制度は全国的にも、今後の少子高齢化の進展に伴いまして、大幅増が見込まれておりまして、制度の持続可能性に大きな不安が生じているところでございます。

本市におきましても、民生費の支出が大きく増大しております現状から、民生費以外のその他の政策との優先関係もありますけれども、財政的にも、単独事業によりまして、中学校卒業まで無料化を拡大する状況にはないと考えておるところでございます。

○3番豊留榮子議員 例えば今の状況で、中学校卒業まで無料にするとしたら、何人子供がいて、どのくらいかかるもんなんですか。

○佐藤祐司福祉課長 中学校卒業まで無料化にいたしますと、約2,000万円が追加で必要になると推計をいたしております。人数につきましては、ちょっとお待ちください。8歳から15歳までで1,600人ほどおります。これは、24年3月31日現在の数字でございますけど、この数字をもとに計算いたしまして、2,000万円程度必要になるという数字を算出しております。

○3番豊留榮子議員 この医療費の無料化は、神園市長が当選されたときに、その小学校3年まで無料になったということで、本当に地域のお母さん方、大変喜んでおられました。

先日もし子供がインフルエンザにかかったときには、本当に大変だったと。3人の子供が一緒にかかればいいけれども、次々にかかるもんだから、結局、1カ月仕事ができなかったということでした。生活は大変で、その保育料の免除をしてもらえないだろうかと相談にも行かれたそうですが、それはできませんと言われたと。

そういうときに、その子供の医療費が無料ということは本当に助かったと言われておりました。これが、中学校まで無料ならどんなに子育てしやすいかということを実感を込めて言われたんですね。これ、市長にぜひ、伝えてほしいということで頼まれました。

今この、町でささやかれているのが、隣の南九州市や南さつま市がですね、中学校卒業まで無料で、これ、引っ越していきたいという方もおられる。そういう声も聞きます。これはぜひ、市長がどのように考えておられるのか。その民生費が膨らんでいくという事実もわかりますけれども、これ、子育て支援で市長はどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○神園征市長 先ほど、課長のほうからも答弁がありましたようにですね、金がふんだんにあれば、そういったことは行ったことにこしたことはない。

だけれども、我が市の支出状況を見ますと、いわゆる民生費が年々増嵩しておりまして、3割が民生費という状況になっているということでもあります。

ですから、医療費のみを取り上げてですね、上げると、中学3年まで無料にすると、それは喜ばれるでしょうが、けれど、その他の枕崎のことはどうなるんだという心配もあります。

その辺のバランスを見ながらですね、やはり考えないといけないことで、私自身はですね、民生費の中身そのものもですね、今のものをずっと持続するというんじゃないかと、あるいは議員の皆さん方からも、この部分はあるいは抑えてもいいんじゃないとか、そういったような提案もあるのかなと、行革委員会なんかにおいて、そういった全体を見ての、考え方を示していただければありがたいけどなど、こう思っております。

○3番豊留榮子議員 市長はそうおっしゃいますけれども、今、町の中でですね、立体の美術、何でしたっけ。あれが段々姿を見せてきましたよね。立体の、風の芸術展の作品が。あれを見る市民の皆さんたちが何と言われているかという、もう数もおびただしいことなんです、よくそんなお金があったねということなんですよね。もっと自分たちのためにお金を使ってほしいというのが、これは今、一般市民の声です。

その点をよくお考えいただいて、切実な声を受けとめていただきたいと思います。

○神園征市長 前々から言われておりますアートのストリートのことには触れられたんだと思いますが、人にはさまざまな意見がございます。あれをすばらしいという市民もいるわけでありまして。

この間も私は、町なかをちょっと車を運転しておりましたら、非常に熱心に一つ一つアートのストリートの作品を写真に写していらっしゃる方が目につきましたので、車をとめて、どちらからいらっしゃったんですかと言ったら、どこどこから来ましたというようなことですね、この町は、見るものがたくさんありますねと。

ですから、先ほど申し上げたように、全体としてのバランスを考えた施策をとっていきたくて思っております。民生費だけが突出するということですね、ほかの面で欠けるところが多くなるんじゃないかと思っております。

○3番豊留榮子議員 その民生費がどんどん膨らんでいくというのは、一個人、市民が悪いわけじゃないんですね。そういう世の中になってしまっているということなんですよね。これは政治家の責任でもあると思うんです。

もちろん、私自身も、そのアートのストリートのアートのそのね、あれを何かすばらしいなど感じながらも、何か心から喜べないというものがあります。駅舎の建設にしてもそうです。

これは一般市民の方が、幾らかでもそういう気持ちになっていただけるような施策をとっていかねばならないと思うんですね。

これは要望にかえておきますけれども、ぜひ市長、もう一度、御検討いただきたいと思います。これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○佐藤祐司福祉課長 先ほどの私の答弁の中で、人数を8歳から15歳まで1,600人と言いました。確かにその数値は正しいんですが、今回対象となっておりますのは10歳から15歳まででございましたので、10歳から15歳までは1,264人でございます。

以上です。

○依積田義信議長 ここで、10分間休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時34分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○2番立石幸徳議員 通告いたしました次第に基づき、一般質問をしまいにします。限られた時間ですので、当局の的確な答弁を最初をお願いいたします。

去る7月の末日、政府の国家戦略会議において、我が国の2020年までの日本再生戦略がまとめられました。エネルギー環境面と健康・医療・福祉の分野、そして農林水産業の活性化という三つの分野に、優先的に取り組んでいくという内容であります。

閣議決定されました日本再生戦略は、全部で11の戦略分野にわたり、450ほどの政策を明記いたしております。これらの政策を実行することにより、約650万人の雇用を創出することになっております。そしてまた、この日本再生戦略の財源を捻出するために、聖域を設けずに歳出を見直し、社会保障費の削減にも切り込んでいくということが、明らかに示されているのであります。

本市におきましては、社会保障費を含む民生費の割合は、今回の9月定例会で報告されております平成23年度一般会計決算報告書によりますと、歳出全体の33.3%で、実に一般会計全体の3分の1を占めるに至っております。

本市の民生費の推移を決算統計で調べてみますとき、平成5年度で18.5%、平成10年度には25.2%となり、平成15年度で28.6%、そして平成20年度が30%の大台に乗りまして33.0%、昨年、平成23年度は33.3%となってきたのであります。まさに、見事に右肩上がりの一直線のラインを引くことができるのであります。本市の一般会計全体規模は、おおよそ100億円前後で推移しておりますが、ここ20数年、さほどの変化も見られません。そして、民生費の経費総額もここ20年間で、約11億円以上の伸びとなっているのであります。

社会保障そのものは、行政の中でも極めて大事な分野ではあります。多種多様な行政需要が発生している中で、民生費のみが突出した形で増嵩をし、他の経費が減少していく事実について、どのように考えておられるのか、最初にお尋ねをいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 先ほど豊留議員にもお答えしましたが、今、御指摘のとおり、民生費につきましては少子高齢化の進展や、国の諸制度の改正などに伴い増大して、歳出全体に占める割合も大きくなってきています。

現在、国においては、近年の急速な少子高齢化の進展等に伴う社会保障制度に係る負担の増大によって、国及び地方公共団体の財政状況が悪化していることなどにかんがみ、持続可能な社会保障の構築と安定財源の確保に向けた取り組みを進めております。

市において、社会福祉費や社会保障費の制約を行うことについては限りがあるところですが、単独扶助費などについても聖域化することなく、歳出全般を見直す中で、財政構造の弾力性を高

め、直面する行政課題や市民ニーズに的確に対応していかなければならないものと考えます。

○2番立石幸徳議員 引き続き、質問を掘り下げていく前にですね、私の立場をはっきりと申し上げさせていただきたいんですけど、その社会保障はどうでもいいとか、そんなものは必要ないという意味で、お尋ねをしていることではございませんので、その点は明確にしておきます。

ただ、これほどですね、民生費のみが突出してまいりますと、いろいろと検討しなければならないことが山積しているんじゃないかならうかと考えるわけです。ちなみに、先ほどは平成23年度決算までの、本市の民生費の推移を申し上げましたけれども、本年度、平成24年度当初予算でも、民生費は35億0,217万円。予算全体の歳出の中では36.5%、さらにアップしてきているんですね。こうなりますと、あれよあれよという間に40%、さらには、この少子高齢化の動向により、団塊世代が前期高齢者といった、そういう状況が出てまいりますと、ひょっとしたら、何も対策なしに手をこまねいていますと50%、歳出の半分も占めるような状況も予測しないといけない。

そこで市長答弁で、大まかな考え方は聞きましたけれどもね、じゃあ、本市のこういった状況をどう打開していこうと検討しているのかですね、具体的に。具体的な対応策を持ち合わせているのかどうか、この点をお答えいただきたいと思います。

○佐藤祐司福祉課長 やはり、見直しとなりますと、補助事業というよりも単独事業という形になるかと思えます。そこで、平成14年度と23年度の民生費中の扶助費というのを比較してみますと、扶助費の歳出総額というのは、約6億円伸びております。そのうち、国の縛りがございまして補助事業は約4億7,000万円伸びてございまして、単独事業は約1億3,000万円伸びております。

ただ、単独事業の内訳を見ますと、老人ホーム措置費で約1億円伸びておりますが、これは従前では補助事業であったものが、一般財源化されて単独事業になったものでございまして、基準どおり、支出がやはり縛られるものでございます。そのほかでも、県の単独事業を受けている重度心身障害者医療費助成制度、また、ひとり親家庭等医療費助成制度など2,000万円ございます。

また、子ども手当の職員分というので1,400万円程度、食の自立支援事業で約500万円程度の増というふうになってきているわけでございます。そのほかの単独事業等を申しますと、例えば、はりきゅう助成、敬老祝金、老人介護手当、おむつ給付事業、父子手当など、10年前と比較しますと、今、申しました五つの事業によりまして、合計しますと1,600万程度見直しを進めてきております。それで、それらのものは減少しているものもありますけれども、見直せないものもございまして、全体では増加しているという状況でございます。

しかしながら、先ほどの答弁の中でもございましたとおり、今後とも見直せるものは見直していく必要があるかというふうに思っております。

○2番立石幸徳議員 今、福祉課長のほうから、具体的な事業名を挙げてですね、考え方もお聞きしましたが、すべての事業にわたって、この一般質問の時間でですね、論議はできません。

そこで、私のほうでは二つの事例についてですね、考え方をもう少し詰めていただきたいんですよ。

一つには、9月の今の時期にですね、出されております敬老祝金支給事業、もう既に先週、対象者の方には祝金が支給されたという情報も聞いているんですが、この平成23年度の決算でも、80歳、87歳、90歳、98歳、100歳以上、それから特別敬老祝金、これ23年度決算で、552万5,000円の事業なんですね。

で、この敬老祝金の事業、対象者1人当たりに、年に1回、5,000円から一番多い100歳の方が3万円と、こういった事業内容なんですが、先進市の事例ではですね、例えば大阪府の枚方市なんか、平成6年度の時期に、この敬老祝金を廃止しております。

その枚方の考え方は後で言うとして、確かにこの祝金を支給するというのはもらう方、非

常に一見すばらしい事業、そういったかたちでやってきたんですが、最初申し上げたこの民生費全体の位置づけ、あるいはその、本市の全般的な財政状況からいって、この事業がですね、廃止をされたからといって、対象者の生き死にかかわることはありません。もちろん、もらえるにこしたことはないんですが、もらえなくなったからといって、困るほどの事業ではない。高齢者と一言で全部をくくりましますけれども、逆に現役の方々よりむしろ裕福な高齢者さえおられるわけです。

そういう状況の中です、ただ一律に祝金という形で、何ら検討も加えずに支給されるのがいかなのか。この祝金事業も確かに従前1回見直しはされました。しかし、ここへ来てですね、再度やはり、大きな検討をすべき必要があるんじゃないかと考えます。

枚方市は、この敬老祝金を廃止しまして、そのかわりに、本当にその弱者救済の事業として高齢者に対して、24時間のホームヘルプサービス事業を導入したと。事業そのものが、本当にその社会保障の名に値する、弱者救済に値するかということを経老祝金事業でも検討をいただきたいと思うんです。住民の満足度が高くてもですよ、自治体を実施する必要はないもの。財政難の時代に、ばらまきの事業に多額の予算を消費する。言いすぎかも知れませんが、ぜいたくな事業は許されないと思うのであります。

時間の関係でもう1点言いますが、もう一つは食の自立支援事業であります。これも本市の単独事業、平成23年度で526万7,900円の決算額。この事業も、いろんな過去、問題もあったんですけれども、自立支援とは名づけておりますが、実態とは大きく違ったものになっているのではないかと。そして現在、民間の事業者の中にもですよ、こういった弁当の宅配サービスを実施して、価格的にもかなり安い。そして、サービス面でもきっちりとなされる、そういった事業者も、たくさん出てきております。こういった事業に、本市の行政が本当にかかわりを持たなければならないのか。精査をする必要があると思うんです。

以上、2点ほど具体的に、考え方を申し述べさせていただきましたが、当局の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○佐藤祐司福祉課長 まず、敬老祝金の件ですが、この敬老祝金の支給につきましては目的といたしまして、高齢者が長年にわたり社会のために貢献し、今日の社会を築いた労苦に対し、感謝の意を表し、長寿を祝福するというものでございます。

先ほど、質問者からもございましたとおり、以前は、支給年齢は75歳からだったんですが、それを80歳に段階的に引き上げ、そして、18年度からは、節目の支給という形で見直してきているところでございます。支給額につきましても、ピーク時には、平成9年度には1,426万程度あったわけでございますけど、23年度は先ほどありまして、553万円程度というふうになっているところでございます。現実的に、この支給等で回ってみますと、非常に高齢者の方が喜んでいただきまして、来ることを楽しみにしているというような状況もございます。

しかしながら、先ほど申しましたとおり、見直しについては毎年考えていかなければならない状況にもございますので、今後、節目の見直しですとか、金額の見直しですとか、そこら辺につきましても、庁内で協議をしていく必要があるのではないかとというふうに考えております。

次の、食の自立支援事業なんですが、これにつきましては平成3年度から始まりまして、引き続き、365日体制など、昼夜対応などを充実してきてまして、平成15年度には5,866万程度の支出があったわけでございます。その後、制度見直し等もございまして、23年度中には利用者負担金の見直しもございまして、一般会計での支出は約500万程度というふうになってきている現状でございます。今後とも、実施をしております社会福祉協議会と連携をとりながら、経費の節減に努めまして、人件費と食材費の部分につきましては、450円での執行を基本に、安心・安全な食の提供に努めまして、合わせて安否の確認も行っていきたいというふうに考えているところでございます。

先ほど、質問者からございました民間の給食提供業者につきましては、福祉課でも検討したことがございます。しかしながら、1週間単位での利用というのが基本でございまして、デイ利用によって急な変更という者への対応が難しいこと。また、一食当たり540円という金額になっております。しかも、平日の夕食のみの提供であるというふうに伺っております。

そういうこと等によりまして、これまでどおり社会福祉協議会と連携をとりながら、金銭的にも増嵩しないように、気を使いながらですね、進めていきたいというふうに考えております。

○2番立石幸徳議員 今、担当課の説明を聞いてですね、私はあの、今はあんまりはやりませんが、昔はやった言葉に、「総論賛成、各論反対」という言葉がありましたよ。何かその、全体的には社会保障費をどうにかしなきゃならないと言いながらですよ、それぞれの具体的な事業の検討となると、全然相変わらずの対応になってしまうのかと、こんな感じですよ。かなり、時間を消化しましたので、社会保障なるものをですね、行政に頼れば頼るほど、住民負担はさらにふえてまいります。既に、社会保障あるいはその社会的な課題といったものを、民間企業がちょっと聞こえは悪いかもしれませんが、ビジネスで解決しようという流れが出てきているのであります。

政治家や研究者より、起業、業を起すですね、起業のほうが社会を変えられるとして、子育てや介護、就労支援、こういった分野にまで、社会起業の動きが起きてきております。決してですね、何もかも、行政が負担をするといったような対応は、既に私は、時代を誤って認識されているんじゃないかと考えますので、また、いろんな決算委員会あるいは行政改革の特別委員会等で、この点も深めていきたいと思っておりますので、次の質問項目に入らせていただきます。

次は、特別会計・企業会計の部分で質問をいたしますが、下水道事業と病院事業について、質問をいたします。この意味はですね、本市の財政が厳しいという中で、財政当局はよくですね、本市財政の厳しい原因として、他市には見られない公共下水道事業や病院事業が荷物になっているんだと。こういう説明をよく聞くんですよ。しかしながら、この二つの事業をどうやって少しでも改善、あるいはその改革していくという取り組みは、はっきり申し上げてほとんど聞かれない。そういう状況の中でですよ、平成26年度から、新地方公営企業会計制度が本格適用されまして、例えば、今までの公営企業に勘定科目してございました借入資本金も負債勘定にいたすと。一層、民間企業の会計に近づけるといことですね。こういった動きも出てきております。

最初に、下水道事業の件であります。本市の下水道事業は地方自治法第209条第2項の規定に基づきまして、枕崎市の条例でもって、一般会計とは別個の独立した予算によって規制をし、収支経理をするため、官庁会計方式の特別会計として位置づけがなされているんです。しかし、この公共下水道事業を地方公営企業法第2条に規定する任意適用事業でもございますので、地方公営企業法の適用事業として、企業会計方式により、収支経理をすることもでき得ます。

そこでこの、企業会計方式と官庁会計方式を比較したときですね、何が大きく違って来ると申し上げますと、企業会計では複式簿記でございまして、貸借対照表と損益計算書を作成しなければなりません。このことが重要なこととございまして、バランスシートと損益計算書を作成するという時点で、会計方式の変更以上の大きな相違点が発生しているということでもあります。

それはですね、バランスシートに計上された資産や負債、これは将来的に得られる事業収入から回収、あるいは返済されるものでありますので、下水道事業の継続を前提としているわけでありまして、事業の継続性という視点から積み上げた、例えば終末処理場などの資産をどう維持していくのか。老朽化施設の改築更新への対応として、減価償却費の計上も必要となっております。

いずれにしても、将来的に企業が健全に継続していくことを、企業会計方式は認識をさせることにつながっていくんですね。

現在のような、今の本市のような特別会計では単式簿記ですから、現金主義のいわゆる官庁会計方式のために、ただ一年間だけの歳入と歳出しか評価をいたしません。歳入から歳出を引いて、

その足りない部分は、赤字分は一般会計から繰り入れたり、あるいはその繰り入れがふえてきますと、数年前の本市でやったその使用料値上げと。この繰入額も本市では既に、昭和59年から下水道は初めて、繰り入れ100億円以上になっているんですね。こういった下水道事業を相変わらずやっても、経営改革にはつながらんですよ。

そこで、総務省においても、この地方公営企業法の改正、見直し作業が進められてきてましてですね、これまで、地方公営企業法の任意適用が認められた下水道事業においても、地方公営企業法の全部適用が義務づけられるような、そういった動きも出てきております。そういう動きを事前に情報収集した、例えば、本年度でも静岡県富士市、あるいは神奈川県茅ヶ崎市といったところは、本年度、平成24年度から官庁会計方式から、企業会計方式への移行の必要性を認め、企業会計となっているんですね。

こういった背景を踏まえて、本市としては早急にこの、会計方式への移行を検討すべきであると思うんですが、どのように考えているのか、お尋ねをいたします。

○依積田寿博下水道課長 地方公営企業年鑑の資料によりますと、平成22年度末現在で、地方公共団体等が経営する下水道事業が3,637事業ありまして、その中で、法適用企業が406事業、率にしまして11.2%、法非適用企業が3,231事業となっております。

また、県内におきましても、下水道事業を実施しております市町村につきましては17市町であります。その中で、法適用企業を導入しているのは、鹿児島市の1市であります。で、公共下水道事業に、現在、特別会計でございますけれども、これを企業会計方式に導入するメリットといたしましては、企業会計は官公庁会計に比べまして、経営判断が行いやすい。下水道施設を社会資本資産として適正な財産管理が行える。財政上の運営で弾力性と機動性がある。消費税の節減効果があるなどが挙げられ、導入によりまして、経費の節減効果や収支バランスの安定化等が図られるなど、これからの下水道事業を将来的に継続し、健全財政を推進する中で、下水道経営の向上につながるものと考えております。

法適用に関しましては、固定資産評価やシステム構築の事務が発生しまして、また、準備のための移行期間をどう設定するか等の多くの課題があります。

また、総務省の通知によりますと、法適用に際し、小規模事業の場合、財政規定の適用により、事業量の増大や人材確保等の負担増等を考慮し、自治体の実情を踏まえて検討することとありますので、これらの動向を見きわめながら、法適用導入に関する情報収集や調査・研究等を行いながら、庁内関係課で協議・検討してまいりたいと思っております。

○2番立石幸徳議員 最後のほうでは、検討はするということなんですけどね。私は、もう遅いんじゃないかと思うんですよ。

下水道事業を企業会計方式にした場合の効果、これは幾らか今、課長のほうから説明もありましたけれども、まず、何と言っても、事業の経営状況を明確に把握しなきゃならない。経営の第一歩ですよ。例えば、本市の下水道、40億の起債残高を持っているわけです。こういったものも、決算報告書には、下水道のですよ、なかなかお尋ねをしないと出てこない部分ですよ。

それから、課長説明になかったですね、効果として、企業会計は発生主義を採用する。つまり、現金の収支の有無にかかわらず、経済活動の発生という事実に基づいて、経理記帳をしますので、出納整理期間がなくなって、決算確定が2カ月早くなるわけです。その決算の状況を事業運営にすぐ活用できるという、非常にスピードアップした事業経営もなされる。

そして、最後にですね、この一番大事な企業会計の効果というのは、下水道使用料の適正化、つまり、下水道使用料の原価というものを明確に、企業会計上ははっきり認識できるということですよ。数年前の料金値上げでも、ただ不足額を収入で賄うといった、本当は下水道使用料の原価は幾らなのか。水道事業の場合は、上水道の場合はですよ、この辺は的確に原価は幾らだと出てまいります。今の本市の下水道事業では、使用料原価は幾らかと聞いても、大体その、会計方

式がそういうことになっていないから、示されないんですよ。

それから、あとその、資本費平準化債について起債措置ができるようになるとか、下水道事業にかかわる資産の有効活用が図れる。こういったものもございましたが、課長の説明にもありました、消費税の節税効果があるということなんです。これは、先進自治体ではこの点を非常にクローズアップしております。

で、そこで消費税については、さきに消費税の法律も成立いたしましたして、今の5%から、14年の4月が8%、そして2015年10月からは10%と、こういった倍の税率アップが見込まれるんですが、この消費税のですね、節税効果については、実際、担当課としてはどういうふうに認識されて、どれぐらいの節税効果があると思込まれるのか。この点について、お尋ねをしておきます。

○依積田寿博下水道課長 現在の公共下水道事業特別会計の場合におきましては、国庫補助金や一般会計繰入金につきましては特定収入となりまして、消費税の課税対象となっております。

法適用となった場合、一般会計繰入金等のうち、減価償却費に充当されるものにつきましては、特定収入以外の賦課税収入となるために、消費税納付額が減少する等の消費税の節減効果があると考えられますけれども、具体的には、減価償却費に充てる一般会計繰入金等の部分がわからないため、現状では、明確な試算はできていないところでございます。

○2番立石幸徳議員 ですから、その辺もですね、もう他市は消費税がこれから倍になる。そういうことも見越して、きちっと数年かけて、この会計方式を移行しているわけですので、その、試算すらできないといったような本市の実態は、情けないですよ。これはあの、何ら市民にとっては実にありがたいシステムになっていくわけですので、この辺についても、また後もって報告できるようにしておいていただきたいと思います。

次に、病院事業のことでお尋ねをさせていただきます。

本市の市立病院事業につきましては、平成19年12月にですね、総務省が全国の公立病院が大体7割以上が赤字だと。こういったことから、公立病院改革ガイドラインの通達を行いまして、すべての公立病院を有する自治体に対して、平成20年度中に改革プランを策定することを求めてまいったんですね。

枕崎市立病院においては、そのとき、地方公営企業法の財務規定のみを適用する一部適用企業として運営されていたものを、公営企業法の全部適用に移行いたしました。その公営企業法の全部適用の考え方として、その一部適用では病院経営に精通した専任の事業責任者が配置されていない。それから、人事・財政・経営の権限が分散しており、経営責任が不明確である。職員の経営意識、コスト意識が希薄になりやすい。4点目に、一般公務員と同じ給与体系であって、経営収支と連動しない年功序列的な給与体系であると、医療に関する専門的な知識を有した事務職員などの配置、育成が進まない。最後に、診療報酬改定など、国の制度改正や患者動向などへの迅速な対応ができない。こういったその、一部適用ではでき得ない点を改善しようということで、平成21年度から、公営企業法の全部適用を実施したんですね。

それから以降、現在3カ年経過しておりますが、まずこの地方公営企業法の全部適用の成果を現時点で、どのように整理をされているのか、最初にお尋ねをいたします。

○園田勝美市立病院副管理者 ただいま御質問がございました、地方公営企業法の一部適用から全部適用に移行した成果ということでございますけれども、法に基づきまして、まず市長から事業管理者のほうに多くの権限が移譲されたということで、特に病院の場合は、2年に1回の制度改正等がございますけれども、その制度改正等に対しまして、迅速な対応が可能となったということであると思います。

若干、具体的に申し上げますと、例えば施設基準等に不足する医療従事者がいる場合につきましては、その独自の採用を病院ができるようになったということ。それと、いろいろな契約につき

ましては、すべて事業管理者のほうで契約の締結ができると。さらに、昨年、一昨年につきましては建設工事をいたしましたので、工事費に対する一時的な資金不足というものがございましたけれども、この一時借り入れにつきましても、事業管理者の権限でできるというようなことで、ほぼ院内で経営に関しては決定し、執行ができるということが成果であろうというふうに考えております。

○2番立石幸徳議員 今、説明のあった部分については、確かに成果として認められるんですけどもね。本市の公立病院の、市立病院の改革プランと3カ年の実績を対比いたしますと、まずその、純利益の関係ではですね、平成21年度がプランでは696万4,000円、実績が4,171万3,000円ということで、この21年度については、かなりの計画以上の収益になったんです。

しかしながら、22年度1,400万ぐらいの見込みに対して3,900万の実績、23年度は結果的に、特別損失もあったんですが、8,800万円の赤字と。この21年、22年につきましてもですね、実はその、一般会計の繰り入れ、交付税措置が計画になかった部分が発生しまして、21年度2,300万ぐらい、22年度が3,600万ぐらいの交付税措置があったんですよ。

こういった、その交付税措置を省きますとね、改革プランとの実績との比較では、利益のほうที่足りない。特に、この改革プランでですね、経費を下げっていく計画だったんですが、実はそのプラン以上に経費自体が上がってきているんです。

そういったことも踏まえてですね、病院経営というのも今後の状況も考えますと、かなり厳しいものを予測しなきゃならない。この23年度の決算報告書を見ましても、24年度末も、今の時点で1億円以上の損失を見込んでいますよね。

そういうときにですね、本市の病院の経営状況をどう改善していくかというときに、公的な病院の立場を保持しながら、民間経営手法を取り入れるという、いわゆる地方独立行政法人化、これが注目をされてくるんじゃないかと思うんです。独立行政法人への移行そのものはですね、この総務省がガイドラインを示した時点でも、かなりのところが採用しているところもございます。

総務省自身が、公営企業法の全部適用で成果がなかった場合には、より一層、経営を、改革を進めるための地方独立行政法人を採用させていくんだという見解も出されているんです。そういう背景もありますので、この点については、病院のほうではどういうふうに考えているのか、お答えをいただきたいと思います。

○園田勝美市立病院副管理者 市立病院の地方独立行政法人化の件でございますけれども、確かに、平成19年12月の総務省の通達の中では、経営形態の見直しの一つとして地方独立行政法人、あるいはそれ以外では指定管理者制度、民間譲渡というものがいろいろと示されていることは、御案内のとおりでございます。

ただ、現在、全部適用に移行いたしまして、3年を終え、今4年目ということになっておりますけれども、これまでの経営あるいは運営の中については特段の不都合がないということで、現時点で、地方独立行政法人化の具体的な検討はしていないところでございます。

ただ、全部適用が最終的な経営形態というふうには思っておりませんので、今後、独法化するしないにかかわらず、ある程度、資料収集というものはしていかなければならないだろうというふうに考えております。

○2番立石幸徳議員 なかなか行政の対応というのはですね、非常に周りを見て、慎重にという意味合いでは、必要なんでしょうけれども、もう23年度も8,800万の赤字を出しながら、そして将来的にもこの、新しい病棟をですよ、建てて、どうやって経営していくかというものについては、そういったものは検討はやっとしても、別段それを取り組む事態は、また考えとしまして、検討すらこれからだと言われたんでは私は遅いと思いますので、早急にこの点も独法化のほうも進めるような方向で、考えていただきたいと思います。

時間の関係がございますので、次の質問項目でございます議会提出資料の不整合について、お

尋ねをさせていただきます。

これは、さきの6月の定例市議会にですね、提出されました株式会社枕崎お魚センターの第20期の決算報告書の最終ページに記載してございます平成23年度の予算額と、1年ほど前に本市議会の9月定例会に出された第19期の決算報告書の全く同じ平成23年度の予算額が、6カ所において計数が違ってきているんですね。特に第19期、つまり1年前の報告書では、営業利益をマイナス99万4,000円計上したんですが、第20期のさきの6月議会でもらった営業利益は、プラスの224万1,000円と黒字になっているんですね。

私が、余り細かいことをあら探しをして言う気は全然ないんですけども、1年前のいただいた報告書では営業利益を100万近く赤字と。1年たって、同じその23年度予算が営業利益を220万以上黒字と。どういった経過で、このような資料提出になっているのか、まずその点を説明いただきたいと思います。

○下山忠志水産商工課参事 平成23年度予算額について、売上高が平成23年6月に提出いたしました平成22年度決算報告書では1億5,661万5,000円、平成24年6月に提出いたしました平成23年度決算報告書では1億5,985万円と平成23年度決算報告書の数字が323万5,000円大きく、また、雑収入は平成22年度決算報告書では565万7,000円、平成23年度決算報告書では242万2,000円と、反対に、平成23年度決算報告書が323万5,000円小さい表示となっております。この額は、平成23年度に取り組みました地域人材育成事業の平成23年度の収入となる額でございます。

簡潔に説明いたしますと、平成22年度決算報告書では、雑収入で計上してありました地域人材育成事業収入額323万5,000円を平成23年度決算報告書では雑収入で計上せず、売上高に計上したということであります。

平成23年度の決算報告書作成の際、平成24年度予算作成に当たり、地域人材育成事業の支出となる給与や旅費及び販売促進に係る経費が販売費一般管理費として処理されるされていることから、その分の収入を雑収入として計上することは好ましくないと、会計事務所のほうから御指導いただき、平成24年度予算ではそのように策定し、平成23年度予算についても比較できるように、そのように表示したということであります。

売上高の右の摘要の欄に、「人材育成事業含む」と表示いたしておりますが、説明が不足していたようでございます。今後、このようなことがないように十分な配慮をいたします。

○2番立石幸徳議員 説明が不足していたようでございますということで結んだんですけどね、それはいつ、説明をすることになっていたんですか。つまり、私が問題にしたいのはですね、最初も言いましたように、この決算報告書なるものは、どういった性格のものかということですよ。

ただ、会計事務所の指摘を受けて、そういうふうに変えましたと。そういうことでございます。説明が不足って、何も説明すらしていませんよ。不足どころじゃないんですよ。説明は、ないんですよ。

つまりこの、一番の基本はですね、お魚センターの予算書については、過去にも同様の訂正がしばしばあったんです。にもかかわらずですね、相変わらずこういった状況でくる。この決算報告書に予算を書くということ自体の、その意義、意味ですよ。

これは何のために大体その、議会でこういったその、報告書に予算、それから決算はもちろんですけれども、掲載して出すという、その意義はどういうふうに認識しているわけですか。

○下山忠志水産商工課参事 本年6月に報告をいたしました、平成23年度の決算報告書を提出する際に、説明書きを、今の私が説明いたしました説明書きを添付して、表示すべきであったろうというふうな形で考えております。

○2番立石幸徳議員 答弁になっていないんですよ。

つまり、私が質問に通告したのは自治法の施行令において、この議会へ、市が出資している分

の事業の計画及び決算は出すようになっているんですよ。

じゃあなぜ、そういった法的な根拠ですよ、出されてくる書類。これを、こういった事情ですの、会計事務所の指摘を受けて、変えてございますと、いただくほうはそうですかというわけにいかないですよ。従前、これはきちっと訂正の文書を出してですね、まあ言ったら差しかえ。そういったものをするきちっとした文書なんですよ。そういった認識はないわけですか。

○地頭所恵副市長 先ほど、水産商工課の参事から御説明をいたしましたとおり、22年度の決算報告の時点では、この県の地域人材育成事業の費用については、雑収入の中に入れて計上しておりましたので、そのように報告をさせていただいたところでございます。

その後、23年度の決算報告書の際には、この費用につきましては、本来その、販売費とか、一般管理費とかに出ている人件費等に充てるものであったのを営業外の雑収入という形ではすべきではなくて、売上高のほうに上げたほうが実態に合っているということで、会計事務所から指摘を受けましたので、実態に反映させた形で、24年度の予算・決算を合わせて、修正をしておりましたので、それと比較するためには、23年度の予算額も、それに合わせた形で表示をさせていただいたほうが、比較がしやすいということで、そういう形で報告をさせていただいて、摘要欄に「人材育成事業含む」と、書かせていただいたところでございます。

その摘要欄の説明を十分できなかつたという点ではですね、私どもの説明が不足したところはあるかと思いますが、決して誤った報告をしたわけではございませんので、御理解をいただきたいと存じます。

○2番立石幸徳議員 私は、内容の説明を求めているんじゃないですよ。つまり、1回ですよ、きちっと提出したそのいわゆる計数、予算がですよ、どういう事情があつて、内容の変更があつて、変えたんなら、その時点で明確に、その点を説明しないといけないんじゃないんですか。

従前もこれは、差しかえまで起きているんですよ。このまま置いとくと、23年度の予算は赤字の予算と黒字の予算が二つあつたと、そういう結果になりますよ。そうじゃないですかね。いや私は、文書提出のことを問題にしているんですよ。内容説明を求めているんじゃないんです。

○地頭所恵副市長 文書提出の訂正等につきましては、後ほど議会事務局と協議をさせていただきたいと存じます。

○2番立石幸徳議員 これは、協議すべき問題じゃないですよ。違っているんですからもう、そういう方向で訂正文書を出すと、そういうふうに確約していただきたいと思います。

時間もありますので、最後の漁港関係でですね、8月の13日に、本市と同様の特定第三種漁港でございます東北地区の八戸あるいは気仙沼、塩竈、石巻並びに銚子といった漁港が高度衛生管理型の漁港の計画を発表してございますが、本市については、去年の4月末にこの計画は、発表されたんですよ。その後、どういった進捗になってきているのか。

特にこの、単に高度衛生管理といいます、この高度なるものの範囲が、レベル1からレベル3というようなものまであるみたいなんです、本市の場合はどのレベルを目指した計画になっているのかですね。レベルの内容もあわせて、最後に時間はあまりありませんけど、説明をいただきたいと思います。

○南田敏朗水産商工課長 枕崎漁港の高度衛生管理型の取り組みにつきましては、現在、ハード整備につきまして、水深9メートル岸壁整備に向けて、航路及び泊地のしゅんせつ工事を行っているところでございます。間もなく、高度衛生管理型荷捌き所の基本計画の発注を行い、12月ごろから、建設予定地のボーリング調査に入るというふうに聞いているところでございます。

ソフト面におきましては、平成22年度から平成23年度まで、荷捌き所を高度衛生管理型にするために必要なフォークリフト、落とし台、船からこちらに、陸側に落とすときの落とし台でございますけれども、その質とかその機器類の改善策、それから鳥獣類の侵入防止対策等の衛生管理対策、及び水産物の品質管理並びに作業環境等について検討を行ってきたところでござい

す。

枕崎漁港における衛生管理基準につきましては、大腸菌を食中毒菌と想定しまして水環境、作業環境、品質管理など、食中毒菌が混入する可能性のある項目について、対策を整理したものでございまして、安全性や取り組みの持続性、品質管理の状況に応じてレベル1からレベル3の段階に分けられております。

これにつきましてレベル1というのは、水産庁が提示した管理基準の概要の中では、食中毒菌の混入を防止するため、危害要因となり得るすべての項目において、必要最低限の措置が行われている漁港、レベル2につきましては、各種対策により、食中毒菌の混入のないことが確認されているとともに、効果の持続化が図られている漁港、レベル3につきましては、衛生管理に対する総合的管理体制が確立されている漁港というふうにされております。

枕崎漁港は、平成27年度の高度衛生管理型荷捌き所の開設を機に、EU等の輸出基準に対応するレベル3を目標にしているところでございまして、今年度、平成24年度につきましては、加工組合や漁協、荷役会社、冷蔵庫業者等、関係団体で構成する枕崎地区水産物品質管理水準向上協議会を組織いたしまして、水産庁の助成事業であります水産物フードシステム品質管理対策構築推進事業で、水産物の取り扱い現場の実態調査や衛生管理講習会を実施しながら、将来的な地域HACCP取得を視野に、業界を挙げて取り組んでいるところでございます。

○依積田義信議長 ここで、午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時37分 休憩

午後1時9分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

○5番清水和弘議員 皆さん、こんにちは。

もう皆さんも眠気がきとるみたいな人がおりますから、眠気が覚めるような質問をしていきたいので、よろしくをお願いします。

さてですね、7月28日開かれた三島ヨットレースでは、みしまカップヨットレース実行委員会の方からも称賛をいただき、本市の活性化について、今後につなげるよい機会を得たと喜んでいるところであります。今後においては、非常に多忙な市職員の方にはできるだけ迷惑をかけないように、民間が中心になって実施していこうと考えているところであります。

ところで、7月初めの読売新聞報道によると、山口県防府市長は、退職金8割削減を議会で可決されたとのニュースがありました。この防府市の財政状況はといいますと、財政力指数は0.87。この指数は1を超えると、普通交付税の措置を受けなくてもよい財政力豊かな市であるということです。そして、将来負担比率については29%、本市は改善して160%ですよね。

このように、財政力豊かな市長までが、退職金の8割削減を認めている状況にあります。

また、橋下大阪市長は、平成24年度ボーナスを42%カット。大阪市議会議員よりも、低いボーナス額で、そして、さらに退職金は84%カットを申し出ております。

この経済財政改革の基本方針2007。ここに閣議決定された内容は、経済成長を維持しつつ、国民負担の最小化を第一の目標に、歳出改革に取り組み、対応し切れない社会保障や少子化などに伴う負担増については、安定財源を確保し、将来負担への将来世代への先送りを行わないようにするとなっております。

本市の財政状況を見ると、市債残高は約180億円。その内容については、一般会計110.3億円、下水道会計40.4億円、水道会計21.1億円、病院会計6億円。また、9月の本会議での答弁で、国保会計赤字が6億0,800万円との説明もありました。そして、国民健康保険基金はゼロになっております。

経常収支比率は、0.7ポイント悪化している。財政上の弾力性がますます小さくなっているところであります。財政指数や健全化判断比率は県下でも悪く、また改善率についても最も悪い。基金残高も、昨年よりは約1億2,800万円減少している状況であります。

これらを考慮して、市長本人も「隗より始め」の気持ちで、市長の給料の2割カット、期末手当3割カット、退職金の5割カットについて、3月議会でも聞いたのですが、取り組む考えはないのか、再度お尋ねいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 質問が防府市の例がまず取り上げられましたので、それについて、私の知るところでは、確かに防府市長は、市長の退職手当は8割カットされたということであります。

これは市長がみずからカットしたのではなくて、市長といわゆる議会の対立によって、生じた結果であると聞いております。

市長が選挙公約に、防府市議会の定数27名を13名にすると、こう言ったのに議員の全部じゃないんでしょうけれども、反発があつてそういったことになったと。市長みずからはですね、常識的に議決の範囲を超えていると、批判したと、こうあります。

それはそうとしまして、首長、いわゆる知事とか、市長とか、町長とか、こういった職務内容がどれほど多種多様なものであるか、多岐にわたっているか、かつ複雑であるか、そして、労働時間の長さや、責任の重さがどれほどのものであるかと子細に検討した上で、2割、3割、4割といったような数字が出てきているのかどうか。

私は、このような数字の根拠を伺いたいもんだといぶかしく思っております。私は、既にカットいたしております。カット額は、月額で、7万5,100円カットしております。

これに対しまして、市議会の皆さんのほうは、常任委員長とか、委員長以上は例外としますが、そうでない議員の皆さんは、月額のカットは5,500円であります。私は7万5,100円カットしております。年額に直しますと、私は、115万1,659円カットをいたしております。議員の皆さんは、月額先ほど申し上げた5,500円ですが、年額で8万4,343円という数字のようであります。

例えば、労働時間の長さとお申しましたが、私はほとんど完全な休日というものはありません。土曜、日曜も公務に追われているというのが現実であります。今週末から3連休もありますが、3連休も全く休めない。そういう日程になっております。きのうもおととも休んでおりません。私がやっと休めるなど思うのは、年末の29、30、31。この3日間は、少しは休みらしい休みだなあということを感じております。

前にもお答えしましたが、私は、給与は職務、職責に応じたものを原則とすべきであると考えておりますので、これ以上カットする気はありません。

○5番清水和弘議員 市長は、自分の職責に応じた給料であると、報酬であるということで、115万円というこれは給料分だけで、私が言うとするのは退職金、またはボーナス、こういうのを先ほどは言うてます。市長が答弁されたのは、給料の分だけ115万だったと思います。

それからですね、どこの市長もそうなんだけど、私は市長になったことないからわからないんですけど、市長というのは、やっぱりその市町村の広報マンでもあると思うんですよ。広報マンである以上は、その人が寝とるわけにはいきませんよ、これ。財政状況を考えて、どこの市長もそうだと思いますよ。本市の市長だけが忙しいんじゃないですよ、これは。これは、私は理由にはならないと思います。そういうことで、次の質問に移ります。

本市の公共事業工事受注関係は県下でも悪い状況にあります。土木関係者、建設業界などは、仕事がなく悲鳴を上げている状況なんです。そこで、わたりにより不適正に支給された市職員の給与を適正に支給することや、市長のボーナス、退職金削減により発生した財源を、地元土木業者あるいは建設業者に公共工事を発注することで、本市の活性化に少しでも役立つと考えているところです。

わたりにより、不適正に得た給与を市のほうへ返還すると考えた職員は何人いたのか。また、市職員のそのような動きはなかったのか、お尋ねいたします。

○神園征市長 私とか副市長とか教育長は、カットはボーナスにまで及んでおります。

○永留秀一総務課長 わたりによって得た給与を返上したいという職員はいなかったのか、そういう御質問だったと思うんですが、わたり制度……、わたりということでありますけれども、これは国県から現在是正をすべきであると指摘を受けておりますが、平成21年度までは、適正であると国県からも認められておりまして、現在も、本市の条例・規則に基づいて運用をされているわけであります。

平成22年度から国の基準が変わって、市は国に合わせなさいということで指摘をされている状況でありますので、現在も条例・規則によって適法に支出されておりますので、返還をするのか、そういったことは、返還請求とかですね。返上ということは、ちょっとできないものじゃないかなというふうに考えているところです。

○5番清水和弘議員 今、総務課長のその答弁、本当に不適切。不適正に得た給与を市に返済しようとしないう職員の精神構造こそが、市民が怒りを持っているところなんです。なぜ、市職員だけが年収660万ぐらいの金額になるのか。そこを市民は怒っておるわけなんですよ。その辺も考えて、もう少し市民目線ということも考えてこれからはやっていただきたい。

次に、市民は一昨年、一世帯当たり約2万円程度の国保税の値上げをしたばかりであります。本年度も、9月議会では6億0,800万円ぐらいの赤字だとも説明がありました。そして27年度には、国民健康保険会計給付部分が、給付部分を県が共同で運営すると言っています。そのときの本市の国保会計の赤字をどのようなかたちで負担させるのか。年金生活者、一般市民は、ますます生活が苦しくなってきます。

このように市民生活の苦しさを考えれば、市職員が不適正に得た給与は市に返還すべきと考えるが、市長のほうはどう考えるのか。

神園市長は、市長2期目立候補の際、各公民館を回って市民との対話の中で、職員のわたりは廃止すると発言しました。多くの市民も聞いてるんですよ、これ。神園市長は、職員のわたりの廃止や財政削減をしてくれと、これを信じて神園市長の2期目はあると思うんですよ。市長は1期目平成17年、わたりについては認識しており、解決すべき課題として取り組んだ経緯があると6月議会で答弁しています。

ところがどうでしょう。総務省より指摘のあった22年度には、職員団体に対し、具体的提案すらしてない。当局は今年度中に、職員団体と交渉に入りたいと述べたが、その後の進捗状況はどうなっているのか。また、不正に支給されている職員給与を今後も継続するのか。年金や薄給で納税に苦しんでいる市民生活のどちらに比重を置いて市長は政策を立てるのか、お伺いいたします。

○神園征市長 わたりにつきましては、国県からも指摘を受けており、これは是正していかなければならないと思っております。かといって、今すぐもう解決できるといった問題じゃありませんので、粘り強く職員団体と交渉を続けたいと思っております。

それから、市民と市職員のどちらに比重を置いているのかと、こういったことは答えられないです。私はどっちも大事だと思っている。

○5番清水和弘議員 今、職員団体とのその交渉に入りたいと前の議会でも述べてるんですよ。この進捗状況はどうなってるんですか。

○永留秀一総務課長 わたりの是正につきましては、職員組合に対して今年度中に見直しをしたいということで提案を行っております、現在、協議中ということになります。

○5番清水和弘議員 その協議内容は言えないと思うんですけど、本市のわたりの場合、4級、5級がわたりと言われているんですけど、その辺の職も新たにつくるとか、そういうことはない

んでしょうね。

○永留秀一総務課長 本市の給与制度というのは、他市に比べて職務の内容が簡素化されている状況になっております。

他市は課長の下に課長補佐級という職を置いておまして、これを、課長が6級で、課長補佐5級という、位置づけをしているわけですが、本市においては、課長補佐級を設けておりませんので、実際に課長の補佐を行っております、課長補佐的な業務を行っている係長を5級として位置づけていると、そういう状況があります。

その係長を5級に位置づけているのが、わたり該当するというふうに国県から指摘を受けておりますので、係長を4級に落とすということになった場合には、課長の補佐的な業務を行う職を新たにつくっていかざるを得ないだろうというふうに考えているところであります。

国も県も他市も、6級が課長、5級が課長補佐級、4級が係長という職務の制度になっておりますので、そのような方向で提案をし、現在の係長がどういう格付になっていくのか、今後の協議となって……、個々の係長の一人一人についてはですね、今後の協議になっていくわけですが、大きな考え方としては、5級に課長補佐級を設けていくという見直し内容になっていくというふうに思っております。

○5番清水和弘議員 今のお話では、わたりをなくしてもその財源は浮いてこないというような話なんですけど、次に、委員会でも私は質問しているんですけど、このわたりに相当する職員数は、総務課長の話では275人中215名程度と総務課長は発言していました。

これはこの215名のわたりをなくした場合、今の答弁では、その財源は出てこないと思えますけど、その職もつくらないとした場合、財源はどれくらい違うのか。この22年から24年度、この2年間の分ですからね。これも総務課長には通告しとるから計算されていると思えますから、それ、答弁してくださいよ。

それで、このわたりっていうのは、この2年間で給与表による昇給分は、ボーナスや退職金に加算されているのか。加算されていると考えるんですけど、このわたりは、わたりにはボーナス、退職金の計上には加算されていないのか、もう1回確認の意味でお尋ねいたします。

○永留秀一総務課長 議員がお尋ねの、今、わたりであると指摘されている職員をそのままわたりでない状況に降格をさせるといった場合の試算を行いました。

このわたりを解消した場合の影響額についてであります。5級の係長を4級に降格させる、4級の主査を3級に降格をさせた場合の試算ですが、議員からも言われるように現実的な試算ではないんですけども、現時点で何級に何人降格させるというのがはっきり言えませんので、試算をいたしましたけれども、平成22年度から24年度までの3年間で試算いたしました。平成22年度が229名、553万4,000円の影響額、23年度が215名、515万8,000円の影響額。24年度が210名、418万4,000円の影響額と試算をしております。この人数と額につきましては、一般会計、特別会計含んだ市役所全体の人数と影響額であります。

それから、これにはそれぞれの年度の給料及び期末手当への影響額も含まれております。退職手当については、この影響額には含まれておりませんが、退職手当を受ける場合は、給料に応じた退職手当を受けますので、退職手当にもわたりの影響はあるということになります。

○5番清水和弘議員 今、この大体の計算で1,500万ぐらい、この財源が浮いてくるわけなんですよね、これ。これだけのことを仕事がなく悲鳴を上げている人たちにですね、公共事業でも与えたら、すごく市民が喜びますよ、これ。その辺も市の職員も誇れて行動してほしいです。

(「副市長」と言う者あり) いや、聞いていませんよ。

○依積田義信議長 質問中です。

○5番清水和弘議員 それからですね、市職員の超過勤務について、超過勤務のあり方について質問していきます。

7月の行財政改革特別調査委員会でも質問しましたが、超過勤務の実施に当たっては上司の指示のもと実施し、終了時間についても上司がその都度確認すべきと考えているところです。

しかし、本市においての超過勤務のあり方は、部下よりの申し出により実施する場合もあり、また終了時間も報告主義との総務課長の答弁でした。この件について、本市の超過勤務のあり方について、県の市町村課に尋ねてみました。その中で、私は、この本市の場合、出勤を明確にするために、タイムカード式にすることはどうだろうかとの県の市町村課に聞いたところ、それも労働時間を明確にするために一つの案ではあるとの回答を得ました。

また、そこで、今現在、奄美市でもこのタイムカードについて、行政とのやりとりがあったように聞いておまして、調べたところ奄美市では、平成19年度からの話し合いがあって、事務局のほうが、このタイムカードを導入した場合、職員管理の作業がふえるとそういうことで、職員組合も同意をしてない。

また、最近では、この職員組合との同意のことや庁舎建てかえ問題を控え、タイムカードの導入はしてないとの答えを奄美市のほうから聞きました。しかし私は、このタイムカードの機器というのは1台が5～6万円です。安いのは2万5,000円していました。そして本市では、小さなところで従業員3人ぐらいのところですけど、タイムカードを導入してすごく助かっているという声も聞きました。

本市がタイムカード機器を設置してこなかった理由について、お伺いいたします。

○永留秀一総務課長 職員が時間外勤務を行う場合には、本庁舎内での時間外勤務の場合には、庁舎を退出するときに、直接、宿直に何時まで勤務したということの報告をして、時間を確認しております。

それから本庁以外の出先の職場、あるいは市役所外での説明会などの時間外をする場合もあります。そういう場合には、電話で宿直に何時まで勤務したという報告をして、超勤時間を把握しております。現在の方法で、適正に時間外勤務管理しておりますので、タイムカードの導入は考えてこなかったところであります。

○5番清水和弘議員 総務課長、超過勤務が適正にやられているという答弁でしたけど、それはどのようなところで判断しているんですか。全部把握していますか。把握できないと思いますよ、こういうのは。それが適正になされているという答弁自体が私は理解できない。

それから、この私は以前の会議でも質問したんですけど、本市のほうに一般市民から、職員の給料は高いんじゃないかと、そういう苦情はないかと質問したところ、総務課長は、そんなことはまだきていませんという答弁をしました。しかし、私はこれまで職員の給料は高過ぎるんじゃないかということを言い続けているんですよ。この私も市民ですよ。私の言うことは無視しているんですか。私も市民ですよ、市民が給料は高いということを言っているんですよ。

そこで、タイムカード導入により、市職員の労働時間が明確になることや、時間給で雇用している職員についても、タイムカードがあれば便利だと考える。また行政サービス向上の観点から、8時半から17時15分までの決められた時間だけ行政サービスを行うのではなく、朝食時間や時間外に、行政サービスを行う取り組みが必要であると思います。

そうした場合、その時差出勤など、勤務時間を弾力的にしていく際に、タイムカードというのはすごく便利になるんです。市民も市役所にタイムカードを設置していないのは、納得いかないという声が多数あります。市民から少しでも信頼を得るためにも、本市はタイムカードを早急に設置すべきと考えるが、もう1回当局の考えをお聞きします。

○地頭所恵副市長 先ほど総務課長から答弁がございましたが、時間外勤務の場合には、庁舎内で退出するときには、宿直にちゃんと申し出て時間を確認できています。庁外での場合も電話連絡で、きちんと確認をできている。人が確認できている状況でございますので、今の状況で十分確認はできると思います。

逆にじゃあ、タイムカードを導入したときに、庁外で超過勤務をしていた人たちは、また市役所に出てきて、タイムカードを押さないといけないんでしょうか。そういう不合理も出てくるということでございますので、現在の状況で十分確認ができていう状況では、タイムカードを導入する考えはございません。

○5番清水和弘議員 今、副市長の言葉はですね、本当小さなことで、仕事先から本庁まで帰ってきてからタイムカードを押すとその金額とですね、通常行われるタイムカード使用によってすごく便利さが違うと思うんですよ。もっと多くの市民もそういうことを要求しておるんですよ、タイムカードを導入したほうがいいと。

また先ほども申しましたけど、本市の場合は小さな店ですよ。3人ぐらいしか使っていないところでもタイムカードを導入して、しっかり労働時間が決まっておるんですよ。なぜ本市はタイムカード導入に否定的なのか、もう1回お願いします。

○地頭所恵副市長 繰り返しになりますが、先ほど議員に申し上げましたような問題点があるわけでございますし、それに対して議員からの何も対応策はお示しいただけない状況でございますので、やはり現時点では、人によって確認ができています。それが、できている状況であればですね、新たに設備の費用を設けて、費用を用意してタイムカードを導入する必要性は認められないと考えております。

また、現に勤務時間が終了しても、皆さん職員の方々はずぐにタイムカードが導入されたとして、タイムカードを押して帰れるかという、そういう状況では現に今でもないわけです。多少の時間は、残って残務を整理したり、電話対応が必要であったりとか、そういうことをしているわけです。それについて、一つ一つ細かく超過勤務命令を受けているわけではございません。

仮にタイムカードを導入しますと、その時間もすべて機械でカードを押した時間が記録されるというようなことにもなりますので、やはりいろいろと課題が出てくるのではないかと考えております。ですから、現在の方法での超勤管理を行っていきたいと考えております。

○5番清水和弘議員 今の副市長の答弁は民間からした場合は、納得はいきません。というのはですね、今、自分で疑問点があるならそれを解決しようという気持ちも一切ない。疑問点があるんでしょうか。疑問点があるんだったら、そこを自分らで解決して、たったの2万5,000円ですよ、安いのは。そのお金はどうなんですか。高いですか。まあいいです、これはもう。

次の質問に移ります。（「市長」「副市長」と言う者あり）こっちは質問中です。

次の質問にいきます。馬追川関係について質問していきますので、簡潔・明瞭・正確にお答えください。

清流を取り戻す会は、立神地区水産加工業者に対し、馬追川汚染及び防止に対するアンケートを送ったことを御存じでしょうか。このように、民間団体もいろいろな手段を創意工夫しながら頑張っているところです。民間団体の努力を無駄にしないためにも、行政も民間団体の声を聞き入れ、河川や湾岸汚染にもう一段の努力をしていただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

○依積田義信議長 市長、先ほどの質問に対して答弁があるのであれば、それを含めて答弁してください。

○神園征市長 今、質問中に民間ではですね、すべてタイムカードはあるかのごとく（「そんなこと言ってませんよ」と言う者あり）言われましたが、私が初めて社会人になったときの会社は、もう既にタイムカードは廃止しておりました。自己申告になっておりました。それでいてその会社は、私は非常に立派な会社であったと思います。社員の自主性、自主的な責任感、そういったものが非常にうまくできておまして、以来、私は、タイムカードというものを経験しておりません。民間がすべてタイムカードかという、そうじゃないと。むしろ、そういったものを廃止するところもふえております。以上です。

○岩廣和憲市民生活課長 清流を取り戻す会が、アンケートを取り組んだということは、承知し

ております。しかしながら、アンケートは清流を取り戻す会が独自に取り組んだものでありますので、アンケートの質問内容については市として発言する立場ではありません。

しかし、まだ最終的なアンケート結果をいただいておりますが、今後、アンケート集計結果が提出された場合、環境保全対策に役立てていきたいと思っております。以上です。

○5番清水和弘議員 8月17日の所管事務調査の際に、水産加工組合との意見交換で、組合長は私の質問に対し、行政の取り組む姿勢に疑問を投げかけたのではなかろうかと考えております。というのは、市のほうはどうなのということをおっしゃっていました。このことは、加工業者として行政指導の甘さを指摘したかったのではないかと考える。というのは、国の排水基準は1日当たり50トンの基準であります。現在、本市において、50トンを超える業者はないと思いません。これ20トンにしても、私は基準値に達する加工業者はないと思っております。

そこで、この基準値をもっと設定を厳しくして、本市の住民環境を充実し、若者が定住しやすい環境にすべきと考えます。

本市では、現在、お茶農家がISOの9001、これはあのう、顧客満足度になるんですけど、これを認証取得し、そのことによって商品販売が拡大したことと考えます。

それから、またISOの場合はISOの2000とか2100とか、また14001とかありますけど、この本市の場合、ISOの14001を取得することにより、これは、環境経営という認証なんですけど、これを取得することによって、水産加工業者が対外的な信頼性が増幅され、将来的にはよい結果に結びつくと考えております。

しかし、本市の水産加工業者は、現在、HACCPを認証取得しようとしています。これは、このHACCPは自主管理手法であり、対外的に認証取得をしようとした場合、自社を危険にさらす場合があると聞いております。

それよりも、国際標準化機構であるISOを認証取得することによって、企業には大きなメリットがあり、コストの面は少し出てきますけど、いろんな市民生活のバランス、あるいは将来的な企業のコストを考えた場合、大きなメリットがあると思うんです。そういうことを水産加工業者やいろんな業者にリコメンドすることによって、業者も助かると思います。

そこで、この昨年来、馬追川汚濁について質問してきましたが、昨年までの当局の答弁は、現在の科学をもってして馬追川の汚染分析は不可能なのかと、私は信じがたい答弁が続いてきました。その後の分析結果はどうなっているのか、お聞きします。

また、水産加工会社周辺の住民は、現在、洗濯物を外に干すこともできず、若い人たちはそのために、薄給にもかかわらず乾燥機を購入したりする方もおられます。そして、こんな臭い町に住めないと行って、枕崎市からほかのところに移動した人も私の周りにもおります。

そこで、今後は市民生活と地元産業育成をバランスよくしていくためにも、実施されてこなかったであろう馬追川汚染対策として、県保健所による馬追川汚水分析など実施する考えはないのか。県保健所の分析により、明らかにすることによって、市民も納得すると思うんです。

この県保健所による分析をする考えはないのか、当局にお聞きいたします。

○岩廣和憲市民生活課長 現在、馬追川の水質調査・分析は市のほうで行っておりますので、また県に聞いた場合、市のほうの検査は行っていないということではありますが、馬追川は23年度におきまして、6地点で4回ずつ検査を実施しております。

検査につきましても、馬追川河口でBODが、23年度が150、ことしは2回行ったんですけど、2回で平均が75、改善が見られている、こういう分析が出ております。改善は見られておりますが、条例に定められた目標値の10ミリグラムパーリットルは満たしていない、こういう結果が出ております。

○5番清水和弘議員 今、この改善されているという課長の御答弁ですけど、その改善されたその過程において、どのような指導を業者に対してしたんでしょうか。

○岩廣和憲市民生活課長 業者にはいつも検査のたびに指導しております。

この馬追川につきましては、隣接している事業所のほうに足を運びまして、こういう事実がありますけど、どのようなことを考えてますかという話はいつもしているところであります。

○5番清水和弘議員 各企業に対してですね、我々の清流を取り戻す会でも行政と意見交換会をして、いろんなプランニングをしてやっていきたいと思っていますから、そのときは御助言のほどよろしく願いしときます。

それから今、課長が言ったようにですね、私も水路が多いからよくなっているんじゃないかというのも私にもあるんですけど、この棧敷川合流地点で去年まではもう真っ白。もう、それが最近では少なくなつたと。この原因について、当局は何かつかんでいますか。

○岩廣和憲市民生活課長 今、清水議員が言われますように、昨年、頻繁に発生しました白濁については、ことしは6月7日以来、白濁と言われる現象は発生しておりません。先ほど言われたように、雨が多い影響というのも考えられますが、実際問題、まだ現在原因が判明しないこともありまして、把握はしておりません。

そのために今年度予算におきまして、白濁の発生時に検査分析を行えるように専門機関に依頼しまして、今現在、調査の準備を進めております。白濁が起きたときに採取して原因を追及する、そのつもりでおります。

○5番清水和弘議員 そのことは、必ず実行に移してください。

それから、この湾岸汚染や河川汚染というのは、市民の居住区からの生活排水によることも影響は大であります。

今後について、合併浄化槽設置及び撤去に対する補助金はこれまで出ておると思いますが、これまでどおり、この補助金が受けられると判断してよいのか。また、この制度は、あと何年ぐらい続けられるのか、お伺いいたします

○岩廣和憲市民生活課長 ただいま言われますように、公共下水道以外の住民に対する汚水対策としまして、小型合併浄化槽の補助制度はあります。小型合併浄化槽の補助費につきましては、平成10年1月1日より、循環型社会形成推進交付金事業として設置に要する費用のうち、1基当たり、5人槽で33万2,000円、7人槽で41万4,000円、また、平成22年より、既存の単独浄化槽の撤去に9万円の補助も行ってきております。実績としまして、平成22年が57基、23年が55基。で、先ほどの質問ですが、まだ鹿児島県としましても69.9%の汚水処理施設があるということで、知事が今、言っている80%にまだ届いておりませんので、まだ今後も続いていくと思われまます。

○5番清水和弘議員 今の答弁で、県のほうが80%に達するまでこの補助は続けられるということで、そりゃあ年月はわからないと思うから、できるだけ早目にそれが達成できるようによろしく願います。

それから、公共下水道区域外の企業に対し、河川や湾岸汚染をどのように考えているのか。一部の企業ではコスト面から、下水道区域外の方から下水道を引いてくれとの相談もあると思えます。公共下水道区域外にあっては、現在、下水道接続時の補助金はないと思えますが、今後、この下水道区域外の企業に対し、補助金などの設置を考えないのか、当局にお尋ねします。

○依積田寿博下水道課長 公共下水道区域外の接続につきましては、枕崎市下水道条例及び条例施行規則で明記されておりますが、条例によりまして接続をしようとする方々が申請を行いまして、その申請に基づき審査し、下水道接続に要する費用につきましては、申請者が全額負担するようになっております。またそれとあわせて、区域外接続協力金も負担するようになっております。

接続に要する費用等の補助につきましては、現在、区域外の事業所におきまして、自費による処理施設を設置している企業等もありますから、そういった点の公平性の観点から実施について

は困難と思われます。

○岩廣和憲市民生活課長 公共下水道区域外の特定業者につきましても、枕崎市民の環境を守る条例によりまして、排水処理設備を設置し、排水を定められた基準内に処理した上で、河川等に排するようになっております。

現在、本市が抱える環境問題に対して、関係する課が連携して環境保全対策に取り組むため、昨年から、環境保全対策検討会を設置しております。その中で、下水道区域外の事業者に対して、汚水処理設置の補助または、融資の利子補給などについても、検討しておりますが、既に設置してある事業所等の公平性もあり、難しい課題となっております。

○5番清水和弘議員 市民生活課長から、ほんといい答弁をいただきましたけど、過去にやった人がお金を出してしとるから、この次の人に補助金を出したら不公平じゃないかと、そういうことを考えたら、何も前に進みませんよ。環境なんて改善できませんよ。もっとしっかりと、その辺はやってください。

それから、畜産関係からの悪臭・汚染についてお尋ねします。

各生産者の汚水設備は、設置当初はそれぞれの飼育数に適合し、適合した許容範囲内であると考えるが、それぞれの年数を踏んでいくと、飼育数も生産数もふえ、やがて初期に設置した排水設備容量をオーバーし、そのオーバーした分がこの悪臭の原因となっているのではないかと思います。その辺についてはどう判断していますか。

○真茅学農政課長 家畜の飼養頭数をふやす場合、畜舎の建設が前提となりますが、畜舎を建設する場合には、枕崎市民の環境を守る条例により届け出をするようになっており、届け出が出てくれば、その時点で汚水処理が可能な浄化槽となっているか、チェックを行っておりますので、浄化槽の処理能力を超えて家畜を飼っているのか、まあ、ないと考えておるところであります。しかしながら、念のために、調査したいと思っております。

○5番清水和弘議員 畜産業者からの悪臭・汚染について、業者間でも、悪臭や汚水対策は実施されていると考えているところです。その設備の容量不足は、私は先ほど確認していると言いましたけど、また、頭数増加においては届け出によっても、まあ確認されているという答弁でありました。しかし、これまで住民の間では、本当にこの汚水設備施設に適合した飼育量なのか、疑問に思っている人が大勢いるんです。

そういうことで、もっとこの行政が適正に行政指導をしておけば、昨年だったですかね、山口畜産の不幸を招きましたよ。なぜ、こういう不幸があったのか。これは、行政がまさしく不適正な指導をしていたからだと私は判断しているんです。その辺はどう考えていますか。

○岩廣和憲市民生活課長 水質汚濁防止対策としまして、特定業者におきましては、年2回の水質検査を行い、水質検査に異常があった場合は水質検査に基づき、立入調査及び指導を行っております。また、悪臭対策としましては、市民からの苦情が寄せられた場合に、立入調査及び簡易測定器により悪臭測定を行って指導しております。

しかしながら、このような改善勧告等の指導を行っているにもかかわらず、全体的な環境改善が進まない原因として、改善勧告後の処理で一時的に正常に戻った事業所が、その後の検査では、また再び基準値を上回るという現象が繰り返されていることにあると思います。

枕崎市民の環境を守る条例では、第57条2項に指導及び勧告に従わない者に対して、良好な環境の保全に必要な措置をとるべきことを命ずることができるとなっております。結果的に、指導及び勧告に従わない状態とは言えないことから、命令は行っておらず、第73条の罰則についても、適用した事例はありません。

今後はそのような状況を打開するために、指導・勧告を繰り返し受ける業者に対して命令及び罰則を行えないか。また、特に悪質な業者については公表できないか等、新たな基準の整備も含め、環境保全対策検討会等で協議して、厳しく再協議していきたいと思っております。

○地頭所恵副市長 先ほどの議員の質問に、個別の案件についての御発言がございましたが、私どもとしましては、私どもの指導が不適切であって、ああいう結果になったというふうな考えは持っておりません。

○5番清水和弘議員 行政指導は、適正に的確に今後やっていただいで、住民間で不幸を招かないようにしていただきたい。

次に、神園川河口汚染についてですけど、この漁港内に係留中の小型船舶業者からの苦情なんですけれど、最近は、少しはよくなったと。

私もしょっちゅう見に行って、漁船の連中と話をしとるんですけど、しかし、まだ今現在でも係留中のロープに、場所によっては1時間もしないうちにドロドロになるんだと、そういう苦情が来るんです。夕方5時に行ったら、いっぱい漁師の人たちが集まるとるから、そこに聞きに行ったらわかると思うんですけど、この原因はどのように考えているのか、また、この対策についてはどのようにしようと考えておるのか、お伺いいたします。

○岩廣和憲市民生活課長 今、御指摘の状況につきまして、内港東側の神園川河口付近や枕崎製氷前、枕崎ドッグ西側の小型船舶船だまり付近におきまして、海面に油膜が漂い、漆状の油が小型船舶やもやい綱にこびりついている被害が確認されております。

枕崎港内の水質につきまして、内港に流入する神園川河口の水質検査において、平成24年5月の測定でBOD、生物化学的酸素要求量が202グラムパーリットルあり、水質目標の10ミリグラムパーリッターを大きく超えている状態も確認されております。やはり原因としましては、港内に流れ込む事業所の未処理排水や生活排水によるものと考えます。

対応策としまして、神園川流域の下水道未接続の水産加工場については、引き続き接続するように指導を行ってまいりたいと思います。

○5番清水和弘議員 次、プレジャーボート関係についてお尋ねします。

ことし3月、放置船について県漁港関係者と話し合いが持たれたと思うんですけど、話し合いの内容を御紹介していただければ幸いですと思いますが、お尋ねします。

また今後、県のほうと放置船対策について話し合う考えはないのか、お尋ねいたします。

○南田敏朗水産商工課長 ことしの1月に漁民と行政との意見交換会が開催された後に、漁民の皆さんから御指摘のありました、枕崎漁港内の放置船や係留料金の徴収等の件について、県の担当課に実情を報告しまして、対応について県の基本的な考え方について問い合わせをいたしました。

県は、船主がわかれば条例に基づいて処分をするということでございますが、係船料については、20トン以下は無料化しているということの回答でございました。

今後につきましては、国のほうもプレジャーボートの適正な係留・係船の措置に関するマニュアルを示したところがございますので、今後とも県と協議をしながら、放置船対策等については検討していきたいというふうに考えております。

○依積田義信議長 ここで10分間休憩いたします。

午後2時10分 休憩

午後2時19分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○7番禰占通男議員 皆さん、こんにちは。

ことしの6月末ごろから、まだ9月に入ってもまだニュース、新聞紙上をにぎわしておりますいじめについて、質問してまいりたいと思います。

大津いじめ自殺を7月に、共同通信が学校の全校生徒を対象に実施したアンケートの結果で、

自殺の練習をさせられていたという結果を配信して、新聞やテレビが大きく取り上げてきました。今回はこのいじめの問題について、私は考えていきたいと思います。

いじめは社会全体に起こり得るが、今のいじめは社会生活が多様化して、内容も複雑化してきています。いじめがどのようななされているのか。今の私としては、実際よく理解し得ません。私の子供たちが学校に通っていたときも、あっちこっち耳にもしました。しかし、ニュースで取り上げられたものを見聞きすると、悪質で陰湿なケースが多いと感じます。

私の学生時代は小中高と生徒数もふえてきまして、教室が足りないということで、小中高と学校の整備事業がなされて、荒れた状態も多少ありました。その中でも、多少のけんか、冷やかしさもあり、学校も結構荒れていたと思います。それでも悪質・陰湿とは思いませんでしたが、その当時はあれが当たり前と私も思っているところであります。今、振り返ると疑問です。

ただ一つ印象に残っていることは、私が中学校に上がり、1年生全員を、担当の教師だったと思いますが、たかりを要求されたら、すぐに届けるようにとの指導を受けたことを今も鮮明に覚えています。

それで、きょうは、このいじめについて、私なりに多少、今、この6月から9月までの見聞きしたこと、いろいろな対策にかかわっている人なんかの意見なりを私なりに読んだり、調べたりもしました。その中で質問していきたいと思います。

では、質問を行いたいと思います。

中央教育審議会の報告書によると、将来教員になる条件としては、4年の教育養成期間を延長して、大学院修士レベルの6年体制を目指すと言います。このことは、8月末か9月の初めにも、また新聞に出ていると思います。このことは、いじめや不登校など、学校現場の課題を解決する能力をアップするためとなっています。この方針についての見解を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 御質問のように、中央教育審議会より教員養成に係る答申がなされたことは、承知しております。この背景には、これからの子供たちに高度化、複雑化する諸課題に対応できる生きる力をはぐくむために、新たな学びを支える教員を養成する必要があるからだと考えております。

具体的には、担当課長に説明させます。

○日高孝学校教育課長 新たな学びを支える教員の養成についてでございますけれども、少子高齢化、国際化、情報化など、変化が著しい今日において、いじめ、暴力行為、不登校などへの対応、特別支援教育の充実、ICTの活用、その他多くの課題に対応するため、あるいは、諸教育課題に対応するために、さらに教職員の資質能力の向上を目指しているものと考えております。

学校現場にとりましては、より資質能力の高い教職員が初任者として赴任することは、大変ありがたいことだと考えておりますが、しかし、まだ答申の段階であり、どのように教員養成のシステムが変わっていくのか、また、その効果・成果がどのようなものかなどは、今後の取り組みいかんによるものと考えております。以上でございます。

○7番禰占通男議員 このような適応能力を育てるには、現場で荒波にもまれることこそ、一番ではないかと私は思うんですが、教員採用、また、この市の職員の採用も、一度この社会に出て、実際の体験をしたことを条件とすることも、私は考えてもいいのではないかと考えておりますが、そのお伺いをお願いします。

○日高孝学校教育課長 現在の教員採用におきましても、4年間の大学在学中に、教職実習にかかわります事前研修、事中の研修、事後の研修と約1カ月以上の実習期間があります。また、採用後も初任者研修が3年間にわたり義務づけられ、1年間は初任者研修担当教員のマンツーマンの指導が実施されます。さらに、採用後1年間は条件つき採用であり、場合によっては、採用さ

れないこともあります。

確かに、議員が言われますように、より実践的な指導力を身につけるという意味からは、望ましいことだと思いますが、学生が2年間延長して学ぶことに対する家族の授業料等の負担の課題、実際に期限つきで勤務している教員は実習でなく、現場勤務で経験してから採用試験に臨むわけであり、実習したことが即、望ましい資質能力の向上につながるかという、一概に言えない面もございます。しかし、現場でのキャリアを積むということは、望ましい方向ではないかと思っております。以上でございます。

○7番禰占通男議員 さっき、あの、この市の職員の採用も……、どう……、考えられますか。

○俵積田義信議長 禰占議員、市職員の採用については、通告がありませんので。

○7番禰占通男議員 私はここに教員採用、または市の職員採用も一度って、ここでさっき言ってますよ。まあ、それはそれでいいですよ。次の質問に移ります。

6月には鹿児島県教育委員会が2011年度の公立学校児童生徒の問題行動等調査結果を発表しております。この中で不登校やいじめなど、いずれも前年を下回ったとなっておりますが、本市の状況はどうなのかを伺いたい。

○日高孝学校教育課長 県教育委員会が、2011年度の公立校児童生徒の問題行動調査の結果を発表しておりますが、これは平成23年度になりますけれども、いじめの認知件数は、小学校で前年度に比べ、マイナス14件の125件、中学校でマイナス34件の142件であります。本市においては、小・中学校とも1件ずつが認知されております。

これを出現率で比較してみますと、小学校は県が0.13%、市が0.08%、中学校では県が0.29%、市が0.16%となっており、小・中学校とも県平均より少ないという結果です。いずれも、認知された後、即対応して、即解消しております。

また、不登校では、小学校で前年度に比べ、マイナス12名の223名、中学校でマイナス22名の1,275名であります。本市におきましては、平成23年度、小学校が前年度と変わらず3名。この3名の中には、その年度に2名の者が転入しておりますので、引き続きは1名でございました。中学校がマイナス1名の15名でございます。

これを出現率で比較してみますと、小学校では3名をカウントいたしまして、県が0.24%に対しまして、市が0.25%、中学校では県が2.7%、市が2.2%となっており、小学校は県平均並み、中学校は少ないという結果でございます。以上でございます。

○7番禰占通男議員 この中で、不登校対策委員会とネットいじめ対策委員会というのが設置されておりますが、これはどのような組織になっておりますか。

○日高孝学校教育課長 県教育委員会では、このたびのいろいろな事案等もかんがみまして、6月27日に不登校対策委員会とネットいじめ対策委員会を設置しております。不登校対策委員会は、心理士や研究者等で構成し、ネットいじめ対策委員会は、研究者やPTA、警察等で構成しているようです。いずれも、不登校やネットいじめの原因分析や対策を検討することとしており、高校はいじめの認知件数73件のうち、19件がネット絡みで、26%に上り、今後増加するのではないかと懸念されております。

市教委といたしましては、校長会を初めとする管理職研修会や生徒指導主任等会、学校訪問等で、ネットいじめや携帯電話等の問題点、保護者への協力依頼などの指導を、県の動きとともに継続をしてみたいと思っております。以上でございます。

○7番禰占通男議員 高校ではパソコンや携帯電話の使用率が高くなるわけですが、この中で見えない部分からの誹謗・中傷といったネットいじめが結構、全国的にも上がっているとなつていますが、そのネットいじめは第三者の目にとまりにくいのが一番対策に難しいと思いますが、こういった対策は必要と思われそうですが、どのようになっておりますか。

○日高孝学校教育課長 議員御質問のこのネットいじめについてでございますが、実際のこのネ

ットによるいじめの状況を画面等で見ると、やはり、匿名性が高いものですから、誹謗・中傷する言葉がかなり多く見られる現状にあります。

本市といたしましても、携帯電話、あるいは、スマートフォンからの直接ネット上への投稿、そういったものも懸念されますので、本年度7月の市情報教育担当者会では、ネットいじめ対策委員会委員でWEBパトロール隊鹿児島ネットポリス代表の戸高さんを講師として招聘して、実例をもとに講話をしていただき、現状認識と問題意識を高めたところでございます。

今後もPTA等、機会あるごとに、このネットのいじめの裏に潜む危険については、教育委員会としまして、重点的に指導を継続してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○7番 禰占通男議員 今度の市の決算報告書にも、市内2中学校にスクールカウンセラーの設置、そして、スクールソーシャルワーカーの2人委嘱というのもありましたが、この活動状況と結果はどのようになっていますか。

○日高孝学校教育課長 先日の新聞報道によりますと、国のほうではスクールカウンセラーを全中学校に配置し、また、小学校にもかなり多く配置するというような方針等も出されておりますが、本市では、前年度2中学校にスクールカウンセラーを配置しておりましたが、本年度は先ほどの事例、あるいは、学校の状況から、3中学校にスクールカウンセラーを配置しております。

スクールソーシャルワーカー、SSWと言いますが、これにつきましては、前年度から県の事業を受けまして、2名の方々に学校と家庭、社会をつなぐという立場から、それぞれ、不登校等を中心に、家庭に入り込んでいただいて、いろいろ相談機能を果たすということで、活動していただいております。

スクールソーシャルワーカーの活動をもとに、不登校事案が解消した事例が本市では2件、軽減というんでしょうか、橋渡しができたという事例も数件あるように、昨年は報告を受けております。本年度も充実の方向で取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○7番 禰占通男議員 異なる考え方の人が集まれば、多少のもめごとや弱い者いじめ、またばかげた差別が起こるのは、この人間社会のさがであります。市校区でのいじめの認識はあるのか。また、いじめについてのアンケートなどは実施されているのかをお伺いいたします。

○日高孝学校教育課長 学校や社会における集団生活の現状を見る限りでは、いじめは集団や社会の中で、いつでも、どこでも起こり得るものと認識しております。集団生活の仕方や集団社会のあり方等について学ぶ場である学校では、さまざまな教育活動を通して、いつでも、どこでも起こり得るいじめをどのように回避していくのか。人権意識の高揚や人間尊重の精神をどう身につけていくのが大切になると考えております。

いじめのアンケートにつきましては、すべての学校で毎学期1回及び2回のアンケートを実施しており、いじめの事案等が認知されるときには、臨機応変に、さらに詳細に実施する体制にあります。今月の、今回の9月の全国一斉のアンケート実施により、さらにきめ細かな調査がなされることとなります。

教育委員会といたしましては、今後もアンケートや教職員の観察、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、未然防止と早期発見、早期対応、早期解決について指導を継続してまいりたいと思っております。以上でございます。

○7番 禰占通男議員 このいじめ、いじめやらこの不登校、これには何かの問題があつてなるわけですが、生徒というか子供たちは親、後にも質問しますが、その中で教師・先生なんかにも、本人に言えない部分があると思うんですよ。それを、子供たちの心の中の気持ちをば、やっぱり、酌み上げるといふか、わかるというの、またこのアンケートのいいところだと思うんですよ。

そして、今、この新聞で問題になっているところは、そのアンケートの内容をひた隠しにした教育委員会もあるということです。そこを肝に銘じておいてください。次の質問にいきます。

この大津いじめ自殺の件で中学校と市教育委員会を滋賀県警が家宅捜査をしたが、生徒に与える影響を考えると、私は何かほかに方法はなかったのかとっております。この事例に対する見解を伺いたいと思います。

○日高孝学校教育課長 大津市の大変痛ましい事件では、警察が学校や市教育委員会への強制家宅捜査を実施したということは、これまであまり聞いたことがありませんで、大変残念に思っております。

マスコミ報道等でしか事情等を知り得ないので、家宅捜査につきまして、どのような背景や判断で県警の捜査が行われたのか事実確認が十分にできないところでもありますので、その面につきましての見解は申せないところでございますが、今後、捜査の結果等も公表されていくのではないかと思いますので、今の状況では、ほかに方法はなかったかということの是非等については、述べることは控えさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○7番禰占通男議員 この警察が捜査をしたのは、ことが大きくなるにつれて、警察も責任を逃れられないと思って、それが捜査に至ったと私は思っております。そして、学校は昨年10月、11月に任意のアンケート調査を実施して、市教委が衝撃的な回答内容を公表しなかったという、それもまた任意捜査の警察にも知らせなかったとなっております。都合の悪い情報は隠して、強制捜査を受けたということですね。

この捜査なんかも、課長も言いましたように、専門家に任せるとしまして、要は、生徒の心情をどう酌み取るかということです。生徒は、学校は何かを隠しているという疑心暗鬼した心を持ってもらうと、何かにつけて、学業にしても、ほかの行事にしても、みんなを信用しなくなると思うんですね。ですから、学校は何を教えていけばいいのかということをお願いしたいと思います。

○日高孝学校教育課長 議員の御質問は、新聞紙等々による報道を踏まえられて、生徒に不信を持たれたままで、学校は一体何を教えていくのかと。事件と生徒たちにきちんと向き合うべきだという報道内容となっているところであろうと思いますが、このことは、信頼関係を取り戻さないとも教えることはできないのではないかとということであろうと認識しているところでございます。学校が教育の目的の実現を目指し、教育の目標を設定し、そのための学習内容を編成して、教科書などを活用して教育活動を展開していく前提としての相互の信頼関係は、絶対なくてはならないものだと思います。

本市におきましても、今後とも、正常な教育活動が展開できる今の状況が続けていくためにも、教職員と児童・生徒、保護者、地域などとの信頼関係づくりに努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

○7番禰占通男議員 次の質問にまいりたいと思います。

傷害、恐喝、暴行、ひっくるめていじめと考えて、被害者がいじめを相談する相手は、だれが一番しやすいと思えますか。

○日高孝学校教育課長 子供たちを取り巻く人的環境には、教職員を初め、友達、家族、それから、さまざまな相談機関等がございます。学校訪問等を通じて、やはり一番、そういう子供たちの窓口になっております一つに、養護教諭の存在もございます。

そういった意味からは、学校職員、発見の第1位は学校職員でありますので、学校職員は、議員が先ほど御質問されたアンケート等を初め、普段の観察等、きめ細かくする立場にありますし、していかなければなりませんから、やはり、相談しやすい体制をつくるべきだと思います。

さらには、大人には言えないが、友達関係には言えると。しかし、いじめにかかわる問題は、友達同士での関係で起きていることも事実でございます。そういった意味では、信頼、友情にかかわる学習などの強化により、本当の親友、そういったものも育てていく必要があると思えます。

また、教育の第一義的な責任が家庭にあることから、保護者による相談しやすい家族であると

いうことも、また大事なことだろうと思うところでもあります。

しかし、なかなかいじめの問題は、底に隠れていく嫌いにありますので、大人が、すべての大人が、そういう相談対象になればありがたいと思いますが、まずは学校に関係のある大人がそういう体制づくりに努めることが大事だろうと考えているところがございます。以上でございます。

○7番 禰占通男議員 ことしの上半期、警察庁まとめによりますと、この相談した相手は、ま、複数回答だそうです。保護者が44.2%、教師が27.9%、友人が7%、そして、だれにも相談しなかったのが18.6%となっております。この保護者の44.2%は、私は少ないと思います。さっきの課長の答弁でも、家族でも信頼関係ということで。そしてまた、教師のこの27.9%は多いのかな、少ないのかなと私は思います。なぜかという、子供にとって教師は自分たちを評価する立場の人たちです。そのような人たちに、自分の悩みを全部打ち明けるのは、私は難しいと。よっぽど、この子供たちといつも遊んだり、部活動、スポーツ少年団とか、そこら辺で交わっていれば、これはもう自分の兄、姉の存在とはなりますが、勉強だけの付き合いだと、またこれも難しいと思います。それで、子供は先生に対しては相談できないものだということを認識をしてから、対応したほうがいいのではないかと考えております。

それで、一番問題なのは、保護者に相談する、教師に相談する、友人に相談するという、この人なんかいいと思うんですよ。残りはこの18.6%ですよ。だれにも相談しなかったのは、この18.6%の子供対策が私は必要ではないかと考えておりますが、どのようにお考えでしょうか。

○日高孝学校教育課長 相談をしないというのが18.6%ということでございますが、やはり、この子供たちが相談しやすい、あるいは、この子供たちこそ、相談をしなければならぬ子供たちではないかなというふうに考えますと、今後、この子供たちが相談しやすい体制の構築と啓発、そして、本年度9月20日までに文科省がまとめるとしております無記名等によるきめ細かなアンケートの実施などが大切になると考えております。

また、先ほど議員のほうからは、評価者である職員への相談体制の課題も指摘されたところでもございましたが、いじめ発見の契機となっておりますのは、問題行動等の調査によりますと、学校職員の発見が47.5%、本人の訴えが26.9%、本人以外からの情報が5.7%となっているような状況もありますので、やはり、1日の生活の半分近くをともにする学校職員は、さらに、観察の力と、そして、カウンセリング能力と、そして、豊かな人間性を磨く必要があるだろうと考えております。

ただ、この相談がなかなかできないという子供たちの数は、その前の年は9%台でございますので、パーセンテージは動くものでございますが、やはり10%近くいるということは、大きな課題であると。今後、この子供たちが相談しやすい体制づくりを、本市といたしましてもつくっていきたいと思っております。以上でございます。

○7番 禰占通男議員 今、課長からもおっしゃられましたが、いじめの発見、教師が47%ということですが、次に質問に移りますが、それも関係してきます。

このいじめの現場にいるのは、子供と先生。先生は学校、親、教育委員会、PTAの板挟みになって大変って思ってるんですね。が、このいじめの芽を摘み取るのも、最初で最後のとりでということ。子供たちはこのいじめが起きると、一番近く、毎日近くにいる、休暇の夏休みとか、あれ以外はですが、大体、教師と過ごす時間が多いのではないかと。その中で、いじめが起きたりすると、子供たちとしては先生がどうしてるのかという、結局、本当に上目遣いで見ていると思うんです。そのようなことに対しての取り組みをお伺いしたいです。

○日高孝学校教育課長 1年365日、学校で授業があるのは、200日ぐらいでございます。その大半を教師は子供とともに過ごすわけでございますので、学校は子供一人一人の健全育成の場がありますから、教職員は最大限の目配り、気配りをし、体を張ってでも、いじめられている子を最後まで守り抜くというのは、当然の覚悟だろうと考えます。各学校へは、今後もそのような姿

勢で臨むように指導してまいりたいと考えております。

○7番 禰占通男議員 この学校は授業以前に、この社会がどう成り立っているのかを生徒、また教師も今一度、この認識を新たにして、安全管理をしなければならないと思います。家庭でそういう教育ができればいいとは思いますが、それも限られたものになるかと思いますが、先生たちは、この子供たちの中に入っていけば、先ほどから言われますように、信頼される情報も手に入れることもできるはずですし、また、いじめは子供同士の問題ではなくて、学校にもある程度の責任はあろうかとも思っております。それについてどうお考えでしょうか。

○日高孝学校教育課長 学校の責任についての御質問でございますが、当然、学校には子供の教育を通じて監督する責任がございますので、その辺につきましては、十分、その責任を果たすように、今も指導しておりますし、今後も、そのように指導してまいります。

また、先ほどから話題になっております保護者の保護責任、こういったものにつきましても、学校と保護者が連携する中で、さらに意識、あるいは、認識を高くする必要があるのではないかと考えております。以上でございます。

○7番 禰占通男議員 次の質問にまいりたいと思います。

学校教育法によると、いいことを書いてありまして、第11条の児童・生徒等の懲戒、また、第21条教育目的には1項、2項で、生徒、先生に関することが述べられております。この1項、2項、さっきの11条、これも学校も生徒もよく理解することができれば、このいじめ、暴力もなくなると思いますが、生徒にはこの条文をそのまま与えても理解し得ないと思います。これをかみ砕いて子供たち、生徒たちに説明するべきではないかと私は思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○日高孝学校教育課長 学校教育法第11条児童・生徒等の懲戒については、校長及び教職員の懲戒権、体罰禁止をうたった条文でありまして、教職員が教育活動を展開する際の法令上守るべき規範であります。したがって、このことを取り立てて児童・生徒の教育の内容にすることは、学習指導要領には示されておきませんが、懲戒に値するような言動、あるいは、先生方の懲戒の範囲、そういったものにつきましては、日々の教育活動の中で、直接的ではありませんが、間接的に触れているということになると認識しております。

また、同第21条の1項、2項の普通教育の目標の条文につきましては、この目標達成するために学習指導要領で各教科等の教育の内容が示され、それに基づいて教科書が作成されているわけですから、議員が御質問のように、この目標を日々かみ砕いて教育活動を展開していると。例えば、この目標のほかの項には、この目標を達成するために国語という教科が生まれているという理解でよいのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

○7番 禰占通男議員 この識者による談話なんかもいろいろ出ておりますが、このいじめ自殺ゼロを目標にした教育法におけるいじめ対策の義務化、また、いじめ対策のための研究プロジェクトの発足をと提唱している方もおりますが、教育委員会によっては、このいじめ対策に熱心なところと、そうでないところもあるというのも事実です。この対策を義務化してしまう、こうした取り組みも必要ではないかとは思いますが、9月に入ってからでしたかね、この平野博文文部科学相は、これを、防止規定を設けるのは、最後の究極の判断になると科学相も言っておりますが、学校としては、こういうものを明確にしたほうがいいのか。今の現状で、ある程度繕って活用していくのか。どういうお考えでしょうか、これに対して。

○日高孝学校教育課長 学校教育法における、法の縛りににおけるいじめ対策の義務化、あるいは、いじめ対策のための研究プロジェクトの発足等につきましては、ある一部の方の、識者の方の提言ではないかと思いますが、この中の実際に、いじめ対策のための研究等につきましては、それぞれの機関、あるいは、分野等で実際に行われている現状であります。さらにそこを特化して、研究プロジェクトとして発足するというような御提言かと思いますが、今後、いじめ等の問題行

動等がなかなか終息しないような状況であれば、国としての対策、義務化等について、論議されていくことになろうかと思えます。

今のところは、国が一斉に実施している全国いじめ調査や今後の方針等、あるいは、県としても独自にいじめ、あるいは、不登校等については、それぞれ施策を持ってやっておるわけですので、そういうことを見きわめながら、本市の実態に応じた取り組みを講じていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○7番 禰占通男議員 次の問題にまいります、文部科学省が教師用のいじめ対策Q&Aを全国すべての小中高校に配布するとしています。これは15の質問に答える型の構成ではありますが、この内容を見られて、どう思われますか。

○日高孝学校教育課長 いじめ対策Q&Aにつきましては、まだ配布されておりませんが、文部科学省のホームページ上にある情報では、いじめの発生原因からそのタイプの分析、また、それぞれのいじめへの対応策、いじめの予防等について示されておるようでございまして、教職員の研修資料として成果・効果があるのではないかと考えております。

配布がなされましたら、文部科学省の活用上の指針に基づき、積極的に活用していくように、各学校に対して指導してまいります。以上でございます。

○7番 禰占通男議員 この15の質問の中にですね、いじめに遭ったら逃げていいとか、学校へ行かなくていいとか、休んでいい、これは書いてないんですよ。逃げて我慢するだけで、心に傷を負って、一生消えないとは思いますが、逃げることも一つの、これは生きる術だと思うんですよ。何でもかんでも通わないといけない。もう休むのはだめだとか。そういうことだけ押しつけると、しまいには自死ということになるとは思うんですが、その中で、学校に通うか通わないかということは、自死に比べたらどうでもいいことです、最終的には。

だって、命を絶つことが得になることはないということを、教師の口から、かねての何か道徳の教育とか、その辺を活用してですね、子供たちにそういう夢というんじゃなくて、生活の、人生の生き方というのも教えていく必要があると思うんですよ。そして、生きていれば、苦しいことも多いでしょうが、楽しいことがそれ以上にたくさんあるよという、大人が自分で自分の歩いてきた人生の、まあ、悪いところはあんまり言わなくてもいいですけど、自分なりに自分の楽しかったことなんかも、やっぱり、子供たちに話してやるべきだと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○日高孝学校教育課長 教育基本法や学校教育法が目指している教育目的の大きな一つは、生きる力の育成でございます。このことは、本年度、中学校で実施されております新学習指導要領からも確認をされているところでございまして、この生きる力というものが奪われるような状況をつくらない。そして、たくましくこの世を生き抜いていく力を学校において身につけるといことが、教育活動の根幹であろうと思えます。そのためには、学校に行かないという状況を選択することもあるかもしれませんが、それは、いろいろな個々の状況に応じて違ふと思われまので、一概に行くことがよい、行かないことがよいというようなことを論議することは、なかなか難しいと思えます。

しかし、今日の不登校等の様子を見ていますと、怠学、怠けの学問と書きますが、怠学によって、なかなか学校に向かわないという子供がいることも現実でございます。ですので、個々の状況に応じて、その子の背中を押すのか。あるいは、個々の状況において、ちょっと休めよと言うのか。そのことの見きわめを、まずは大人がしっかりできるようになることが大事かと思えますので、教育委員会といたしましては、子供たちが日々接している大人である教職員について、まずは、今のこのような時期だからこそ、道徳教育や人権教育、その他を通じて命の大切さの教育に努めてまいりたいと思えます。以上でございます。

○7番 禰占通男議員 次の質問にまいります。

文部科学省が子ども安全対策支援室を発足し、4月以降の調査内容を9月20日までに報告するよう通知を出していると思いますが、対応はどのようになっていますか。

○日高孝学校教育課長 先ほども申し上げましたが、いじめの集計につきましては、9月20日提出になっております。

今、各学校が文科省の調査に基づいた調査を提出しておりますが、この内容につきましても、非常に多岐にわたります。1年生がとらえる状況と6年生がとらえる状況、中学生がとらえる状況では、やはり、いろいろ差異もあろうかと思えます。そういったものを精査し、取りまとめて、県として、国として、あるいは、市としてまとめていきますが、これはまとめていくことが目的・目標でありながら、その場で発見し、一つでも解決していくということが、一番の根幹であろうと思えますので、市といたしましては、調査内容をつぶさに吟味いたしまして、そういうような事象が懸念されるようであれば、再調査、あるいは、そのことがもし、進行しているようであれば、即対応、即解決に向かっていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○7番禰占通男議員 次の問題ですが、文部科学省の定義しているいじめという定義があるんですが、どのように感じておりますか。

○日高孝学校教育課長 いじめの定義についてでございますが、残念ながら、全国で不幸な出来事が起こるごとに、いろいろな施策が講じられてきたところでございまして、平成18年度にこのいじめにつきましても、見直しが行われたところでございます。これには、次のように定義してあります。「本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。「いじめ」とは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない」ということであります。

○7番禰占通男議員 このいじめについてですね、小学校3年生というふうになっていましたが、新聞に投稿しているんですよ。そのアンケートを答えるのに、そのアンケート内容が、いじめられたことがあるのか。どんなふうに、まあ、どんなふうにいじめられたことがあるのか。その2項目あるそうなんですが、それで、いじめてしまったことはないのか。そして、周りにいじめられている子はいないのかというこれが3点、毎年6月に行われているアンケートの内容だそうです。

まあ、小学校3年生にしてみれば、どこまでがいじめで、どこまでがふざけた行動かもわからないと思いますが、この中にこの子がいいことを言っております。嫌なことをされたことがありますかと聞いたほうがわかりやすいつながっているんです。だから、ほかから見ていて、いじめはたたいたらいじめ、口で言って、それを超したらいじめ、そうじゃなくて、された側が嫌だと思ったことは、もういじめだと言っているんです。小学校3年生にして。私はこの記事を見たときは、本当にもうすごい子供だなとは思いました。ですから、このさっきの文部科学省のいじめと、またこの子供が言っているいじめを、また活用してもらいたいと思います。次にまいるしたいと思います。

鹿児島県教育委員会は、この6月には鹿児島県公立校の不登校、いじめは減少と発表しております。しかし、新聞紙上をにぎわせたこともありますし、またテレビ等でも、いろいろ取り上げられるようになった結果だと思えますが、8月には県教育委員会が開設するかごしま教育ホットライン24は、今までのアクセスとすると、1.5倍急増しているということです。県からの報告は、これに対してどのようになっていますか。

○日高孝学校教育課長 県が6月に発表したデータでございますけれども、平成23年度の問題行動調査に基づく発表でありまして、年間の不登校、いじめの実数を発表したものであります。これは、先ほどの御質問に対しても申し上げましたが、22年度より減少傾向にあるということ

でございます。

また、かごしま教育ホットライン24の1.5倍の数字でございますが、これは、今年度7月の前年比7月における相談件数でありまして、大津市の事件以来、関心と相談意識の高まりがあるものと思われまます。いじめ等の実数が1.5倍になっているということでは、直接的ではないととらえております。

県からは8月28日に行われました県の指導主事等会において、県の相談機関への児童・生徒や、保護者、地域からの相談件数が増加しているという話があったところです。相談の内容については、それぞれ個人情報であることから、詳細な報告はなされておられません。本市におきましては、相談の件数が今年度になってから急にふえたということは、今のところないようでございます。以上でございます。

○7番 禰占通男議員 このいじめ対策で欠けている点を挙げるとすれば、コミュニティ能力が十分でないという部分も相当あると思うんですよ。自分は助けてもらいたいけど、余りうまく表現できない、話せないということですよ。それで、毎日のこの授業や生活の中でこのコミュニティ、まあ、私はこういうことを表現したいという、その表現力をですよ、この指導、育成も必要と思っておりますが、どのように思われますか。

○日高孝学校教育課長 コミュニティ能力ということでございますが、本市におきましても、県の教育週間、11月でございます、1週間ほどございますが、このときには、どなたでも、いつでも学校においでくださいということで、地域との一体化を進めているところでございます。

本市はさらに、1学期、2学期、3学期に学校各自が学校開放週間を設定いたしまして、コミュニティにおけるそういう学校との連携、あるいは、コミュニケーションの力、あるいは、地域が持っている教育力を学校にどうぞ生かしてくださいということを積極的に進めているところでございます。

また、今年度より始まりまして、これは生涯学習課が担当課でございますけれども、学校応援団、枕崎学校応援団の組織をつくりまして、そこに講師の方々、コミュニティ、地域の方々を登録いたしまして、いろいろな場面で子供との相互交流、あるいは、地域の教育力を学校に貸していただけないか。また学校からも、そういったところに、一緒に何かをつくり上げるというようなことができるんじゃないかということで、立ち上げてございます。実際に、音楽指導とか書写指導、あるいは、害虫等の駆除、こういった面でも地域の方々、コミュニティの力というものを学校に随分入れていただけるようになっていないかと思っております。

さらに、これらが充実して、地域全体でいじめを防止し、不登校等への対策になれば、ありがたいと思っております。以上でございます。

○7番 禰占通男議員 一応、いじめとかこの子供たちが、大人もそうですけど、今、大人社会でもいじめが相当ありますが、9月の6日のこの文部科学省の答申が出ておりますけど、24時間いじめ相談ダイヤルという、これに対してのこのカードを小中高、全員に配布するとなっております。それと、鹿児島県にもかごしま教育ホットライン24、これは24時間対応しているということです。そして、NPOのいじめ対策プロジェクト、これは民間がNPOでやっている企業で、これも事業で、これも24時間活動しているところです。

やはり、こういう相談の窓口を、教師の方なんか能力があるからできるかもしれませんが、親というか、父兄ですよ。それで、子供、ま、一番大切なのは子供だと思うんですよ。この電話番号ですよ、今、この24時間いじめ相談ダイヤルも一応、これは配布するとなっておりますから、そのうち届くだろうと思いますが、この鹿児島県の教育ホットライン24、これなんかも一応、そちらで調べて、また、いじめ対策プロジェクト、これはNPOがやっておりますが、こういう連絡先をですよ、いじめや不登校で悩む児童・生徒、また保護者に周知してもらいたいと思います。もうこれは、本当の最後のとりでになると思うんです。

そして、今、いじめじゃないけど、自殺、自殺に関する、自殺防止電話も日本全国にあっちこち設けられておまして、これを見ると、本当に電話を受けて、すぐ現場に駆けつけて、何件か思いとどませたという実績もあるそうです。

ですから、これはぜひ、子供たち、その保護者、また教師もまた理解していただき、悲惨な結末にならないようお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○**依積田義信議長** ここで10分間休憩いたします。

午後3時16分 休憩

午後3時26分 再開

○**依積田義信議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○**8番城森史明議員** 皆様、こんにちは。

本日の最後の質問者となりました。よろしくお願いたします。

通告いたしました内容に従って、一般質問を行いたいと思います。

平成23年度国民健康保険特別会計決算は、約1億4,200万円の赤字決算となりました。平成22年度においても、約2億3,000万の赤字を計上し、赤字決算は2年連続となります。全体の累積赤字は借入金を含め、6億になることが予測されています。

確かに、国民健康保険を取り巻く環境は、高齢者比率が高く、保険給付費がますます増大する。低所得者比率が高く、保険税収入の増加が期待できない。そして、他の被用者保険に比べ、事業者負担がなく、それにかわる国、県及び交付金、支出金が減少傾向であるという状況で、非常に厳しい状況であります。

しかしながら、我々は、このことを市民に対し、言いわけと弁解の言葉に絶対してはならないと思います。今こそ原点、基本に戻り、現状を徹底分析する必要があるのではないのでしょうか。そして、今までにない発想を取り入れて、発想の転換を図るべきではないかと思います。今までの発想では、この厳しい状況は絶対に打開できないと確信します。

さて、今回の質問に当たって、本市と被保険者数の近い県下の11市と平成22年度国保財政の比較分析を行ってみました。残念ながら、この11市の中で唯一赤字なのは、枕崎市だけでした。分析をして感じるのは、ほかの市は同じような厳しい状況下で必死に頑張っているということが数字にあらわれていると思います。

神園市長にお伺いしますが、この同じ厳しい環境下において、11市の中で本市だけが赤字であることに對し、どのような見解をお持ちでしょうか。お尋ねします。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 平成22年度決算は、平成23年度から予定されていた県の貸付金の返還分2億5,000万円を基金積み立てし、約2億3,222万円の赤字となったところであります。

10市の状況につきましては、基金等繰入を行っている市が3市、法定外繰入を行っている市が3市、前年度繰越金が平成22年度の黒字額を上回っている市が6市あり、どこの市でも、国保財政は厳しい状況にあると考えます。

なお、我が市の赤字のとらえ方について、もっと福祉課長に詳しく説明させたいと思います。健康課長に説明させたいと思います。

○**白澤芳輝健康課長** 先ほどの御質問でも赤字額が6億0,800万とか、ただいまの御質問でも6億とかいう数字がひとり歩きしているような状況ではないかと思います。私が本会議のときの御質問に対して御答弁申し上げましたのは、今回、補正予算（第2号）を提出してございますけど、その中で歳入欠陥補填収入を3億2,991万6,000円計上してあります。現在の赤字額というのは、この3億2,991万6,000円でございますので、それに、今後予想されます国庫支出金の精算返納

分約2,800万円と、それから、平成25年度、翌年度以降2億5,000万円をお返ししないといけません。この2億5,000万円については、3年間で均等に返済いたしますので、返還いたしますので、これが1年間にしましたら8,333万円ずつでございます。ですから、単年度では2億5,000万円については、費用としては8,333万円として計上されていくということを御理解いただきたいと思います。

ですから、私が使用している言葉は、今の時点で、今後予想される財源不足額、現在の予想される財源不足額として、6億0,800万円という数字を申し上げておりますので、そこの赤字額と財源不足額については、御理解いただきますようお願いいたします。

○8番城森史明議員 私個人も6億という認識はなかったんですけど、確かに、将来的な予測も含めて、そういう額ということであるということなんです。

それで、一応、私が比較した11市はですね、保険者数で比較したんですけども、枕崎市は阿久根市の次に入って、阿久根市といちき串木野市の間に入るような状況下になっております。それでですね、まず2番目の質問として、この11市の比較の中で、やはり、いろんな市の状況とか違うんで、同じような、比較的同じような市を比較したほうがですね、実際に役立つと思います。そういう意味で、その中で比較したときに、この国庫支出金及び県支出金がですね、この11市の中でも下から1番目と2番目に位置するわけです。このような状況はですね、後期高齢者制度を始めた平成20年度からこのような状況が続いているのか、質問したいと思います。

○白澤芳輝健康課長 国庫支出金と県支出金の1人当たりの額での比較でございますけれども、平成20年度及び平成21年度の国庫支出金につきましては、前期高齢者交付金が他市に比較して少額であったために、1人当たりの国庫支出金は逆に11市の中では、それぞれ2番目、3番目に多くなっていると、なっている状況でございます。また、県からの借入金には県支出金に含めることになっておりますから、平成20年度につきましては、1人当たり県支出金、まあ、2億5,000万の借り入れがございましたので、平成20年度の県支出金の1人当たりの額は、一番多くなっているところでございます。

国庫支出金及び県支出金につきましては、療養給付費交付金や前期高齢者交付金、また、県からの借入金の状況などによりまして、年度間に大きな差が生じることを御理解いただきたいと思います。

○8番城森史明議員 県からの借入金というのは、直接事業に関係ないわけですから、これは除外するべきじゃないんでしょうか。

○白澤芳輝健康課長 多分、議員は平成22年度の国民健康保険事業状況の中の1人当たりで比較されていると思うんですけど、そこでの調査の額には、県の支出金の中には、県からの借入金を含めるということになっているということでございます。

○8番城森史明議員 その状況がちょっと、平成21年、22年のところが若干、わからないわけですけど、その辺は、例えば、県支出金、国庫支出金は11市の中で何番目ぐらいに位置しているんでしょうか。

○白澤芳輝健康課長 まず、県支出金から申し上げますと、県支出金につきましては、平成20年度は先ほど申しましたけれども、この比較してあります11市の中では、一番多くなっているということでございます。で、21年度については、低いほうから4番目。で、平成22年度が一番低い。で、23年度については、2番目に低くなっております。

あと、国庫支出金につきましては、平成20年度が低いほうから9番目ですから、上のほうからいきますと3番目に高い、まあ、低いほうから9番目。平成21年度が低いほうから10番目ですから、2番目に高い、多く入ってきていると。で、22年度が2番目に低い。それから、平成23年度は3番目に低いと。そういう状況になっているところでございます。

○8番城森史明議員 両方とも低かったのが平成22年度だけということで、その中で、国庫支

出金とかこの辺のところは、こちらで勝手に支出が限定できない分だと思うんですけども、例えば、一般会計と同じように、例えば、ほかの項目もですね、保険税収と要は、国からの交付金、支出金でなっていると思うんですけども、やはり、非常に、そういう国からの、国及び県からの交付金、支出金の比重が非常に、金額も多くなって、大事なところだと思うんですけども、そこで、その国庫支出金を決める場合の要素というか、どういう要素でその辺が決まってくるのか。具体的に2つ、3つ挙げてもらったら助かりますけど。

○白澤芳輝健康課長 国庫支出金は、医療費や被保険者数及び前期高齢者交付金等の動向に大きく左右されます。例えばですね、療養給付費等負担金ですけど、この算出につきましては、事業に要する経費ですから、保険給付費から保険基盤安定繰入金の2分の1の額を差し引きます。この2分の1の額というのは国庫の負担分、それと、あと療養交付金の退職者に係る調整対象基準額、それと前期高齢者交付金を差し引いて、それに前期高齢者納付金をプラスして総額が出ます。この総額が、前期高齢者交付金が御存じのとおり、平成22年度におきましては、平成20年度の精算交付分が入っておりますので、その精算交付分が2億9,000万ほどになります。ですから、この部分でその分が療養給付費の対象費用額から引かれますので、大きく平成22年度については、療養給付費負担金がほかの年度に比べますと、少なくなっているという状況にあります。

○8番城森史明議員 今の説明ですと、医療費の給付額と、に大きく左右されるわけですか。

○白澤芳輝健康課長 まず、医療給付費総額がありますので、平成22年度と、例えば、平成23年度を比較いたしますと、平成22年度の事業に要する経費が25億0,600万程度です。で、23年度は3,000万ほどふえまして、この経費が25億3,600万程度になります。あと、先ほどもろもろ申しましたけども、一番違いますのが、22年度と23年度では、前期高齢者交付金が22年度においては12億3,290万程度。で、23年度は10億2,680万程度でしたので、このところが大きく違いまして、国庫負担金はその対象費用額の34%となっておりますから、平成22年度の療養給付費負担金の対象費用は11億8,200万ほどになります。23年度につきましては、14億1,000万程度になりますので、そこの34%の差額分がありまして、平成22年度では3億8,970万程度の療養給付費負担金で、それと23年度においては4億6,550万円、これは一般医療部分だけですので、あとこれに後期高齢者負担金とか介護納付金負担金分の療養給付費が入ってきますけども、そういうところで、一番の違いは、ここの前期高齢者交付金の部分が大きく療養給付費負担金に影響してきているというところがございます。

○8番城森史明議員 県支出金はどのようになっていますか。

○白澤芳輝健康課長 療養の給付費等に係る県の普通調整交付金につきましては、算定要素が療養の給付費等療養費、それに高額療養費支給費、それから老人保健拠出金、後期高齢者支援金、病床転換支援金と前期高齢者納付金等の費用の総和から国の調整対象基準額と、それから、前期高齢者交付金を引きまして、これが保険者負担額の計となります。大まかに言えば、その保険者負担額の計の6%が県の普通調整交付金と、あと、まだもろもろ詳しい算定がございますけど、大まかなところと言えば、そういうふうになっておりますので、県の普通調整交付金においても、前期高齢者交付金の額が大きく、6%ですけども、その差額が大きく影響してくるということがございます。

○8番城森史明議員 今の話を聞きますと、要は、収入についても、支出に関してもですね、要は、このすべての項目というか、款の項目が独立してるんじゃないかと、相互に絡み合っているということではないですか。

○白澤芳輝健康課長 おおむね、その御理解でよろしいかと思っておりますけれども、やはり、支出のほうにおいては、療養給付費のそういう部分と、歳入面における前期高齢者交付金の算定額が大きくかかわってくるという御理解をいただきたいと思っております。

○8番城森史明議員 ちょっと、私もその辺の内部事情はわからないんですけども、国庫支出金

と県支出金は大体同じような状況というか、状況の中で、そしたら、申請においてですね、例えば、どういうところに具体的に、保険課としてですね、どういうことに注意を払ってやっているのか。その辺をちょっと、お聞きしたいと思います。

○白澤芳輝健康課長 国の、まあ、特に、今回については、療養給付費負担金等について申し上げますけど、係数的な部分については、ワークシートの中でその、まあ、療養給付費負担金、国の療養給付費負担金については、3月から2月診療分の中で計算されます。

で、普通調整交付金につきましては、前年の12月診療分から11月診療分までで算定されるということで、算定される対象となる給付費が若干違いますけども、私どもそういうことで、国の療養給付費負担金については、そこまでの推計をしながら、変更申請を上げるんですけども、国の療養給付費負担金は国の予算の残額に応じて配分する割合が若干変わってきます。例えば、平成22年度の最終の変更申請額は5億6,860万程度でしたけども、変更決定額はそれを2,480万上回りまして、5億9,340万ほどが入ってきております。これは、国の厚生労働省の予算額が多額であったために変更を申請した額よりも多く入ってきたということでございまして、この部分が平成23年度において精算されて、平成23年度の国庫の返納額が4,900万ほどに多くなったという状況にもございます。

で、あと普通調整交付金につきましては、精算が、もう実績での交付ということになりますので、前年の11月までに確定した医療給付費をもとに、2月に申請いたしますので、その面で普通調整交付金については、精算がございません。で、この部分については、毎月毎月、月報を上げてございますから、その月報数値等の最終的なチェックをして、係数等に誤りがないかどうかをチェックしているところでございます。

○8番城森史明議員 次の質問に入りたいと思います。

収入の中でですね、一般会計繰入金というのもですね、その11市の中で3番目に少ないわけです。その中でですね、この一般会計繰入金の中でまず質問したいのは、交付税措置が、平成22年度の額の中でですね、交付税措置されるのは幾らなのかということを質問したいと思います。

○本田親行財政課長 一般会計が繰出基準に基づきまして、国民健康保険特別会計に繰り出すために必要となる一般財源につきましては、地方交付税により所要の措置が講じられているところであります。

人件費まで含めました国民健康保険特別会計への平成22年度の一般会計繰出金は2億5,765万7,000円で、必要となった一般財源1億6,408万5,000円に対しまして、1億1,004万円が普通交付税の基準財政需要額に算入されているところでございます。

○8番城森史明議員 交付税で返ってくるのは、例えば、今、2億5,000万の中で1億6,000万というあれでしたけども、それは年によって違うわけですか。

○本田親行財政課長 私がただいま申し上げました数字は、繰出金2億5,765万5,000、申しわけございません、2億5,765万7,000円で、そのうち一般財源については、1億6,408万5,000円であったわけですが、その額に対して1億1,004万円が普通交付税の措置となっております。その差額5,404万5,000円につきましては、普通交付税の額を超えて一般財源が必要であったということでございます。

国民健康保険会計に対します繰出金の交付税につきましては、保険基盤安定事業分、人件費分、財政安定化支援事業分と、それぞれ区分されて算定がなされるわけですが、毎年度の保険の軽減世帯の数でありますとか、その辺で毎年度異なってくるものでございます。

○8番城森史明議員 繰出金の中で大半は市の一般財源から投入されているということで、かなりやっぱり、負担は重いものになっているんじゃないかと思いますが、そして次にですね、実際、11市の中でも、その法定外繰入をしているところが、阿久根市と志布志市と曾於市の3市があ

るわけです。そういう状況に、まあ、11市の中で3市が法定外繰入を行っている。そういう意味で、県19市の中で、一般会計の法定外繰入を実施している市は、ちなみに何市ありますか。

○白澤芳輝健康課長 鹿児島市、鹿屋市、霧島市、薩摩川内市、奄美市、曾於市、指宿市、志布志市、阿久根市の9市でございます。

○8番城森史明議員 そういう意味で、今言った都市の中でですね、結構、大きな市町村になればなるほど、法定外繰入をやっているような状況下に見えます。

そういう意味で、ちなみにですね、この11市の中で、その繰入金で1人当たりどれくらい違うかということ、枕崎市との差があるかというのを計算してみたんですけども、やはり、一番多いところで伊佐市がですね、6,700万、南さつま市が6,300万、西之表市が5,000万、垂水市35万、……いや、すみません、3,500万、で、阿久根市が3,800万というようにですね、1人当たり、やっぱり、法定外繰入をしているところは、枕崎市より3,000万以上の繰入金ですか、法定内も法定外も含めて、それぐらいの援助をしているわけですよ。

やっぱり、そういうことで、要は、今の状況では、国と県の支出が減っている状況下で、もうそれだったら、市の財源から繰入金でするしかない、もう方法はそれしかないと思うんですよ。

こういう状況下で市長にお伺いしますけども、法定外繰入、これについてどう考えておられるのか、質問したいと思います。

○地頭所恵副市長 法定外繰入についてのお尋ねでございます。

国保会計に対する財政援助的な一般会計繰出につきましては、国民健康保険制度及び事業の趣旨から、保険基盤安定制度に係る経費、事務費及び出産育児一時金に係る経費、一般住民を対象とする保健事業に係る経費の一部並びに財政安定化支援事業に係る経費を除き、行うべきではないとの基本的な考え方が国、県から示されているところでございまして、本市におきましてもそういう繰出基準を超える繰り出しは、いわゆる、禁じ手であろうという考え方に基きまして、これまで、一般会計からの繰り出しを行ってきたところでございます。今後におきましても、この基本的な考え方については、留意していく必要があると考えております。

ただ、一方、国保財政の健全化を図るためには、保険税の引き上げ、収納率の向上、医療費適正化など、総合的な取り組みを行うことによりまして、段階的かつ計画的に財源不足を解消していく必要が求められているところでございます。

このことから、本年度中に国保会計の歳入歳出について詳細な分析を行い、可能な限り、正確な将来推計を立てた上で、財源不足の解消に向けて、さまざまな角度から検討を行い、平成27年度までの国民健康保険財政健全化計画を策定することとしております。一般会計の繰り出しのあり方につきましても、この計画の策定の中で、一般会計、国民健康保険会計、双方の財政状況等をですね、勘案しながら、具体的にどういった繰り出しをしていくべきか、検討を行うこととしていただいております。

○8番城森史明議員 ことしからその計画を策定するという話は、この前の臨時会でも出ているわけでありまして、その辺はやっぱり、しっかりと財政赤字を解消できるような方向で持ってもらいたいと思います。次の質問に入ります。

一応、県のホームページを私も見ていたんですけども、その中で、事務職員数というのがあるんですよ。その中でですね、私もびっくりしたんですけども、その中で垂水市が11人です。西之表が11人、阿久根市が8人、で、枕崎市は30人なんです。で、いちき串木野市が10人、伊佐市13人、南さつま市13人、志布志市が8人、日置市4人、曾於市が11人、南九州市が12人。非常に経費削減をですよ、そういうのが非常に叫ばれている中においてですね、何でこういう状態になっているのか。それも、県のホームページですよ。公開、これをしているデータですよ。これを見たら、ほかの市民も、私、正直言って恥ずかしかったです、これを見て。枕崎市民として、非常に恥ずかしく思ったわけです。そういう意味で、なぜ、このような状況になっているん

でしょうか。

○白澤芳輝健康課長 本市の健康課の窓口に来ていただければ、30人もいないというのは、すぐおわかりいただけると思うんですけども、この国民健康保険事業状況報告書の事務職員数につきましては、国保特別会計の事業勘定の総務費及び市町村一般会計から給与を支弁している事務職員の年度末における数を、専任または兼任の別にそれぞれ記載することとなっております。

本市につきましては、専任職員5名、兼任職員25名で報告をしているところですが、この中には、保険給付事務担当職員ばかりでなくて、健康課で健康増進を担当する職員、税務課で賦課徴収を担当する職員、市民生活課で保険証交付事務を担当する職員を含めているところがございます。

なお、県の市町村が調査いたします定員管理調査では、平成22年度は国保事業8名で報告をしているところがございます。この定員管理調査で国保事業の職員数を比較いたしますと、今挙げてありますほかの10市の平均の職員数は9.4名でございます、本市は平均を若干、下回る職員数となっているところがございます。

来年度の報告から定員管理調査で報告する職員数と整合性のある報告を行いたいというふうに考えます。

○8番城森史明議員 内容はわかったんですけど、要は、こういうデータがあるということですね、ほっておくというか、非常に緊張感がないというか、そういうふうに思います。ですから、非常にいろんな、平成20年度も申告ミスで前期高齢者交付金が非常に低額になっているわけですから、そういうのも含めて考えるとですね、やっぱり、いかにそういうのが、数字というのは、非常に大事なものですから、そういうことで、例えば、これが条件が一緒じゃないってわかりますよ。そしたら、逆に、ほかの市町村が正しいやつを申告してないわけですから、そこに突っ込むようなですね、そして、修正するような緊張感を持ってほしいと思います。次の質問に入りたいと思います。

この国民健康保険を見る上でですね、今、枕崎の国保会計というのは、貸付金があり、繰上充用金があり、基金繰入があり、基金積立がありますね、非常にごちゃになっているんですよ。何が何だかわからないような状況になっていると思います。その中で、やっぱりですね、本当の事業収支がどうなっているのか。それはやっぱり、単年度で見る必要があると思います。

そういうことで、実際、その、さっき言った基金積立、基金繰入、繰り越し、繰上充用金を除いたですね、純粋に事業収支を単年度で見た場合ですね、平成20年度が2億3,000万の赤字ですね。平成21年が2,200万の赤字、で、平成22年度は500万の黒字なんです。そして、今度の平成23年度が1億7,000万の赤字なんです。だから、実際の収支とは全く違うわけですよ。実際の年度ごとのですね、収入、支出の差し引き額と比べたら、全く違うわけですね。要は、今、枕崎の国保財政で、平成22年度のこの赤字の2億3,000万が非常に大きな、大きな何というんですかね、足引っ張りになってるわけです。

このときは、ですから、県からの借入金でカバーしたわけですよ。実際、21年と22年は、国保財政はそんなに大きな赤字は出してないわけですよ。ですから、これを比較したときには、絶対、苦しい中でもやっていけるじゃないかと、私は思うわけです。

残念ながら、今度の23年度は1億7,000万の事業収支の赤字になっているわけですよ。それで、それを分析した場合には、収入も2,000万ほど減りましたが、その支出が、支出がこれはかなりふえててですね、通常と比べて1億7……、ちょっと待ってくださいね、要は、支出がかなりふえているわけです。その差がこの事業収支の赤字となっているんですけども、その中でですね、そういう意味で、さっき言った質問と同じになるわけですけども、今後その、こういう支出と収入を、支出をいかに少なくして、収入を幾らふやしていくかということをやったり、考えなきゃいけないと思うんですけども、先ほど答えはもらいましたけれども、今後の、23年以降の

具体的な対策はどのようになっているのでしょうか。

○白澤芳輝健康課長 先ほど繰り入れの関係で副市長が答弁いたしましたけれども、今後、国保財政の安定化計画を策定する中で、さまざまな歳入増、例えば、徴収率、保険税収納の取り組みや、歳出面においては、医療費抑制策、特に、ジェネリック医薬品の使用促進、それと、あと今、長い目で見て取り組んでおります、やはり、生活習慣病対策など、そういうものをいろんなことを多方面から検討いたしまして、その計画の中に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

○8番城森史明議員 確かに、国保財政の場合には、いろんな分野があると思うんで、特に、私も今回は医療給付のほうの、そのジェネリックとか、その辺にはあえて触れてないんで、一応、財政的なことしか今回はもう時間的にやれないんで、してないんですけども、実際、23年度と22年度を比べると、保険給付が5,300万ふえているわけですね。そして、支出のほうです。で、後期高齢者支援金が2,100万、2,200万円ふえているんですよ。そして、介護納付金が1,500万。共同事業が4,000万ぐらいふえてます。それと、その他の支出金が約3,000万。要は、22年度に比べて、1億6,000万ぐらいの支出増になっています。特に、共同事業交付金と拠出金を比較した場合には、交付金と拠出金で交付金が多ければ、収入になるわけですけども、20年度がその差が7,600万あったやつが、21年は1億あったわけですよ。だけど、22年は3,500万。23年に至っては、783万しかないわけですよ、7,800万しか。ああ、すいません、78万ですね。

というように、本当に収入が少なくなって、支出が増大していく。何でその保険給付費はふえているのに、なぜそういうことになっているわけですか。保険給付費が上がっていったら、それに対して、いろんな支出金やら、あれはふえると思いますよね。それが、保険給付費はずっと上がっていつているのに、なぜ下がっているのか。その辺はどうなんでしょうか。

○白澤芳輝健康課長 共同事業交付金の関係で、共同事業交付金、これにつきましては、御存じのとおり、高額医療費共同事業交付金は80万円以上の医療費、それと、保険財政共同安定化事業交付金につきましては、30万円から80万円までの医療費で、県全体での医療費をその各保険者数や、それから、所得、あるいは、そういうもろもろの部分で、県の中の、まあ、県を1としまして、枕崎市の、市は零コンマのシェアがありますから、そこの部分で前々年度、2年前の3年間で調整していくという、もと数字と現在の数字がですね、当時、前々年度の3年間ですから、で、言えば、その数字の関係で、これは、全体でそこの保険者の負担を平準化しようという仕組みでございますから、だんだん、だんだん、この部分については、交付額と納付額が大体、似たような数値になってくると。

で、あと、調整機能があるのが保険者数とか、そこの2分の1の部分がございますので、本市におきまして一番なのは、退職被保険者が他市に比べて多いということで、退職被保険者が多ければ、その部分の数字が引かれますので、かえってその部分でここの保険財政共同安定化事業の交付金につきましては、県全体の保険者数の割合の中で、本市の占める保険者が前の制度の時点と比べると、退職が多いという関係で、退職から一般への移行が多くなると、その分の影響が大きくなって、現在では、交付金のほうが少なくなってくるという仕組みになっておりますので、そういう仕組みの中でやっており、そういう県全体で平準化するという仕組みであるということをお理解いただきたいと思っております。

なお、詳しい計算式をお示しすればですね、言葉で言うと、なかなか御理解いただきにくいと思っておりますので、何がしかの機会にでも資料等で、説明すればわかりやすいかとは思っております。

○8番城森史明議員 そういうことで、要は、私、ぱっと見てですね、保険給付費が年々ふえているわけですから、それにつれて、国の交付金とかそういうのは、ふえなきゃいけない。それは確かに、枕崎は保険税収が多いんで、保険税収が多いということが災いしているのか。その辺のところは非常に今後、研究してもらってですね、とにかく、やはり、国と県の、枕崎市の繰入金

をなるべく少なくできるようなやり方で、国からと県の支出金を正当にアピールしてですね、それをもたらっていくような、そして、持っていかなきゃいけないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○白澤芳輝健康課長 保険税の算定はですね、今、議員がおっしゃるのと逆ですね、例えば、総体の費用から国、県、あるいは、社会保険診療報酬支払基金等からもろもろ入ります収入金を推計いたしまして、残りを保険税で賄うということになっております。

で、国県支出金については、先ほどから申し上げますとおり、あるルールが、一定のルールがございます。そのルールはそれぞれの支出金や調整交付金等によって、それぞれ算定となる基礎通知となる数値はそれぞれ異なってはきますけれども、それは、ここを上げたらどうこうできるとか、そういう恣意的にできるというものではございません。で、一番いいことは、やはり、医療給付費をいかに抑制できるかということで、そこが総体的な、やはり、支出のほうのですね、が減りますので、支出の減に伴って国県支出金、もちろん減ってはきますけれども、バランス的には、やはり、そこの出ていく分をいかに抑制していくか、そういう方策を先にとるほうが大事じゃないかというふうに考えております。

○8番城森史明議員 私は逆なんですけれども、確かに、医療給付費の減をするのが一番理想的かもしれないんですけども、それは簡単に、例えば、3年先に、5年先にというのは、実現は、大幅な減少は難しいんじゃないかと思うんで、とりあえず、そこまでやりながら、その国庫支出金とかその辺を、いかにやりくりしていくかっていうのが、やっぱり、一つの考え方ではないかと思えます。確かに、給付費を下げれば一応、理想的なんでしょうけれども、一気に難しいと思うんです。

だから、そういう意味で、さっきの法定外繰入もありましたけれども、やはり、枕崎市のトータルの会計を含めて、国民会計保険というものを考えていかないと、これから全体的な面から考えていかないと、こういう状況下で一番マイナス要素の高い会計なので、それについて最後に聞きたいのは、神園市長にその辺をどう考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○神園征市長 総体的な国保財政の安定化については、市民の健康づくりと国民健康保険事業安定化対策委員会の中で、平成27年度までのアクションプログラムを策定することになっております。

○8番城森史明議員 一応、国民健康保険に関しては、これで終了したいと思います。

次に、メガソーラー関係ということで通告しておりましたけれども、全員協議会の発表で大半はもう、この中で答えが出たので、私は肩透かしを食らったわけなんですけれども、その中で、わかる範囲でいいのでですね、ちょっと、質問をお願いしたいと思います。

まず、その、今度、今回のあれですね、県と国に対する補助金返還があるということで、出費があるということで新聞にも出ました。それ以外で、事業の中で市の手出しはないんでしょうか。

○神園信二企画調整課長 今回の計画に伴いまして、支出が予想される分につきましては、今、議員御指摘の建設時にいただいた国県補助金の返還というのが出てまいるのが1点でございます。

あともう1点は、これは補助金ではございませんで、枕崎空港の管理運営基金の県分、県からいただいた分の基金がございますので、これが、県分はお返しをしないといけないという金額がございます。これが1億2,000万という金額でございますが、これはもう基金として実在しておりますので、それをそのまま県のほうにお返しをするということだけと。

あとにつきましてはの手出しというものは、本市のほうには全くございません。逆に、地域貢献策ということで、企業のほうにさまざまな貢献策を御提案いただいている状況でございます。

○8番城森史明議員 例えば、用地造成とかその辺は、空港はいいと思うんですけど、空港周辺は用地造成ということは、全部企業の出費でやるわけですか。

○神園信二企画調整課長 先ほどの答弁のところでも1点忘れておりました。

ヘリポート、県の防災ヘリのヘリポートをつくることになりますので、こちらのほうの整備に若干、金額が必要かなと考えておりますけれども、今現在、格納庫の前もフェンスで囲まれておりますし、下のほうもしっかりとしたコンクリートがあります。ただ、基準に合ったコンクリート圧であるのかどうかと。その大きさによっても、またコンクリート圧等も変わってまいりますので、その辺はまた、大阪の航空局との協議が出てまいりますけれども、そう大きな出費にはならないのではないかと。ヘリポート設置についてもですね。そのように考えております。

それと空港周辺の土地の造成費というお話でございますが、私どもはお貸しをするだけで、すべて事業者のほうで御負担をいただくというふうなことでございます。

○8番城森史明議員 2番目の質問は、もう中国系企業はないということで新聞に出ていましたので、3番目のこれも空港がもうなくなるということで、パネルの反射の問題もないということで、この送電線なんですけれども、これは、接続の問題とか容量の問題、その辺はあるのでしょうか。

○神園信二企画調整課長 送電線への問題、接続の問題でございますが、九州電力さんへのいわゆる連携システムの協議ということで、こちらのほうもすべて事業者のほうで九州電力さんとの協議、それから九州電力さんへの連携システムに関する工事の負担金等々もすべて、これはソーラー事業をされる企業の御負担ということになります。

○8番城森史明議員 容量的にも問題ないんですか。例えば、7万、5万から、5メガから9メガでしたかね。その、例えば、9メガになった場合でも、送電線の容量はあるわけですか。

○神園信二企画調整課長 現在のところで、先日発表いたしました計画の中で想定されている発電容量であれば、今、空港の近くに2万2,000という高圧がございます。そちらのほうへの連携システムで十分というふうに聞いております。で、事業者のほうでは6万6,000の特別高圧、枕崎の変電所に入ってきている特別高圧線、鉄塔のほうにつなぐという計画をしているところもございますけれども、別府の空港の少し離れたところに特別高圧2万2,000というのが入っておりますので、そちらのほうで大丈夫だというふうな協議を済まされているところも、下協議を済まされている企業もございます。

○8番城森史明議員 わかっているだけでいいんですけれども、要は、パネルの劣化の問題なんですけれども、これについて、やっぱり、企業の中で、その発電効率の劣化の問題が10年、20年、要は、20年間で40年保障されてるわけですから、20年後の劣化の問題とかあると思うんですけれども、その辺が、パネルの種類とかその辺でどういうふうな評価をされているのか、ちょっと、教えていただければ。

○神園信二企画調整課長 おっしゃいますとおり、パネルにも今、国内産、それと韓国産、台湾産、中国産ということで、今、各地域のソーラー計画をにぎわしているところで、いろんな話題になっておりますけれども、確かに、パネルの発電能力の劣化、これから取りざたされてきております。スタートするときには、大して差はないというふうな評価をされておりましたけれども、やはり、差は出てくるんだというふうな研究発表等もございます。

で、このパネルの劣化につきましては、パネルの製作の仕方にもよるんですけれども、あとは私どものほうでは、そのパネルの性能等々、それから経年劣化の関係等々、この発電の詳細につきましては、大学の先生のほうに各社の計画をごらんいただきまして、適当なものであるかどうかというところの御意見をいただけるように段取りを進めているところでございます。で、20年もつのかどうか。また、発電能力等々、適正であるのかというふうなところは、専門の大学の先生に御意見をいただくように準備をしております。

○8番城森史明議員 今回の発表は私自身も非常にうれしいわけであって、地域活性化には必ず貢献できるものだと思います。まあ、やっぱり、やったからには多額の投資をするんで、失

敗は許されないと思うので、その辺をしっかり、特に、技術的に失敗というか、ないようにですね、やっぱり、やっていかなきゃいけないと思います。

最後に、これはちょっと将来的なものなんですけども、そこまで考えておられるかどうかわかりませんが、電力の地産地消という問題。それと、今、非常に将来的に今から問題になるスマートシティという問題ですね、その辺はどう考えておられるのか、質問したいと思います。

○**神園信二企画調整課長** スマートシティの実現につきましては、国内外でもまだまだ実験段階というところが多うございまして、本市における実現を目指すには、本市内での官民ともに一層のITの進展がないと、なかなか難しいだろうなというふうに考えております。

また、電力の地産地消ということでございますが、地産地消ということになりますと、発電事業をだれが担って、送電網をだれが整備をして、だれが送電事業を担うのか。で、非常にそれら難しい問題が多くあるものと考えておりますので、今後、研究をしてみたいと、しなければならぬ課題というふうに考えております。

○**8番城森史明議員** 午前中の質問でも出ましたが、小水力発電とかですね、その辺も含めて、太陽光発電をさらに拡大するとか、その辺も含めて、いろんな考え方があると思うので、この辺もやはり、薩摩川内市に負けないようにですね、やっていければなと思います。

以上、質問を終わりたいと思います。

○**依積田義信議長** 本日はこれをもって散会いたします。

午後4時25分 散会

本 会 議 第 3 日

(平成24年9月11日)

平成24年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第3号）

平成24年9月11日 午前9時29分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	沢口光広 議員 (65ページ～72ページ) 吉松幸夫 議員 (72ページ～80ページ)

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員
5 番 清 水 和 弘 議員
7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員
13番 中 原 重 信 議員

2 番 立 石 幸 徳 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 茅 野 勲 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10番 畠 野 宏 之 議員
12番 沖 園 強 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

15番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長
山 口 美津哉 書記
宮 崎 元 気 書記

俵積田 光 昭 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	地頭所 恵 副市長
永 留 秀 一 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
南 田 敏 朗 水産商工課長	岩 廣 和 憲 市民生活課長
本 田 親 行 財政課長	佐 藤 祐 司 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	真 茅 学 農政課長
白 澤 芳 輝 健康課長	山 口 英 雄 税務課長
迫 野 豪 水道課長	俵積田 寿 博 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者兼事務長	瀬戸口 修 農委事務局長兼農振係長
福 元 新 財政課参事兼財産管理係長	下 山 忠 志 水産商工課参事
天 達 章 吾 市民生活課参事	神 山 芳 文 市立病院事務次長
山 口 英 夫 教育長	日 高 孝 学校教育課長
上 園 信 一 生涯学習課長	末 永 俊 英 文化課長
久 保 等 保健体育課長	田野尻 武 志 監査委員
橋之口 寛 監査委員事務局長	児 玉 義 孝 選管事務局長
竈 原 均 会計管理者兼会計課長	豊 留 誠 教育委員会総務課庶務係長
東中川 徹 総務課行政係長	

また、本市4中学校から、加世田高校及び川辺高校の普通科に通学している生徒が何名であるのか。教育委員会にお尋ねいたします。

○日高孝学校教育課長 平成23年度の進学状況でございますが、枕崎高校には枕崎中学校から27人、桜山中学校から12人、別府中学校から3人、立神中学校から6人の計48名であります。また、1年生から3年生までの合計で、加世田高校には男子70名、女子68名の計138名。川辺高校には男子15名、女子44名の計59名が通学しております。以上でございます。

○9番沢口光広議員 枕崎高校は平成10年に総合学科制度になり、普通科がなくなったため、それが原因かは知らないが、本市4中学校から、現在の枕崎高校の1年生、2年生、3年生、全部を含めて、たったの149名しか入学していないのです。簡単に言います。枕崎から149名の生徒しか枕崎高校に行っておりません。その一方、本市4中学校から加世田高校に138名が通学しており、川辺高校には59名が通学しているのです。

私が何を言いたいかといえば、この地元の枕崎の4中学校から、地元の枕崎高校にたったの149名しか入学せずに、そして、それ以上の197名の枕崎の子供たちが、加世田高校及び川辺高校に通学しているのが現状なのです。

これは、私にとっては異常な数字であり、枕崎市の有識者たちは、よくここまで大事な教育問題を無視して、ほったらかしにしてきたなど、あいた口がふさがらないのが、私の現在の心境です。私は、早急に何らかの対策をとる必要があると思うのです。そうしなければ、ますます少子化になっていく今後、今、話題になっている有明高校みたいに、生徒数の減少で閉校問題が数年後には浮上するのではないのかと心配しております。

続いて、逆に南九州市及び南さつま市から、何名の生徒が枕崎高校に進学しているかを当局にお尋ねします。

○日高孝学校教育課長 南九州市は平成22年が54人、23年が28人、平成24年が39人で、合計121人の進学状況であります。南さつま市からは、22年が27人、23年が22人、24年が14人で、合計63人の進学状況であります。

○9番沢口光広議員 先ほども言いましたが、枕崎高校の生徒数は、1年生から3年生まで全員で333名ですが、そのうち、南九州市から121名、南さつま市から63名が入学しております。簡単に言えば、枕崎高校の生徒数333名のうち、半分以上の55%の184名が南九州市と南さつま市の子供たちであり、今の枕崎高校は、地元の子供より、南九州市、南さつま市からの子供が多く、逆転現象が起きているということを知っておいてもらいたいのです。

もっと具体的に言うならば、現在、枕崎高校に南九州市から、121名の生徒が通学してくれているが、南九州市の教育方針が本当であれば、現在、この枕崎に南九州市から121名、これは来なくなるんです。来なくなったら、これ大きな定員割れになります。それを知っておいてもらいたい。

続いて、ことしの枕崎高校の入学者は、定員120名のところを103名しか入学しておらず、定員割れになったということを知って承知していらっしゃるか。

そして、今春、枕崎高校から大学に合格したのは何名であるかを把握しているかを、当局にお尋ねします。

○日高孝学校教育課長 ことしの枕崎高校の入学者のお尋ねでございますが、残念ながら、定員割れをしていることは存じております。

なお、今春の大学進学についての実数でございますが、国立1名、私立8名の進学数であったと聞いております。以上でございます。

○9番沢口光広議員 ことしの枕崎高校からの大学進学者、国公立1名、私立大学8名しか行っとならぬのです。びっくりする数字だと思うんですよ。

人によっては、学問は自由であり、高校や大学、進路等は、親子で決めるものであり、第三者

が口を挟むものではない。沢口、お前もそうや、その一人やと言う人がいるかもしれません。しかし、今後、ますます少子化時代に突入します。このままの状態が続けば、枕崎高校は廃校、もしくは、水産高校との統合になっていく可能性もあります。

このように新聞に載っておりますけど、有明高校みたいに廃校になって、串良商業に統合される可能性が数年後には浮上するかと思えます。そうなったらいけないから、皆さんに危機感を持っていただきたいです。廃校になれば、枕崎は近い将来、経済・文化等の発展に大きな損失を負い、取り返しのつかないことになっていくということを、我々は気づかねばなりません。

正直言って、私は枕崎の優秀な子供たち、知的財産が南さつま市及び南九州市に流出していると思っております。この議場に枕崎高校のOBが半数以上おられると思いますが、皆さん、そう思いませんか。私は優秀な人材が南さつま市、南九州市に行っているような気がしてなりません。

そのような意味から、教育委員会は各中学校の校長や進路指導の先生との連絡会議等を通じて、原則として、原則として、地元の子供たちは、地元の高校に行かせるように努めるべきではないのかと思うのですが、教育委員会の見解をお尋ねいたします。

○日高孝学校教育課長 中学校を卒業する子供たちの、生徒の進路についてでございますけれども、本市におきましては、年3回の中学校の進路指導等主任会の際に、1回は地元高校の教頭を講師に呼び、地元高校への進学等について、説明を受けております。

また、地元の2高校は、毎年、市内の4中学校に対しまして、学校説明会と体験入学を実施しており、連携強化と高校への進学等について、説明をしているところでございます。

しかしながら、進学先につきましては、進路選択の自由があることから、市教育委員会や学校が原則として、地元高校に行かせるというようなことは、難しいことだと考えます。

ただ、郷土愛の育成や地域の活性化などにかんがみ、地元高校への進路選択の指導については、校長会等を通じて啓発をしているところでございます。以上でございます。

○9番沢口光広議員 先ほど、南九州市、南九州市の中学生たちを地元の高校に行かせるように対策協議会を設置したと述べましたが、本市の教育委員会も対策協議会を設置して、原則として、地元の子供たちは、地元の高校に入学するように話し合いを進めていただきたいと思います。

なお、将来の枕崎を背負っていく子供たちが、地元枕崎高校に行かずに、どうして加世田高校や川辺高校に行くかということを私なりに分析すれば、枕崎高校に普通科がなくなったからだと思うのです。大学に行きたいためには、正直言って、大学受験に備えての勉強ができる普通科に入ることが正直言って有利だからです。この枕崎高校に普通科コースがないため、枕崎の子供たちは仕方なく、加世田高校及び川辺高校に通学をせざるを得ないかと思うのです。

以上のことから、枕崎高校に普通科を一クラスは設置するように、県高校教育課に働きかけていく必要があるかと思うんですけど、市長または当局の見解をお伺いいたします。

○神園征市長 枕崎高校が平成10年に以前の普通科と商業科を統合し、総合学科として設置した経緯には、それなりの目的があったと聞いております。

総合学科設置の背景や目的がどういうものであったかということ調べてみますと、一つに、鹿児島県教育委員会が時代の進展や社会情勢の変化に対応した特色学校づくりの柱として設置したものであると。二つが、生徒が将来の進路を視野に入れ、何を学ぶかをみずから決定して、学習計画を立て、積極的に学習するシステムであると。三つ目が、多くの科目から進路に合わせて自分で時間割をつくると。四つが、自分の生き方や進路についてじっくり考えられると。五つが、きめ細かい指導が受けられると。そういったような、立派なことが並べられております。このとおりしているかどうか、そのことについては、私は言及いたしません。

そういう状況下で、普通科を再度設置することは、なかなか厳しい現状にあるんじゃないかと。

現在も定数割れをして、しかも、子供たちの数がうんと少なくなっている中で、そういったものをですね、もう一つふやすということは、なかなか厳しいんだろうなと思っております。

○9番沢口光広議員 私は、枕崎高校の総合学科制度が失敗だったとは言いません。ただし、物事は何でも間違っているときには、軌道修正を図ることが大事かと思えます。枕崎高校の総合学科一本やりの制度は、まさに軌道修正を図っていくべきだと思うのです。

この枕崎市の高校に普通科がクラスもないということは、七不思議の一つであるかと思いません。そして、定員割れは絶対避けねばなりません。有明高校みたいになります。

皆さん御存じか知らないけど、あのルース台風のとき、枕崎水産高校ですね、当時、もう台風で、もう教室は壊れ、いすや机は流され、そのとき当時の谷山市が、もう谷山に水産高校をつくるかという、そういう話があったということを知っておいてもらいたいです。当時、枕崎市の有識者たちは、いや、枕崎に水産高校は絶対必要だということで、現在の鹿児島水産高校にまたなったんですけど、そして、私、いろんなことを勉強したらですね、学校が一つなくなるということは、先ほど教育委員会課長がおっしゃったように、枕崎の町が、疲弊していくんです。活性化がなくなって寂れていくんです。

だから、有明高校が串良商業に統合されていきますけど、こうして今後も断固反対というか、土地利用とかもいろんなことを検討されるかと思えますけど、そのような意味で、我々は今1回、ふんどしを締め直していかないことには、南九州市が枕崎高校にもう子供たちを来させないようにするというか、地元の高校に行かすということは、枕崎高校に180名ぐらいだったですか、これは来なくなるんです。来なくなったら、もう定員割れで50名、100名の定員割れを来すことは、もう目の前に、目前に迫っているということを知っておいてもらいたいです。皆さん、そのような意味で、よろしく願いいたします。

続いて、わたり制度について質問いたします。

本市にわたりに該当する職員は何名いるのか、お尋ねします。

○永留秀一総務課長 平成24年度の人数を申し上げます。現在、わたりに該当する職員数は、5級が82人、4級が128人の合計で210人です。

○9番沢口光広議員 このわたりを廃止した場合、月額、年額、幾らの金額に相当するのか、お尋ねいたします。

○永留秀一総務課長 昨日も申し上げましたが、現在、5級の係長、4級の主査を、それぞれ4級、3級に格付をし直したと、給料の格を落としたと仮定した場合の試算額を申し上げます。

平成24年度の影響額としましては、給料、それから、期末手当の影響額を含めまして、418万4,000円の年額の影響額となるようであります。

○9番沢口光広議員 このわたりは期末手当や退職金に加算されているのか。昨日に引き続き、再度、お尋ねいたします。

○永留秀一総務課長 期末手当、退職手当は、それぞれの給料の額に応じて支給することになっております。それぞれ影響があることにはなりますが、ただ、退職手当につきましては、わたりを解消したとしても、給料の額そのものを下げるといふことにはならないと考えますので、退職手当に反映される額としては、それほど影響額は大きくないものと思っております。

○9番沢口光広議員 皆さん、ここに新聞があります。4月28日付、南日本新聞、大きな字でこれ、「「わたり」鹿県内11市町」、この中に枕崎市が入っているわけですね。

総理府や県はわたり制度は廃止して、適正化を図るように各市町村に指導しているという記事が載っているわけですけど、このわたりは、すぐにでも廃止すべき問題ではないのかと思うが、当局の見解を、いつまでに廃止する予定なのか、当局にお尋ねします。

○永留秀一総務課長 きのうも御答弁を申し上げましたが、本市においては、課長補佐という職務の級を置いてないこともありまして、6級の課長のすぐ直近の5級に係長を位置づけておりま

す。で、実際に課長補佐級の仕事も係長が担っているという実情があるわけですが、それが係長を5級に置いていること自体が不適切ということで、国、県からの指摘を受けておりますので、きのう市長からも答弁がありましたように、今年度中のわたりの見直しに向けて、現在、職員組合に提案をして、今後、精力的に協議を行っていかうということで考えているところであります。

○9 番沢口光広議員 現在、本市は行財政改革特別委員会を設置し、行財政の無理・無駄を見直ししているところであります。このわたり制度は、不適正の最たるものであり、すぐにでも廃止すべき問題であると思います。来年3月までに、来年3月末までに、このわたりを廃止しなかったら、市民の怒りが爆発することは必至かと思えます。この不適正なわたり制度は、すぐにでも廃止することを強く要望しておきます。

続いて、8月29日、伊藤知事が県は2004年度から独自に続けている職員給料カットを9月末で終了することで、職員団体と合意したと発表したが、本市は将来負担比率等が県下で突出して悪い。この伊藤知事の発言は、本市職員の給料等にも影響が及ぶのかどうか、お尋ねします。

○永留秀一総務課長 鹿児島県が県独自に続けていた職員の給料カットを、9月末で終了するという方針であるということはお聞きをしております。

平成24年度におきましては、県もそうなのですが、19市の中で独自カットを行っている市は、本市も含めて5市という状況であります。特に、本市においては、平成16年度から9年連続で独自カットを継続しておりまして、このような例は、県内にはないところであります。

現在、24年度の独自カットを行っているわけですが、来年もまた独自カットをどうするかということについて、今後、職員組合と協議を行っていくこととなりますけれども、鹿児島県が独自カットを終了するということとなりますので、このことが協議に影響を与えるということは、予想がされるところであります。

○9 番沢口光広議員 来月、10月中旬には、県下19市の平成23年度財政4指標が新聞等で公表されるかと思えます。この職員給料カットの復活の問題は、本市の財政事情等を十分考慮して、対処していただきたいと思います。

続いて、国民健康保険について質問します。

なお、通告書では、約5億円と書いていますが、正確には6億0,800万円の赤字予定というのか、ですので、訂正をお願いいたします。

国保財政は6億0,800万円の赤字となる見通しであるというが、なぜ、毎年毎年、赤字が膨れ上がっていくのか。その原因と理由を当局にお尋ねします。

○白澤芳輝健康課長 赤字ということではなくて、財源不足額が6億0,800万円見込まれますよということで、御理解をお願いしたいと思います。

赤字の要因ということでございますけれども、平成21年度と平成23年度の決算を比較いたしますと、歳出におきましては、まず保険給付費が約8,158万7,000円増加しております。また、介護給付費・地域支援事業支援納付金も約3,625万3,000円の増加であり、あわせまして、共同事業拠出金が約8,032万6,000円増加しまして、この3つだけで約2億0,500万を越す増加となっております。

一方、歳入におきましては、国保税の税率改定も行いまして、国保税では6,309万8,000円増加はいたしておりますけれども、国庫支出金が8,796万1,000円減少しており、また、共同事業交付金も1,478万7,000円減少しているところでございます。

この国保税の増とほかの減、二つの減で約3,965万円の減となっているところでございまして、歳出の増加額に対応した歳入額が確保できていないために、多額の財源不足を生じているというふうに認識しております。

○9 番沢口光広議員 この国保の6億0,800万円の累積財源不足を、どのように解消していくのか。起死回生の秘策があるのか、お尋ねいたします。

○白澤芳輝健康課長 先ほど答弁いたしましたけども、現在見込まれます財源不足額、約6億0,800万円を確保しないといけませんけど、この額自体が多額であることに加えまして、平成24年度以降の単年度収支も赤字が見込まれますことから、総合的かつ長期的な対策を講じなければならないというふうに考えております。

市といたしましては、本年中に歳入歳出について詳細な分析を行いまして、可能な限り、正確な将来推計を立てた上で、財源不足の解消に向けてさまざまな角度から検討を行い、平成27年度までの国民健康保険財政健全化計画を策定するために、現在、プロジェクトチームを編成し、検討しているところでございます。

○9番沢口光広議員 この国保の問題は、今の枕崎市にとって、非常に大切な問題であります。国保に本当に精通した人たち数名をプロジェクトに入れて、国民健康保険、この財政健全化計画をきっちりと、きっちりと立ててほしいと思います。

平成27年に医療の広域化が図られるということを聞きましたが、県の医療広域化までに、必ず返済するという計画を考えておく必要があるかと思うんですけど、当局の見解をお願いいたします。

○白澤芳輝健康課長 現在の国保の広域化、県で面倒を見るということにつきまして、これが何年後に実現するかというところは、現在のところ不明ですけども、この広域化が実現するまでには、赤字である保険者、責任を持ってその財源不足の解消を図らなければならないものと認識しておりますので、先ほど申しました健全化計画の中で、財源不足解消のための計画もきちんと立てていきたいというふうに考えます。

○9番沢口光広議員 年金受給者たちから、俺たちは少ない年金の中から、住民税、固定資産税等、まじめに払っているが、今の国民健康保険料はあまりにも高過ぎる。これでは生活保護をもらって、医療費免除を受けているほうが楽だという相談がふえておりますが、本市の国民健康保険の加入世帯数及び加入者数は幾らか、お尋ねします。

○白澤芳輝健康課長 本年8月末現在の国保加入者の世帯数は4,433世帯、被保険者数は7,475人となっているところでございます。

○9番沢口光広議員 国保税の滞納者に渡される資格証明書の発行はどれくらいあるのか。また、短期保険証の発行はどれくらいあるのかをお尋ねします。

○白澤芳輝健康課長 資格証明書ですけども、交付世帯数は9世帯でございます。短期被保険者証の交付世帯は、8月末におきまして、176世帯でございます。

○9番沢口光広議員 本市の国保税の滞納者は何名で、その滞納合計金額は幾らなのかをお尋ねします。

○山口英雄税務課長 平成23年度末の国保税の滞納状況につきましては、548人、滞納額が9,402万8,158円となっております。

○9番沢口光広議員 滞納者は548人で、滞納合計金額が9,400万円ということではありますが、日本経済が不景気等のためか、本市の滞納者数は平成21年が480名、平成22年が515名、平成23年が548名と、年々滞納者数がふえてきているのが現状であります。

税金を払っている正直者がばかを見ないように、国保税滞納者に対して、当局はどのように対処しているのか。また、対処していくのか、お尋ねいたします。

○山口英雄税務課長 税の滞納者に対しましては、督促状、催告状の送付によります納税催促のほかに、必要に応じまして、臨戸訪問や個別の呼び出しを行いまして、納税誓約をさせた上で、計画的な滞納額の解消に努めているところでございます。

なお、個別呼び出しに応じない者、あるいは、納税誓約をいたしましても、その納税誓約を誠実に履行しないといった悪質滞納者に対しましては、給与、あるいは、預貯金等の財産調査を行いまして、差し押さえ可能財産を発見した場合には、積極的に差し押さえを実行しているところ

でございます。

私どもとしましては、税負担の公平性を保つという観点から、税法に基づく滞納処分の強化等に、今後とも努めていきたいというふうに考えております。

○9 番沢口光広議員 お尋ねしますが、2年、3年、4年、5年、6年、7年、ずっと_____は、払わないわけですが、時効の中断というのは何年で、時効の中断等の手続をとっておられるか、お尋ねします。

○山口英雄税務課長 税法上の消滅時効につきましては、何もしなければ5年間過ぎますと、時効が完成して、債権が消滅してしまうということになります。

ただ、先ほど御答弁申し上げましたように、督促状を送付するといったことでも時効中断になりますし、それから、差し押さえをしたりとか、そういったことで時効中断になります。そこから時効中断になりますので、そういったことで、私どもは、あくまでも、税負担の公平性という観点から、税法に基づく適切な処置をとっているところでございます。

○9 番沢口光広議員 私は思うんですけど、固定資産税でもそうやし、水道料金でも、もう滞納者、滞納者からやっぱり原則として、やっぱり、言葉は悪いけど、回収率というんですか、悪い言葉で言ったら取り立てをせんことには、やっぱり、正直者がばかを見る町にははだめだと思っておりますよ。

本市のこの1年間のジェネリック医薬品使用効果は幾らぐらいあったのか。そして、本市の特定健診の受診率は何%だったのかをお尋ねします。

○白澤芳輝健康課長 まず初めに、ジェネリック医薬品の使用効果ということでございますが、昨年11月以前のジェネリック医薬品の使用データが手元にないために、鹿児島県国民健康保険団体連合会の資料によりまして、昨年12月、本市の昨年12月の調剤分と本年6月調剤分、半年間で比較いたしますと、数量ベースで28.2%が31.2%へ3ポイント改善し、金額ベースで9.3%から11.4%へ2.1ポイント改善しているところでございます。

ジェネリック医薬品の薬剤料額も、約242万円から約296万円へ、54万円ほど伸びている状況にあります。ただ、前年同月、まあ、今年の6月分との比較でないために、1年間の効果額の推計は難しいところでございますので、本年12月調剤分のデータがそろったところで、また推計をしたいというふうに考えております。

続きまして、特定健康診査の受診率ですけれども、平成23年度につきましては、29.1%でございました。

○9 番沢口光広議員 南さつま市は平成23年度の特定健診受診率は、前年度比15ポイント伸びて、50.85%になり、南九州市も50.3%で、高い受診率であったということを伺っております。

そのような中、4日前、9月7日付の南日本新聞に日置市が受診率と医療費の抑制を図っていくため、県内で初めての健康づくり推進条例を策定したという記事が載っていましたが、当局はこのことを把握しているのか、お尋ねいたします。

○白澤芳輝健康課長 情報提供をいただきまして、早速、調べさせていただきました。

日置市長のお話では、条例化で健康づくりを啓発する意味が大きいというふうに新聞掲載されているところでございます。

○9 番沢口光広議員 日置市は特定健診受診率が28.1%であり、枕崎市の29.1%よりも悪く、国民健康保険の被保険者1人当たりの医療費が約40万円と高いことから、県内で一番先に条例化したということです。

枕崎市は脳卒中死亡率が全国平均の1.6倍以上であり、県内でも一番最悪であり、市民の健康づくり増進のためにも、枕崎市独自の健康づくり推進条例をつくるべきだと思いますが、市長または当局の見解をお伺いいたします。

○白澤芳輝健康課長 この日置市の健康づくりの推進条例ですけれども、この部分についても、本

市の今、現在、市内であります市民の健康づくりと国民健康保険事業安定化対策委員会で、さまざまな角度から健康づくりについても検討を行うところでございますので、その中であわせて、検討していきたいというふうに考えます。

○9番 沢口光広議員 一刻も早く、国民健康保険財政健全化計画及び枕崎市健康づくり推進条例を策定し、保険給付費の増大の抑制に努めていってもらいたいと思います。この条例化、このことも強く要望しておきます。

それでは最後に、地域活性化のために自然エネルギーに対する取り組みは必要だと思われるが、本市は他市に比べて大きなおくれをとっている。積極的に取り組まない理由はなぜなのかというのを、今回の一般質問で質問する予定でしたが、市長が先日の全員協議会で枕崎空港を2012年度末で廃止して、メガソーラー実現を目指すという説明を聞いて、私自身は正直言って、非常に喜んでおります。

メガソーラーを設置した場合の経済効果等について、市長、いま一度、全員協議会でちょっと、早口でちょっと、わからなかったんですけど、いま一度、メガソーラーを設置した場合の経済効果等について、御説明していただきたいと思います。

○神園征市長 全員協議会では、私はゆっくり読み上げたつもりだったんですが、ここにまた資料がありませんので、間違っているといけませんから、企画課長から答弁させます。

○神園信二企画調整課長 地元への経済効果ということでございますが、まず、それぞれ今6社の計画が出されておりますけれども、設備投資額、各企業の計画によって、多い、少ないがございますが、約25億円程度から30億円程度になるというふうに示されております。これに伴う固定資産税の収入は、初年度で2,000万円程度が想定されております。

そのほか、本市民間への経済効果としましては、ソーラーパネル等の設置工事のみでも、約4億円程度に上るといいうふうに想定した計画が出されているところでございます。

また、借地料の御提示につきましては、年間2,000万円近くから約5,000万円程度までの各社の提案が示されているほか、地域への貢献策として、さまざまな御提案が示されているところでございます。以上でございます。

○9番 沢口光広議員 今後、メガソーラー事業者等とあらゆる協議・検討を行っていくかと思えます。枕崎市にとって、大きな経済効果が生じるように、一生懸命取り組んでいただきたいと思います。

最後に、人生や大きな仕事は1回限りの勝負で、待ったなしの場合が多いので、多くの人の意見を事前に聞いて、対応していってもらいたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○依積田義信議長 ここで10分間休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時28分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、沢口光広議員から発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

○9番 沢口光広議員 先ほど国保のところで「税金を_____」という失礼な言葉を使いました。反省しております。「税金を払わない人」に訂正をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○依積田義信議長 次に、吉松幸夫議員。

[吉松幸夫議員 登壇]

○11番 吉松幸夫議員 おはようございます。今回9月議会、最後の質問者になりました。

質問の前に、我々の大先輩であります牧信利議員が退院されましたこと、心よりお喜び申し上げたいと思います。6月議会の前に体調を崩され、そのまま入院ということになりましたが、病

状も思わしくないということをお聞きし、心配しておりました。しかしながら、さすがに牧ということでしょうか。3カ月という短い期間で、自宅療養ではありますが、退院という非常にすばらしいことであったと思います。我々、まだまだ若輩ですので、1日も早く体調を回復され、議会に戻ってきていただいて、御指導いただきたいと心から願っております。

さて、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

私が前回の6月議会で質問いたしました瓦れき処理の問題、そして、汚染土壌処理の問題、さらに、原発問題について、市長の答弁がありました。瓦れき処理に関しては、まず8,000ベクレル以上のものは、行政はないであろうと。また、枕崎の内鍋清掃センターは、現在、処置能力が低下しているために、対応は難しい。そして、汚染土壌に関しては、国の責任で処理するので、地方の行政には、要請はまずないという答弁でした。また、原発廃止の件に関しましては、地方の行政長が軽々しく発言できるものではないという答弁がありました。

しかしながら、鹿児島県において、南大隅町で鹿児島県をひっくり返すような問題が発生しております。南大隅町の町長も知らないところで、汚染土壌の最終処分場建設という問題が報道されました。これが本当に事実なのか。ただのデマなのか。これはまだ、はっきりしないところですけれども、南大隅町長が知らないところでこういう問題が発生すること自体が、ゆゆしき問題ではないかというふうに考えます。

神園市長は、汚染土壌の処理は地方行政には要請が来ないとおっしゃいましたが、実際にそういう問題が発生しております。枕崎市にもその要請が来るとは思いませんが、来ない可能性はないのではないかと。もし、南大隅町ではなく、枕崎市ということであったならば、どういう対応をされるのか。そのことについて、お聞きいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 新聞等の報道によりますと、南大隅町原発汚染土最終処分場の建設は、大隅半島のすべての自治体が反対を表明している状況であります。県に確認したところ、南大隅町への具体的な国からの建設の要請は、ないとのことであります。

お尋ねの件につきましては、仮定の話であり、具体的な要請もありませんので、今の段階で回答はいたしかねます。

○11番吉松幸夫議員 今、市長の御答弁のとおり、仮定の話ですので、的確な答弁というのは厳しいかと思っておりますけれども、県の見解で国からの要請がないというところで、なぜ、あの報道がなされたのか。本当になかったのか。そこが甚だ疑問ではありますが、ここでそれを追求するというのは、まだ無謀なことですので、これを今後、どういう動向になるのか。ちょっと、見守っていきたく思います。

次に、悪臭対策なんです。公共下水道処理場の建設になってからですね、何年たっていることでしょうか。お願いします。

○依積田寿博下水道課長 終末処理場建設といたし……、昭和59年3月に供用開始しましてから、28年が経過しております。

○11番吉松幸夫議員 ことしはこの長雨で、かなり多く降ったんですが、終末処理場の付近がかなり悪臭がするという市民の方々からの声がありますが、その悪臭の原因は、どこにあると考えているのでしょうか。

○依積田寿博下水道課長 枕崎終末処理場につきましては、当初より住宅に近い場所に建設することから、最初沈殿池からエアレーションタンクまでにおいが上部に漏れないようにふたで覆い、また、敷地外周におきましては、植栽を三重に施し、臭気ができるだけ場外に漏れないように工夫し、建設しております。

近年、処理方式の変更もなく、また、周辺住民からの苦情もありませんけれども、風向きによりましては、臭気の拡散等もあるかと思われまますため、汚泥の搬出や植栽管理をより適正に行い、

臭気対策に努めたいと思います。

降雨時における悪臭につきましては、処理場の臭気対策の方法といたしまして、臭気を水に接触・溶解させて除去する方式であり、降雨時におきましては、晴天日より臭気の拡散は防げていると考えているところでございます。

○11番吉松幸夫議員 さまざまな工夫をしていただいて、悪臭が出ないようにしていただいているというのはわかりました。

処理場が建設から28年たっているということで、改修工事も進んでいるということですが、現在、改修工事はどのようなかたちでなされているのでしょうか。

○依積田寿博下水道課長 枕崎終末処理場におきましては、先ほども御答弁いたしましたけれども、昭和59年3月に供用開始してから28年が経過しております。その間、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的として、汚水処理の運転を実施しているところでございます。

平成18年度から老朽化した施設の改築更新事業を取り入れまして、汚泥処理施設の濃縮機械と脱水機械を1基ずつ、沈砂池の主ポンプ3基を更新しまして、平成24年度はエアレーションタンクの散気装置を1カ所更新する予定でございます。また、24年度で改築更新事業が終了するため、平成23年度より施設の長寿命化を図る目的で現在、計画策定調査等を進めており、平成26年度からは、長寿命化計画に沿って部品交換、あるいは施設の更新を行う予定となっているところでございます。

○11番吉松幸夫議員 かなり老朽化しておりますので、改修が非常に必要かというふうに思います。随時、改修をしていただいて、悪臭対策には取り組んでいただきたいと思います。

最後にお聞きします。28年たっておりますが、例えば、大がかりな施設の、例えば、ひび割れとか、機械ではなく、施設そのもののひび割れとかというのは、確認はされてないでしょうか。

○依積田寿博下水道課長 処理を行う処理施設につきましては、コンクリート等の構造物に対するひび割れはございませんけれども、ポンプ機械設備等の故障等につきましては、随時、処理しながら、運転管理を行っているところでございます。

○11番吉松幸夫議員 今後ともよろしくお願いいたします。

次にですね、家庭ごみ焼却についてなんですけど、家庭で燃やしてもよいというごみの種類は何かでしょうか。

○岩廣和憲市民生活課長 廃棄物処理及び清掃に関する法律によりまして、ごみの焼却は例外を除いて禁止されております。例外としましては、国や地方公共団体などが行う河川の草木や海岸漂着物の焼却、災害の予防、応急対策や復旧作業のための焼却、鬼火焚きなど、風俗習慣や宗教上の行事として行う焼却、農林漁業を営むためにやむを得ないとして行われる焼却、たき火などの日常的に行える軽微な焼却などとなっております。

○11番吉松幸夫議員 今、お聞きいたしました。ありがとうございます。

たき火等の軽微な部分に関してはいいということでしたが、これも、ある地区からの住民の方からのお話だったんですが、木原地区におきまして、どうも、たき火等ではなく、何か有害な物を燃やしているようなにおいができてならないという、住民の方々の声があったんですが、有害といいますか、絶対、燃やしてはいけないものは、どういった種類でしょうか。

○岩廣和憲市民生活課長 悪臭防止法によりまして、「何人も、住居が集合している地域においては、みだりに、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油その他の燃焼に伴って悪臭が生ずる物を野外で多量に焼却してはならない」そういうことになっております。

○11番吉松幸夫議員 燃やしてはならないものは、やはり、いろいろあるようですが、たまたま燃やしてしまったかもしれないのもあるかもしれませんね。しかしながら、業者に出さず、燃やしてしまうことあるかとは思いますが、例えば、住民からそういう通報が、通報といいますか、連絡が来るようなことが過去、ありましたでしょうか。

○岩廣和憲市民生活課長 御指摘の部分は、木原川地区の野焼きについてだと思いますが、数件の苦情が出てきております。そのたびに、職員が現地に出向きまして、ごみを燃やしている場合には、分別などの指導を行いました。加えて、今回は木原公民館に野焼きの注意に関する公民館放送の協力依頼も行ったところです。

今後も、継続してお知らせ版等を通じて市民へお願いし、悪臭対策に努めていきたいと思っております。

○11番吉松幸夫議員 いろいろな話が私のところにも入って来ます。家庭の洗濯物を干せないとか、いろいろな苦情があるようです。

まだ、人的に、人体に被害を及ぼすようなことがまだないので、その程度でおさまっているのかもしれませんが、これからですね、徹底的な指導をしていただきたいというふうをお願いしまして、次にまいります。

道路沿いの草木の処理についてですが、道路沿いに植栽をしておりますが、ここの管理体制はどのようなかたちになっているのでしょうか。

○依積田清文建設課長 道路沿いの植栽につきまして、国道、県道は県、市道につきましては、市のほうで管理いたしております。

○11番吉松幸夫議員 管理は県と市ということに分かれているということですが、その手入れの方法としては、どういう手段をとっていらっしゃるのでしょうか。

○依積田清文建設課長 植栽、上木、まあ、クロガネモチとかシマトネリコとか、そういう上木もございまして、それにつきましては、剪定とか、あと下木につきましても、当然、剪定を行っておりますし、それから植栽帯につきまして、除草等の処理を行うということになると思います。

○11番吉松幸夫議員 私が見た限りでは、市道につきましては、非常に手入れが行き届いているのかなというふうに感じます。ただ、国道に関しましては、非常に手が入っていない、草が生え放題の状態にあるような感じがします。道路まで草木が伸びてですね、自転車の通行やそれにかかわる歩道の通行に関しても、非常に危険なところが数カ所あるように見受けられますが、そういったところの場合は、県に直接お願いしてよろしいのでしょうか。

○依積田清文建設課長 そういうのが見受けられました場合には、市のほうにもお知らせいただければ、市からも県のほうにも要請いたしますし、直接されても、それは構わないことだと思っております。

○11番吉松幸夫議員 はい、ありがとうございます。そういう要請もさせていただきたいと思っております。

またですね、その国道沿いですが、植栽している木では、木とか花ではないようなものがあるようなんですけど、これはどういったことでしょうか。

○依積田清文建設課長 植栽している木とか花じゃなくて、生えているといいますと、おそらく、植栽だと思うんですが、国道226沿いのところにガザニアという、今、よく雑草を抑えるために植えている草がございまして、これはよく、あっちこっちでそういう目的で、道路の植栽などに植えられているのをよく見かけるんですが、これらが繁殖し過ぎている場合には、歩行者の障害になるような場合は、県へ管理をお願いしますが、これにつきましては、県が植えたものではなくて、通り会とか付近の方々が雑草を抑える目的で植えたのではないかと考えておりますので、それが繁殖し過ぎた場合には、植えた方々にも当然、お願いしますし、県のほうにもそれなりの管理をお願いしたいと思っております。

○11番吉松幸夫議員 今のお話のとおり、個人で植えたのもある、通り会で植えたのもあると。通り会にもそれぞれ、やっぱり責任を持っていただいて、管理をしていただきたいというふうに思います。また、県のほうにもですね、その管理を突き詰めてしていただきたいというふうをお願いしたいと思っております。

次に、花渡川の河口付近の件なんですけど、我々が幼少といいますか、小さいころから比べると、河口付近の砂が非常に多くなったように感じるんですが、その辺はどうでしょうか。

○南田敏朗水産商工課長 花渡川の河口付近の土砂につきましては、主に花渡川や馬追川等の河川の運搬作用によりまして、上流から運ばれてきたものが堆積したものと考えております。

平成20年ごろから塩屋海岸地先のトサカノリの藻場がヘドロで覆われるようになりまして、平成21年に馬追川と花渡川合流地点を中心に、土砂の除去について検討したことがあるんですけども、当時は沿岸漁民の皆さんから自然のままにしておいてほしいとの意見がございまして、土砂の除去をしなかった経緯がございまして。そのために、現在はアマモという藻の一種を植栽しようということで考えておりまして、そのことでトサカノリの藻場を浄化して守れないか検討をしているところで、現在、アマモの着生状況や効果等について、花渡川河口で実験をする予定でございまして。

ただ、土砂につきましては、今、御指摘のように水流によって継続的に川上から運搬されて来るので、今後も増加するということが予想されますので、沿岸漁民や地域の住民の皆さんとも意見交換をしながら、引き続きさまざまな検討を、対策について検討をしていきたいというふうに考えております。

○11番吉松幸夫議員 かなりですね、砂の量があって、周辺の海への環境の問題もあるようでございましてね。

もし、例えば、その砂を取ったほうがいいのか、取らないほうが本当によいのか。これはまだこれから、調査結果次第だと思っておりますけれども、もし、取れるとしたときには、今、港の9メートル岸壁の工事をしておりますけれども、そういうのと並行して、そういう作業が可能でしょうか。不可能でしょうか。どうでしょうか。

○南田敏朗水産商工課長 今、しゅんせつしているのは工事が違いますので、しゅんせつするという作業については一緒でございましてけれども、その後の土砂をですね、どうするというのも、まあ、産業廃棄物なのか、河川の砂なので、有効利用できるのか、その辺の検討もする必要があるというふうに考えております。

○11番吉松幸夫議員 自然環境の問題ですので、すぐにはできることではないと思いますが、常に目を光らせていただいて、注意していただいて、継続していただきたいというふうに思います。次にまいります。

今、国道沿いに風の芸術展オブジェが建設、建設といいますか、設置されておりますが、ここでまずお聞きしたいのは、このオブジェを設置している、今、国道沿いに並べておりますけれども、この並べているのには何か意味が、意味といいますか、コンセプトというか、あるんでしょうか。

○末永俊英文化課長 昨年度から実施しておりますアートストリート整備事業のコンセプトにつきましては、町そのものを青空美術館と位置づけ、街路に風の芸術展ゆかりの作家の立体作品を設置することで、文化・芸術の風薫る特色ある町並みを創造することです。さらに、これらの作品に親しみながら、本市の主要観光施設をめぐることができるように、それらをつなぐ設置可能なスペースを有する道路の中から、駅通り、中央通りに設置しているものでございます。

また、立体作品の設置場所そのものについての決定については、作家から設置場所に対しての要望がある場合は、できるだけ、その要望に沿った場所を選定いたしますが、その他の作品については、通り会とも調整した上で、類似作品が連続しないよう、取りまぜて設置しているところでございます。

○11番吉松幸夫議員 わかりました。ありがとうございます。

今は建設中ですけども、かなり、まあ、石づくりですので、土台が角ばったところがあるように見受けられますが、歩行者への対策といいますか、それはとれているのでしょうか。

○末永俊英文化課長 歩道への作品設置につきましては、歩行者への安全に配慮することが前提条件となります。また、台座につきましては、基本的に作品の一部という位置づけで材質、形状、大きさ等を作家の意向に沿って制作しておりますが、歩行する人に対して、危険な形状の作品については、作家と協議の上で、台座から作品が飛び出ないように、台座を大きくしたり、その方向を車道のほうに向けるなど、安全に配慮した対応を図っております。また、中央通りにつきましては、可能な限りの作品を植栽部分に設置するなど、歩行者への安全に配慮しているところでございます。

○11番吉松幸夫議員 私もまだ、市役所通りから駅前通りのオブジェにですね、だれかけがをしたとか、そういうことはまだ聞いておりませんので、これはもう、ちょっと、何といたしますか、思い過ぎかもしれませんが、歩行者への万全の安全対策をとっていただきたいというふうに願っております。

今回は、町頭交差点から東のほうへの設置ですが、その町頭交差点からの今のショッピングセンターのほうへの設置というのも、計画の中には入っているのでしょうか。

○末永俊英文化課長 松之尾町の旧ショッピングセンター付近を含むという、町頭交差点から花渡橋までの区間のことについてのお尋ねだと思いますが、その区間につきましては、今年度と同様に、平成25年度の県地域振興推進事業へ要望を提出していきたいと思っております。

○11番吉松幸夫議員 また、このオブジェの設置がですね、西のほうへ伸びていくということは、大変すばらしいことではないかと思っておりますので、ぜひ、計画を進めていただきたいと思っております。次にまいります。

昨日からもありますように、国民健康保険税が非常に家庭の経済事情に影響を及ぼしております。県の推進事業でパワーアップポイントといたしますか、健康マイレージ事業というのがあるというふうに聞いているのですが、実際、どのようなものなのでしょうか。

○白澤芳輝健康課長 県のほうでは、高齢者元気度アップ推進体制づくり事業というのがありますけれども、これにつきましては、高齢者を対象にして、ポイント制度によって商品券と交換する制度でございまして、県内各市で今、健康マイレージ事業としてやっていますのが、霧島市、指宿市、いちき串木野市、南九州市などで取り組んでいるようでございます。やはり、各市ともポイント、事業に参加してポイントをゲットして、何ポイントかためますと、各協力店でのサービス提供が受けられるというような仕組みだというふうに伺っております。

○11番吉松幸夫議員 本市に先駆けてそういう事業をしているということで、実態といたしますか、その経緯は何か調査済みでしょうか。

○白澤芳輝健康課長 霧島市、南九州市、いちき串木野市、指宿市にそれぞれ効果について、お尋ねをいたしておりますが、お近くの南九州市においては、現在、34店舗が協力していただいて、商店への協力要請によりまして、特定健診の受診啓発につながるなど、効果があったと考えています。また、商店街の活性化について、まだ使用枚数が少ないということで、また加入店も少ないということで、今後の課題とされているというようなことでございました。

また、いちき串木野市につきましては、まだその実績・効果とも、22年度から実施されておりますけれども、まだそういう点での検討はされていないということで、指宿市さんは、本年度からの事業実施でございまして、まだ始まったばかりで、ちょっと把握できないということで、健康推進員に協力ももらって、まあ、重複頻回等、そういう受診率向上につながることを期待していますというような御返事でございました。

○11番吉松幸夫議員 まだ始まったばかりの事業のようですので、なかなかその結果が見えてきてないというのはわかりました。

それでは、この事業は、本市では計画の中に入っているのでしょうか。

○白澤芳輝健康課長 健康づくり事業の一環としてですね、先ほどから申し上げております市内

のプロジェクトチームで、やはり、こういう事業の効果とか、あるいは、そういう部分も含めて、検討をしていきたい。

また、あわせまして、先ほど県のほうの高齢者元気度アップ推進体制づくり事業、まあ、言えば、65歳以上の高齢者向けの部分も福祉課とも連携をとりながら、庁内でまたそういう事業について、来年度から事業実施できないかどうか、研究して、検討していきたいというふうに考えております。

○11番吉松幸夫議員 枕崎は近隣とも同じように高齢化の進んでいる町でございます。6月議会でも申し上げましたが、港町でLCLの協力により、体操教室がありまして、非常に喜ばれました。そういったところもですね、考えますと、なるべく早く、こういった素晴らしい事業はですね、進めていっていただきたいというふうに願います。次にまいります。

せんだっての総務省の発表で、南海トラフの地震が発生した場合、枕崎には5メートルの津波が来るという予測がされました。5メートルという津波がもし来た場合、本市の警察署、消防署の施設についての影響は、どのようにあると考えますか。

○永留秀一総務課長 国が発表しました南海トラフ巨大地震の被害想定では、本市の地震の震度は、震度5弱。それから、本市に押し寄せる津波の高さは、満潮時の最大想定で5メートルということで発表されております。

万が一、5メートルの津波が押し寄せて来た場合には、枕崎警察署、枕崎消防署とも5メートル以下の標高でありますので、浸水のおそれがあるというふうに考えております。

○11番吉松幸夫議員 警察署、消防署、非常事態のときには、ここが先頭に立って動いていただかなきゃいけない組織だと思います。そこがですね、水没してしまうということは、非常に市の、市民にとっても、損失だと思いますので、津波対策というわけでもないんですが、この消防署、警察署の移転ということの計画はございませんか。

○永留秀一総務課長 現在のところ、枕崎消防署、それから、枕崎警察署とも移転の計画はございませんけれども、本年度の防災会議が6月に開催されたところでありますけれども、そのときも、万が一、津波によって警察署、消防署が浸水した場合についてどうするかということが論議になったところであります。そのときの論議では、南海トラフ地震の被害想定は5メートルという最大の予想でありますけれども、本市への津波到達の予想時間は1時間以上ということで発表がされておりますので、高台にあるサン・フレッシュ枕崎、あるいは、妙見センターに警察車両、消防車両を移動しまして、そこに臨時指揮所を設けて、指揮をとっていくということで協議がされて、確認がされているところであります。

○11番吉松幸夫議員 速やかな、そういう体制をとっていただくようお願いしたいと思っております。

続きまして、昨今、非常に悲しい事件が、事件といえますか、いじめによる、昨日来からの質問もある中で、そのいじめによる自殺がですね、この何カ月かで非常に多くなっているように感じます。自殺というのは、聞きますところによると連鎖するというふうに聞きました。これからまた、まだ悲しい事態になってこないように願っているんですが、昨年からも聞いてて、聞いていることなんですけれども、本市において、過度ないじめというのはないというふうに聞いておりますが、改めて、お聞きします。本市においては、いじめという実態はどのようになっているのでしょうか。

○日高孝学校教育課長 昨日の御質問でも御答弁申し上げましたが、本市のいじめの平成23年度の認知状況でございますが、小学校で1件、中学校で1件の計2件でございます。いずれも言葉による嫌がらせや、からかいでありまして、素早く学校が対応して、発生直後に解決をしております。

各学校では、いじめの実態をきめ細かく把握するために、毎学期1回及び2回のアンケートを

実施しており、いじめの事案等が認知されるときには、臨機応変に、さらに詳しくアンケート等を実施する体制にあります。

本年度は4月から8月まで、中学校で2件認知されておりますが、いずれも言葉による嫌がらせ、からかい等でありまして、既に解決しております。

今後も、いじめはどこでも起こり得るという認識に立ち、一つでも発見し、解決した学校が地域や保護者に信頼される学校であるということを前提に、学校を指導してまいりたいと思います。以上でございます。

○11番吉松幸夫議員 はい、ありがとうございます。この枕崎市からですね、悲しいことが起きないように、常に注意をしていただいて、指導をお願いしたいと思います。

きのうの課長の答弁で、私はすごく感銘したところがありました。教師の観察力を上げるという常に意識をしているというところに、非常に私はこの議場の中で聞いておりまして、何と云うんですかね、非常にうれしく思ったところでした。我々もその観察力というのを、常にどんなところでも注意して上げていきたいなというふうに思っております。

次ですが、学校問題に関しまして、防犯対策というのはどのようなかたちでとれているんでしょうか。

○豊留誠教委総務課庶務係長 ただいま防犯対策についての御質問であります。本市の学校施設面での防犯対策につきましては、全小・中学校において、警備専門会社との業務委託による防犯監視システムを導入し、防犯・事故防止に努めております。

このシステムは機械警備により、夜間や休日における学校施設への不法侵入者等の発見、排除のほか、火災の発見と初期消火等も組み入れられておりまして、また、感知した、そのセンサー等で感知したその異常事態の内容によって、警察・消防署等に速やかに通報されるなど、学校施設における防犯、事故等の発見、拡大防止面での対応が図られているところであります。

○11番吉松幸夫議員 防犯対策はですね、非常に大事かと思えます。

ここです、一つ提案なんです、今、まだ枕崎の中で、枕崎市の中においてですね、過度ないじめ、暴力、障害というのがないからまだいいんですが、もし、もしですね、このような状態になったときに、その対策といいますか、のために、これはいろんな経済的事情もあるんですが、この防犯システムを通常の、昼間も監視できるようなシステムに進められないか。ちょっと発展できないかというところがですね、今後、いろんな人権問題とかもあるかもしれませんが、そういうような監視システムへの進展といいますか、そういうふうになることも必要ではないかというふうに思ひまして、これはあくまでも提案ですけれども、お考えいただけないかなというふうに思ひますが、その辺はどうでしょうか。

○豊留誠教委総務課庶務係長 今、議員からの御質問であります。

まあ、いじめとの関連性、また、それも含めて一般的な意味合いでの監視カメラと防犯対策の充実ということでもありますけれども、私ども現在のシステム、土曜、日曜のシステムということで、その業績といいますか、実績としましてもですね、過去数年、最近の例では21年にもですね、そういう学校内の防犯と、通常、まあ、休日における防犯等ということでは、2件ほどありましたが、その場合は速やかにですね、状況を把握し、通知されているところであります。

それと、昼間の関係と言いますけれども、私どものシステムで今、不十分なのかといえば、まだ十分足りているというのが印象として、まあ、私たちの認識としては持っているところであります。

また、防犯対策との関係で絡みということになりますと、昨日からの一般質問でも回答は答弁しておりますが、いつでもどこでも起こり得るいじめというのを、いかに回避していくかというのが大事であると。また、学校でもさまざまな教育活動を通して、人間尊重の精神をいかにして身につけさせていくかが、強く求められているかと思ひます。そういう中で、議員さんもおっし

やいましたけれど、プライバシーの問題もあります。また、人間尊重の精神というのを植えつけて、確立させていくことに学校現場の努力があります。

そういうこともありまして、仮に一般といいましても、監視カメラ的なものが学校施設内、限られた施設にあるといったときのことを考えますと、いささか、現時点ではですね、疑問が残るというのが正直な感想であります。

そういうこともありまして、まずは本市状況等を見きわめた上での対応という観点からの考察、また研究が寛容ではないかと考えている次第であります。以上です。

○11番吉松幸夫議員 私のですね、考え過ぎと言われれば、それまでなんですが、さらなる検討をお願いしたいなというふうに終わります。

それで、教育委員会の皆さん、子供たちをですね、観察力を持って指導していただきたいというふうをお願いして、私の質問を終わります。

○俵積田義信議長 これをもって一般質問を終結いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時16分 散会

本 会 議 第 4 日

(平成24年9月26日)

平成24年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第4号）

平成24年9月26日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	85	枕崎市空き家等の適正管理に関する条例の制定について	総文
2	86	枕崎市暴力団排除条例の制定について	〃
3	87	枕崎市防災会議条例及び枕崎市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について	〃
4	請2	米軍輸送機オスプレイ配備の撤回を求める意見書の提出を求める請願	〃
5	陳3	「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の早期制定を求める意見書の提出を求める陳情	産厚
6	陳4	立神岩にしめ縄をかける陳情	〃
7	79	平成24年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）	予算及 び決算 特別委
8	80	平成24年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
9	81	平成24年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
10	82	平成24年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
11	83	平成24年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	〃
12	84	平成24年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）	〃
13	89	米軍輸送機オスプレイ配備の撤回を求める意見書	
14	90	「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の早期制定を求める意見書	
15	91	平成24年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）	
16	92	教育委員会委員の任命について	

17		緊急質問	
----	--	------	--

- 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員
5 番 清 水 和 弘 議員
7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員
13番 中 原 重 信 議員

2 番 立 石 幸 徳 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 茅 野 勲 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10番 島 野 宏 之 議員
12番 沖 園 強 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

15番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長
山 口 美津哉 書記
宮 崎 元 気 書記

俵積田 光 昭 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
永 留 秀 一 総務課長
南 田 敏 朗 水産商工課長
本 田 親 行 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
白 澤 芳 輝 健康課長
迫 野 豪 水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者兼事務長
福 元 新 財政課参事兼財産管理係長
天 達 章 吾 市民生活課参事
山 口 英 夫 教育長
上 園 信 一 生涯学習課長
久 保 等 保健体育課長
橋之口 寛 監査委員事務局長
竈 原 均 会計管理者兼会計課長
東中川 徹 総務課行政係長
石 場 博 和 総務課行政係主任

地頭所 恵 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
岩 廣 和 憲 市民生活課長
佐 藤 祐 司 福祉課長
真 茅 学 農政課長
山 口 英 雄 税務課長
俵積田 寿 博 下水道課長
瀬戸口 修 農委事務局長兼農振係長
下 山 忠 志 水産商工課参事
神 山 芳 文 市立病院事務次長
日 高 孝 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
田野尻 武 志 監査委員
児 玉 義 孝 選管事務局長
豊 留 誠 教育委員会総務課庶務係長
山 口 太 総務課行政係主査

午前9時30分 開議

○**俵積田義信議長** 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので御承知おき願います。

日程第1号から第4号までの4件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

今門求議員。

[今門求総務文教委員長 登壇]

○**今門求総務文教委員長** おはようございます。

総務文教委員長報告を行います。

ただいま議題となりました日程第1号から第4号までの4件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第1号枕崎市空き家等の適正管理に関する条例の制定について申し上げます。

本条例は、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、空き家等が管理不全な状態となることを防止し、もって市民の生活環境の保全及び安全・安心なまちづくりを推進することを目的として制定するものです。

これまでは不適正な管理に対し、市民からの苦情が寄せられたものについて、個々の事例に応じて対応してきました。この条例を定めることによって、空き家等の適正管理に関する所有者の責務を明記し、市民からの情報提供、市による実態調査の規定を設け、空き家等が管理不全な状態にあると認めるときには、所有者等に対し、助言、指導を行うことができることとし、必要なときには勧告、命令、氏名などの公表ができるように規定を設けるものです。なお、条例の施行期日は、平成25年4月1日とするものです。

委員から、市内全域で現在対象となるものは、何戸あるのかとただしたのに対し、8月に公民館長を通じて行った調査では、管理不全な状態のものが、結果として80戸挙がってきているので、これについて調査を進めるとともに、さらに、ほかにもないか調査をするということです。

本条例中の助言、指導及び勧告、命令並びに公表の規定については、まずは私有財産については、所有者がみずからの責任で管理を行うように住民への啓発や問題提起を行うためのものでありますが、これらの処分でも問題を解決し切れない状況がうかがえる場合は、今後の対応として検討していくということです。

また、本条例は、地方自治法に基づく所有者に対する行政指導あるいは助言、指導、勧告、命令、公表などの行政処分という考え方であり、これらの処分基準については、条例の施行までには整備するということです。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号枕崎市暴力団排除条例の制定について申し上げます。

本条例は、本市からの暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保を図ることを目的として、制定するものです。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号枕崎市防災会議条例及び枕崎市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本条例は、災害対策基本法の一部改正に伴い、防災会議の所掌事務の改正等、所要の条文整備をするものです。

枕崎市防災会議条例については、災害対策基本法の一部改正に伴い、第2条において、防災会議の所掌事務の改正を行い、さらに、第3条第5項の委員構成に新たに9号として「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者」を追加するものです。

枕崎市災害対策本部条例の一部改正については、災害対策基本法の一部改正により、市町村災害対策本部に関する規定が法律に独立して設けられたことに伴い、条文の繰り下げの改正を行うものです。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号米軍輸送機オスプレイ配備の撤回を求める意見書の提出を求める請願について申し上げます。

本請願は、枕崎市金山町692番地、福永和好氏から豊留榮子議員を紹介議員として提出されたものです。

請願の趣旨は、これまで開発段階から事故が続出する米海兵隊の輸送機MVオスプレイを沖縄県の普天間基地に配備する計画に対し、世界一危険な普天間基地に配備することや、低空飛行訓練に反対するものです。

本件については、全会一致で、採択すべきものと決定し、意見書については、総務文教委員の連名で本会議に提出することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○依積田義信議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

豊留榮子議員。

○3番豊留榮子議員 議案第89号米軍輸送機オスプレイ配備の撤回を求める意見書の提出を求める請願に対して、すみません、間違いました。請願2です。日程4、米軍輸送機のオスプレイ配備の撤回を求める意見書の提出を求める請願に対して、日本共産党は賛成の立場から討論いたします。

米軍の垂直離着陸輸送機MV22オスプレイの沖縄配備は中止せよと各地で連帯の抗議行動が今続いています。

オスプレイは開発段階を含めて、死亡事故5件、死傷者36人を出すなど危険な欠陥機です。ところが、どの事故もパイロットの操縦ミスとして片づけられ、オスプレイは8月23日に市民の反対の声を押し切り、岩国基地へ強引に陸揚げされました。そして9月19日には、日本政府が安全宣言を行い、21日から試験飛行を開始しています。

試験飛行初日から、市街地上空は飛ばない。飛行高度は150メートル以上という日米合同委員会の合意を破り、無謀な飛行が各所で確認され、国民の大きな怒りの声が上がっているところです。ましてや、沖縄の普天間基地周辺には、学校や住宅が密集して世界一危険な場所だとされています。

以上の点から、沖縄に連帯して、沖縄への米軍輸送機オスプレイ配備の撤回を求める意見書の提出に賛成して討論を終わります。

○依積田義信議長 これをもって、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第1号から第4号までの4件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第85号、第86号及び第87号の3件は、原案どおり可決、請願第2号は採択と決定いたしました。

次に、日程第5号及び第6号の2件を一括、議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

茅野勲議員。

[茅野勲産業厚生委員長 登壇]

○茅野勲産業厚生委員長 産業厚生委員長報告を行います。

ただいま議題となりました、日程第5号と日程第6号の2件について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第5号「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の早期制定を求める意見書の提出を求める陳情については、南薩地区精神保健福祉推進の会、南風会の松山ムツさんから提出されたものであります。

目的としては、三大疾患の一つである精神疾患にふさわしいサービスの質と量を確保し、いつでも良質のサービスが受けられるよう、こころの健康政策が必要で、家族、介護者を地域社会として積極的に支援する体制づくりをするため、法律の制定を望むものであります。

こころの病やうつ病などの精神疾患は、表に出にくい病気で、取り巻く家族も大変な難儀をされている状況にあることをかんがみ、ほとんどの議員から採択すべきものとの意見がありました。

本件については、全会一致で採択すべきものと決定し、意見書については、産業厚生委員の連名で本会議に提出することに決定いたしました。

次に、日程第6号立神岩にしめ縄をかける陳情について、申し上げます。

本陳情は、立神岩にしめ縄を結ぶ会会長、上野新作氏から提出されたものであります。

立神岩は県立自然公園内であるので、県立自然公園法の特別地域工作物新築許可申請と地区別地域内広告物の設置等許可申請が必要で、まず市へ申請し、市の進達を受け、県への申請後、県が審査し、県知事の許可という手続であるということです。

当局としては、しめ縄を設置する具体的な計画及び施工の工法がどのようなものか、その検証をしっかりと行った後でなければ、判断は難しいこと。また、カツオ漁業や商店街活性化、観光振興を主な目的として立案されたことは、ありがたいことではあるものの、ただ、山立神の南側、沖立神の陸地側のがけ部分の崩壊が非常に進行していることから、岩質が一緒である沖立神の崩壊も心配されるという当局の説明がありました。

これに対し、自然なものは自然なままのシンボルとして残すべきであるという意見や、また現在では、しめ縄の長さや形状、さらには、施工方法など、安全なしめ縄のかけ方が確立するまでは、継続して審査すべきであるという意見がありました。

本件については、全会一致で継続審査すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○依積田義信議長 ただいまの報告に対し質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決をいたします。お諮りいたします。

日程第5号及び第6号の2件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は採択、第4号は継続審査と決定いたしました。

次に、日程第7号から第12号までの6件を一括議題といたします。

予算及び決算特別委員長に報告を求めます。

禰占通男議員。

[禰占通男予算及び決算特別委員長 登壇]

○禰占通男予算及び決算特別委員長 ただいま議題となりました日程第7号から日程第12号までの補正予算6件について、予算及び決算特別委員会の審査の経過並びに結果について、御報告

いたします。

本委員会は委員長に禰占通男、副委員長に城森史明委員を選任いたしました。

審査の過程における当局説明及び各委員から出された意見・要望については、お手元に配付してありますので御参照願います。

委員長報告では、主な点のみ申し上げます。

まず、日程第7号平成24年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）について、申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億1,650万円を追加し、予算総額を100億3,260万円にしようとするもので、当初予算額に対し、4.5%の伸びとなります。

地方債の補正は、南薩地区消防組合負担金、補助災害復旧事業にかかわる追加及び臨時財政対策債の変更によるものであります。

補正予算の主なものは、財政調整基金及び減債基金の積み立て、枕崎駅舎建設及び駅周辺の施設整備に関する事業補助、国民健康保険特別会計繰出金などであります。

補正財源については、繰越金、県支出金、市債、繰入金などの増と地方交付税の減で措置したとのことであります。

老人福祉費の補正については、一般会計と介護保険特別会計の双方の当初予算において、繰出金と繰入金の額が一致していないことから、一般会計の介護保険特別会計繰出金を増額して調整を図るとのことであります。

まず、総務費中、国県支出金等の主な精算返納金については、各事業の平成23年度の事業の確定に伴うもので、女性特有のがん検診事業については、予定検診率は国の指導が50%で、結果として15.1%であったため、39万9,000円を返還し、生活保護費については医療扶助の影響により、2,542万5,000円の返納となりました。

経営体育成交付金の307万5,000円については、事業主の事情により、事業継続ができなくなった結果、施設売却額の補助率で28.571%、307万4,239円を返納するということであります。

企画費中、駅舎整備事業に関連し、枕崎駅周辺整備事業は、資料にもありますとおり、全体事業名が魅力ある観光地づくり事業として、事業費2,000万円で、遊歩道やベンチ、案内板など、直接整備していくということであります。

また、当局としては、今後の整備のために、24年度事業として緊急性を要することや現在の枕崎駅の通路の狭い状況の解消が図られることなど、必要不可欠であることから、土地開発基金4,240万円で、枕崎駅前の土地を購入する計画であるという説明がありました。

これに対し、基金運用のあり方や計画の具体的な内容説明などについて質疑があり、当局としては今後、市で土地を買い戻すときまでには、内容を精査して議会に提案してまいりたいということでもあります。

民生費中、障害者虐待防止対策支援事業については、国から示された事業であり、消費者行政活性化事業は、平成24年度の県の消費者行政活性化事業の追加募集に伴うものであるとのことであります。

次に、地域密着型施設整備事業については、第5期の介護保険計画では、特別養護老人ホームと介護老人保健施設をそれぞれ20床ずつ増床する計画であります。

7月現在で、待機者は122名いますが、一気にゼロというかたちにはならないということですが、施設の建設イコール保険料にはね返ってくるということで、状況を見ながら、予防面も含めて、在宅の方々へのサービスの充実を図っていきたいということでもあります。

土木費中、空港費の78万1,000円の補正は、空港廃止に向けた国との協議のための旅費とのことであります。

農林水産業費中、基幹水利施設管理事業の分担金については、今回、農家負担分が計算の関係で3,000円増になったとのことであります。

労働費中、食のまちづくり地域ブランド創出事業についての取り組みは、もともとは雇用対策事業であるため、雇用を行いながら取り組んでいくとのことであります。

教育費中、奨学資金の決定に伴う不用額の減額は、当初予算において3,200万円を計上しておりましたが、70名の応募に対して69名が決定し、所要額が2,493万1,950円となり、その差額分を不用額として、減額補正したところであります。また、奨学金の返済について時効は10年であるが、時効中断措置をとって対処しているとのことであります。

委員からは、当初予算計上より、大幅な歳入減が発生することは、執行上支障を来すため、今後とも予算計上に当たってはさらに的確な見込み、作業を行っていただきたい。また、施設等の整備が保険料にはね返るといふ、後ろ向きの姿勢ではなく、保険料が上がっても、介護サービスをふやすことが医療、保健、福祉の充実につながるのではないかといった意見・要望がありました。

以上であります。本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号平成24年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ249万7,000円を減額して、予算総額を42億1,495万7,000円にしようとするもので、当初予算より3.53%の増となります。

歳出の主なものは、市税等特別返還金交付要綱に基づく、返還に要する費用70万3,000円の増額、高齢者医療制度の24年度確定通知に基づく変更で、後期高齢者支援金19万4,000円の増額と前期高齢者納付金6万1,000円の減額ということであります。

また、医療費適正化特別対策事業及び保健事業は、生活習慣病脳卒中対策モデル事業に経費119万7,000円を計上し、繰上充用金は平成24年度決算確定に伴い、453万円を減額したということであります。

以上の財源として、他会計繰入金、歳入欠陥補填収入の増と国庫支出金、前期高齢者交付金などの減で措置し、また歳入欠陥補填収入を一般財源とし、合わせて財源内訳変更も行ったということであります。

繰上充用金の453万円については、税収の増により、繰上充用金がその分減額となりました。

一方、今回の補正において、歳入欠陥補填収入を1億8,351万6,000円増額したところでありますが、そのうち、特別調整交付金の組みかえ分の1億2,313万7,000円を差し引いた6,037万9,000円が、補正（第2号）に伴う財源の増として、計上されたとのことであります。

委員からは、市民の立場に立った予算編成、あるいはその市民への実際のあるべき姿を示していただきたいとの要望がありました。

以上であります。本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第9号平成24年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ247万8,000円を追加し、予算総額を2億9,773万2,000円にしようとするもので、当初予算より0.84%の増になるということであり、歳出については23年度決算に伴う精算分で、後期高齢者医療広域連合納付金56万6,000円、一般会計繰出金の精算返納額191万2,000円の増額であるということであります。

以上の財源として、諸収入2,000円及び繰越金247万6,000円の増で措置したということであります。

以上であります。本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第10号平成24年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,388万6,000円を追加し、予算総額を21億4,969万7,000円にしようとするもので、当初予算額より約3.6%の伸びとなります。

補正の内容は、保険年金に係る市税等特別返還金、介護給付費準備基金積立金などの増額であります。

以上の財源として、繰越金、県支出金などの増で措置したとのことであります。

県財政安定化基金特例交付金については、第5期介護保険料の上昇を抑えるため、県財政安定化基金を取り崩し、特例交付金として交付されたものであり、2,107万1,239円が今回交付された額ということであります。

以上であります。本件については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第11号平成24年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、申し上げます。

歳入歳出予算の補正は、2,813万5,000円を減額し、総額を7億8,743万円にしようとするもので、当初予算額より3.4%の減となりました。地方債の補正は、事業債及び資本費平準化債の変更に伴うものであります。

補正予算の内容は、公共下水道審議会の開催に伴う報酬の増減、人事異動等に伴う人件費等の減額、消費税確定申告に伴う公課費の増額などです。

以上の財源として、繰越金の増、事業費及び国庫支出金の減で措置したとのことであります。

公共下水道事業審議会は、枕崎市公共下水道事業の円滑な運営及び発展に資するため、必要な調査・審議を行うことを目的として設置されており、人口減少等に伴う社会現象等並びに全体計画区域の見直し、縮小拡大の計画の意見を審議会に求めるものであります。

下水道整備費の減額は、当初、補助事業で国に要望していたが、内示額が要求額よりも1,625万円減額となったことによるものです。

また、工事請負額は当初4,630万円で計画していたが、整備の進捗を早めるために4,910万円必要となったため、280万円の増額で計画しているということでもあります。

以上であります。本件については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第12号平成24年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的支出において、常勤医師雇用に伴う委託料等1,533万6,000円の増額、並びに人事異動等による給与費268万円の減額、及び病棟建替事業完了による減価償却費124万9,000円の減額等に伴い、医業費用を1,170万7,000円追加し、平成23年度許可債借入額の確定による企業債利息の減額に伴い、医業外費用を76万2,000円減額しようとするもので、補正後の収益的収支は1億2,186万1,000円の純損失となる見込みということでもあります。

純損失分については、23、24年度については、赤字決算をせざるを得ない状況になるだろうということで説明しており、できるだけ赤字分を減らしていきたいということでもあります。

委員から、DPCの採用方針についてたゞしましたところ、中小規模病院においては、出来高での診療報酬請求のほうがメリットがあり、市立病院の場合は、内科のみでそれほどメリットはなく、診療施設基準に基づいても、現時点で不可能であるということでもあります。

委託料については、常勤医師に対する委託分ということではありますが、今回初めて、病院独自で直接、医師を採用したことから、このような取り扱いをしたということでもあります。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○依積田義信議長 たゞいまの報告に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

日程第7号から第12号までの6件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第79号、第80号、第81号、第82号、第83号及び第84号の6件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13号を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

今門議員。

[今門求議員 登壇]

○**4番今門求議員** 米軍輸送機オスプレイ配備の撤回を求める意見書。

日米両政府は、国民の強い反対を無視して、米海兵隊の輸送機オスプレイを沖縄県の普天間基地に配備する計画を進めている。

オスプレイは開発段階から何度も墜落事故を繰り返し、今年4月にモロッコで、6月には米軍フロリダ州で墜落するなど、これまで少なくとも36人が死亡しており、いつどこで落ちるかわからない危険な欠陥機であることが世界に知られている。

こうした危険な輸送機オスプレイを「世界一危険な」普天間基地に配備することなど、とても認めることはできない。

しかも、米軍は、東北・北信越・近畿・四国・沖縄・奄美など、6つのルートで高度150メートルの低空飛行を含む訓練など、沖縄と日本本土のあらゆる場所での訓練を想定している。6つのルートの一つである「パープルルート」は奄美諸島からトカラ列島にかけた低空飛行訓練ルートであり、オスプレイの普天間基地への配備と低空飛行訓練が沖縄県民のみならず、鹿児島県民の生活にも耐えがたい苦痛と危険、不安をもたらすことは明白である。

よって、本市議会は、現状においては、米軍輸送機オスプレイの安全性について大きな懸念を抱いていることから、国に対して、米軍輸送機オスプレイの配備を撤回するよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成24年9月26日、鹿児島県枕崎市議会。

○**依積田義信議長** お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用して、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

討論なしと認めます。

これから採決をいたします。

お諮りいたします。

日程第13号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の事後の取り扱いについては、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第14号を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

茅野勲議員。

[茅野勲議員 登壇]

○**6番茅野勲議員** 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の早期制定を求める意見書。

今、国民の「こころ」は深刻な状況にある。平成10年から毎年3万人以上の人々が自殺によって命をなくしている。平成17年には300万人以上、つまり、40人に1人以上の人々が精神科を受診するようになり、今も増加傾向が続いている。

平成18年4月に三障害を一体的に支援する障害者自立支援法が施行されたが、サービスの基盤体制は立ちおけており、地域で暮らす当事者を支える家族に対しても、支援が必要であることが最近になってようやく認識されるようになった。

また、障害者自立支援法が見直され、今年6月に成立した障害者総合支援法も障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の骨格提言が一部の採用となり、当事者や家族にとっては、不満の残るものとなった。

厚生労働省は、平成20年度から21年度にかけて「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」を設け、現状と今後望まれる施策をまとめた。これに基づき、平成22年4月、家族・当事者、医療福祉の専門家、学識経験者による「こころの健康政策構想会議」が設置され、家族・当事者のニーズにこたえることを主軸に据え、現実の危機を早く根本的に改革するための「こころの健康政策についての提言書」が、平成22年5月末に厚生労働大臣に提出された。

この中で、精神医療改革、精神保健改革、家族支援を軸として、国民すべてを対象とした心の健康についての総合的・長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を強く求めている。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の早期制定を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成24年9月26日、鹿児島県枕崎市議会。

○**依積田義信議長** お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用して、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

討論なしと認めます。

これから採決をいたします。

お諮りいたします。

日程第14号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の事後の取り扱いについては、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第15号及び第16号を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** ただいま上程されました議案第91号及び議案第92号の2件について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第91号平成24年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,340万円を追加し、予算総額を100億4,600万円にしようとするものです。

補正予算の内容は、平成24年10月28日に執行される衆議院議員補欠選挙に要する経費であります。

次の、議案第92号教育委員会委員の任命につきましては、教育委員会委員積山洋氏が、平成24年9月30日をもって同委員を辞職することに伴い、その後任として真茅一英氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○**依積田義信議長** お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

立石議員。

○**2番立石幸徳議員** 私は、ただいま提案されています議案第91号の補正（4号）につきまして、1点だけ、この今回の予算で備品購入、一般事務用器具231万5,000円が計上されているんですが、当然、選挙関係の備品になるんだろうと思うんですけども、具体的に、この一般事務

用器具は何を購入される予定になっているのか、お尋ねいたします。

○**児玉義孝選管事務局長** 備品購入費としましては、自書式投票用紙読取分類機、自動的に投票用紙を読み取る機械でございます。それとコピー機を1台購入する予定です。以上、大きいものはそれぐらいです。

○**依積田義信議長** ほかにありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第15号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16号教育委員会委員の任命については、無記名投票で行います。

日程第16号教育委員会委員の任命について、投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○**依積田義信議長** ただいまの表決権を有する議員は、14人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に「賛成」と、反対の方は「反対」と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○**依積田義信議長** 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○**依積田義信議長** 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○**依積田義信議長** 投票漏れはありませんか。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○**依積田義信議長** これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、開票立会人に、5番清水和弘議員、6番茅野勲議員、7番禰占通男議員を指名いたします。

立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○**依積田義信議長** 投票の結果を報告いたします。

投票総数14票。

これは先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成14票。

以上のとおり全員賛成であります。

よって、議案第92号は同意することに決定いたしました。

次に、日程第17号を議題といたします。

お諮りいたします。

駅舎建設にかかわる本市土地開発基金の運用について、立石幸徳議員から緊急質問の通告があります。

立石幸徳議員の緊急質問に同意し、発言を許すことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、立石幸徳議員の緊急質問に同意し、発言を許すことに決定いたしました。

立石幸徳議員。

○**2番立石幸徳議員** 市議会の同意を得ることができましたので、緊急質問をさせていただきます。

地方自治法第241条におきまして、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる」という条文がございます。そして、第241条第2項では、「基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない」と規定されておりますが、去る9月7日、市議会全員協議会に市長のほうから、JR枕崎駅舎建設のため、本市の土地開発基金を運用し、駅隣接地の岩崎コーポレーション所有地を4,240万円で購入することを決定したとの報告がなされたのであります。

当該用地が駅舎建設整備に不可欠であることや、新たな進入路が確保でき、駅入り口が便利になるとの理由であります。当該地である東本町23番地、1,490平米を一括購入後、通路などに使われない残りの土地は、公売をするという方針でありました。

まず、本市の土地開発基金条例上、取得した土地を公売することを前提として、土地開発基金を運用することができるのか。この点をお尋ねいたします。

次に、駅舎建設並びに駅周辺整備事業は、いつから着工することになるのか。

そして、この事業へ4,240万円という市の公金投入することの住民意思の反映、つまり、住民意思の確定のための議会議決はどのようなかたちで、どの時点でなされるのかですね。明確にお答えいただきたいと思っております。

それから、水産商工課長のほうから提出されております、基金運用要求書については、決定通知書が出されているのか。並びに9月19日、支出予定でありました現金支出については、既に執行をされているのか。さらに、この物件の買い取りはどのようなになっているのかを明らかにしていただきたいと思っております。

○**本田親行財政課長** 土地開発基金につきましては、御指摘のとおり、自治法の規定に基づく定額運用基金でございます。公用もしくは公共用に供する土地、または公益の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得するため、定額の資金2億8,600万円をもって運用することを目的に設置されているところでございます。

今回の土地開発基金による用地取得につきましては、相続税評価額を基礎とする適正な単価で購入したものであります。このことによって基金そのものがなくなったわけではなく、基金の運用の中で、現金が土地に振りかわったものであります。施設整備に残った部分につきましては公売を実施し、基金の流動性を高めたいと考えております。

○**南田敏朗水産商工課長** 魅力ある観光地づくり事業の着工時期でございますけれども、私の今

の情報では、11月ごろに発注するという事になったということで、連絡を受けているところでございます。

それから、基金運用要求書に関する通知決定書につきましては、8月31日付で財政課長からいただいているところでございます。（「え、ちょっと聞き取れないですけど」と言う者あり）それから……、（「いや、もうちょっと今の……、はっきり言って。聞き取れません。」と言う者あり）買い取りの時期……、基金運用要求書の決定通知書につきましては、8月31日付で財政課長からいただいているところでございます。契約の中で事業の支障にならないように、平成24年12月28日までに引き渡すものとしまして、ただし書きとして、この土地のうち、市が事業に係る工事を行うために必要な土地については、24年10月1日以降の工事期間中、使用できないものとするということで、契約条項の中に入れていただいているところでございます。

○地頭所恵副市長 駅舎の整備に、この基金で購入した土地を使うことについての議会の議決などの意思決定の機会はいつになるかという御質問につきましては、今現在、購入した土地の一部を活用いたしまして、県の魅力ある観光地づくり事業で、通路それから内容的には駐車場なども含まれると考えておりますが、そういったものの整備をしていただきたいということを要請しているところでございます。まだ協議中ではございまして、内容が確定しておりませんので、その協議が整いまして整備計画が確定し、必要な面積が確定いたしましたら、基金から一般会計が買い取りをするということになりますので、その際に、議会に予算をお願いするというかたちになると考えております。

○籠原均会計管理者 代金の支払いにつきましては、9月19日、債権者へ支払い済みでございます。

○2番立石幸徳議員 最後のその会計課長が言った、9月19日に債権者というのは何を意味するのか、もうちょっと明確にお答えいただきたいと思うんです。

それから、この質疑回数制限をされているみたいですので、答弁についてはですね、わかりやすく、繰り返しの質疑がなされないよう配慮いただきたいと思うんですが、本年3月29日の駅舎建設の期成会におきましてですね、市長自身は出席者のほうから、駅への入り口の問題を善処してほしいという意見が出されまして、市が買取する財源は見出しがたい状況にあると説明が、この期成会の会議録に残っております。さらに、造成工事や建設工事等を行う際には、鹿児島交通のバス駐車場を借用しないと、つまり、お借りしないと不可能であるため、岩崎産業が協力することについては、よい感触を得ていると。これも期成会の会議録に明確に記録されております。

ですから、この岩崎産業が、工事等について協力することに、よい感触を得ているという市長のこの発言の根拠はですね、どういったところにあるのか。

それから、副市長のほうから、この議会との関係で、後日ですね。これ、いつになるか明確にならないんですが、土地開発基金から一般会計に買い戻すとき予算計上がなされ、議会審査となると。しかし、この時点では、既にその事業そのものは、総体としてはもう動き出しているんじゃないですか。それは確かに、事業そのものは幾つか県の事業とか、いろいろ細かく分析すれば、幾つかの事業があるんでしょうけれども、全体的に駅舎建設、駅周辺整備事業というのは、動き出している中でですよ、その後、住民意思を途中で求めるような状況というのは、私はいかなるものかと思うんですよね。

さらにこれは、9月7日の全員協議会でもちょっと議員のほうから出されましたが、購入土地の必要でない部分、この土地が確実にですね、どういったかたちに終結するのかっていうのは、今の時点では明確に当局でさえ説明されないわけです。

この点が、地方自治法あるいは条例上の確実かつ効率的な運用になるのかということをお明らかにしていただきたいわけです。法令及び条例を遵守されているのか。

それから、この岩崎産業との関係ではですね、市長自身が非常にいい感触を持っているって

うこの期成会での発言からいたしますと、どうも今回の土地開発基金での購入という意味とすつきりと結びつかないんですが、その多額の不動産売買には相当な税金が課税されていくんですが、こういった自治体が、その購入する不動産売買における、その土地を買い上げるときのですよ、租税の特別措置、かなりの優遇措置がいわさきコーポレーションには、節税というかたちで及んでいくんじゃないんですか。そういった点も含めて、再度、お尋ねをさせていただきます。

○神園征市長 私が土地の借用について、岩崎産業と初めて接触したのは2月でありました。その後、岩崎さんの担当者の方ともしょっちゅう電話を重ねておりましたし、その中でですね、相手あってのことですから、逐一その話の内容は、ああ言ったこう言ったと、ここで申し上げるわけにはいきませんが、これはもうちょっと、その時期になれば貸してもらえると、いわゆる好感触を得たと、そういうことであります。

○地頭所恵副市長 まずあのう、事業がある程度動き出す中で、その途中で議会のほうに議案というかたちで出ていくということについての御質問がございましたが、議案というかたちでは当然そういう段階でないと議会に御審議をしていただくかたちにはなりません、その整備の動向につきましてはですね、必要に応じて皆様方には説明をしていく必要があると考えております。

それから、その不必要な部分といいますか、整備、駅周辺整備で使われなかった部分の确实・効率的な運用ができるのかという御質問でございますが、この土地開発基金条例の1条には、「公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地しか取得できない」というふうに規定されておまして、私どもとしましては、この土地の取得につきましては、先ほど財政課長からもお話がありましたように市の……、失礼しました。枕崎駅舎整備には欠くことのできないものであるということで、駅舎及びその駅周辺の整備をするという公共の利益が実現するために必要な土地の取得ということで、実施したところでございます。本来であれば、その一部分を必要な部分のみというかたちでの購入ができればよかったです、土地売買につきましては、相手方があることでございますので、相手方が一括の購入を求めている中で、このまま時間をかけていくと駅舎整備自体に支障が生じるということで、一括購入するという判断をしたところでございます。

なお、これまでも本件と同様なかたちで、事業の円滑な執行を図るために、例えば旧鹿籠駅跡地周辺でありますとか、臨空工業団地でありますとか、枕崎空港の用地などにおきまして、地権者との交渉の結果、一筆全体を購入した事例も多くあるところでございます。

○福元新財政課参事 不動産を購入するときの優遇措置と……、（「ちょっと聞き取れない、マイクを使ってください」と言う者あり）不動産を購入するときの租税上の優遇措置についてですが、税控除の譲渡税控除のことだと思います。通常、個人と契約する場合は、5,000万控除か1,500万控除のいずれかを選択することになりますが、この件につきまして相手方と協議した結果、相手方は譲渡税の控除を求めないということで、もう通常の売買契約をしていいですよということで、相手方からそういうことでありましたので、鹿児島税務署のほうには譲渡税の控除の協議を行っておりません。

○籠原均会計管理者 債権者というお尋ねでしたが、いわさきコーポレーションでございます。

○2番立石幸徳議員 そうすると9月19日に、既に土地所有者のいわさきコーポレーションには4,240万円がもう支払い済みということが今、会計課長から報告されたわけですね。一番私が今度の緊急の質問をさせていただいているのは、まだ副市長答弁でも明らかにならないんですが、この土地開発基金の運用がですよ、法令あるいは、その条例にきちっとのって、運用されているかという部分ですよ。つまり皆さん方の執行上の事情が、これは去る13日の予算委員会でも、執行上の事情は理解できますよ。そりゃ、一括で買えと言うんでしょうから。しかし、确实な運用にはなっていないですよ。その确实性というものをどういうかたちで説明されるんですか。まだ残った部分は、どうするかわからないという状況じゃないですか。その点について私ども議会

は、法令条例にのっとり運用がなされているかということを確認に聞く立場にありますので、その点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○地頭所恵副市長 財政課長が答弁申し上げましたが、土地開発基金条例の3条の「基金の確實かつ効率的な運用に努めなければならない」ということに関しましては、土地開発基金は基金をもとに、基金で土地を取得するための基金でございますから、土地を取得すること自体が目的に合っていないということはないわけでございますが、今回の土地購入につきましても、先ほど申し上げました相続税の評価額を基礎とする適正な単価で土地を購入したと。基金の現金は減りましたが、その分、土地というかたちで現金が土地に変わった、振りかわったものということでありまして、運用としては、確實かつ効率的な運用ということは言えると考えております。

なお、その基金自体の流動性を高めるために整備に使わなかった土地につきましては、公売をすることによって、現金に変えていきたいというふうなことを考えているところでございます。

○俵積田義信議長 これをもって緊急質問を終結いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前10時50分 散会

本 会 議 第 5 日

(平成24年10月3日)

平成24年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第5号）

平成24年10月3日 午前9時28分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		諸般の報告	予算及 び決算 特別委
2	認1	平成23年度枕崎市一般会計歳入歳出決算	
3	認2	平成23年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	〃
4	認3	平成23年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	〃
5	認4	平成23年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算	〃
6	認5	平成23年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	〃
7	認6	平成23年度枕崎市立病院事業決算	〃
8	認7	平成23年度枕崎市水道事業決算	〃
9	93	地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書	
10		継続審査申し出について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第5号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員
5 番 清 水 和 弘 議員
7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員
13番 中 原 重 信 議員

2 番 立 石 幸 徳 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 茅 野 勲 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10番 畠 野 宏 之 議員
12番 沖 園 強 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

15番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長
山 口 美津哉 書記
宮 崎 元 気 書記

俵積田 光 昭 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
永 留 秀 一 総務課長
南 田 敏 朗 水産商工課長
本 田 親 行 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
白 澤 芳 輝 健康課長
迫 野 豪 水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者兼事務長
福 元 新 財政課参事兼財産管理係長
天 達 章 吾 市民生活課参事
山 口 英 夫 教育長
上 園 信 一 生涯学習課長
久 保 等 保健体育課長
橋之口 寛 監査委員事務局長
竈 原 均 会計管理者兼会計課長
東中川 徹 総務課行政係長

地頭所 恵 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
岩 廣 和 憲 市民生活課長
佐 藤 祐 司 福祉課長
真 茅 学 農政課長
山 口 英 雄 税務課長
俵積田 寿 博 下水道課長
瀬戸口 修 農委事務局長兼農振係長
下 山 忠 志 水産商工課参事
神 山 芳 文 市立病院事務次長
日 高 孝 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
田野尻 武 志 監査委員
児 玉 義 孝 選管事務局長
豊 留 誠 教育委員会総務課庶務係長

午前9時28分 開議

○**依積田義信議長** 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おき願います。

まず、日程第1号諸般の報告をいたします。

議会運営委員会委員である牧信利議員から、10月1日付をもって委員の辞任願が提出されたので、議長としてこれを許可いたしました。

これに伴い、新たに豊留榮子議員を指名いたしましたので御報告いたします。

次に、日程第2号から第8号までの7件を一括議題といたします。

予算及び決算特別委員長に報告を求めます。

禰占通男議員。

[禰占通男予算及び決算特別委員長 登壇]

○**禰占通男予算及び決算特別委員長** おはようございます。

ただいま議題となりました日程第2号から日程第8号までの認定事項7件について、予算及び決算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

審査の過程における当局の説明及び各委員から出された意見・要望については、お手元に配付してありますので御参照願います。

委員長報告では、主な点のみ御報告申し上げます。

委員会は、審査に先立ち、平成23年度実施の事業成果の現地調査を行いました。

まず、認定事項第1号平成23年度枕崎市一般会計歳入歳出決算について申し上げます。

なお、審査に先立ち、あらかじめお手元に配付のとおり、当局から訂正の申し出があり、委員会としてはこれを了承いたしました。

平成23年度の一般会計の決算規模と決算収支の状況については、歳入総額は107億8,268万8,000円で、前年度に比べ5,105万円の減となっています。

また、歳出総額は、104億9,424万3,000円で、前年度に比べ8,304万5,000円の減となっています。

歳入歳出差引額いわゆる形式収支は、2億8,844万5,000円の黒字で、前年度に比べて3,199万5,000円の増となっております。

平成24年度への繰り越し事業にかかわる翌年度に繰り越すべき財源は、559万5,000円となっており、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は2億8,285万円の黒字で、前年度に比べ3,273万3,000円の増となっています。

実質単年度収支は、1億3,463万3,000円の黒字で、前年度に比べ2億5,262万9,000円の減となっています。

歳入決算額の目的別構成比は、地方交付税38.8%、市税20.4%、国庫支出金11.6%、市債8.8%の順となり、前年度決算額との比較では、財産収入が1億7,621万2,000円の増、市税が4,008万6,000円の増となる一方で、市債が1億3,720万の減となったことを初め、繰越金、諸収入、県支出金も減ということであります。

目的別の歳出決算額の構成比は、民生費32.9%、公債費15.2%、総務費13.8%、教育費9.6%の順となり、前年度決算額との比較では、諸支出金、民生費、労働費、議会費、衛生費が増、総務費、教育費、土木費は減ということであります。

標準財政規模及び地方債残高は減となり、積立金残高は1億1,436万3,000円の増となって、健全化判断比率は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は該当がなく、実質公債費比率は17.1%で将来負担比率は161.8%ということであります。

次に審査された主な点のみ報告いたします。

まず、総務費中、財政調整基金の保有高は、平成27年度を目標に10億円程度を確保したいが、

今後、多額の財政支出も予想され、取り崩しも考えられるということでもあります。

時間外手当の縮減については、休日の時間外についても振りかえを行い、対応をしていること。また、わたりの解消については、今後、5級職の位置づけなど、職員団体と協議をしていくことになっていること。さらに、職員給与の減額措置や各種手当等の対処についても、職員団体と協議が整うように、今後、努めてまいりたいとのことでもあります。

企画費中、指宿枕崎線輸送強化促進期成会のJRに対する要望活動は、市内の高校などを中心とした地元の方々の意見を聞きながら行っているが、そのほかイベント列車等への対応も含め、この要望活動は続けていきたいということです。ちなみに、ことしの花火列車の運行状況は、指宿駅から枕崎駅までの往復臨時列車であり、140名程度の利用であったということです。

コンパクトシティ推進の交通対策費については、委員会の謝金部分であり、試験運行は実施していないということでもあります。ただ、試験的に福祉バスを市役所の近くで1カ所停留所を設け、その利用者のデータをとったということでもあります。

また、電算費の外国人住民に係る住民基本台帳システム等改修は、普通交付税で措置をされ、1社で随意契約したとのことでもあります。

企業誘致費の関係で予備費を充当したのは、本市で立地調査する企業があり、急々に水源の電気探査の必要が出てきたので、業務委託94万5,000円の事業を行ったものであるということでもあります。

民生費中、食の自立支援事業については、6月までは1食350円として、超過分を市が補てんしたところでもあります。また、7月以降については、課税世帯が1食450円で非課税世帯400円とし、非課税世帯に対する利用者負担の軽減対策として、1食当たり50円を市が負担し、食事を提供することで、合わせて安否確認も行っているとのことでもあります。

平成23年度の生活保護の廃止状況は、29世帯37人が廃止となっているとのことでもあります。

保育所・園の定員は500名となっており、おおむね120%まで保育園児数の受け入れを認めており、保育士数など基準どおりであるので、安全面についても問題ないとのことでもあります。

労働費中、平成23年度緊急雇用創出臨時特例基金事業のまちなか賑わい創出事業は、商店街の活性化を図ることで、延べ5人の雇用、ふるさと雇用再生特別基金事業のまちなか環境流通拠点づくり事業は、ごみの減量化、資源化を図る事業であり、新規雇用人数は4名であります。これらの第一義的な目的は、失業者が一時的でも、雇用により収入を得ることが目的ということです。また、体験型観光開発事業については、観光関連や地場物産の売り込みが主なものであるということです。

農林水産業費中、農業委員の定数については、平成16年度までは定数14名であったが、平成17年3月に定数条例の改正を行い、平成17年7月の選挙で10名と定数を改めており、現在は2名の欠員状態で8名であるということでもあります。

また、有害鳥獣捕獲事業の関係で、イノシシの被害が昨年度に比べ多くなっていることから、市としては、有害鳥獣期間の延長を行っており、これまでタヌキとカラスの駆除に対して報償金を出していたが、本年度からイノシシの駆除に対しても1頭当たり4,400円の報償金を出すということでもあります。

畜産業費中、クリーン堆肥センターの負担金は、建物が農協共済に加入しており、その掛金を市と農協で半分ずつ負担しているということで、クリーン堆肥センターのスクラバー改修工事は、既に終了しているということでもあります。

水産業振興費中、産業後継者育成奨励金の対象者は、すべて21名とも水産加工業に従事する人たちであり、そのうち後継者は5名、ほかは全部従事者であるということでもあります。定着率については、最近は約半分で、奨励金受領後、すぐに離職した方は平成18年度以降2名であるということでもあります。

本市のかつおぶし加工の原料確保問題については、枕崎プロジェクトを設置し、一本釣り対策とかつおぶし加工用原料確保対策を視野に入れた2つのプロジェクトで取り組んでいるということでもあります。

なお、このプロジェクトについては、水産庁の補助事業であり、事業主体が申請して、実績に赤字が出た分を国が補てんするというので、最初、国から補助事業をいただき、水揚げなどで利益が出た分は返納し、収支をとっていく事業ということでもあります。

尻無川のテトラポッドの沈下については、近く予定されている県への要望事項の中に織り込んでいきたいということでもあります。

土木費中、市営住宅のあり方については、現在、長寿命化計画を策定しており、その中で潟山住宅についても、今後どのようにやっていくのか、具体的に検討していくということでもあります。

教育費中、望ましい学校づくりの審議会は、学校の基本的なあり方を審議していただき、その答申をもとに、5小学校区で基本方針の説明会を開催し、今後の本市の学校のあり方を検討しようということでもあります。

金山小学校と桜山小学校の統合については、望ましい学校づくり審議会の答申を踏まえ、統廃合を検討する時期に来ていることから、今後、検討委員会を設定して検討を進めていくということでもあります。

統廃合への考え方として、学校配置の基本方針では、小学校では、複式学級の人数が10人以下、全校児童数が30人以下となった場合に、中学校では、生徒の教育効果や部活動などの状況を考慮し、1学年15人以下、全校生徒45人以下となった場合は、統廃合を進めることを検討するということでもあります。

公債費中、地方債の公的資金が充当される起債については、借入先が指定されているが、民間資金が充当される起債については、一番低い利率等のところを選定しているということでもあります。

消防費中、津波警報、大津波警報のときは、防災無線でJアラートを通じて鳴るが、鳴ったらすぐ止まるというのを何回か繰り返して鳴らし、その後、避難を呼びかける放送を3回繰り返すということでもあります。

通常の防災無線は、防災行政無線ということで、行政無線に利用しており、防災無線としてJアラートや警報をするときにはボリュームを最大に上げ、利用するということでもあります。

次に、基金残高については23年度において、減債基金、財政調整基金で1億円を超える額を積み立てたが、基金残高については乏しい状況にあり、23年度末で8億8,395万円の残高になっております。

また、23年度の普通交付税は、測定単位となる人口が平成22年の国勢調査の人口に振りかわったため、臨時財政対策債及び普通交付税が減となり、標準財政規模が小さくなってきているということでもあります。

将来負担額の総額は199億9,138万9,000円であり、公営企業債等繰入見込み額40億7,017万2,000円の内訳は、下水道事業会計分36億0,809万2,000円、病院事業会計分4億5,996万2,000円、水道事業会計分211万8,000円となり、財政立て直しについては、一般会計の地方債残高を4億円以上の縮減を図り、下水道事業会計においても、使用料の改定により、負担見込み額も減少しているということでもあります。

将来負担額については、すべてで10億を超す改善ができているとのことでもあります。

委員からは、庁舎建設基金あるいは飛行場運営基金、土地開発基金については、きちっとした確実な取り組みをするのが大前提であるということや、市税の滞納者は、所得別や原因別で人数を把握しておくべきであるといった意見や、さらには、わたり解消については、どういう結果になろうとも、市民に情報公開するよう要望がありました。

本件については異議があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定事項第2号平成23年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

平成23年度の当初予算は40億5,266万3,000円で、前年度当初予算と比較して、約5.2%の増となり、その後5回の補正を行い、最終予算額は43億0,874万7,000円ということであります。

歳入においては、調定総額40億9,745万9,000円に対し、収入済額39億9,680万4,000円となり、不納欠損額が662万9,000円、収入未済額が9,402万6,000円となっています。

歳出については、予算現額43億0,874万7,000円に対し、支出済額が41億3,867万4,000円で、不用額が1億7,007万3,000円となり、歳入歳出不足額が1億4,187万円となりましたが、翌年度繰上充用金で措置したということであります。

国庫支出金の療養給付等負担金については、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に対する負担金として、予算現額7億1,662万7,000円に対し、6億6,230万1,081円の交付となっています。

また、国庫補助金については、特別調整交付金の中で経営姿勢分として、3,000万円が交付され、合計で3億0,790万円となっております。なお、当初予算において、財源不足額1億7,944万1,000円を組んであったが、この不足額は年度末においても解消することはできなかったということであります。

退職者分の保険給付費等に対して交付される療養給付費等交付金については、2億1,345万1,000円の予算現額に対し、2億1,112万0,576円の交付となったということであります。

前期高齢者の医療費等の財政調整として、平成20年度から新設された前期高齢者交付金は、予算現額10億2,815万4,000円に対し、10億2,678万5,936円の交付となっています。

平成15年度から制度化された高額医療費共同事業負担金は、保険者拠出金の対象事業費の4分の1相当額、1,595万1,499円が国・県負担金として、それぞれ交付されています。

また、歳出予算の構成比については、保険給付費が67.1%、後期高齢者支援金8.5%、介護給付費・地域支援事業支援納付金が4.1%で、合わせて79.7%を占めています。

このうち、保険給付費については、27億7,489万2,511円となり、被保険者数は年間平均で、一般被保険者が前年より147人減の7,053人に、退職被保険者等は11人減の642人、全体で158人減の7,695人ということであります。

税率改定時では、税不足額として3億1,000万円程度が見込まれ、そのうち県への返還2億5,000万円を繰り延べ、前年度繰上げ充用の補てんとして使い、最終的に平成23年度税率改定による約8,000万円を補充したが、23年度においても、税率改定後に生じた国庫負担金等の精算返納分、あるいは、歳入面における過大な見積もりがあったことから、1億4,000万円以上の赤字になってしまったということであります。

本市の国保の特定健診の受診率については、22年度は29.1%、23年度29.1%という状況であります。22年度全国、県の受診率は32%程度であり、国からは国民健康保険については、特定健診受診率65%を目標に取り組むようにという指摘がなされているということでもあります。

現在、夜間に、生涯学習課でやっている成人講座を利用して、健康課の職員や保健師が脳卒中の関係を説明しており、また、ジェネリック医薬品の使用促進についても、薬剤師会の方に、3名1組程度で来てもらうなど、国保財政の現状と合わせて、話をしているということでもあります。

また、本市の1人当たりの医療費は、19年度が37万3,000円、20年度38万4,000円、21年度41万円、22年度41万5,000円、23年度43万円となっているということでもあります。

国保税の滞納額については、年々増加傾向にあり、23年度決算は9,400万円程度で、22年度に比べ1,400万円程度増加しております。税は公平・公正な負担という原則があるので、それを念頭に置きながら、滞納者については、呼び出しや納税相談を通じて、その世帯の所得状況等に合

った納税計画を立てたり、あるいは、それになかなか応じていただけない方たちに対しては、財産調査のもと、滞納処分をするといったことに力を入れてきているとのことであります。

また、所得別の滞納状況は、国保税については、23年度で滞納者548人のうち、所得が300万円以上という方が15名程度いるということであり、また、昨年6月の税率改定において、改定前と改定後では、超過世帯が33世帯ふえているということであり、

負担金、交付金、納付金については、法定化・ルール化されており、算出基準が明確になっているので、保険者が努力してもその数値が改善されることにはならないということであり、

委員からは、細かな医療費分析を年代別などのいろんな角度から行い、財政健全化計画に生かしていただきたいという要望がありました。

本件については、異議があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定事項第3号平成23年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

平成23年度当初予算は2億7,831万9,000円で、その後1回の補正を行い、最終予算額は2億8,188万1,000円となっています。

歳入においては、調定総額2億7,916万2,000円に対し、収入済額2億7,850万5,000円となり、不納欠損額3万円、収入未済額が62万7,000円となっています。

歳出については、予算現額2億8,188万1,000円に対し、支出済額が2億7,602万8,000円で、不用額が585万3,000円となり、歳入歳出差引残額が247万7,000円となっています。

歳入の主なものについては、一般会計繰入金について、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金として9,031万5,110円の繰り入れとなっております。

歳出の主なものについて、総務費は事務経費として182万8,026円を支出しているということであり、

後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料と延滞料を合わせて1億8,464万8,900円と保険基盤安定制度負担金8,688万5,110円の合計2億7,153万4,010円を納付したということであり、

23年度の後期高齢者医療保険料については、現年度分、滞納繰越分合計で予算規模1億8,570万円に対し、収入済額は1億8,409万3,800円で、予算現額に対し160万6,200円の減、また平成22年度決算と比較し、298万3,600円の増となり、収入済額が予算現額を下回ったのは、当初予算時の見込みに比べ、保険料の軽減対象者が230名程度増加したことに伴い、現年度分の調定額が減少したことによるものであるということであり、

調定額に対する収納率については99.6%で、22年度と同率を維持するとともに、県下19市中3位と前年度より順位を1つ上げることができたということであり、

後期高齢者保険料の軽減措置は当初に比べ、軽減対象被保険者数が234人増加したことにより、対象額が2,000万円程度増加したということであり、

本件については、異議があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定事項第4号平成23年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

平成23年度の当初予算額は、20億0,285万6,000円で、その後3回の補正を行い、最終予算額は21億2,281万円となっております。

歳入においては、調定額20億1,486万8,000円に対し、収入済額20億0,829万5,000円、不納欠損額160万7,000円、還付未済額11万円、収入未済額507万6,000円となっております。

保険料は調定額2億9,060万3,000円に対し、収入済額2億8,403万円、収納率97.7%で、前年度より0.1ポイント低下したということであり、

歳出においては、予算現額21億2,281万円に対し、支出済額19億5,881万9,000円で、1億6,399万1,000円の不用額となり、収支残額は4,947万6,000円となっております。

歳入総額20億0,829万5,000円に対し、歳出総額19億5,881万9,000円で、差し引き4,947万6,000円の黒字ということであります。

保険給付費は、平成23年度の計画額20億0,406万4,000円に対し、17億5,661万1,000円の支出となり、計画額を2億4,745万3,000円下回りましたが、平成22年度と比較すると約2.8%増ということであります。

基金積立金については、介護給付の財源等としての準備基金積立金であり、23年度末の介護給付費準備基金の残高は、1億8,227万1,705円となっているということであります。

今回、保険料を3,900円に改定していますが、この設定に当たっては、23年度末で1億8,200万円残高の基金を1億6,000万円程度、この第5期中に取り崩すことにより、3,900円の設定となったということであります。

その分の影響額は670円で、今回、県から財政安定化基金の交付があり、この分の保険料の軽減措置分の影響が88円、合計で758円の減額の影響となったということであり、これらの基金及び交付金がなければ、第5期の保険料は4,700円程度になっていたということであります。

介護保険では、介護サービスの前に介護予防サービスがあるので、健康課が行っている健康づくり事業と連携をとりながら、要介護にならないための方策をとっていかねばならないということであります。

今回の介護保険制度の改正に当たっては、医療介護予防や高齢者の住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供するための地域包括ケアシステムの構築をするための体制をとるかたちで改正がされているということであり、今後、医療介護との連携というのは、非常に必要だと理解しているということであります。

21年度の介護予防訪問介護の人数が993人、22年度は830人、23年度は814人ということであります。

また、介護認定において、1次判定、2次判定でそれぞれ1,661件ありますが、2次判定による介護度の変更件数は、上方修正が203件、下方修正が118件で、合計が321件となっているということであります。

介護従事者の給与については、21年度から23年度の第4期においては、介護従事者処遇改善臨時特例基金というかたちで、基金措置で対応しており、また、第5期については、処遇改善部分が介護報酬に処遇改善加算というかたちで報酬自体に上乘せされているとのことであります。

委員からは、今後、医療保険と介護保険をどのようないいかたちで進めていくか、検討していただきたいという要望がありました。

本件については、異議があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定事項第5号平成23年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

23年度の予算は、当初8億6,233万7,000円で前年比約2.1%の減となり、その後3回の補正を行い、最終予算額は8億0,539万4,000円となりました。

歳入は、調定総額8億1,978万6,000円に対し、収入済額7億9,234万8,000円、収入未済額2,743万8,000円となり、収入割合は調定額に対し約96.7%で、前年度に比べ1億1,656万3,000円の減、率にして12.8%の減となっています。

歳出は、支出済額7億7,437万8,000円で、前年度に比べ1億2,041万5,000円の減、率にして13.5%の減となり、23年度の形式収支は1,797万円で、実質収支は1,792万円ということであります。

23年度の整備状況としては、管渠整備として大堀補助支線汚水管路施設工事、387.5メートル及び単独事業の立神北町地区汚水管路施設工事43.1メートルを実施し、汚水管路延長は430.6メートルで、23年度末現在の汚水管路総延長は10万1,816.76メートルになったということであり

ます。

19年度から着手している施設改築更新事業は、終末処理場の水処理施設の電気設備、機械設備工事を実施し、終末処理場の長寿命化計画策定調査事業を行い、当該年度工事実施区域3.7ヘクタールを新たに整備し、整備済み面積は392.6ヘクタールとなり、現認可面積408.4ヘクタールに対し、96.1%の整備率で、水洗化戸数は、昨年度より54戸増加し5,274戸となり、23年度末現在の水洗化率は85.1%であるということであります。

現在の整備事業区間は、中央町と立神北町地区の下野原公民館の1本下の市道までの認可をとり、3年計画で整備して、下野原公民館から広域農道までの区間については、認可をとってからの整備という計画になるとのことであります。

また、本市の生活排水処理の計画としては、現在、市街地及び立神地区においては、下水道事業の導入により、汚水処理また生活排水対策が改善されており、下水道区域外については、市民生活課で合併浄化槽の設置に対する補助により、家庭向けの生活排水処理の整備がなされているということであります。

23年度初めと末の接続の件数は、一般世帯においては54戸増加して、水産加工場も1件の増ということであります。

本件については、異議があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定事項第6号平成23年度枕崎市立病院事業決算について申し上げます。

本件については、審査に先立ち、あらかじめお手元に配付のとおり、当局から訂正の申し出がありました。

入院患者数は2万0,604人で、前年度より231人減、病床稼働率は1.3ポイント減の93.8%となり、外来患者数は711人減の1万7,549人、診療実日数ベースの1日平均患者数は2.5人減の69.4人となっております。

収益については、入院収益が3億9,546万3,632円、外来収益が1億3,853万7,877円で、入院・外来とも前年度をそれぞれ1,000万円程度上回り、さらに一般会計負担金として、救急医療の確保に要する経費3,629万4,000円のほか、医師確保対策に要する経費20万5,000円及び公立病院改革プランに要する経費18万1,000円が繰り入れられたことで、総収益は前年度より2,187万1,612円増の5億9,413万7,260円となったということであります。

費用については、看護職員増に伴う給与費のほか、病棟建替事業に伴う固定資産除却費675万5,547円及び特別損失1億2,510万0,492円があったため、前年度を1億5,011万9,077円上回る6億8,267万8,926円となったということであります。

また、平成22年度から実施している医療施設耐震化整備費補助金を活用した病棟建替事業は、車両進入路拡幅工事及び駐車場整備工事などの外構工事を含むすべてを完了するとともに、検査を充実するために有形固定資産については、大型医療機器整備や多項目自動血球計数装置などの更新を行い、さらに財団法人地域社会振興財団の交付金を活用して訪問診療兼患者搬送車、職員研修用事務機器類も購入したということであります。

主要指標である経常収支比率は106.6%で、経常利益3,655万8,826円の黒字、医業収支比率も前年度を若干下回わり105.7%となったが、病院建替事業に伴う特別損失があったため、総収支比率は87.0%で、当年度純損失8,854万1,666円の赤字決算になったということであります。

また、収益的収入及び支出の病院事業収益では、医業収益が5億8,145万1,110円で、前年度より1,971万9,080円、率にして3.5%の増となり、医業外収益は1,268万6,150円で、215万2,532円、率にして20.4%の増となっております。

また、病院事業費用では、医業費用が5億4,993万2,202円で前年度より2,324万9,440円、率にして4.4%の増、医業外費用は764万6,232円で前年度より176万9,145円、率にして30.1%の増となり、経常収支が前年度より314万6,973円減の3,655万8,826円の黒字となりましたが、病

棟建替事業に伴う特別損失1億2,510万0,492円を計上したため、純損益は8,854万1,666円の損失となり、7年ぶりの赤字決算となったということであります。

今年度の資本的収入及び支出の主な事業は、病院建替事業に伴う22年度に契約した1期工事のうち、翌年度に繰り越した事業費2億0,381万6,000円と2期工事として契約した3億1,960万1,000円の計5億2,341万7,000円となっています。

本年度から新たな書式が定められた剰余金計算書及び剰余金処分計算書については、23年度は純損失が8,854万1,666円となったことで、当年度未処分利益剰余金は627万5,661円となったが、純損失が発生したため、剰余金処分計算書のとおり、新たな積み立て等の処分はしていないということであります。

なお、今後の財政需要に対応するため、引き続き修繕費及び退職給与費の引き当てを行い、23年度末の修繕引当金が500万円、退職給与引当金が895万円となっているということであります。

特別損失については、23年度末に古いほうの建物がすべてなくなったので、23年度中の減価償却費を除いた24年度以降の減価償却費累計額としての残高をすべて単年度で損失として計上をして、財産から抹消したということであります。

経営計画については、毎年2回、市立病院の経営評価委員会を開催しているが、今回の議会終了後、24年度の上半期の進捗を含めたかたちでもう1回、新たな収支計画を今年度中に作成していきたいと考えているということであります。

借入資本金については、今後、企業会計原則という原点に立ち返るということから、25年度中に固定負債への移しかえを行い、26年度の予算からの適用になるのではないだろうかということであります。

また、DPC制度については、あくまでも急性期に特化した制度であり、急性期あるいは亜急性期の評価を受けていない以上、対象病院となり得ないということ、また、入院期間を過ぎたときには、DPCの包括医療制度ではなくて、あくまでも出来高計算をすることで上乗せはされていくということなので、病院にしても、入院される方にしても、どちらが得なのかとなると、なかなか判断は難しいということであります。

看護師の採用については、実際に応募者があった段階から試験をして採用をしているが、自己啓発のためにやめていかれる方がいるということであります。

小児科医療については、年17~18回はできるようになり、実際に市内の小児科を受診されて自宅に帰すのではなくて、病院での診療が必要な場合は、市立病院へ相談があり、急変等があった場合は、いつでもその小児科の先生の指示を仰ぐという条件つきで対応しているということであります。

本件については、異議がありましたが、採決の結果、賛成多数で訂正を承認し、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定事項第7号平成23年度枕崎市水道事業決算について申し上げます。

業務量は、平成23年度末における給水戸数は1万0,837戸、給水人口は2万0,607人で、前年度に比べて給水戸数で64戸の減、給水人口で202人の減となり、年間配水量は307万8,946トン、有収水量は279万7,675トンであったということであります。

23年度の建設改良費の決算額は1億0,008万9,212円となり、主な事業については、老朽管更新事業として8路線、金山橋架けかえ工事に伴う国道270号線の導・排水管架設工事や大塚城戸線並びに国道225号線の配水管新設工事を行い、配水管の新設・改良を3,016メートル、導水管の改良を119メートル施工したということであります。

収益的収入及び支出は、税抜き総収益4億5,682万6,537円、総費用4億1,216万7,577円で4,465万8,960円の純利益となり、前年度繰越利益剰余金の1,260万2,503円を加えると、平成23

年度末における未処分利益剰余金は5,726万1,463円ということであります。

純収益のうち、給水収益は4億4,090万1,330円で、前年度に比べ229万9,644円の増、営業外収益は前年度に比べて、119万1,592円の減となり、また総費用は、営業費用が142万1,456円の減、営業外費用が178万2,108円の減で、合計320万3,564円の減ということであります。

資本的収入及び支出では、収入額1,256万8,936円に対し、支出額1億8,967万1,778円となり、差し引きで1億7,710万2,842円の不足が生じ、過年度分損益勘定留保資金1億1,738万1,963円、当年度分損益勘定留保資金5,563万2,778円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額408万8,101円で補てんしたということであります。

また、未処分利益剰余金については、平成22年度の繰越利益剰余金年度末残高が1,260万2,503円となっていました。当年度純利益が4,465万8,960円となり、当年度未処分利益剰余金は、5,726万1,463円となったということであり、その一部を平成23年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書（案）に記載のとおり、減債積立金と今後、建設改良に充てるための建設改良積立金に新たな積み立てをしようとするものであります。

以上であります。平成23年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書については、異議があり、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定し、認定事項第7号についても、異議があり、賛成多数で、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○**依積田義信議長** ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

豊留榮子議員。

○**3番豊留榮子議員** 私は、認定事項第1号平成23年度枕崎市一般会計歳入歳出決算、認定事項第2号平成23年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第3号平成23年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定事項第4号平成23年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第5号平成23年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、認定事項第6号平成23年度枕崎市立病院事業決算、認定事項第7号平成23年度枕崎市水道事業決算について、日本共産党市議団を代表して反対の立場から討論を行います。

本来、自治体の仕事は、地方自治法第1条にうたわれている基本理念であります。住民の福祉を増進することにあります。

枕崎市政においては、市民の要求にこたえたヤスデ駆除の予算を増額、また子宮頸がんワクチン、肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンの予防接種への全額助成の実現。また、国保における窓口負担については、入院に限って一部負担軽減の実現など、評価すべきものもあります。しかし、神園市政の予算の大もとのところでは、自公政権が進めてきた構造改革路線とその流れを引き継いだ民主党政権の方針を枕崎市で具体化するという、福祉切り捨て、住民への犠牲を押しつけ、それを拡大するものと言わざるを得ません。その一つに民間委託の推進です。学校給食センターの民間委託です。

この民間委託は、子供たちの給食を教育の立場から改善するのではなく、財政の効率化を目的としたものです。学校給食は教育であり、市の直営で行うべきものです。また、民間委託は労働法規の立場から見ても偽装請負であり、法を守るべき自治体が法に反した行為を行うことは許されません。

また、給与引き下げについては、一般事務、下水道、水道、市立病院と公務員に対する攻撃が厳しく、メディアもこれをあおっています。こういう中で働く者の権利が侵害されてきています。何と言っても、日本経済を回復させるには、まず、個人の消費をふやすことです。公務員給与の

引き下げは、まさに逆行と言わざるを得ません。

そして、神園市長が3月議会で公約をしたコンパクトシティの政策の具体化として提案をされたアートストリート事業、駅前通りへの自然石のベンチ。6基242万4,000円かけて設置するということに、3月の予算特別委員会で我が党は、大変な不況の中で1基40万円もするベンチを6基も設置する事業は取り下げのべきだと反対をしました。その後、世論も高まり、自然石のベンチから1基8万円のベンチ、2基16万円にと変更になりましたが、風の芸術展に出品された立体作品を駅前通りに設置した費用が932万2,000円、24年度は1,400万円。立体作品が全貌をあらわすにつれ、市民の怒りの声は大きくなるばかりです。

国民健康保険については、長引く不況で仕事も減り、収入も減っている。また、年金生活者は年金も削られています。国保税の値上げはこのような市民に対して、一層の負担を押しつけ、生活をこれまで以上に苦しめるものです。今でさえ、払いたくても払えない人がいる中で、課税所得が200万円、4人家族で40歳以上の夫婦と子供2人の場合で33万0,200円が、改定後は38万7,700円と大幅な値上げがされました。これは、50%あった国庫補助が半減された影響です。元に戻せと国に訴えるべきです。

そして、後期高齢者医療は国民を年齢で分けをして、75歳以上の高齢者に医療差別をすること自体がおかしいです。これは負担増を押しつけています。

そして、介護保険は利用料の負担を考えると、利用したくともできないと言います。特別養護老人ホームの待機者130人、病院、自宅と3カ月をめぐりに繰り返す生活が強いられています。長年にわたって社会に貢献をされてこられた方々に、このような冷たい政治は許されません。

また、公共下水道においては、運転管理業務の民間委託を行うことが明らかになりましたが、枕崎市の公務サービスの全体においても、委託職員化が進められ、非正規労働者がふえています。自治体が公務サービスの現場において、低賃金の不安定雇用の労働者をつくり出すということは許されないことです。

そして、枕崎市立病院については、市民から親しまれ、地域になくてはならない存在として根づいている枕崎市立病院ですが、今回の病棟建替に伴い、入院病床が60床から55床へと削減され、また、個室11床については、今までの個室料1,000円から2,500円にと値上げがされました。

こういう点から見て、日本共産党は、住民が主人公の立場に立ち、市政に一層の目配りをし、住民の命と暮らしを守るために、住民の皆さんと力を合わせて、全力を尽くして頑張っていくことを述べまして、討論を終わります。

○**依積田義信議長** これをもって、討論を終結いたします。

これから順次、起立により採決いたします。

まず、日程第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、認定事項第1号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、認定事項第3号は、認定することに決定いたしました。

訂正いたします。

認定事項第2号を、第3号と申しましたが、第2号は認定することに決定いたしました。

次に、日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、認定事項第3号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第5号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、認定事項第4号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第6号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、認定事項第5号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第7号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、認定事項第6号は、訂正を承認し、認定することに決定いたしました。

次に、日程第8号中、平成23年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、平成23年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書は、原案のとおり可決されました。

さらに、お諮りいたします。

日程第8号は、委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、認定事項第7号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第9号を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

沖園強議員。

[沖園強議員 登壇]

○**12番沖園強議員** 提案理由についての趣旨は、お手元に配付のとおりでございますが、提案理由を申し上げます。

地球温暖化により、海洋生物の小型化が進むと、先日の南日本新聞でも紹介されておりましたように、地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、地球規模の喫緊の課題となっている中で、我が国は京都議定書において、温室効果ガスの6%を削減することが国際的に義務づけられており、そのうち森林による吸収量、3.8%を確保するとしているところです。

そのような中で、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成24年度税制改正大綱」において、「平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされているところです。

よって、地方自治法第99条の規定により、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を構築することの実現を強く求める意見書を提出するものであります。

議員の皆さん方の御理解をお願いいたしまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○**依積田義信議長** お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用して、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数
の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第9号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の事後の取り扱いについては、議長に御一任願いたい
と思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第10号を議題といたします。

お諮りいたします。

産業厚生委員長から、お手元に配付のとおり継続審査の申し出がありましたが、申し出のと
おり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本定例会において議決された案件について、字句等の整理を要するものについては、その整理
を議長に委任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成24年第5回定例会を
閉会いたします。

午前10時49分 閉会

- 一般質問の要旨
- 予算及び決算特別委員会における当局説明及び各委員から出された意見・要望

平成24年 第5回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
豊留 榮子	低空飛行、オスプレイの配備中止について	1 日米両政府は、国民の強い反対を無視して、米海兵隊の輸送機MVオスプレイを沖縄の普天間基地に配備する計画を進めている。オスプレイは開発段階から何度も墜落事故を繰り返している欠陥機である。既にハワイの2空港では、飛行訓練を中止しているが、市長の見解を	市 長 副市長 課 長
	自然エネルギーの開発について	1 昨年の3・11福島原発事故以来、原発再稼働反対、原発に頼らない再生可能エネルギーの急速な取り組みが広がっている。 (1) 本市は平成13年度に「枕崎市地域新エネルギービジョン策定等調査」という報告書を作成している。10年経過したが、その取り組みの状況は (2) 自然エネルギーの取り組みをする上でも「新エネルギービジョン」の再検討が必要ではないか (3) 小さな水力でも可能な「小水力発電」を取り入れる考えはないか	市 長 副市長 課 長
	住宅リフォーム助成制度について	1 地域経済の活性化へ波及効果が大きいと期待された「住宅リフォーム助成制度」が4月から実施されたが、その利用状況と今後の取り組みについて。 (1) 相談、問い合わせの件数、事前審査の件数は (2) 実際に受け付けた件数は（個人と企業は別々に） (3) 事業費の総額と補助金額は (4) 今後の取り組みは	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	生活保護制度の改正について	<p>1 税と社会保障の一体改革の関連法の一つとして、「社会保障制度改革推進法」が施行された。医療・介護・年金・生活保護などの大改悪方針を盛り込んだ法律だ。</p> <p>(1) 芸能人の母親が生活保護を利用していたことから、生活保護全般へのバッシングとなり、法の改正となった。どのように変わるのか</p> <p>(2) 生活保護は憲法第25条で規定された生存権を保障する制度だ。締めつけ政策をやめ、ケースワーカーをふやし、生活保護利用者への援助を行うべきだと思うが、いかがか</p> <p>(3) 国民生活の土台をなす生活保護制度を、国がしっかりと責任を持って保障すべきと考えるが、市長の見解を</p>	市 長 副市長 課 長
	通学路の安全について	<p>1 県道打木谷白沢津線、中原集落付近の通学路に速度制限を設けることで、7月のスクールゾーン委員会で、市としてどのような提案をされたのか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	子供の熱中症対策について	<p>1 猛暑の夏であったが、9月になっても暑さは続いている。子供たちの熱中症を防ぐために、通学時や学校では、どのような対策をとっているのか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	子供の医療費無料化について	<p>1 子供の医療費無料化は、子育ての大きな支えとなっている。本市においては、平成22年7月から小学校3年生まで無料となっているが、全国的に見ると中学校卒業まで無料という自治体が半数を占めている。本市においても、中学校卒業まで無料にする考えはないか</p> <p>2 中学校卒業まで無料にすると、幾ら必要になるのか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
立石 幸徳	行財政全般について	<p>1 一般会計について</p> <p>(1) 本市一般会計の歳出に占める民生費の割合は、平成23年度決算で歳出全体の3分の1まで増嵩してきている。均衡ある行政運営のあり方から見て、社会保障費の制約を検討すべきであると考えますが、どう見ているのか</p> <p>2 特別会計・企業会計について</p> <p>(1) 本市の公共下水道事業に地方公営企業法を適用し、会計方式を企業会計へ移行させ、下水道事業の経営改革を進めるべきだと考えるが、どのように考えているのか</p> <p>(2) 市立病院事業は、病棟建てかえがなされ、今後の病院経営をより堅実なものとしていくため、地方独立行政法人として、経営形態を見直していくべきだと思うが、見解を伺いたい</p> <p>3 議会提出資料の不整合について</p> <p>(1) 自治法施行令において、市議会への報告事項となっている枕崎お魚センターの第19期決算報告書と第20期決算報告書において、計数の不整合が見られる。 文書提出のあり方として、行政当局のチェック体制はどうなっているのか</p>	市 長 課 長
	水産業振興について	<p>1 枕崎漁港高度衛生管理型体制の計画進捗について</p> <p>(1) 事業はどの程度進んでいるのか</p>	市 長 課 長
清水 和弘	市長としての収入、及び市職員のわたりについて	<p>1 市長自身の給料、各種手当を削減する考えはないか</p> <p>2 わたり廃止は実現していないが、市長は、本市住民の生活環境と市職員の生活環境のどちらに比重を</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	超過勤務手当について	<p>置いて施策を実施しようと考えているのか</p> <p>3 わたり制度には、期末手当等や退職金も含まれているのではないかと考えている。不適正に得た給与等は、本市に返還すべきと考えるが</p> <p>1 タイムカードを導入していないが、その理由は何か</p> <p>2 タイムカードを導入する考えはないのか</p>	課 長
	馬追川問題について	<p>1 清流を取り戻す会が企業に提出したアンケートの内容に対する当局の見解を伺いたい</p> <p>2 これまで解決できない問題であり、市民生活環境を考慮し、保健衛生所による化学分析をすべきと考えるがどうか</p> <p>3 最近、栈敷川、馬追川合流地点で以前に比べ白濁が少なくなったが、原因について把握しているのか</p> <p>4 公共下水道区域外の住民、企業を含め、今後、汚水対策をどのように進めていこうとしているのか</p> <p>5 公共下水道区域外の企業が下水道に接続する場合、または、合併浄化槽を設置する場合、これまで条例にも明記されていないが、今後、補助金等の支給も必要と考えるが、どのように思うか</p>	課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p>畜産業者からの汚染について</p>	<p>1 汚水設備容量が設置時の容量に対し、飼育量や生産数の増加により設備容量が不足しているのではないか</p> <p>2 住民目線から、行政指導が不足しているとの声があるが、当局の指導は適正になされていると自信があるのか</p>	課 長
禰 占 通 男	<p>本市漁港の汚染及び漁港周辺の小型船舶放置船について</p> <p>教育行政について</p>	<p>1 神園川河口から魚油等により、係留中の小型船舶のロープなど1時間もしないうちにドロドロになるが、この原因を把握しているのか。また、その対策はどのようにする考えか</p> <p>2 ことし3月放置船について、県漁港漁場管理係と話し合いが持たれたと思うが、その内容について伺いたい</p> <p>1 文科省の中央教育審議会の報告書によると、教員の条件として、4年間の教員養成期間を延長し、大学院修士レベルの6年体制を目指すとなっている。このことは、いじめや不登校など、学校現場の課題を解決する能力をアップするためとなっているが、見解を伺いたい</p> <p>2 県教委が2011年の公立校児童生徒の問題行動調査の結果を発表している。不登校やいじめなど、いずれも前年を下回った。本市の現状は</p> <p>3 異なる考え方の人間が集まれば、多少のもめごと、弱い者いじめ、ばかげた差別が起こるのは人間社会のさである。市校区でのいじめの認識に対する見解を伺いたい。 また、いじめについてのアンケートなどは行っているのか</p>	<p>課 長</p> <p>市 長 教育長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>4 大津市のいじめ自殺の件で、学校と市教委を県警が捜索したが、生徒に与える影響を考えると、ほかの方法はなかったものかと思う。この事例に対する見解を伺いたい</p> <p>5 傷害、恐喝、暴行とひっくるめて、いじめと考えた場合、被害者がいじめを相談する相手はだれか</p> <p>6 いじめの現場にいるのは、子供と先生だ。先生は板挟みで大変だが、芽を摘むのも伸ばすのも先生たちだ。子供たちは、先生がどうしてくれるのか、体を張って守ってくれるのかを見ている。意見を伺いたい</p> <p>7 教育法第11条「児童・生徒等の懲戒」また、第21条「教育目的」の1項、2項を学校も生徒もよく理解することが必要だと思う。生徒には条文をかみ砕いて説明すべきでは</p> <p>8 文科省が教師用の「いじめ対策Q&A」を全国すべての小中学校、高校に配布するとしている。15の質問に答えるかたちの構成だが、内容をどう思うか</p> <p>9 文科省が「子ども安全対策支援室」を発足し、4月以降の調査内容を9月20日までに報告するように通知を出しているが、対応はどのようになっているのか</p> <p>10 文科省の定義している「いじめ」とは</p> <p>11 県教委は6月に鹿児島県公立校の不登校、いじめは減少と発表した。しかし、8月には県教委が開設する「かごしま教育ホットライン24」は1.5倍と急増しているという。県からの報告はどのようになっているのか</p>	

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
城森 史明	国民健康保険特別会計について	<p>1 平成22年度決算において、県下19市の中で国民健康保険の本市の被保険者数に近い11市の中で、唯一本市だけが赤字決算となっている。これに対する見解は (比較都市：垂水市、西之表市、阿久根市、いちき串木野市、伊佐市、南さつま市、志布志市、日置市、曾於市、南九州市)</p> <p>2 被保険者1人当たりの収支状況における11市の比較について (1) 収入において、県支出金が11市の中で最も少なく、国庫支出金も2番目に少ない。 ① このような状況は、平成22年度だけなのか。平成20年以降においても、同じような状況なのか ② 国庫支出金において、なぜ、ほかの市に比べ、本市は少ないのか。 額を決定する要素は、具体的に何なのか。 申請においては、どのようなことに注意を払い、行っているのか ③ 県支出金において、なぜ、ほかの市に比べ、本市は少ないのか。 額を決定する要素は、具体的に何なのか。 申請においては、どのようなことに注意を払い、行っているのか</p> <p>(2) 収入において、一般会計繰入金も3番目に少ない。 ① 一般会計繰入金の中で、交付税措置される額は幾らか ② 県下19市の中で、一般会計の法定外繰り入れを実施している市はあるのか</p>	市長 課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	メガソーラーの誘致状況について	<p>③ 今後、国保特別会計は本市財政に大きな影響を及ぼすと推定される。新しい発想でトータル的に市財政を考えなければならない時期に来ている。法定外繰り入れについての見解は</p> <p>(3) 事務職員数において、ほかの10市は13人以下であるが、本市は30人と話にならないほど多い。なぜ、このような状況になっているのか</p> <p>3 平成20年度以降の実質単年度収支はどのようになっているのか</p> <p>(1) 平成23年度以降も赤字が予想されている。確かに、保険給付費もふえているが、大きな要因は、支出金、交付金の減少による収入の減少によるものと考えられる。</p> <p>これを増加させるために、本市は具体的にまず、何をしなければいけないのか</p> <p>1 遊休市有地にメガソーラーを誘致した場合、本市の手出しはないのか</p> <p>2 送電線への接続の問題をどのように考えているのか</p> <p>3 地域活性化のために、まず、メガソーラーを誘致することは非常に大事だと思うが、将来的にスマートシティ、電力の地産地消等も考えているのか</p>	市 長 課 長
沢口 光広	教育関係について	<p>1 南九州市は「少子化の今日、南九州市の中学生は、地元の3校（川辺高校、薩南工業高校、颯娃高校）に行かせるように努める」ということが新聞に載っていたが、市長はこのことを把握しているのか</p>	市 長 教育長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>2 本市4中学校（枕崎中、立神中、桜山中、別府中）から何名の生徒が枕崎高校に進学しているかを把握しているのか。</p> <p>また、本市中学校から加世田高校及び川辺高校の普通科に通学している生徒が何名いるかを把握しているのか</p> <p>3 南九州市及び南さつま市から何名の生徒が枕崎高校に進学しているかを把握しているのか</p> <p>4 ことしの枕崎高校の入学者は、定員120名のところに103名しか入学しておらず、定員割れになったことを承知しているのか</p> <p>5 今春、枕崎高校から大学に合格したのは、何名であるかを把握しているのか</p> <p>6 教育委員会は各中学校の校長等との連絡会議等を通じて、原則として地元の子供たちは地元の高校に行かせるように努めるべきではないのか</p> <p>7 枕崎高校に「普通科」を一クラスは設置するように、県（高校教育課）に働きかけていく必要があるのではないのか</p>	
	<p>わたり制度等について</p>	<p>1 本市にわたりに該当する職員は何名いるのか</p> <p>2 このわたりを廃止した場合、月額及び年額、幾らの金額に相当するのか</p> <p>3 このわたりの金額は、期末手当等や退職金に加算されているのか</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	国民健康保険 について	<p>4 先般、南日本新聞に総理府や県は「わたり制度は廃止して、適正化を図るように各市町村に指導している」という記事が載ったが、このわたりはすぐにも廃止すべきではないのか</p> <p>5 8月29日、伊藤知事が県は2004年度から独自に続けている職員給料カットを9月末で終了することで、職員団体と合意したと発表した。本市は将来負担比率等が県下で突出して悪い。この伊藤知事の発言は、本市職員の給料等にも影響が及ぶのか</p> <p>1 国保財政は、6億0,800万円の赤字となる見通しであるというが、なぜ毎年毎年、赤字が膨れ上がっていくのか。その原因と理由は何か</p> <p>2 どのようにして、国保の6億0,800万円の累積赤字を解消していくのか</p> <p>3 年金受給者たちから、国民健康保険料があまりにも高く、生活するのに大変苦しいという相談を受けるが、本市の国民健康保険の加入世帯数及び加入者数は幾らか</p> <p>4 本市の国保税の滞納者は何名で、その合計金額は幾らか</p> <p>5 本市のこの1年間のジェネリック医薬品使用効果は幾らぐらいあったのか</p> <p>6 本市の特定健診の受診率は何%なのか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
吉松 幸夫	自然エネルギーに対する取り組みについて	1 メガソーラーを設置した場合の経済効果等について	市 長 副市長 課 長
	原発汚染土処分場問題について	1 南大隅町原発汚染土最終処分場の建設計画について、どう思うか	市 長
	悪臭対策について	1 公共下水道処理場付近の悪臭について、原因は何か 2 木原地区の悪臭対策は、どうなっているのか	市 長 課 長
	道路沿いの草木の処理について	1 手入れの方法は、どのようにしているのか	課 長
	花渡川河口付近の砂について	1 河口付近の砂の量が多いようだが、原因は何か。対策はどうするのか	市 長 課 長
	風の芸術展のオブジェ設置について	1 中央通り沿いに設置しているが、その設置は、何かコンセプトがあるのか 2 歩行者への対策はとれているのか 3 松之尾町の旧ショッピングセンター付近の対策は何か考えているのか	市 長 課 長
	健康マイレージ事業について	1 本市での計画はあるのか	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	警察署と消防署の施設について	1 津波災害対策を含めた移転の計画はないのか	市 長 課 長
	小・中学校について	1 いじめ問題はないのか 2 防犯対策はとれているのか	教育長 課 長

平成24年第5回定例会予算及び決算特別委員会における
当局説明及び各委員から出された意見・要望

◎議案第79号平成24年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）

○当局説明

- ・ 歳入歳出の補正は、歳入歳出それぞれ4億1,650万円を追加し、予算総額を100億3,260万円にしようとするもので、当初予算額に対し4.5%の伸びとなる。
- ・ 地方債の補正は、南薩地区消防組合負担金、補助災害復旧事業にかかわる追加及び臨時財政対策債の変更によるものである。
- ・ 補正の主なもの、財政調整基金及び減債基金の積み立て、枕崎駅舎建設及び駅周辺の施設整備に関する事業補助、国民健康保険特別会計繰出金、地域密着型施設整備事業補助、南薩地区消防組合負担金、補助災害復旧費などである。
- ・ 補正財源については、繰越金2億4,926万3,000円、県支出金1億2,006万2,000円、市債7,340万円、繰入金2,918万3,000円、寄附金773万5,000円、諸収入711万9,000円、国庫支出金541万5,000円、地方特例交付金172万6,000円、分担金及び負担金137万8,000円の増、地方交付税7,878万1,000円の減で措置した。
- ・ 老人福祉費の補正の中で、右端の説明欄の介護保険特別会計繰出金の補正額464万3,000円のうち、456万6,000円については、一般会計と介護保険特別会計の双方の当初予算において、繰出金と繰入金の額が一致していないことから、一般会計の介護保険特別会計繰出金を増額して調整を図るものである。
- ・ 平成24年7月24日に決定された普通交付税の額は、当初予算との差額を調整するものである。平成25年度の地方交付税は、概算要求基準の中で、平成25年度の中期財政フレームに沿って、平成24年度並みの一般財源については確保するというようになっており、地方交付税については1.5%の減が見込まれている。留保特例公債費の市町村分は、全額交付された。
- ・ 個別算定経費は、43億6,210万7,000円で、平成23年度に比べ2億5,407万9,000円減少しているが、うち1億960万4,000円は、内鍋清掃センターの事業費補正（地方債の償還が平成23年度で終了したこと）にかかわる減が要因となっている。
- ・ その他の減少要因については、高齢者福祉費において、測定単位となる本市の65歳以上の人口、75歳以上の人口がそれぞれ増加したところではあるが、全国的な高齢化の進展に伴って、単位費用が減になったこと、また、生活保護費において、単位費用は全国的な生活保護者の増に伴って、単位費用については増となったが、密度補正係数が減となったこと。また、道路橋りょう費、戸籍住民基本台帳費、徴税費、農業行政費の単位費用がそれぞれ減となったことが要因となっている。
- ・ 歳出の特別枠に対応する地域経済・雇用対策費は、地方再生対策費及び雇用対策・地域資源活用推進費を整理統合し、創設された。その額は1億4,033万円で、平成23年度に比べ2,714万6,000円の減となっている。
地方財政計画における市町村分の伸びは、マイナス0.6%であったが、合併等によって行政面積が拡大したこと等に伴い、人口密度が低いことに配慮し、補正が加わったものである。
- ・ 本市の人口密度は、県内19市の中でも鹿児島市、始良市に続いて、3番目に高いことから、その補正は小さく、平成23年度に比べ16.2%の減となった。
- ・ 公債費については4億9,548万円で、平成23年度に比べ5,979万7,000円の減となっている。うち、7,156万4,000円については、内鍋清掃センターに係る公債費の減が要因となっている。その他の要因としては、臨時財政対策債の公債費が増額となっている。
- ・ 包括算定経費は7億7,005万8,000円で、単位費用の減により、平成23年度に比べ1,430万

8,000円の減となっている。

- ・ 臨時財政対策債振替相当額は4億0,213万円で、平成23年度に比べ983万8,000円の減、率にして2.4%の減となっている。
- ・ 臨時財政対策債振り替え後の基準財政需要額は、錯誤措置を行った後の平成24年度の基準財政需要額は53億6,584万5,000円で、これらの要因により、平成23年度に比べ3億4,549万2,000円の減、率にして6.0%の減となっている。
- ・ 基準財政収入額は、錯誤措置を行った後で、19億8,494万7,000円で、平成24年度の評価がえの下落による固定資産税の減などで、平成23年度に比べ4,020万5,000円の減、率にして2.0%の減となった。
- ・ 当初予算における普通交付税の予算計上に当たっては、具体的には、基準財政需要額は、内鍋清掃センターにかかわる普通交付税の減など、公債費事業費補正を適正に把握するとともに、平成23年度の当初予算の個別算定経費から地方財政計画における歳出特別枠に対する地域経済雇用対策費及び公債費事業費補正を除いて0.0%の伸び、包括算定経費は2.0%の伸びと、国から示された方法に基づいて推計を行った。
- ・ 基幹水利施設管理事業の分担金は、南薩畑かんの施設維持管理の農家負担分3,000円増分である。
- ・ 障害者虐待防止対策支援事業は、国から示された事業の概要は、事業目的が障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図るものである。
事業内容は、今回、本市が提案しているものは、家庭訪問等個別支援事業で、虐待が発生した場合の一時保護のための居室の確保の経費、虐待を受けた障害者等に対するカウンセリングの経費。次に、普及啓発事業で、パンフレットの経費である。
歳入は、一時保護経費とカウンセリング経費は2分の1が国、普及啓発事業は、全額、国である。
- ・ 消費者行政活性化事業は、平成24年度の県の消費者行政活性化事業の追加募集に伴うものである。高齢者・若者の方の消費者行政対策、講習会等を行うもので、全額、県である。
具体的には、高齢者向けや若者向けの啓発用のパンフレット作成や研修会用の講師謝礼を考えている。
- ・ 駅舎建設及び駅周辺の施設整備に関する事業で、魅力ある観光地づくり事業は県営事業である。にぎわい回廊整備事業で、枕崎駅周辺景観整備事業をお願いしている。
- ・ 枕崎駅周辺の施設整備事業は、全体名が魅力ある観光地づくり事業ということで、枕崎駅周辺景観整備事業として、変更する可能性はあるが、事業費2,000万円である。現在、県にお願いしてあるのは遊歩道、ベンチ、案内板の整備であるが、今後、これらに付随するものを、県と交渉していくことになっている。
今後、駅舎周辺整備後、産業市や屋台村のほか、鉄道愛好者をターゲットにしたイベント、小中学校の遠足、修学旅行、団体旅行の誘致等、JRを利用した旅行の誘致に努める。
- ・ 土地購入は、執行済みで、基金運用の要求書は8月31日付で、水産商工課から財政課に提出されている。
- ・ この土地は、駅舎の建設並びに駅周辺景観整備を行うために必要不可欠であること、24年度に事業を遂行するために、緊急性を要すること、当該土地を購入することによって、現在の枕崎駅の通路の狭い状況を解消し、進入路の確保が図られること、当該用地のうち、駅舎建設及び駅周辺の景観整備に使用する部分が、現時点では確定できていないということから、土地開発基金で全体を一括購入するという手続をとった。
駅周辺整備の土地のどれだけの面積というのは現時点では確定をしていないので、基金を使

って購入した。

実際の整備は、当然その通路の部分や、車の駐車場、駐輪場的な部分、その場所である程度何らかのイベント等もできるような部分というようなことも想定はしているが、まだ、これらは、期成会や県の魅力ある観光地づくり事業で、その施設周辺整備を要望している。県とも協議をしながら、どれだけの面積をどういった内容の整備をするのか、今後、詰めていきたい。

実際には、基金から一般会計が買い取りをすることになるので、その内容が決まって、工事を実施するまでの間に、議会に予算のお願いをする。その中で当然、その整備内容や面積とかも含めて、明らかにしたい。

- この土地の部分、例えば岩崎産業側が分割して、必要な部分だけ売買するという話であったら、その整備内容まで全部詰めて、その必要な部分だけ購入するという手段も取れたが、岩崎産業側としては、分割での売買は受けられない、一括の購入または換地という提案が最初あった。その中で、分割での購入ができないということであれば、相手方との交渉の中ではもう、全体を購入する手続きか時間的にもないだろうということで、土地開発基金を使って全体を購入し、必要な部分が確定した時点で、その部分は一般会計で予算手続をし、残った部分については、公売という形で売却をしたいという方針を決定した。

- 土地開発基金条例第1条中、公共の利益のために取得する必要がある土地ということで、一括購入した。

基金運用要求書は、物件の名称はJ R 枕崎駅前の土地取得、会計名は一般会計、金額は4,240万円、現金支出予定年月日は平成24年9月19日、物件の買い取り予定年月日は平成24年度、取得物件の所在地は枕崎市東本町23番、取得物件の明細は雑種地1,490平米、予定事業の概要は別紙計画図面のとおり、その他はない。

- 施設整備に使った残った土地の売却は、現時点でも購入の希望を個別に御相談している部分もあるので、公売が実現できるように努めていくことによって、効率的・確実な運用につながれると考えている。
- 魅力ある観光地づくり事業は、この土地購入の案件が持ち上がってから、県に通路部分や購入した土地を活用した整備について、この魅力ある観光地づくり事業で、引き続き整備をしていただけないかお願いしている。ただ、予算の問題や工期の問題がある。現在の事業費2,000万の中に新たに購入した土地を活用した整備は、含まれていない。今後、どういう整備をしていくか、県と協議をしていきたい。

ただ、県としては、もともとこの駅舎の整備をする計画を相談して、魅力ある観光地づくり事業をお願いしたときに、通路が非常に狭いし、人の借地を通る状況なので、何とかならないのかという指摘はいただいていた。結果的にこれがうまく運べば、これらの指摘も解決することになるということで、県からは、いい感触を得ている現状である。

- 国庫支出金の精算返納金の女性特有のがん検診事業は、39万9,000円の返還金が生じているが、予定健診率を国の指導の50%で当初積算していたが、結果として15.1%という受診率だったために、この額を返還するものである。

福祉部門では、国県合わせて3,723万1,000円の返納を今回、計上している。特に、生活保護費（扶助費の分）が、2,542万5,000円ある。扶助費の決算では4億6,400万程度であった。

この中で、医療扶助が2億9,700万で、全体の64%を占めており、予算より大幅に執行が少なくなった。この原因は、大きな手術があるかないかということで変わってくる。

- 経営体育成交付金の精算返納は、平成22年度の経営体育成交付金で、農畜産物加工直売所をつくったが、事業主が事業継続できなくなったこと。また、その相続人も事業を引き継ぐ考えがなく、その施設を売却することになったため、その売却額に補助率28.571%を掛けた307万4,239円を返納するものである。

- ・ 食のまちづくり地域ブランド創出事業は、重点分野雇用事業の中の助成事業で、全体的な取り組みは、食のまちづくり基本計画の策定や「いい節の日」のPR、船人めし等、食によるまちづくりを基本に考えている。その中で、旬の食材であるぶえんカツオやかつおぶしを使った船人めしなどのイベントに行くときのハッピーやのぼりもつくりながら、もともとの雇用事業を行いながら、取り組んでいきたい。
- ・ 奨学資金は、当初、3,200万を計上していたが、70名の応募に対して69名の方が決定した。奨学金の返済は、私債権という民法上の債権関係になって、この場合は10年である。
- ・ 第5期の介護保険事業計画では、特別養護老人ホームと介護老人保健施設、それぞれ20床ずつ増床する計画である。
- ・ 7月現在で特養の待機者数は、122名いる。そのうち、現在、入院や介護老人保健施設、グループホームに入っている。その122名を一気にゼロというかたちにはいかないと考えている。しかし一方、施設の建設イコール保険料にはね返ってくるので、状況を見ながら、建設については考えていかないといけないと思っている。
- ・ 介護も施設のサービスや居宅の方々に対してのサービスがある。中でも、居宅の方々に対してのサービスは、いろいろとふやしていくという考え方は、従前からあるが、ただ、施設建設となると、保険料にはね返っている金額が非常に大きくなっていくので、施設に入るまでの間にどのように対応するか、予防面も含めて、在宅の方々へのサービスの充実というのを図っていきたい。
- ・ 保険年金に係る市税等特別返還金の本市への影響額は、個人市県民税は、2人で5件、21万9,600円で、内訳は市民税が13万9,300円、県民税が8万0,300円である。
今回、国民健康保険の特別会計、介護保険の特別会計にも補正予算を計上しているが、国民健康保険税は、2人の6件で70万2,900円。介護保険料は、1人で5件、7万6,900円となっている。

○委員からの意見・要望

- ・ 大幅な歳入減が発生するというのは、執行上いろいろ支障になるので、今後とも的確に予算計上に当たっての見込み作業はやっていただきたい。
- ・ 保険料にはね返るという後ろ向きの姿勢じゃなくて、少々保険料が上がっても、介護サービスをふやすこと自体が、全体的に医療、保健、福祉をいいかたちに進めていくと考えるので、まだまだ介護保険サービスは、ふやしていただきたい。

◎議案第80号平成24年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ249万7,000円を減額し、予算総額を42億1,495万7,000円にしようとするもので、当初予算より3.53%の増となる。
- ・ 歳出の主なものは、所得税における生命保険契約等に基づく年金の税務上の取り扱いの変更に係る市税等特別返還金交付要綱に基づく返還に要する費用70万3,000円の増額、高齢者医療制度の24年度確定通知に基づく変更で、後期高齢者支援金19万4,000円の増額と、前期高齢者納付金6万1,000円の減額である。医療費適正化特別対策事業及び保健事業は、生活習慣病脳卒中対策モデル事業に要する経費119万7,000円である。
- ・ 繰上充用金は、平成23年度決算確定に伴って、453万円を減額した。
- ・ 以上の財源として、他会計繰入金1,361万9,000円、歳入欠陥補填収入1億8,351万6,000円の増と、国庫支出金1億2,313万7,000円、前期高齢者交付金65万5,000円、県支出金2,053万6,000円、共同事業交付金5,530万3,000円、及び繰越金1,000円の減で措置している。また、

歳入欠陥補填収入を一般財源扱いとしたことから、合わせて財源内訳変更も行っている。

- ・ 従来から財源不足額を特別調整交付金に計上するという予算編成をしていたが、財源不足額を明らかにするというので、今回、歳入欠陥補填収入に計上して、現時点での財源不足額を明らかにした。
- ・ 昨年度までは財源不足を調整交付金の中に埋め込んでいた。今年度、歳入欠陥補てん収入というかたちで、財源不足の部分が明らかになるようなかたちでの予算の組み方を変更した。
- ・ 当初予算においては、今までの保険財政共同安定化事業の伸びという部分だけでとらえて、実際の計算と、実際入ってくる額が、特に平成23年度については、そこに大きな乖離が生じてしまったという反省も含め、保険財政共同安定化事業は、国保連合会から当初予算を作成する前に推計等も出されているので、これらを参考に予算計上すべきではないかということで今回補正をお願いした。

○委員からの意見・要望

- ・ 市民の立場に立った予算編成を行い、市民へ実際の国保運営状況を示していただきたい。

◎議案第81号平成24年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ247万8,000円を追加し、予算総額を2億9,773万2,000円にしようとするもので、当初予算より0.84%の増となる。
- ・ 歳出は、23年度決算に伴う精算分で、後期高齢者医療広域連合納付金56万6,000円、一般会計繰出金の精算返納額191万2,000円の増額である。
- ・ 以上の財源として、諸収入2,000円及び繰越金247万6,000円の増で措置した。
- ・ 後期高齢者医療保険の制度の今後の見通しは、当初、民主党案では国保の広域化も含めて、高齢者医療制度をまず最初に、広域化に持って行って、その後、国保全体部分を広域化するという案であったが、本年、社会保障と税の一体改革で社会保障制度改革国民会議を設置して検討を行うということになっている。

今後については、政局がどのようになっていくか不透明感が強く、はっきりと見通せない状況である。

○委員からの意見・要望

- ・ 後期高齢者医療制度の今後の動向について、議会サイドにも的確な、正確な情報提供をお願いしたい。

◎議案第82号平成24年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,388万6,000円を追加し、予算総額を21億4,969万7,000円にしようとするもので、当初予算額より約3.6%の伸びとなる。
- ・ 補正の内容は、保険年金に係る市税等特別返還金7万7,000円、介護給付費準備基金積立金3,939万3,000円、介護給付費負担金等返納金1,162万9,000円、一般会計繰出金2,278万7,000円の増額である。
- ・ 以上の財源として、繰越金4,796万1,000円、県支出金2,107万2,000円、国庫支出金477万6,000円及び繰入金7万7,000円の増で措置した。
- ・ 今回の県財政安定化基金特例交付金は、第5期介護保険料の上昇を抑制するため、県財政安定化基金を取り崩し、特例交付金として交付されたものである。

24年度から26年度までの分は、今回はすべてをそのまま積み立てて、平成25年、26年度に取り崩して活用しようとするものである。なお、交付決定通知は6月18日になされている。

- ・ 今回の第5期に当たって、初めて制度化されたもので、介護保険料の上昇を抑制するという目的で取り崩されたものである。
- ・ これまでの拠出金額が県全体で62億ほどあるが、そのうち国、県、市町村それぞれ3分の1ずつである。本市は3,558万円拠出しており、その割合が0.005709024となるので、今回の県の拠出金額に割合を掛けると、2,107万1,239円の今回の交付された額となる。

◎議案第83号平成24年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○当局説明

- ・ 歳入歳出予算の補正は、2,813万5,000円を減額し、総額を7億8,743万円にしようとするもので、当初予算額より3.4%の減になった。
- ・ 地方債の補正は、事業債及び資本費平準化債の変更に伴うものである。
- ・ 補正予算の内容は、公共下水道審議会の開催に伴う報酬の増額、人事異動等に伴う人件費等の減額、消費税確定申告に伴う公課費の増額、国庫補助内示額の変更に伴う管路施設工事の増額、終末処理場改築更新事業及び長寿命化計画策定事業等の減額並びに公債費の借入利率の変更に伴う減額で、一般管理費173万5,000円の増、処理施設管理費2万6,000円の減、排水施設管理費2万3,000円の減、下水道整備費2,910万6,000円の減、公債費71万5,000円の減である。
- ・ 以上の財源として、繰越金671万5,000円の増、事業債1,860万円、国庫支出金1,625万円の減で措置した。
- ・ 枕崎市公共下水道事業審議会では、今年度計画策定を行っている中で、人口減少等に伴う社会現象等並びに区域全体計画区域の縮小拡大などの見直しなどさまざまな方向からの今後の全体計画事業に対する審議会の意見を求めるものである。今回新たに、全体計画という重要な部分を審議会に意見を求めることになる。
- ・ 下水道事業の特定収入は、課税対象として課税納付している。
- ・ 特定収入に係る消費税は、当初予算では457万9,000円ほどを見込んでいた。今回の補正によって、特定収入に係る消費税が403万1,000円程度になる予定である。その分が今回明許繰越があった関係で、特定収入の割合が変わってきて、経費として計上される分が少なくなり、その分、経費として入ってくる分が減ったということで、納付額が逆にふえてきたということになる。
- ・ 国庫補助金や一般会計繰入金のうち、減価償却費に充当されるものについては、法適用の場合には不課税収入ということになるので、消費税の納付額が減少するという効果もあると認識している。

ただ法適用に関しては、これまでの試算をすべて評価し、またそれに伴うシステムの構築事務も発生するので、直ちにとというのはなかなか難しい面もある。

総務省も、財務規定の適用について、検討しているところであるので、それらも見据えながら、どのような対応が望ましいのか、今後、検討したい。

- ・ 下水道整備費の減額は、補助事業分が、国からの内示額が要求額の約8割分で1,625万円減額となった。その内訳としては、委託費が3,300万円の減、管路施設等の工事請負費が430万円の増額である。具体的には、2,910万6,000円の減額であるが、国庫補助金が当初8,175万円要望していたが、国からは6,550万円の内示であって約1,625万円の減額であった。

内訳としては、委託料が7,620万円。これについては、改築更新事業が5,700万円、長寿命化策定計画が960万円、全体計画見直し策定が960万円となっている。また、工事請負費は、面的整備の進捗を早めるために4,910万円で計画している。

◎議案第84号平成24年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、収益的支出において常勤医師雇用に伴う委託料等1,533万6,000円の増額、並びに人事異動等による給与費268万円の減額、及び病棟建替事業完了による減価償却費124万9,000円の減額等に伴い、医業費用を1,170万7,000円追加し、平成23年度許可債借入額の確定による企業債利息の減額に伴い、医業外費用を76万2,000円減額しようとするもので、補正後の収益的収支は1億2,186万1,000円の純損失となる見込みである。
- ・ 現在の段階での純損失見込みは、年度末までの間に一般会計負担金の繰入れの問題の協議が残っているが、前年度並みにいくと、3,800万円程度となる。
また、医業費用等は、例年5%から10%ぐらいの間での不要額が出てくるので、その部分の減少が見込まれ、純損失はまだ少なくなるだろう。さらに、収入面では、5床削減になったことで、入院の方が7月までの4カ月間で、大体、入院収益が800万円程度減額になっている。その部分から推計すると、2,400万円程度の減となるが、当初予算を編成する段階で2,500万円程度の減はもう既に折り込んであるので、あとは新しい病棟になったことによるいろいろな加算、あるいは入院される方の症状等によって若干変動がある。
外来は、予定を少し上回るかたちで収益が上がっている所以、現在では純損失分は、今予算上の半分程度まで押さえ込めないかと推計はしている。また、病棟建てかえにより、少なくとも23、24年度は、赤字決算をせざるを得ない状況になるだろうと予測しているが、できるだけその赤字分を減らしていきたい。
- ・ 国保診療施設協議会の中では、佐々木院長が全国国保診療施設協議会の鹿児島県支部長を務めている。また、鹿児島県国保診療施設協議会は、長島町長が鹿児島県の会長をしている。
- ・ DPCは、包括した診療報酬になるので、大規模病院がほとんど行っているが、中小規模病院は出来高での診療報酬請求のほうがメリットがあるということで、包括はやっていない。
- ・ DPCを用いることによって、逆に一括となり、診療報酬全体が定められた額でということになるので、一概にどちらが不利益があるというようなことはないと思う。ただ、枕崎市立病院の場合は診療科目を内科のみというかたちでやっている所以、急性期と言うよりほとんど亜急性期一般病棟なので、それほどの重症患者扱いではないということになり、例えば、心臓や脳などの高度医療をするとところがDPCのほうが得をするということである。
要するに、枕崎市立病院の場合は、それほどメリットはないということである。
- ・ 市内の小原病院あるいはサザンリージョン病院のように100床を超えているところでは、診療科目、整形外科あるいは循環器内科、人工透析などいろいろなものを持っている。診療施設基準に基づいても、枕崎市立病院の場合は、患者10人に対して1人の割合での看護基準ということをしているが、それを7対1にもっていくことは、現時点で枕崎市立病院では不可能であるので、出来高払いを採用している。
- ・ 診療報酬は、毎月、診療報酬明細書を作成し、国保については国保連合会に、社会保険については支払基金に提出して、そこでの審査会の中での審査を受けている。あくまでも適正に診療し、適正な診療費用をお願いしている。
- ・ DPCに基づく診療報酬請求は、当然、それらの条件を満たしていなければならず、申請ができない。枕崎市立病院の場合は、対象となるほどの充実はしていないし、現状の市立病院の配置基準等から考えると、DPCについては考えていない。
- ・ DPCへの課題としては、いわゆる高度医療を行っていくことがまず第一点である。もう一つは、医療従事者の問題があり、それまでひっくるめて、多角的な診療科目というものがあれば可能であるが、病床数で考えた場合、さらに現在の状況から考えたときに、DPCまではちょっと届かないだろうと考えている。

- ・ 血液検査の入札は、検査室を廃止してから、検査料がどの程度なのか1回ほど2社から見積書を徴している。ただ、3年ぐらい継続をしてきているので、今年度中に来年度以降の部分についての見積徴収ということにはなる。これを頻繁に変えると、やはり同じような項目というものだけではなく、検査項目が多岐にわたっているのも、どうしても行き違いがあっては困る。もう一つは、現在、検査委託をしているところは、一日に3回検体回収に来る。ところが、一日2回しか回収ができないとなると、2次救急の当番をしているときなどは、夜間でも緊急検体をせざるを得ない場合もあるので、そういう利便性の問題も考えた上で、一番いいものを考えていきたい。
- ・ 今回の委託料は、医師に対する委託料が主なものである。これまで大学からの派遣で、医師はほぼ充足をしていたが、大学がなかなか派遣できないということで、初めて直接病院側と医師との面談によって決定し、千葉県から枕崎市立病院に勤務をお願いし、6月1日から勤務をしていただいた。
- ・ 最初から職員ということについては、職員になった途端に退職をされる方もいらっしゃるごことから、県立病院部局にもお尋ねをした結果、1年もしくは2年間はやはり正規の医師という雇用というかたちではなくて、その試用期間ということも含みおいてほしいということでの相談をして、今回は、とりあえず委託料というかたちでお願いをしている。
給与関係はあくまでも、医師資格を取得した年数を勘案した中の現在の病院の医療職給料表をもとにして、給料月額を決めている。さらに、医師手当も現在の市立病院の勤務している医師に準じたかたちでやっている。内容的にはほぼ職員と同じであるが、身分上は公務員というかたちはしばらく外させていただいている。

◎認定事項第1号平成23年度枕崎市一般会計歳入歳出決算

○当局説明

- ・ 平成23年度の一般会計の決算規模と決算収支の状況は、歳入総額は107億8,268万8,000円で、前年度に比べ、5,105万円の減、率にして0.5%の減となっている。
- ・ 歳出総額は104億9,424万3,000円で、前年度に比べ、8,304万5,000円の減、率にして0.8%の減となっている。
- ・ 歳入歳出差引額、いわゆる形式収支は2億8,844万5,000円の黒字で、前年度に比べ、3,199万5,000円の増となっている。
- ・ 平成24年度への繰越事業に係る翌年度に繰り越すべき財源は559万5,000円で、形式収支からこの翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、2億8,285万円の黒字で、前年度に比べ、3,273万3,000円の増となっている。
- ・ 実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、実質収支の額と同額の3,273万3,000円の黒字となっている。
- ・ 財政調整基金の積み立てである積立金は1億0,190万円で、前年度に比べ、3億1,685万円の減となっている。
- ・ 財政調整基金の取り崩しである積立金取崩し額、地方債繰上償還金についてはない。
- ・ 実質単年度収支は1億3,463万3,000円の黒字で、前年度に比べ、2億5,262万9,000円の減となっている。なお、実質単年度収支は、単年度収支から実質的な黒字要素である積立金、地方債繰上償還金、赤字要素である積立金取崩し額を加減したもので、その年度における実質的な収支を把握するための指標であり、平成19年度から5年連続の黒字となっている。
- ・ 歳入決算額の目的別構成比は、地方交付税38.8%、市税20.4%、国庫支出金11.6%、市債8.8%の順となっている。
- ・ 前年度決算額との比較で増減額の大きなものは、財産収入が臨空工業団地や養護老人ホーム

妙見の里等の土地売却収入の増などにより、1億7,621万2,000円の増となったのを初め、市税が法人市民税や市たばこ税の増などにより、4,008万6,000円の増となる一方で、市債が臨時財政対策債の減に加え、辺地対策事業債の減や臨空工業団地取得事業及び森林環境保全整備事業に係る借り入れの皆減などにより、1億3,720万円の減、繰越金が4,695万4,000円の減、諸収入が県市町村振興協会交付金の減などにより、4,302万2,000円の減、県支出金が平成21年度からの繰越明許費による事業や国勢調査、融資主体型補助事業の皆減などにより、4,286万9,000円の減となっている。

- ・ 目的別歳出決算額の構成比は、民生費32.9%、公債費15.2%、総務費13.8%、教育費9.6%の順となっている。
- ・ 前年度決算額との比較で増減額の大きなものは、諸支出金が臨空工業団地取得事業の増により1億6,625万円の増となったのを初め、民生費が保育所運営費や介護給付・訓練等給付費、国民健康保険特別会計繰出金などの増や福祉作業所の新設などにより、5,004万2,000円の増、労働費がふるさと雇用再生特別基金事業の増などにより、3,806万2,000円の増、議会費が地方議員年金制度の廃止に伴う議員共済費の増などにより、3,104万円の増、衛生費が子宮頸がんワクチン接種事業等の予防接種事業の増などにより、3,067万5,000円の増となる一方で、総務費が財政調整基金積立金の減などにより、2億7,269万2,000円の減、教育費が平成21年度からの繰越明許費による事業や風の芸術展開催経費の皆減などにより、7,019万2,000円の減、土木費が辺地計画に基づく市道の舗装新設工事や下水道事業特別会計繰出金の減などにより、3,266万3,000円の減となっている。
- ・ 財政力指数は0.363で、基準財政収入額の減少に伴い、前年度に比べ、0.014ポイント低くなっている。
- ・ 標準財政規模は66億8,238万7,000円で、臨時財政対策債を加味した実質的な普通交付税の減に加え、標準税収入額についても減となったことにより、前年度に比べ、9,010万3,000円の減となっている。
- ・ 経常一般財源収入額は63億5,000万4,000円で、市税や臨時財政対策債への振りかえが減少したことによる普通交付税の増などにより、前年度に比べ、4,549万4,000円の増となっている。
- ・ 標準財政規模に対する実質収支額の割合で示される実質収支比率は4.2%で、実質収支額の増に加え、比率を求める算式の分母となる標準財政規模も小さくなったことにより、前年度に比べ、0.5ポイント高くなっている。
- ・ 標準財政規模に対する臨時財政対策債を加えた経常一般財源収入額の割合で示される経常一般財源比率は101.2%で、前年度に比べ、0.5ポイント高くなっている。
- ・ 財政の弾力性を示す経常収支比率は96.3%で、比率を求める算式の分子となる経常経費充当一般財源は減少したものの、算式の分母となる臨時財政対策債を加えた経常一般財源収入額の減少が大きかったことなどで、前年度に比べて、0.7ポイント上昇している。
- ・ 地方債残高は113億8,936万9,000円で、公債費負担適正化計画に基づく取り組みによって、投資的経費の適切な選択と重点化を図り、計画的に借入額を抑制してきたことなどから、前年度に比べ、4億5,317万円の減となっており、平成16年度から8年連続で減少している。
- ・ 積立金残高は12億7,207万8,000円で、地方財政法の規定に基づいた財政調整基金及び減債基金への積み立てを行ったことなどにより、前年度に比べ、1億1,436万3,000円の増となっている。
- ・ 歳入決算額の財源構造は、自主財源が29.9%で、市税や財産収入などの増により、前年度に比べ、1.4ポイント高くなっている。
- ・ 依存財源は70.1%で、前年度に比べ、1.4ポイント低くなっている。

- ・ 歳出決算額の性質別経費の構成比は、義務的経費は56.8%で、人件費、公債費は減となったものの、保育所運営費や介護給付・訓練等給付費などの扶助費の増により、前年度に比べ、0.7ポイント高くなっている。
- ・ 投資的経費は9.8%で、臨空工業団地取得事業などの普通建設事業の増により、前年度に比べ、0.8ポイント高くなっている。
- ・ その他の経費は33.4%で、積立金の減などにより、前年度に比べ1.5ポイント低くなっている。
- ・ 市税の徴収率は93.9%で、雇用情勢や景気が依然として低迷する中で、前年度に比べ0.6ポイント低くなっている。
- ・ 財政健全化法に定められている実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの平成23年度決算に基づく健全化判断比率は、報告事項第4号で報告したとおりであり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は該当がなく、実質公債費比率は17.1%で、比率を求める算式の分母の基礎となる標準財政規模が減少したものの、下水道事業特別会計に係る準元利償還金が減となったことなどで、単年度の実質公債費比率が2年連続で改善したことから、前年度に比べ、0.7ポイント低くなっている。
- ・ 将来負担比率は161.8%で、同様に比率を求める算式の分母の基礎となる標準財政規模の減少に加え、将来負担額から控除される充当可能財源等についても減少したものの、一般会計の地方債の残高を初めとする将来負担額が減少したことから、前年度に比べ、9.3ポイント低くなっており、いずれの健全化判断比率も早期健全化基準を下回る比率となっている。
- ・ 財政調整基金の保有高、目安としては、集中改革プランの追補として健全化目標を作成しており、その中で10億円程度を確保したいということで計画を策定している。目標値については、平成27年度を目標としており、ここ3年連続で財政調整基金の取り崩しを行わずに決算を行っているところであるが、今後、衛生管理組合のし尿処理場の整備であるとか、財政推計を行う中で多額の財政支出も予想されるので、取り崩しも行わざるを得ないときもあると考えている。
- ・ 充当可能基金の減少要因は、国保の県の借入れを行い、一たん基金に積んだ状況がある。22年度末においては、国保の基金が2億5,028万4,000円、23年度については、それを取り崩して補てんした。
- ・ 将来負担比率は、地方債残高等、非常に硬直化したものに対する比率であるので、財源が限られた中で、第三セクターの損失補償の終了や、合併特例債を活用する中で、特定目的の基金を積み立てるなどの特殊な要因がない限り、一気に改善するものではない。
- ・ 経常収支比率の見込みは、5月に提出した健全化目標中でも上昇することが予想され、上昇する比率を掲げてあったが、県内の市町村についても、上昇傾向にある。その原因は、普通交付税等の減少、地方議員年金制度の改正に伴う議員共済費の増など、特殊な要因があって上昇している。ほかの経常経費等については、減少している。
- ・ 庁舎建設基金は、平成7年当時、市制60周年に将来の庁舎建設に向けて基金を積み立てようという考え方に立ち、条例を制定し積み立てる努力をしてきたが、財政事情、その他で計画どおりに積み立てられなくなり、庁舎建設そのものが計画どおりに実現できなかったという経過がある。現在のところ、建てかえについては白紙の状態、今後、また新たな庁舎建設の検討を行っていきたい。
- ・ 飛行場運営基金の額は2億円である。空港が廃止ということになれば、それぞれ持ち分のところに戻っていくことになる。基金の持ち分は、鹿児島県が1億2,000万円、枕崎市が8,000万円である。
- ・ 時間外手当の縮減は、平成20年まで休日の時間外については、時間外手当の支給という対

応を行ってきたが、21年度から休日の時間外についても振りかえを行い、時間外手当は支給しなかったことが、一番大きな理由ではないかと考えている。

- ・ わたりの解消は、今後、組合と協議をしていくことで、どうかたちになるというのを今の時点では言えないが、5級に限って言うと、5級の今の係長をすべて4級にしてしまうかたちになると、5級の職に空白ができることになるので、組織的にも4級がいて5級がいて6級につながるというかたちが、組織のかたちとしては、本来の姿だろうと思う。やはり、何らかのかたちで5級の職というのは、設ける必要があるのではないかと考えている。今後、職員団体と協議をする中で、どういったかたちで5級の職というのを位置づけられるのかというのを協議していきたい。
- ・ わたりの影響額は、現給を保障するという基本があるので、理論上はその差額があるが、現給保障をすれば、直ちに、来年度から給料をそのまま下げるということにはならない。わたりを解消したことによって、将来的に、今までどおりで給料を支給していたのと比べると、級を下げたことによって、将来的な給与の額が、今と比べると減ってくるということである。
- ・ 指宿枕崎線輸送強化促進期成会の目的は、指宿枕崎線の輸送力の増強並びに輸送改善を促進し、もって鉄道体系の強化を図り、地域住民の福祉の向上と沿線市の画期的な発展に資することを目的とすることになっている。これはJRに対する要望活動団体である。
また、鹿児島鉄道整備促進協議会は、県内の新幹線及び在来線鉄道の整備を促進することを目的として設立されている。
- ・ 循環型社会形成推進交付金事業の23年度の実績は、5人槽が40基、6人～7人槽が15基、単独撤去が5基である。また、下水道区域内、区域外を全部あわせて、3,261の単独浄化槽が残っている。
- ・ 環境に優しい社会の実現（河川環境浄化プロジェクト）の5万4,000円の内訳は、EM菌、糖蜜、セラミックパウダーの購入である。
- ・ 指宿枕崎線輸送強化促進期成会の要望活動に当たっては、枕崎高校と水産高校等々と地元の方々の意見を聞きながら要望項目を上げている。JRからは検討させていただきたいという回答が多いが、イベント列車等々は対応してもらっている。このような要望を上げなければ実現はしないので、要望項目として上げ続けるという努力が必要と思っている。
また、学校等々、要望をしている市民がいるので、その要望を実現するということで、沿線の市町が協議会を設立し、皆さんの力を合わせて実現しようという活動である。住民の意思をJRに伝えていくためにも、この活動は続けていくべきと考えている。
- ・ 花火列車の運行状況は、指宿駅から枕崎駅までの往復の臨時列車であった。非常に多かったと聞いており、人数的には、140名程度だった。
- ・ 住みよい環境づくり事業の実績であるが、市内各地域を定期的に巡回して回収したごみが、不燃物3万1,800キロ、草木1,570キロ、洗濯機8台、冷蔵庫13台、テレビ58台、廃プラ1,300キロ、タイヤ38本であった。これらはこの事業の中で適正に処分をした。
- ・ 旧給食センター建物解体及び駐車場整備は、1,483万4,000円の工事費で、約900万円が解体工事、残りの分が駐車場整備をしている。駐車場整備としては、48台整備を行っている。
また、当該用地の売り払い先と額については、シルバー人材センターと給食センターの一部1072.88平米を1,750万で売却し、給食センターの一部を483.23平米、525万円で隣接の法人に売却している。
- ・ 徴税費で滞納者対策としてタイヤロック装置をことしの2月に購入し、それ以降、滞納者に対し納税相談等の中で、タイヤロックの話を持ち出した件数が11件程度あった。納税交渉の結果、納税のあった件数が2件であった。ただ実際に、タイヤロックを使って実際に車を差し押さえたことは、現年ではないが、今後もさらなる強化に努めていきたい。

- ・ コンパクトシティ推進の交通対策の3万3,800円は、委員会の謝金部分であり、試験運行はしていない。ただ、試験的に福祉バスを市役所の近くで1カ所停留所を設けた。23年度の1年間実施して、大体の通年のデータがとれている。
- ・ 電算費の外国人住民にかかわる住民基本台帳システム等改修は、住民基本法の改正関係で全国一律にこのシステムの改修が行われたものである。1,123万円かかっているが、人数の多い少ないではなく、システムを組むための改修費で、かかった費用は、普通交付税で措置をされている。
- ・ 外国人登録のシステム改修は、基幹となる電算システムの住民情報、税情報等を所管する機関のシステムと連動するシステム改修であったので、1社で随意契約をした。
- ・ アートストリート事業の中央通りについては植栽部分が多いため、できるだけ植栽部分に置くようにして、通行の妨げにならないようにしてある。一方、植栽部分が少ない場所、あるいは全然ない場所等についてもできるだけ広い場所に、あるいは広い場所でないところは台座も含めて立体作品ができるだけ小さめのものを、さらに、向き等についても、通行の妨げにならないように設置をしている。
- ・ 地方バス市内路線維持費補助は金山路線、生活交通路線維持費補助は、枕崎から伊集院の路線と枕崎から川辺経由の鹿児島市内行きの特急バスである。
- ・ 平成23年度の食の自立支援事業、いわゆる老人福祉給食サービスは、23年の4月1日から6月30日までは調理コストの利用者負担金を1食当たり350円として、超過分を利用者負担の軽減対策として、従前どおり市が補てんしたところである。
また、7月1日以降については、調理コストの利用者負担金を1食当たり課税世帯が450円、非課税世帯が400円とし、非課税世帯に対する利用者負担の軽減対策として、1食当たり50円を市が負担した。その6月までの経費、そして7月以降の経費を合算して526万7,949円である。
- ・ 老人福祉給食サービスは、ひとり暮らしや夫婦暮らしの高齢者、身体障害者等の家庭で、日常生活を営むのに支障のある者に対し、食事を提供するという一方で、あわせて安否確認も行っている。
- ・ 敬老祝金支給事業は、昭和34年から開始している。今後の見直しの方向性としては、節目支給の年齢や、金額等の検討等を課内または庁内でしていきたい。
- ・ 民生費の見直しの検討は、扶助費の中でも補助事業の扶助費は、どうしても国の制度的に対応していかなければならないものが主である。制度変更がない限り、市としても対応していかなければならない部分であり、見直しとなると、単独の扶助費等で対応していく必要がある。
そこで、単独の扶助費で見直せる部分は非常に少なく、敬老祝金や老人介護手当等で、これまで見直しを行ってきたはいる。今後も見直しについては、検討していく必要があると考える。
- ・ 生活保護の廃止状況は、原因別で、就労を開始して廃止に至った方は4世帯6人、死亡で廃止になった方が11世帯12人、合計で23年度中に29世帯37人が廃止となった。
- ・ 民生委員の活動状況について、昨年に比べ、日常的な支援を除いて大幅に600件ほど減っているが、民生委員は3年に1回、改選がある。23年度は任期1年目で、活動に際して積極的に踏み込めないところもあったのではないかと分析している。
今後、研修を重ね、2年、3年と長く務めることにより、相談にも積極的に入っていける状況にもなろうかと思っている。
- ・ 父子手当は、児童扶養手当の対象に父子もなったことから、単独の父子手当は廃止している。
- ・ 本市のひとり親家庭の状況は、父子世帯が、平成20年度84世帯、平成21年度73世帯、平成22年度75世帯、平成23年度60世帯。母子世帯が、平成20年度670世帯、平成21年度635世帯、

平成22年度591世帯、平成23年度591世帯である。

- ・ 保育所の定員は、今年度は500名となっている。おおむね定員の120%を数年超えると、定員見直しをしてもらうことになる。定員500名でいうと、120%で600名となるが、それぞれの園ごとの数字はあるが、大体600名を超えていなければ定員は変えずに対応できる。基準面積や保育士の数というのは基準どおり対応しなければならないので、そういう状況で対応できる状況であれば、120%までの保育、園児数の受け入れを認めている状況にあり、保育士の数等基準どおりであるので、安全面については問題はないものと思っている。
- ・ 平成23年度緊急雇用創出臨時特例基金事業のまちなか賑わい創出事業は、商店街の空店舗を活用したまちなか美術館を運営し、商店街の活性化を図るということで、延べ5人の雇用で、実績が397万0,230円である。
- ・ 平成23年度のふるさと雇用再生特別基金事業の、まちなか環境流通拠点づくり事業は、ごみの減量化、資源化を図るための事業であり、新規雇用人数は4名である。
- ・ まちなか環境流通拠点づくり事業のごみの減量化と資源化は、家電で10キロ、家具が82キロ、衣類が9キロ、その他おもちゃやリサイクルできるものが324キロ、合計で425キロとなっている。来場者は延べ3,953名、販売価格は委託販売、書籍等合わせて22万3,000円程度となっている。
- ・ ふるさと雇用再生特別基金事業や緊急雇用創出事業臨時特例基金事業は、いずれも国の雇用対策の費用として県に基金を積立てて、県下、それぞれの市町村でいろいろな地域課題をうまく解決するための方法をまとめ上げて雇用をつくっていかうということである。やはり第一義的な目的は、その一時的でもいいから職を失っている方々を、この一番大変な時期に雇用をして、少しでも収入が入るようにすることが一番大きな目的である。
もちろん、それが地域の課題の解決につながり、また引き続き雇用に継続していったり、事業がそのまま補助金がなくても進んでいけば一番いいことではあるが、緊急的な雇用対策であるので、どれだけこの期間に雇用を生み出せるかということが第一義的な事業目的である。
- ・ 地域資源を活用した体験型観光開発事業は、カツオ関連等の体験型商品のブランド化、祭り・イベントの調査の検証、旅行会社等と連携した体験型観光商品の開発、体験型観光コースの売り込み、体験型観光情報の雑誌・WEB等の掲載であり、ホームページの作成を行っている。
魅力ある体験型観光のDVD製作は、民泊型旅行のためのDVDを作製し、近畿、中国、関東地方の学校に売り込みをするため旅行会社等に配布をしている。
また、観光関連関係者への評価調査ということで、観光事業に携わっている業者の皆さんに来ていただき、評価をいただいた。地域内の受入体制の確立については、先進地視察で、熊本県人吉市、大分県佐伯市等のブルーツーリズム、グリーンツーリズムの視察研修に行った。
このほか、カツオマイスター検定の実施、これは子どもマイスターも含めて実施しており、日本カツオ学会の中で行われた2011カツオフォーラムin枕崎も開催した。
- ・ 体験型観光の内容は、体験型わら焼きタタキやシーカヤックなどを、実験的に体験をしてもらっている。コースの売り込みは、旅行エージェンツに対して、福岡都市圏に営業に行き活動を行っている。これまで来ていただいたところには、旅行代理店を通じてお願いに行っている。
- ・ 農業委員の定数は、平成16年度までは定数14名であったが、平成17年の3月に定数改正条例をして、平成17年の7月の選挙で10名と定数を改めた。現在は8名であるが、昨年の選挙で定数10名に対し8名の立候補者しかなく、現在欠員状態である。
- ・ 企業誘致費の関係で予備費を充当したのは、本市で立地を調査する企業があり、急々に水源の電気探査の必要が出てきたので、業務委託94万5,000円の事業を行ったものである。

- ・ 観光費中、火之神公園の来園者、宿泊者数は、平成21年度に比べ激減しているのは、昨年の夏休み期間中の天候が非常に悪く、特にプールの開設日の土日に当たったり、港まつりのときにも台風接近があり、少なくなったと分析している。
- ・ 有害鳥獣の被害状況は、22年度はヒヨドリの被害が多かった。イノシシ、タヌキ、カラスが有害鳥獣捕獲の対象で、猟友会に捕獲をお願いしているが、ヒヨドリ等はその対象から外れている。23年度の被害状況は、ヒヨドリ等の被害はあまりなかった関係で少額の被害であった。
- ・ 有害鳥獣捕獲事業の関係で、イノシシの被害は昨年等と比較して多くなっている。有効な対策は集落近辺にえさになり得るものを置かないことと電気柵の設置である。
市としては有害鳥獣期間の延長を行っており、これまでタヌキとカラスに報償金を出していたが、本年度からイノシシにも報償金を出すようになり、一頭当たり4,400円である。
- ・ 中山間地域等直接支払交付金は八窪と野平が交付を受けている。
- ・ 農業振興資金貸付金は3件あり、お茶関係である。
- ・ クリーン堆肥センターの負担金は、建物が農協共済に加入しており、その掛金を市と農協で半分ずつ負担している。
- ・ クリーン堆肥センターのスクラバーの改修工事は、既に終わっている。
- ・ 水産業振興費中、産業後継者育成奨励金の対象者はすべて21名とも水産加工業に従事する人たちであり、そのうち後継者、いわゆる経営者の子息等は5名、他は全部従事者である。
定着率は、ここ最近であるが、約半分で、奨励金受領後すぐ離職した方は平成18年度以降は2名である。
- ・ 資源管理型漁業に関し、捕獲したオニヒトデの処分は、おがくずとオニヒトデと有効微生物菌群を混ぜて消化させている。ほぼ全部なくなるという状況で、なくなった分については、毒素成分の分解確認ができていないので、焼却処分をしている。
- ・ 外来船誘致の入浴券は、各銭湯の業者の方から入った方の実数を請求していただいております。入浴券を使える対象者は、枕崎港には海外まき網船や遠洋一本釣り船、近海一本釣り船、巾着まき網船、青物の大中型まき網船、近海の沿岸の曳き縄漁業などあり、要望する方はすべて対象になる。
- ・ 産業後継者育成奨学金は、主に水産高校の生徒にアピールしており、近年の利用状況としては、平成17年度までに7名の利用がある。
- ・ 本市のかつおぶし加工の原料確保問題は、南洋諸島の国と合弁の企業と枕崎の漁協とで枕崎プロジェクトを設置し、一本釣り対策とかつおぶし加工用原料確保対策を視野に入れた二つのプロジェクトで取り組んでいる。
- ・ 枕崎プロジェクトは、水産庁の補助事業であり、事業主体が申請して、実績に赤字が出た分を国が補てんするという事で、最初、国から補助事業をいただき、水揚げ等で利益が出た分は返納するというかたちで収支をとっていく事業である。
海まきのほうの枕崎プロジェクトの事務局と委員に水産商工課の職員がなっている。
- ・ 浮き棧橋は、老朽化で表面上に穴があいており、連続的に上からの東風による波を受けて、浮体の部分に水が入り、最終的に沈んだ。
今後は、潜水調査が先だって終わり、浮体そのものの本体にはそれほど大きな損傷は見られなかったという報告であり、現在、県で水産庁と折衝しながら、早急な復旧に向けて対応している。浮き棧橋が完全に復旧できるのは、早くても来年の後半になる。
- ・ 漁協の経営状況は、全般的に先だつての経営改善委員会で把握しているところでは、まだまだ厳しい状況である。
- ・ 塩屋海岸の逆流防止弁の要望は、県の南薩振興局の担当課にも申し上げているが、県として

は、これは内側から流れてくる川の問題であるということで、川の設置者である市のほうで設置するよう言われている。

- ・ 松崎ヶ鼻は大きな波が来るたびに波をかぶることは把握しているが、今のところテトラポッドの設置などの計画はない。
- ・ 新町海岸から岩戸海岸までのテトラポッドについては、実際に県の担当に見ていただいたが、これがいつできるかということについては、言及はされていない。
- ・ 尻無川のテトラポッドの沈下は、以前、要望があり、現場調査を行った。9月中旬に県への要望事項の中に織り込む予定である。
- ・ 市道伐採は、ことしは特に雨が多く、異常に草の葉も多かったようで、いろいろな苦情がある。予算内で足りるのかと言うと、全部すべて完璧に草を刈れているとは思っていない。住民の皆様迷惑をかけているところがあるかも知れないが、この限られた予算の範囲内で精一杯やっていくしかないと思っている。
- ・ 西潟山住宅と第二潟山住宅の入居者と収入は、西潟山住宅に2世帯、第二潟山住宅に6世帯である。収入の合計として、年額で21万4,800円となっている。
- ・ 市営住宅のあり方については、現在、長寿命化計画を策定しており、その中で潟山住宅についても、今後廃止していくのか、また、建てかえを行っていくのか、具体的に検討していく。
- ・ 市の入札制度の入札最低制限価格は、建設課でやる分については、最低価格を設けており、落札額等は建設課の隣の閲覧室で公表している。市立病院については、独自に入札を行っており、独自に市立病院で定めている。
- ・ 市道雑草伐採委託先の公民館の数は、ここ2、3年では大きな変化はない。
- ・ 消防費中、消防団員等公務災害補償金掛金が昨年より多額になっているが、これは東日本大震災で現地の消防団員が250名以上亡くなったため、平成23年度に限り、臨時的に追加で消防団員の負担金の徴収があった。24年度からは、通常に戻ると聞いている。
- ・ 望ましい学校づくり審議会は、さまざまな意見の中で、今後の枕崎市の学校の基本的なあり方を審議していただき、その答申を踏まえて、本市の基本的な考え方を策定しようとしたものである。

答申をいただき、その答申をもとに、5小学校区で基本方針の説明会を開催し、7月までに答申の説明会を終わり、今後の本市の学校のあり方を検討するために、説明会を開いた。その中でも、それぞれの各校区でいろいろな意見もいただいた。

- ・ 金山小学校と桜山小学校の統合については、望ましい学校づくり審議会の答申を踏まえ、統廃合を検討する時期に来ているのではないかとという基本的な考え方を持っている。
今後、金山小学校区で金山小学校の学校の検討委員会を設定して、検討を進めていく。
- ・ サン・フレッシュ枕崎管理運営委託の費用は、シルバー人材センターへ支給している。
- ・ 地方債は、起債の種類に応じて、公的資金が充当される起債と民間資金が充当される起債が決まっている。公的資金が充当される起債は、借入先が指定されているが、民間資金が充当される起債は、金利の引き合いを行って、一番低い利率等のところを選定している。
- ・ 公的資金の繰り上げ償還は、19年度から3カ年にわたり、すべて5%以上の利率の起債については、繰り上げ償還の実施を終えた。
- ・ 地方債を借りると、金利負担が伴うので、償還としては増額になるが、地方債の目的というものもある。例えば、建物など多額なものをその年度の一般財源で建設したとすれば、その年度の住民の方々の100%負担になる。しかし、地方債を借りた場合には、建物の耐用年数等や利用に応じて、将来の世代の方にも負担をいただくという、負担の公平性を保つための措置という効果もある。
- ・ 公債費の管理は、将来にわたる金利の推測までは難しいが、地方債は、市としても起債管理

システムが入っている。

将来の金利負担を推計することにより、今後の実質公債費比率や今後の金利負担の推計を行っており、総合振興計画や健全化計画を立てる場合、今後の金利負担がどうなっていくか、十分配慮しながら、事業実施も行っている。

- ・ 本市の地方債残高そのものの負担は、県下19市の中でも大きいほうではない。むしろ、小さいほうになる。しかし、合併特例債や過疎債などの交付税措置が多い地方債の残高になっていないので、公債負担、実質公債費比率や将来負担比率などの高い要因になっている。
また、地方債残高の縮減についても、健全化改善目標値を立て、縮減に向けて進めている。
- ・ 標高表示板は、市の予算で設置をしたのが30枚だが、ライオンズクラブからの寄贈があり、その分の表示板まで含めると、全部で80枚の設置になっている。
設置場所は、道路については海岸線の道路を中心にして、枕崎地区の海岸線から立神の海岸線の道路や国道226号線沿い、国道225号線沿いに設置している。そのほかに人の集まりやすい公共施設や民間の店舗などにも設置してある。
- ・ 標高表示板は、標高の低いところにいる方々の避難の役に立つというのが一番の目的で設置しており、標高5メートル以下のところをメインに設置してきた。公民館への設置については、それぞれ標高の調査などの協力はしたいが、表示板設置は、それぞれ公民館で設置していただきたい。
- ・ 平成23年度の学校給食の地産地消の状況は、8,729万8,040円である。平成24年1月現在までの枕崎産の消費した割合は11%である。24年度も23年度同様、農産物、枕崎牛、カツオ、米についても考えている。
- ・ 野球場の手すりは、実際に腐食している等については確認をしている。現在、社会体育施設は、ほとんどの施設が老朽化が進んでおり、現在の市の状況を考えると、早急に野球場の施設からというわけにいかないが、総合的に判断して、優先順位をつけて、年次的に改修していきたい。
- ・ 深浦グラウンドの整備は、ほかの施設等々の状況を見ながら、総合的に調査・研究をさらに進めていきたい。本年度の予算で、散水栓を設置した。
- ・ 津波警報、大津波警報のときには、防災無線でJアラートを通じて鳴るが、鳴ったらすぐとまるというのを何回か繰り返して鳴らし、その後、「大津波警報が発表されました。海岸付近の人は高台に避難してください」という放送が流れる。それを3回繰り返すという放送内容になる。通常の市の防災無線は、防災行政無線ということで、行政無線に利用しており、その場合には、近所の迷惑もあるので、ボリュームも最大に上げていないが、防災無線としてJアラートなどの警報をするときには最大に上げるので、通常の防災無線よりは聞こえがよくなるので、市民の方々には伝わるのではないかと考えている。

(歳入)

- ・ 土木使用料中の空港使用料の土地使用料は、南薩エアポートの土地使用料3万7,788円と、鹿児島県の防災ヘリの管理事務所用地等の使用料2万9,394円、大阪航空の格納庫の11万5,088円、縮めて18万2,270円である。
着陸料は、21万4,000円を当初予算の時点では計上していたが、グライダークラブが利用する着陸回数が23年度は天候がよかったために、着陸回数がふえている。その影響により収入増になった。
停留料は、22年度は5万8,000円と多額だったが、今年度は停留料をいただくだけの枕崎空港での滞在時間が各機なかったため9,350円となった。
- ・ 航空機の燃料譲与税は、着陸回数が基準になるが、23年度は、22年9月から23年8月まで

の着陸回数によって算定されることになる。前年度の決算で報告した数字と約178.7%という大きな伸びを示しているが、22年度決算で報告したときの着陸回数が667回に対して、23年度決算で報告した期間での着陸回数が864回ということで、着陸回数だけで130%増になっている。残りの40%近くは、昨年度の燃料費の高騰関係が影響している。

- ・ 航空機の固定資産税は、償却資産なので、機体が変わらなければ、年々評価額が下がっていく。23年度は2社の5機に対して、固定資産税をいただいております、固定資産税額としては、482万5,185円となっております、前年度と比べて、139万円程度減となっております。

(総括)

- ・ 基金残高は、他市は特定目的基金など、合併特例債を活用する中で、現在積み立ても多くなっている現状であり、各年度の19市の残高の照会、比較を行っているが、22年度においても本市の基金の金額が乏しかった。23年度においても減債基金、財政調整基金で1億円を超える額を積み立てたが、順位としては変化がなく、基金残高は乏しい状況である。ただし、平成18年度においては、7,240万とほとんど枯渇した状況にあったが、財政調整基金は、平成23年度末で8億8,395万の残高になっており、他市と比べれば少ないながらも、市としての、一定の積み立てはできてきている現状にある。
- ・ 標準財政規模は、普通交付税や標準税収入、臨時財政対策債を合計したものだが、平成23年度の普通交付税において、測定単位となる人口が、22年の国勢調査の人口に振りかわったことなどにより、臨時財政対策債及び普通交付税の減によって、標準財政規模が小さくなってきている。
- ・ 将来負担額の内訳は、地方債残高113億8,936万9,000円、債務負担行為に基づく支出予定額5,839万5,000円、公営企業債等繰入見込み額40億7,017万2,000円、組合等負担見込み額1,351万7,000円、退職手当負担見込み額39億9,262万7,000円、設立法人の負債額等負担見込み額4億6,730万9,000円であり、合計で199億9,138万9,000円である。
- ・ 公営企業債等繰入見込み額40億7,017万2,000円の内訳は、下水道事業会計分が36億0,809万2,000円、病院事業会計分4億5,996万2,000円、水道事業会計分211万8,000円である。
- ・ 財政立て直しとして、将来負担比率の算定の中では、一般会計の地方債残高も4億以上の縮減を図っている。また、下水道事業会計においても、使用料の改定が23年1月から行われたことにより、負担見込み額も減少している。基金残高は、国保の県からの借り入れを22年度に一時的に基金に積んだ関係で、23年度は取り崩して減となっているが、その影響が2億5,000万円程度であり、8,800万円の減である。将来負担額も、すべてで10億円を超す改善ができていない。
- ・ 職員給与の減額措置は、特例的な措置として、長い間継続している。財政全般を見渡した中で、やむを得ず、職員団体の理解により実施しているが、本来の姿ではないという認識はしている。ただ、この措置は、毎年度、当初予算を編成するに当たり、財源不足額がどの程度あるかというのを見ながら、どうしてもその財源不足を埋めるためには、その単年度で、削減することによって生み出される財源を当てにせざるを得ないということで、平成16年度途中から今年度まで続いてきた。

来年度については、財政的に許せば、その特例的な措置を続けたいかたちが一番いいと思うが、今後、予算編成に向けて、財源不足等を見ながら、検討していかないといけない。

各種手当等の是正についても、既に現時点で、職員団体には、是正に向けた協議を提案しているので、協議がうまく整うように努めてまいりたい。

- ・ 定期予防接種の実施状況は、新生児は85%以上であり、急性灰白髄炎の関係は45%という低い状況にある。対象者の方には、何回も通知を出し、受けるようお願いはしているが、実

施率は低い状況にある。日本脳炎については、平成21年度までは副反応が見られるということで、任意接種であった。その影響があり、対象者の皆様方に正確な情報が伝わっていなかったと考えている。

- 平成23年度の駅通りの通行量調査の結果は、調査日の1日で301人であり、前年度と比較して76.6%、前々年に対しては、94.5%である。
- 陶芸館の利用者は、本市の陶芸同好会の利用が主である。また、保育園児がたまに陶芸をする利用状況である。
- 陶芸館の設置目的は設置条例によると、老人福祉の増進並びに市民の芸術及び文化の発展に寄与するため、設置するとなっている。現況では、当初の設置目的は達成し、担ってきた使命はおおむね終えているが、少ない経費で施設が運営できていること、また利用する陶芸グループが存在していることを考慮して、当面、市直営で効率的に施設を管理運営していくという結論になっている。なお、ガス釜が良好に使用できなくなった場合には、新規のガス釜は整備せず、陶芸館は廃止するというかたちで検討結果が出ている。
- 市営墓地にアスファルトのアスファルトが盛り上がっている部分があったが、職員のほうでその部分は処理した。市営墓地の舗装については、桜工区が一番上の道路だと思うが、全体的に悪いので、来年度に舗装するよう検討していきたい。
- 水質検査は、昨年度、延べ180回の水質検査を行い、事業所に対しては結果に合わせて、昨年は31カ所の事業箇所のうち、1回改善勧告を行ったのは15カ所、2回改善勧告を行った箇所が4カ所あり、PH、BOD、水質の大腸菌、その結果に基づき、指導、勧告を行っている。その結果、改善計画により、その次の検査、あるいはその後の確認検査では標準値に戻っている。
- 公害対策費に関して、仁田浦湾の水質汚染は、仁田浦湾に流れ込む事業場が幾つかあり、その事業場の排水が基準値を超えており、それが原因ではないかと思われる。
検査をしたときあるいは検査結果が出たとき等に、基準を超えた事業所に対し、排出される原因等を事業所等に行き、確認をし、その原因について改善をするように、随時、指導を行っている。
- 少年の森の利用は、平成23年度721名の利用である。現在、スポーツ少年団等の歩こう会、それと市教育委員会が主催するアドベンチャーキャンプや保育園児のキャンプ等があるが、その他についても少しずつではあるが、少年の森に来て、緑の広場等を使っての活動をしていただいている。今後の活用状況は、今ある施設を有効に活用しながら、活用方法についても、今後また調査していきたい。
- 市税がふえた要因は、まず一つは市民税、特に法人の市民税について、前年度が現年課税分、滞納繰越分、合わせて1億4,612万程度だったが、23年度は1億7,102万円で、2,500万程度増になっている。市のたばこ税は、市のたばこ税については、22年度の決算額が、収入済額が1億3,210万円程度であったが、23年度の決算額は1億5,473万円程度ということで、2,200万円程度増となっている。
- 地方譲与税が昨年度に比べ約1,800万減っているが、内訳としては、地方揮発油譲与税が782万6,000円の減、自動車重量譲与税が1,026万2,000円の減となっている。
原因は、揮発油譲与税は地方揮発油譲与税で収納した分を道路の面積延長でそれぞれ市町村に按分して、交付するようになっているので、ガソリンの消費が少なかったということになる。また、自動車重量譲与税も、道路の延長面積等で按分して交付されるので、自動車の販売等が、台数が少なかったのではないかとと思われる。
- 市税の滞納原因は、納税意識の欠如、あるいは納税意識の希薄といったものが非常に多く、全体の5割を超えているような状況にある。今後とも、意識啓発に、さらに力を入れていく

い。

- 市税滞納者のうち、特に納税相談に応じない、あるいは納付誓約は締結したけれども、それを誠実に履行しないといった方たちに対しては、財産調査を行って、滞納処分できる財産がある場合には差し押さえをして、税金に換価しているが、いろいろな事情がある。例えば、優先の債権がもう既に設定されているなど、こちらが差し押さえ実行できないといったものもある。
税負担の公平の観点から、年数回、預貯金調査や給与調査を行い、差し押さえ可能な財産を見つけたときには、そのたびに差し押さえしており、今後は、滞納処分の強化として、さらに動産等の調査も力を入れていきたい。
- 市税の収納率を上げるために、他の自治体では、滞納処分の指導員というかたちで、国税のOBの方とか、あるいは会計士の方たちを非常勤職員として、いろいろ滞納処分などの指導をしていただいているという事例があると聞いている。
このような人材がいらっしゃったら、滞納処分についての適切な御意見等もいただけると思う。
- 市税の滞納者に対し、先進地では滞納者の氏名などの情報を公表できる条例をつくっているところがある。実際に条例化している先進自治体は把握しているが、税の情報は個人のプライバシーにかかわることなので、今後とも、先進地の自治体の調査研究をしながら、検討していきたい。
現在では個人のプライバシーにかかわる情報なので、なかなか公表というのはいたしかねると思っている。
- 火の神乙女太鼓への補助金は、文化課では特にない。補助金自体は全体的にいろいろ見直しをしてきて、零細の補助というのはできるだけ廃止してきている経緯もある。確かに活動的にもすばらしい活動しているというのは評価されるべきだと思うが、市の補助ができるか研究していきたい。

○委員からの意見・要望

- 庁舎建設基金あるいは飛行場運営基金、土地開発基金については、きちっとした、確実な取り組みをするのが基金運用の大前提である。
- わたりは、新聞報道もあったが、市民のとらえ方は不適正な給与というとらえ方をしている。今度のこのわたり解消については、どういった対応をしたということは、どういう結果になろうとも、市民にはっきりわかるよう情報公開をしていただきたい。
- EM菌を入れることによって、プールに藻が生えなくなり、使用前の掃除がすごく簡単きれいになる。プールにEM菌を入れる場合、補助金を今後、考えていただきたい。
- 指宿市と南九州市と3市で何らかの企画をつくり、それを具体的に要望していくことは、確かに地区の要望として大切であるが、利用客をふやすための企画をJRに、もしくは旅行会社に要望してほしい。
- ふるさと雇用の再生特別基金事業や緊急雇用創出事業があるが、補助事業のあり方については厳しい条件をつけるなど、終わったらすぐ店を閉めるといった無意味・無駄な補助事業とならないよう、補助金を預かった以上は責任を持って大きく繁栄・発展させるように事業の有効活用を図っていく補助事業に努めていただきたい。一つの事例として、現在、本市も高齢化で買い物難民など買い物弱者が多いが、動くスーパーとして、枕崎の歩けない人、買い物できない人に魚、肉、野菜など提供するような、いつでも顧客リストをつくって販売するというような補助事業に有効活用を図っていくべきである。
- 企業誘致ができない現状の中で、観光は雇用を生む産業でもあるし、結構、若者が定着する産業だと思うので、ぜひ活性化させて雇用を生んでほしい。

- ・ 妙見の運動場は、ソフトボールや少年野球をするのに非常にいい場所であるが、トイレ状態が非常に悪い。この間行われた操法大会でも、みんながこの便所はどうかできないのかという声があったので、早めの検討をお願いする。
- ・ 農業委員の定数について、昨年の選挙で定数10名に対し8名の立候補者しかなく、現在、欠員状態でやっているが、本市の財政状況等から定数削減を検討していただきたい。
- ・ 外来船誘致の入浴券は、長い航海で苦労して来られた方たちの労をねぎらうために、入浴券を活用してもらって、枕崎にまた入港してきてもらうように、さらに振興をかけていただきたい。
- ・ 枕崎プロジェクトは、現在の取り組みを積極的に行い、その他産地に、あるいは他の事業体に負けることのないように動きを強めていただきたい。
- ・ 浮き栈橋は、全国的に見ても、かなり枕崎の場合は先進的な非常に貢献をした施設だったと思う。それが、ああいう事態になる前に何とか対応しておくべきだったと思う。何の施設でもそういうことは言えるので、今後についても、きちっと反省をしていただきたい。
- ・ 三尺玉は九州で本市しか打ち上げていないということで、名前を「三尺玉」じゃなく、地元をPRするような名前をつけた方がいいのではないかな。
- ・ 枕崎のPRソングを有効利用して、枕崎の観光活性化をお願いしたい。
- ・ 市道雑草伐採委託は、市民協働という観点からすると、鹿児島県内でも先進的な仕組みであるといった県の言葉もある。それでも、現在の農村地域の状況を見ると、大変な状況になっているので、対策を立ててもらいたい。
- ・ 豊留建設の南側のテトラポッドは、もろい部分のところは部分的にでも、早急に県に対応するように要望していただきたい。
- ・ 公債費の管理に当たっては、戦略的なものを持って市民に説明できるようにしていただきたい。
- ・ 社会体育施設の改修は、まず人命、安心・安全を考えて、優先順位をつけて行ってもらいたい。
- ・ 鹿児島県が職員給与のカットをもとどおりにした。本市も当然、そういうふうにするべきだと思う。職員給与などは、市役所の一番、基本的な部分だと思っているので、基本をおかしくしておいて、財政が向上したとか何とかという話ではない。
- ・ 予防接種は、以前いろいろな問題が起きたりはしたが、将来、心配だと思う。きちっと通達して、100%に近い数の子供たちが接種できるようにぜひしてほしい。
- ・ 市営墓地の舗装は、墓参りというのは若い人じゃなくて、年寄りが多いので、そういうことも加味しながら、早急に検討・対策を講じるようにお願いする。
- ・ 市税の収納率向上のために、市役所を定年になった先輩方に行動していただく取り組みをしていただきたい。
- ・ 市税の滞納者は、所得別や原因別で人数を把握しておくべきである。
- ・ 火の神乙女太鼓への補助金は、文化継承の非常に重要な部分であるので、難しいながらも、少しでも基金というものを利用できるような状態にしておき、少しでも役立てられるような、補助できるような状態をつくっていただきたい。

◎認定事項第2号平成23年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

○当局説明

- ・ 平成23年度の当初予算は40億5,266万3,000円で、前年度当初予算と比較して、約5.2%の増となった。その後、5回の補正を行い、最終予算額は43億0,874万7,000円となった。
- ・ 歳入においては、調定総額40億9,745万9,000円に対し、収入済額39億9,680万4,000円とな

り、不納欠損額が662万9,000円、収入未済額が9,402万6,000円となった。

- ・ 歳出については、予算現額43億0,874万7,000円に対し、支出済額が41億3,867万4,000円で、不用額が1億7,007万3,000円となり、歳入歳出不足額が1億4,187万円となったが、翌年度繰上充用金で措置した。
- ・ 国庫支出金の療養給付費等負担金は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に対する負担金として、予算現額7億1,662万7,000円に対し、6億6,230万1,081円の交付となっている。
- ・ 国庫補助金は、特別調整交付金の中で経営姿勢分として、23年度においても収納率向上や保健事業への取り組みが認められ、3,000万円が交付され、合計では3億0,790万円となっている。なお、当初予算において、財源不足額1億7,944万1,000円を計上してあったが、この不足額は年度末においても解消することはできなかった。
- ・ 退職者分の保険給付費等に対して交付される療養給付費等交付金は、2億1,345万1,000円の予算現額に対し、2億1,112万0,576円の交付となった。
- ・ 前期高齢者の医療費等の財政調整として、平成20年度から新設された前期高齢者交付金は、予算現額10億2,815万4,000円に対し、10億2,678万5,936円の交付となっている。
- ・ 平成15年度から制度化された高額医療費共同事業負担金は、保険者拠出金の対象事業費の4分の1相当額、1,595万1,499円が国・県負担金として、それぞれ交付されている。
- ・ 共同事業交付金は、1件80万円以上の高額な医療費と1件30万円以上80万円未満の医療費に対する交付制度であり、予算現額5億6,343万2,000円に対し、5億1,959万1,128円の交付となっている。
- ・ 他会計繰入金は、予算現額2億2,581万3,000円に対し、2億2,581万1,778円の繰り入れとなっている。
- ・ 歳出予算の構成比は、保険給付費が67.1%、後期高齢者支援金8.5%、介護給付費・地域支援事業支援納付金が4.1%で、合わせて79.7%を占めている。

このうち、保険給付費については、27億7,489万2,511円になり、平成22年度と比較して、一般被保険者の療養給付費は1.3%の増、療養費は2.9%の減、高額療養費は2.1%の増となっている。退職被保険者等は、療養給付費で8.5%、療養費で9.6%、高額療養費で17.2%の増となっている。これを被保険者1人当たり療養給付費で比較してみると、前年度より一般被保険者が3.4%増の31万4,506円、退職被保険者が10.4%増の28万1,547円となっている。また、被保険者数は年間平均で、一般被保険者が前年より147人減の7,053人に、退職被保険者等は11人減の642人に、全体では158人減の7,695人となった。
- ・ 後期高齢者支援金は、平成20年度から創設された後期高齢者医療制度への支援金であるが、支援金3億4,995万5,583円及び事務費拠出金3万4,315円の合計3億4,998万9,898円を支出している。
- ・ 老人保健拠出金は、医療費拠出金3万9,380円及び事務費拠出費2万3,085円を拠出している。
- ・ 介護納付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者数の概算3,188人に、1人当たり負担額5万4,191円を乗じた1億7,276万0,908円から平成21年度の精算額181万3,284円を減算した1億7,094万7,624円を納付している。
- ・ 共同事業拠出金は、国保連合会が実施主体となる高額医療費に対する再保険事業であるが、平成18年10月から1件80万円以上の医療費を対象とする高額医療費共同事業に加えて、1件30万円以上80万円未満の医療費を対象とする保険財政共同安定化事業拠出金が創設され、これらを合わせて、5億1,880万7,870円を拠出した。
- ・ 保健事業は、特定健康診査等の事業に要する経費851万5,031円を支出している。そのほか

に、健康づくり体験教室や市民健康教室等を実施した。また、人間ドック補助も行っている。医療費適正化特別対策事業及び保健事業費では、従来からのレセプト点検の充実強化、看護師嘱託員2名による重複・頻回受診者の訪問指導のほか、特定健診の受診率向上を目的として、追加健診等を実施し、保健事業費合計で2,213万5,852円を支出している。

- ・ 諸支出金は、保険税還付金219万4,600円と還付加算金4万7,400円、償還金5,041万9,292円など、合計5,528万6,292円である。
- ・ 平成23年度の国民健康保険税は、当初予算において、現年課税分、滞納繰越分、合計で5億4,127万9,000円を予算計上したが、昨年6月の臨時議会において、医療給付費現年課税分について、所得割を2.0%、資産割を2.3%、均等割を3,400円、平等割を3,000円、それぞれ引き上げる改定を行った結果、平成23年度の国保税の調定総額は、現年課税分、滞納繰越分、合計で7億2,825万7,356円、平成22年度と比較して、1億0,126万4,631円の増となった。
- ・ 収入決算額は、6億2,760万2,977円で、予算現額6億2,362万5,000円に対し、397万7,977円の増、また、平成22年度決算額と比較して、8,725万9,404円の増となった。
なお、調定額に対する収納率は86.2%で、雇用情勢や景気が依然として低迷する厳しい納税環境の中において、平成22年度と同率を維持するとともに、県下19市中、1位の収納率を何とか確保することができた。今後とも収納率の維持向上に努めてまいりたい。
- ・ 国の特別調整交付金、言えば財源不足として計上してあった額が、それ以前の年度においては、何がしかの理由によって補充できていたものが、平成23年度はそのまま1億7,000万円という財源不足を解消することができなかった。
- ・ 税率改定時では、税不足額として3億1,000万円ぐらいが見込まれて、そのうち県への返還2億5,000万円を繰り延べてもらい、前年度の繰上充用の補てんとして、その2億5,000万円を使った。当初、約8,000万の税収不足だと考えていたが、その後、国庫負担金等の精算返納分や他の要素が、歳入における見積額が過大であったというような点から、結局、最終的に平成23年度税率改定を約8,000万円見込み、その額が補充されている。しかし、税率改定後に生じた国庫負担金等の精算返納分、あるいは、歳入面における過大な見積もりがあったために、23年度においては、見積もりが甘かったために、1億4,000万円以上の、また23年度においても赤字になってしまった。
- ・ 平成20年度の前期高齢者交付金の計算違いは、加入者数が2,939名であったのを1,939名と見積もったために、数が1,000名違うことが一番大きく影響している。
- ・ 高額医療費及び保険財政共同安定化事業は事業主体が国保連合会であり、本来なら、毎年、予算編成前の11月になると、国保連合会から来年度の高額医療費や保険財政共同安定化拠出金等についても、案が示されるので、事業主体である国保連合会の資料に基づいて、予算措置しないとイケない。
- ・ 保険財政共同安定化事業の差引額は、20年度が約7,000万円、21年度が7,400万円、22年度が2,000万円、そして23年度がマイナス500万円である。
- ・ 県の保険財政共同安定化事業拠出金の対象額となる部分は、前年度と比べると伸びていることもあり、保険財政共同安定化事業で交付された額は、対象医療費が減ってきて、拠出するほうは対象医療費もふえている。今後は、ルールに基づいて計算されるので、医療費の伸び等をいかに推計するかにかかってくるんじゃないかと考えている。
- ・ 共同事業拠出金にしても、1期から12期と分かれており、対象医療費については、審査時期が1月から12月分とすると、おおむね前月、12月から11月分までの医療費なので、12月部分までは概算、結局、国保連合会が示した部分で、9期までは概算で来て、2月に精算の確定で、10期、11期、12期で精算がされる。11月までの医療分なので、2月で数値が確定する。1月審査は2月納付になっており、精算される。

- ・ 本市の国保の特定健診の受診率については、20年度が20.9%、21年度が24.5%、22年度が29.1%、23年度が29.1%という状況であるが、22年度の全国、県の受診率は32%程度である。
- ・ 国からは国民健康保険については、特定健診受診率65%を目標に取り組みようという指導がなされている。
- ・ 現在、夜間に、生涯学習課でやっている成人講座を利用して、健康課の職員、それから保健師が脳卒中の関係の説明をしている。また、ジェネリック医薬品の使用促進についても、薬剤師会の方に、3名1組程度で来てもらうなど、国保財政の現状と合わせて、大体、1時間半ぐらいの中で、三点の話をしている。
- ・ 本市の一人当たりの医療費は、平成19年度が37万3,000円、平成20年度38万4,000円、平成21年度41万円、平成22年度41万5,000円、平成23年度43万円となっている。
- ・ 現在、ジェネリック医薬品の使用促進は、また、9月に通知を既にしてしているが、3月に出したときは差額200円であったが、今回は差額100円以上と範囲を広げて出している。
- ・ 健康づくり事業は、市のプロジェクトの中でも、さまざまな角度から、医療費抑制ができる策を考えていこうということで、国民健康保険の財政健全化計画の中でも、教育委員会や食育の関係する各課とも連携し、さまざまな角度から検討していきたい。
- ・ 特定健診を行う場所は、駐車場のスペースが確保できる場所でないといけない。学校施設については、授業との関連もあり、今まで行っていない。
- ・ 県への返還金2億5,000万円は、平成25年度からの3年度で8,333万円ほどずつ県へ返していかなければいけないということで、現時点で補正予算の編成後で見込まれる財源不足は2億5,000万円を含めて、6億0,800万円程度である。本年度も今のところ、単年度の赤字が見込まれ、今のままでは25年度も見込まれる。
- ・ 一般会計から繰り出しするにしても、最終的には住民の負担になってくる。国保税にしても、被保険者の皆さんに負担してもらう話になるので、今後、財源不足の解消策について、どのようにしていくか、庁内全体で計画を立てていきたい。
- ・ 国保税の滞納額は、年々増加傾向にあり、23年度決算は9,400万円程度で、22年度に比べ1,400万円程度増加している。
税は公平・公正な負担という原則があるので、それを念頭に置きながら、滞納者については、呼び出しをしたり、納税相談、その世帯の所得状況等に合った納税計画を立てたり、あるいは、それになかなか応じていただけない方たちに対しては、財産調査のもと、滞納処分をするといったことに力を入れてきている。
- ・ 滞納者に対する督促状、催告状等の経費は、23年度で135万円程度である。
- ・ 督促手数料は、徴収するのが基本なので、必ずもらっている。
- ・ 納税意識の欠如、あるいは納税意識の希薄といった方々が、合わせて55%程度を占めている。この方々については、滞納が生じた場合、臨戸訪問や呼び出しを行い、滞納者と接触をして、その人に合った納税計画を立て、納めてもらう方法をとるが、納税相談に来てくださいと呼び出しても来ない。納税誓約を一応結ぶが、納税誓約をする場合には、ある程度の資産調査はしているので、本人の了解の上で、納税計画を立てているが、それを履行していただけない方たちである。
- ・ 収入が前年と比べて、著しく減った場合には、法的に徴収停止など、いろいろな措置で対応している。
- ・ その人の収入や営業形態によって、税務課に相談に来られる際に、例えば、年末・年度末の一括払いに、あるいは毎月少しずつ納めていただくといった個別の納付計画も策定し、対応している。
- ・ 所得別の滞納状況は、国保税は23年度で滞納者548人のうち、所得が300万以上という方が、

15名程度いる。

- ・ 健全化計画の計画期間は、県への貸付金返済が25年から27年までの3年間なので、その部分を考慮して、3年度間を計画したい。
- ・ 前期高齢者給付費額は、20年度で12億5,000万円、23年度で14億3,400万円である。
一人平均の前期高齢者給付費額は22年度が39万8,000円、23年度は48万7,738円である。
- ・ 70歳から74歳の医療費負担は20年度から1割負担金が2割負担になる予定だったが、今の状況は、法律上は既に2割になっており、その差額は、1割分を国が負担するというので、毎年、その分は負担をいただいている。ただ、本人は1割負担のままということなので、それを2割負担に引き上げることで、医療費の現実的な抑制になるかどうかの影響は、まだ把握していない。
- ・ 前期高齢者は、現在、退職者医療制度が65歳以上の方は既に廃止になっているので、前期高齢者は、全員、一般の医療の中に含まれていることになる。
- ・ 退職者医療制度は、厚生老齢年金等をもらう資格がある方が対象になるが、年金受給資格が発生したときから加入資格が発生する。保険によって、また違う場合もあるので、一概に60歳から64歳とははっきり断言できない。いずれにしても、65歳未満の方になる。
- ・ 基本的に軽減世帯は、所得に応じて軽減判定をし、税率改定では所得が変動しないので、軽減世帯は税率改定前と改定後とは、変更はない。ただ、限度超過世帯というのは、税率が上がることによって、計算された税額が変わるので、超過世帯がふえることになる。改定前と改定後で、超過世帯が33世帯ふえている。
- ・ 前期高齢者の23年度の保険者負担分は、療養の給付費で12億4,096万3,289円になっている。これは、年報に記載している23年度の実績である。
- ・ 健康センターの事業費の需用費は、市民健康教室やウォーキング大会並びに健康づくりの関係で、各消耗品の関係や賄い材料費、いわゆる、健康食の提供をする関係のお金。報償費は、市民健康教室における講師の謝金と、食生活改善推進員に対する報償費等である。
- ・ 後期高齢者支援金の算定の全被保険者数は、社会保険診療報酬支払基金から実績に応じて、比率で掛けて算出されるので、既に決まった数字であり、市町村でそれを調整するということとはできない状況である。
- ・ 後期高齢者支援金は、社会保険診療報酬支払基金もある程度の推計のもとに、前々年度の伸び率を加味して、加入者数も決定し、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づいて、この額が決定される。
- ・ 後期高齢者支援金は、75歳以上の方たちが、社会保険から後期高齢者に移ったり、国保から移ったりした方が75歳に到達したときに、もともと加入していた保険にも、ある程度負担してもらい、若者世代にも今働いている世代にも、負担してもらうということである。
- ・ 負担金や交付金、納付金は、法定化、ルール化されているので、算出基準は明確になっている。そこに対して、保険者がさじ加減でどうのこうのという仕組みではない。

○委員からの意見・要望

- ・ 細かな医療費分析を、年代別、あるいはいろんな角度から検討し、財政健全化計画に生かしていただきたい。

◎認定事項第3号平成23年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

○当局説明

- ・ 平成23年度の当初予算は2億7,831万9,000円で、その後1回の補正を行い、最終予算現額は2億8,188万1,000円となった。

- ・ 歳入は、調定総額 2 億 7,916 万 2,000 円に対し、収入済額 2 億 7,850 万 5,000 円となり、不納欠損額 3 万円、収入未済額が 62 万 7,000 円となった。
- ・ 歳出は、予算現額 2 億 8,188 万 1,000 円に対し、支出済額が 2 億 7,602 万 8,000 円で、不用額が 585 万 3,000 円となり、歳入歳出差引残額が 247 万 7,000 円となった。
- ・ 歳入の主なもの、一般会計繰入金は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金として、9,031 万 5,110 円の繰り入れとなっている。
- ・ 総務費は事務経費として、182 万 8,026 円を支出している。
- ・ 後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料と延滞料を合わせて 1 億 8,464 万 8,900 円と基盤安定負担金 8,688 万 5,110 円の合計 2 億 7,153 万 4,010 円を納付した。
- ・ 平成 23 年度の後期高齢者医療保険料は、現年度分、滞納繰越分合計で、予算現額 1 億 8,570 万円に対し、収入済額は 1 億 8,409 万 3,800 円で、予算現額に対し、160 万 6,200 円の減、また平成 22 年度決算と比較し、298 万 3,600 円の増となった。
- ・ 収入済額が予算現額を下回った理由は、当初予算時の見込みに比べ、保険料の軽減対象者が 230 名程度増加したこと等に伴い、現年度分の調定額が減少したことによるものである。
- ・ 調定額に対する収納率は 99.6% で、雇用情勢や景気が依然として低迷する厳しい納税環境の中において、平成 22 年度と同率を維持するとともに、県下 19 市中 3 位と前年度より順位を一つ上げることができた。
- ・ 後期高齢者保険料は、9 割軽減、8.5 割軽減、7 割軽減、5 割軽減などと保険料の軽減措置があるが、当初予算編成時は、その軽減対象の被保険者数について、当初予算に比べ、決算時の軽減対象被保険者数が 234 人増加したことに伴い、軽減対象額が 2,000 万円程度増加している。この結果、現年度分の調定額がその分だけ落ちた。
- ・ 当初見込みと比較して、均等割で 9 割軽減が 2 人増、8.5 割軽減が 94 人の増、5 割軽減が 36 人の増、2 割軽減が 52 人の増という状況になっている。
7 割軽減の増減はなく、5 割軽減の被扶養者が 2 名の増、被扶養者特例負担金分の 5 割軽減分が 2 名である。所得割の軽減対象が 46 人いた。
- ・ 後期高齢者の保険料は、基本的には年金からの特別徴収である。年金額が 18 万以上で介護保険料が天引きされる方、基本的に、後期高齢者医療保険料も年金からの特別徴収である。
ただし、原則は年金からの特別徴収であるが、特別事情として、本人が希望する場合に、しかも、納付が確実に見込まれる口座振替を選択した場合に、特別徴収から普通徴収に切りかえることができる。

◎認定事項第 4 号平成 23 年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算

○当局説明

- ・ 平成 23 年度の当初予算額は、20 億 0,285 万 6,000 円で、その後 3 回の補正を行い、最終予算額は 21 億 2,281 万円となった。
- ・ 歳入は、調定額 20 億 1,486 万 8,000 円に対し、収入済額 20 億 0,829 万 5,000 円。不納欠損額 160 万 7,000 円。還付未済額 11 万円。収入未済額 507 万 6,000 円となった。
- ・ 保険料は調定額 2 億 9,060 万 3,000 円に対し、収入済額 2 億 8,403 万円で、収納率 97.7% で、前年度より 0.1 ポイント低下している。
- ・ 歳出は、予算現額 21 億 2,281 万円に対し、支出済額 19 億 5,881 万 9,000 円で、1 億 6,399 万 1,000 円の不用額となり、歳入総額 20 億 0,829 万 5,000 円に対し、収支残額は 4,947 万 6,000 円となった。
- ・ 総務費は、介護保険の事務経費であり、5,515 万円の事業費の大部分を南薩介護保険事務組合負担金が占めている。

- ・ 保険給付費は、平成23年度の計画額20億0,406万4,000円に対し、17億5,661万1,000円の支出となり、計画額を2億4,745万3,000円下回ったが、平成22年度と比較すると約2.8%の増となった。
- ・ 地域支援事業費は、要介護状態になることを予防し、できる限り地域における自立した日常生活を支援するための事業経費である。
- ・ 基金積立金は、介護給付費の財源等としての準備基金積立金である。23年度末の介護給付費準備基金の残高は、1億8,227万1,000円となっている。
- ・ 諸支出金は、介護保険料の還付金並びに平成22年度介護給付費負担金等の国、県、社会保険診療報酬支払基金への償還金及び一般会計繰入金の精算返納分である。
- ・ 介護保険の本市の基金残高は、16年度末がゼロであったが、17年度末1,247万5,693円、18年度末4,801万9,467円、19年度末1億2,282万5,303円、20年度末1億7,091万1,306円、21年度末1億7,392万7,687円、22年度末1億7,280万1,119円、23年度末が1億8,227万1,705円である。
- ・ 今回、保険料を3,900円に改定しているが、この設定に当たっては、23年度末1億8,200万の残高の基金を1億6,000万円、この第5期中に取り崩すことにより3,900円の設定となっている。その分の影響額は670円である。今回、県から財政安定化基金の交付があったが、これも計画には織り込まれており、この分の保険料の軽減措置分の影響が88円。合計で758円の減額の影響があった。

これらの基金及び交付金がなければ、第5期の3,900円の保険料は4,700円程度になっていたと考えられる。もちろん、財政安定化基金の交付金は全市町村あるが、基金の残高の影響というのは非常に大きい。

- ・ 第5期が終了したときに、1億8,000万円の基金を1億6,000万円取り崩すかたちで計算しているため、5期末では基金残高は2,200万円程度。そのほか、第5期中に執行残があったときには若干、積立分があるかと思うが、第6期の保険料の設定の際には、その基金分の影響というのは非常に小さくなると考えている。となると3,900円で、今、県下少ないほうから3番目、19市中では最も小さい額であるが、第6期に臨む際にこのままいっても、値上がり幅が大きくなる懸念は持っている。
- ・ 介護保険でも、その介護サービスの前に、介護予防サービスというがあるので、要介護状態にならないために、介護予防サービスを提供しているが、健康課で行っている健康づくり事業と連携をとりながら、要介護にならないための方策をとっていかなければならない。
- ・ 今回の介護保険制度の改正に当たっては、医療介護予防や高齢者の住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供するための地域包括ケアシステムの構築をするための体制を取るかたちで改正がされている。今後、医療介護との連携というのは、非常に必要であると理解している。
- ・ 1次予防は、地域ごとの65歳以上の方を対象とした簡単筋トレ教室、さらには、簡単筋トレ教室を卒業された方々に対するフォロー策として、月3回の筋トレサロンの実施というのが1次で、2次予防においては、立神リハビリ温泉病院に委託をしている介護予防事業を行っている。
- ・ 簡単筋トレ教室は、年間2公民館を基本として事業を行い、健康センターにいる保健師1名と、健康指導員をその時々によってお願いをするという状況である。
- ・ 簡単筋トレサロンは、平成17年度から事業を始めており、平成23年度末で、14教室で参加者は無料である。
- ・ 指導員の手当は1回につき、2,400円である。
- ・ 平成21年度の介護予防訪問介護の人数が993人、平成22年度の介護予防訪問介護の人数が830人、23年度の介護予防訪問介護の人数が814人ということになる。

- ・ 介護保険で予防給付を受けた方で、更新をした結果、更新認定の前より更新後に大体3割程度が介護度が重くなっているということを前回答弁したが、介護保険における更新は、まず一つには、歳を重ねることにより体調が悪くなることは当然ある。予防で始まって、2年から5年たつうちに要支援から要介護になる部分はある程度頑張っても仕方がない面もある。
- ・ 骨折をしたり、脳卒中、脳梗塞、再発作を起こしたりして、状態が明らかに変わって区分変更をしたりする要素はある。
- ・ 身体的な能力が低下だけではなく、認知機能の低下でも評価があり、県下全域で3割程度、認定度が悪化している傾向も見られる。そのサービス内容が本当にその人にとってふさわしくない内容なのか、適切であるかというモニタリングはきちっとしている。事業所も3カ月ごとに評価しながら、本人に合った指導をやっていると認識している。
- ・ 新予防給付、要するに介護保険で要支援1、2と認定された方のケアマネジメントは、必ずモニタリングをやっている。
- ・ 目指しているのは、使い始めてからできるだけ長い期間、要介護にならず、要支援の状態で過ごしていただきたいという視点で予防のケアマネジメントをやっている。その途中で、更新で結果が悪くなるってということについても、このサービスを使わなければもっと悪くなっていた可能性はある。介護サービスを使って頑張ってきたこともあって、そこでとどまっているんじゃないかと分析をしている。
- ・ 介護保険制度の財源構成は、全体が100とすれば、50が公費負担、そして50が保険料負担である。保険料負担の50のうち、20と30に分かれるが、20が第1号被保険者の保険料となり、30が45歳から64歳までの方たちの保険料で、それが支払基金交付金から入ってくる。
 - そして残りの50のうち、国が25、そして県が12.5、一般財源、一般会計からの繰り入れが12.5となる。
- ・ 公費負担という部分は、国からも県からもその割合で入ってくることが前提である。保険料の負担分は、当然、今回であれば第4期中の事業量にあわせ、どれだけ必要かという計画を立て保険料を設定するわけである。したがって、第5期であれば、計画を立ててその中に施設整備をこれだけやって、3,900円でOKだという計画になる。今後、計画どおりに進んでいけば、財源不足になるということにはならない。
- ・ グループホームや小規模多機能居宅介護サービスのような地域密着型介護サービスは、地域密着型ということで、その市町村の被保険者しか使えないという縛りがあるが、通常の介護サービスやデイサービス、ヘルパー、訪問介護というのは、別にその町のサービスでなくても希望するところを使える。
- ・ 介護認定は、介護保険事務組合で行っているが、23年度中に介護認定を受けた件数は枕崎市で1,661件である。
- ・ 介護認定において、1次判定も2次判定も1,661件であるが、2次判定による介護度の変更件数は、上方修正が203件、下方修正が118件で、合計321件となっている。
- ・ 利用者からの認定そのものに対する不服申し立てはないが、地域包括で状態が違うから、区分変更申請を出すということで、本人や御家族も納得いただく例は、年間数件ある。
- ・ 介護従事者の給与は、21年度から23年度の第4期において、介護従事者処遇改善臨時特例基金というかたちで、基金措置で対応している。一部には介護報酬に上乘せされ、一部事業所からの県への申請により、交付金で対応した。
 - 第5期については、その処遇改善の部分が介護報酬に処遇改善加算というかたちで報酬自体にそのまま上乘せされていると聞いている。
- ・ 市内の介護サービスを提供する施設、事業所については把握しているが、それぞれの事業所の人員基準は、県のほうで決められているので、それぞれの施設において基準に基づいた人員

が配置されていると理解している。ただ、その数について、現在のところ把握していないので、人数についても今後、把握できるように体制をとっていきたい。

○委員からの意見・要望

- ・ 今後、医療保険と介護保険をどのようないいかたちで進めていくか、検討していただきたい。

◎認定事項第5号平成23年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

○当局説明

- ・ 平成23年度の予算は、当初8億6,233万7,000円で、前年度比約2.1%の減となり、その後3回の補正を行い、最終予算現額は8億0,539万4,000円となった。
- ・ 歳入は、調定総額8億1,978万6,000円に対し、収入済額7億9,234万8,000円、収入未済額2,743万8,000円となり、収入割合は、調定額に対し約96.7%である。前年度に比べ1億1,656万3,000円の減、率にして12.8%の減となっている。
- ・ 歳出は、支出済額7億7,437万8,000円で、前年度に比べ1億2,041万5,000円の減。率にして13.5%の減となっている。平成23年度の形式収支は1,797万円で、実質収支は1,792万円となった。
- ・ 平成23年度の整備状況としては、管渠整備として大堀補助支線汚水管路施設工事、387.5メートル及び単独事業の立神北町地区汚水管路施設43.1メートルを実施し、汚水管路延長は430.6メートルで、平成23年度末現在の汚水管路総延長は10万1,816.76メートルとなった。
- ・ 平成19年度から着手している施設の老朽化に伴う改築更新事業は、終末処理場の水処理施設の電気設備、機械設備工事を実施し、終末処理場の長寿命化計画策定調査事業を行った。当該年度工事実施区域3.7ヘクタールを新たに整備し、整備済み面積は392.6ヘクタールとなり、現認可面積408.4ヘクタールに対し、96.1%の整備率である。
- ・ 水洗化戸数は、昨年度より54戸増加し5,274戸となり、平成23年度末現在の水洗化率は85.1%である。
- ・ 現在、整備を行っている場所は、中央町と立神北町地区の下野原公民館の1本下の市道までの区域を認可をとって、今現在、整備をしている。これが大体3年を計画しており、下野原公民館から広域農道までの区間は、認可をとってから整備という計画になっている。
- ・ 平成24年度予算は、下水道事業における全体計画の見直しを計画を策定し、現在行っているが、下水道区域及び区域外の周辺地区における現況や住宅密集等の調査を行い、事業効果及び費用対効果等を見ながら、拡大、縮小等を検討し、策定していきたい。また、加えて本市の財政状況等も勘案しながら、全体的な計画の見直しを行うようにしている。
- ・ 維持管理に対する回収率は、平成16年が89.7%、17年度が90%、18年度が91.1%、19年度が96.4%、20年度が95.5%、21年度が約1.1%、22年度が約7.7%、23年度が125.6%となっている。
- ・ 公共下水道事業の2.1%減は、主に整備費における更新事業及び管路整備等の事業費の減が主な原因である。
- ・ 本市の生活排水処理の計画としては、現在、市街地及び立神地区は、公共下水道事業を導入して、汚水処理の生活排水対策が大きくなっている。
公共下水道区域外は、現在、市民生活課で合併浄化槽の設置に対する補助等をやりながら、家庭における生活排水処理の整備をやっている状況である。
- ・ 23年度初めと末の接続率の件数は、一般世帯は54戸当初よりふえて、水産加工場は1件ふえた。
- ・ 単独事業の43.1メートルは、公道に下水道管理設を行う管路施設工事である。

- ・ 供用開始済みの処理区において、未稼働の資産というのではない。

◎認定事項第6号平成23年度枕崎市立病院事業決算

○当局説明

- ・ 入院患者数は2万0,604人で、前年度より231人減、病床稼働率は1.3ポイント減の93.8%となり、外来患者数は711人減の1万7,549人、診療実日数ベースの1日平均患者数は、2.5人減の69.4人となっている。
- ・ 収益は、入院収益が3億9,546万3,632円、外来収益が1億3,853万7,877円で、入院、外来とも前年度それぞれ1,000万円程度上回り、さらに一般会計負担金として、救急医療の確保に要する経費3,629万4,000円のほか、医師確保対策に要する経費20万5,000円及び公立病院改革プランに要する経費18万1,000円が繰り入れられたことで、総収益は前年度より2,187万1,612円増の5億9,413万7,260円となった。
- ・ 費用は、看護職員増に伴う給与費のほか、病棟建替事業に伴う固定資産除却費675万5,547円及び特別損失1億2,510万0,492円があったため、前年度を1億5,011万9,077円上回る6億8,267万8,926円となった。
- ・ 平成22年度から実施している医療施設耐震化整備費補助金を活用した病棟建替事業は、車両進入路拡幅工事及び駐車場整備工事などの外構工事を含むすべてを完了するとともに、検査を充実するため有形固定資産は、CTスキャナやデジタルX線テレビシステム、デジタルX線画像システムなどの大型医療機器整備のほか、多項目自動血球計数装置などの更新を行い、さらに総務大臣表彰に伴う、財団法人地域社会振興財団の交付金を活用して訪問診療兼患者搬送車、職員研修用パソコン、研修室机類も購入した。
- ・ 主要指標である経常収支比率は、106.6%で経常利益3,655万8,826円の黒字、医業収支比率も前年度を若干下回ったものの、105.7%となったが、病棟建替事業に伴う特別損失があったため、総収支比率は87.0%で、当年度純損失8,854万1,666円の赤字決算となった。
- ・ 収益的収入及び支出の病院事業収益では、医業収益が5億8,145万1,110円で前年度より、1,971万9,080円、率にして3.5%の増となり、医業外収益は1,268万6,150円で、215万2,532円、率にして20.4%の増となっている。
- ・ 病院事業費用では、医業費用が5億4,993万2,202円で、前年度より2,324万9,440円、率にして4.4%の増、医業外費用は764万6,232円で前年度より176万9,145円、率にして30.1%の増となった。

その結果、経常収支が前年度より314万6,973円減の3,655万8,826円の黒字となったが、病棟建替事業に伴う特別損失1億2,510万0,492円を計上したため、純損益は8,854万1,666円の損失となり、7年ぶりの赤字決算となった。
- ・ 今年度の資本的収入及び支出の主な事業は、病院建替事業に伴う22年度に契約した1期工事のうち、翌年度に繰り越した事業費2億0,381万6,000円と2期工事として契約した3億1,960万1,000円の計5億2,341万7,000円となっている。
- ・ 資本的収入は、企業債が繰越施工に伴う借入分6,280万円、当年度契約に伴う借り入れ分1億8,400万円の計2億4,680万円及び医療機器整備に伴う借り入れ分、3,930万円の合計2億8,610万円となり、医療施設耐震化整備費補助金は、繰越分1億4,097万8,000円、当年度分1億2,239万7,000円の計2億6,337万5,000円。医療機器購入に伴う直営診療施設整備費繰入金、262万5,000円。財団法人地域社会振興財団の長寿社会づくりソフト事業交付金500万円。一般会計負担金190万7,000円、病棟建てかえに伴う自家発電設備新設による既存自家発電機売却代金42万円の合計5億5,942万7,000円となっている。
- ・ 資本的支出は、建設改良費としてCTスキャナなどの大型医療機器等の有形固定資産購入費、

4,873万1,077円である。

- 病棟建替事業費は、繰越施工分2億0,381万6,000円、当年度契約分3億1,960万1,000円の計5億2,341万7,000円及び企業債償還元金1,828万3,437円の合計5億9,043万1,514円で、収入額が支出額に対して不足する額3,100万4,514円は、過年度分損益勘定留保資金2,000万4,514円及び建設改良積立金1,100万円で補てんした。
- 剰余金計算書及び剰余金処分計算書については、本年度から新たな書式が定められたため、昨年度の書式と異なっている。平成22年度決算での繰越利益剰余金は、9,481万7,327円となっていたが、23年度は純損失が8,854万1,666円となったことで、当年度未処分利益剰余金は、627万5,661円となったが、純損失が発生したため、剰余金処分計算書に記載のとおり、新たな積み立て等の処分はしていない。なお、今後の財政需要に対応するため、引き続き、修繕費及び退職給与費の引き当てを行い、23年度末の修繕引当金が500万円、退職給与引当金が895万円となっている。
- 特別損失は、これまで昭和50年度、58年度に建設した古いほうの建物があったが、建設の翌年度から減価償却をずっとしてきた。ただ、平成23年度末に建物自体がすべてなくなるので、23年度中の減価償却費を除いた24年度以降の減価償却費累計額としての残高をすべて単年度で損失として計上して、財産から抹消した。
- 改革プランの策定は、平成20年度であるが、それまでの6年間、一般会計からの負担金がゼロという、異常な状況で推移していた。改革プランを策定する場合に、総務省が提示した改革ガイドラインの中では、一般会計からの所定の繰り入れをして、黒字を目途とするというかたちで出ていたが、どうしてもやはり、当時改革プランを策定するときには、まだ一般会計からの具体的な負担金の繰り出しについての明確な回答をもらえなかった。
- 平成21年度から救急医療の確保に要する経費は、それまで特別交付税として算定されていたと言われていた。特別交付税は、具体的に普通交付税と違って、幾ら算定されているかわからないという状況であったが、平成21年から、それが普通交付税に組み入れられたということで、全額、一般会計から繰り入れをしていただいている。総体的な状況で考えると、やはり職員の正規化も考えており、また経費は、建物が古くなればなるほど、いろいろな面でメンテナンスをしていかなければならない。経費が予想よりも多くなり、一般会計負担金を除くと、若干のマイナスになってきた。
- 毎年2回、市立病院の経営評価委員会を開催している。県立病院の事業管理者も経営評価委員の中に入っているが、県立病院、改革プランのあとの収支計画というものを立てていくということだったので、今議会終了後、24年度の上半期の進捗を含めたかたちでもう1回、新たに独自の収支計画というものを今年度中に作成していきたい。
- 企業会計を適用しているところは、借入金はすべて固定負債ということで計上しているが、地方公営企業の場合は、事業の内容によっては先行投資が非常に大きいために、それを固定負債にしてしまうと経営が成り立たないということで、借入資本金制度というものを導入し、これまでやってきていた。やはり今後、企業会計原則という原点に立ち返るということなので、25年度中に固定負債への移しかえを行い、26年度の予算から新たな適用になるのではないだろうか考えている。
- 診療報酬そのものがふえた理由は、それぞれ入院される方、あるいは外来で来られる方の症状によって対応が違ってくる。したがって、軽傷の方が多いときには人数はふえても収入は伸びない。診療報酬の制度で、それぞれの診療行為に対する部分であるので、診療報酬がふえてくるということは、逆にいうと、材料費の薬品費とか診療材料費もふえてくる。
特に、抗生物質等が使われたり、あるいは血液製剤関係が使われる方がたくさん入院して来られると、その分が一挙に材料費も膨らみ、収入も膨らむというようなかたちなので、あくま

でも市立病院を利用される方のその症状によって毎年変わってきて、人数と一緒に動くものではない。

- ・ D P C 自体は、急性期病床、つまり一般病床に対してしか適用がされないということである。市立病院の場合は55床のうち20床は一般病床で、急性期といっても、特定機能評価を受けた急性期ではなくて、あくまでも急性期あるいは亜急性期というかたちなので、その評価を受けていない以上、対象病院ということになり得ない。

対象病院となるためには、やはり施設基準あるいは診療録の管理体制の加算をとるなど、いろいろ細かな条件があるので、人的・物的にそこまで投資をして、20床のためのD P Cの導入をすべきかどうかということは、やはり、慎重にならざるを得ない。

- ・ D P C が導入されたのは平成16年度からで、それまでの間に、5年間10カ所の国立病院機構の中で、実際の包括医療ということの試行を行っている。その中から、16年度から本格的に実施をするということで、現在、日本中の一般病床のうちの約50%がD P C 対応の病床となっている。

しかし、22年度の総医療費が23年度決算で見ると、37兆8,000億円である。前年度に比べて3.1%増の1兆1,000億がふえているということなので、D P C 導入イコール医療費抑制にはなかなかつながらないのではないだろうかと思っている。

- ・ D P C 制度というのは、あくまでも急性期に特化した制度ということなので、例えば病名が決まった段階で入院期間というのは決定される。そうすると、入院期間が決定された、それ以上入院していたら、入院費を払えないとなれば退院してくれと言われることも出てくる可能性がある。

もう一つは、その期間を過ぎたときには、D P C の包括医療制度ではなくて、あくまでも出来高計算をすることで上乘せがされていくということなので、病院にしても、その入院される方にしても、どちらが得なのかと言われると、なかなか判断としては難しい。

- ・ 入札の最低価格は、平成21年5月に、国土交通省の建設流通政策課審議官からの通達に基づいて算定している。
- ・ 本市の最低価格制限率は、枕崎市契約規則第12条では、10分の7以上の範囲内ということで定められている。
- ・ 看護師の採用は、実際に応募者があった段階で、これまで試験をして採用をしているが、自分のレベルを向上させたい、内科ではなくて今度は外科を勉強したい、あるいは脳外科を勉強したいということで、やめていかれる方がいる。
- ・ 小児科診療は、年17~18回は何とかできるようになった。
- ・ 実際に枕崎市内の小児科を受診されて自宅に帰すのではなくて、病院でしばらく点滴あるいは酸素吸入などの必要があると思われた場合に、市立病院に相談がある。状況はとにかく脱していただいて、院長と病棟の看護師とでその後は対応するが、急変等があった場合は、いつでもその小児科の先生に連絡して、指示を仰いでいいという条件つきである。

◎認定事項第7号平成23年度枕崎市水道事業決算

○当局説明

- ・ 業務量は、平成23年度末における給水戸数は1万0,837戸、給水人口は2万0,607人で、前年度に比べて給水戸数で64戸の減、給水人口で202人の減となった。
- ・ 年間配水量は307万8,946トン、有収水量は279万7,675トンであった。前年度に比べて、配水量で1万7,329トンの増、有収水量でも3,126トンの増となった。また、有収率は90.9%となり、前年度に比べ0.4%の減となった。
- ・ 平成23年度の建設改良費の決算額は、1億0,008万9,212円となった。

- ・ 主な事業内容は、老朽管更新事業として8路線、金山橋架けかえ工事に伴う国道270号導・配水管仮設工事や大塚城戸線並びに国道225号線の配水管新設工事などを行い、配水管の新設改良を3,016メートル、導水管の改良を119メートル施工した。
- ・ 牟田尾水源地の排水弁の新設、集中監視システムの更新や、金山浄水場用吐出管の取りかえ、並びに川路排水池の排水流量計取りかえなど施設の改修を進め、災害に強い施設づくりと有収率の向上に取り組んだが、残念ながら、有収率は、前年度より0.4ポイント低い90.9%という結果であった。
- ・ 収益的収入及び支出は、税抜きで総収益4億5,682万6,537円、総費用4億1,216万7,577円で4,465万8,960円の純利益となった。これに、前年度繰越利益剰余金の1,260万2,503円を加えると、平成23年度末における未処分利益剰余金は5,726万1,463円となった。
総収益のうち、給水収益は4億4,090万1,330円で、前年度に比べ229万9,644円の増、営業外収益は前年度に比べて、119万1,592円の減となった。また総費用では、前年度に比べて営業費用が142万1,456円の減、営業外費用が178万2,108円の減で、合計で320万3,564円の減となった。
- ・ 資本的収入及び支出は、収入額1,256万8,936円に対し、支出額1億8,967万1,778円となり、差し引きで1億7,710万2,842円の不足が生じ、過年度分損益勘定留保資金1億1,738万1,963円、当年度分損益勘定留保資金5,563万2,778円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額408万8,101円で補てんした。
- ・ 未処分利益剰余金は、平成22年度の繰越利益剰余金年度末残高が、1,260万2,503円となっていたが、当年度純利益が4,465万8,960円となり、当年度未処分利益剰余金は5,726万1,463円となった。その一部を、平成23年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書（案）に記載のとおり、減債積立金と今後の建設改良に充てるための建設改良積立金に新たな積み立てをしようとするものである。
- ・ これまで剰余金は、原則、処分はできず、会計に赤字等を生じた場合は、それに充てるために、処分して構わないという決め事があった。これ以降、議会の議決を得れば、そういう処分ができることになる。本市の場合にはこれまでも原則できなかつた。これまでも処分は、議会の議決をいただいているので、今後も条例で、法令的に処分するというのではなく、議会の議決をいただいて処分していくので、本市の場合には、これまでと変わらない。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 俵積田 義 信

枕崎市議会議員 禰 占 通 男

枕崎市議会議員 畠 野 宏 之